

| | | | |
|--------|----|---|--------|
| 罐詰以外の魚 | 罐詰 | 計 | 7711 |
| 罐詰以外の魚 | 罐詰 | 計 | 31560 |
| 罐詰以外の魚 | 罐詰 | 計 | 62510 |
| 罐詰以外の魚 | 罐詰 | 計 | 471831 |
| 罐詰以外の魚 | 罐詰 | 計 | 485290 |

二、仕出地別 (一九三九—四〇年)

| 仕出地別 | 罐詰 | 鮭罐詰 | 其他の罐詰 | 生魚 | 乾魚 (鱈魚を除く) | 鹽魚 | 計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|------------|--------|--------|
| マニラ | 115011 | | | | | | 115011 |
| ビスマルク | 65595 | | | | | | 65595 |
| 支那 | 471831 | | | | | | 471831 |
| 香港 | 485290 | | | | | | 485290 |
| 印度 | 7711 | | | | | | 7711 |
| 日本 | 115011 | | | | | | 115011 |
| 蘭島 | 115011 | | | | | | 115011 |
| 新嘉坡 | 115011 | | | | | | 115011 |
| 其他 | 115011 | | | | | | 115011 |
| 計 | 115011 | 115011 | 115011 | 115011 | 115011 | 115011 | 115011 |

第十七章 鑛業

總説 鑛務行政—錫—其他の鑛産物—輸出入高—鑛業會社及鑛業會議所

第一節 總説

一 概 要

半島部にては數世紀の昔より時折採鑛が行はれてゐたが、斯業の開拓者は支那人商人なるものゝ如く、彼等は印度への往來に當り、半島の一岸へ上陸し他岸より再び就航するを常としたから、恐らく半島横斷の際偶然に錫鑛を發見し、漸次商業的探掘を見るに至つたものであらうと云はれてゐる。併し當國政府が鑛業を直接管理するに至つたのは一九世紀末で、以前は全權を地方官が僭取して採鑛權及借地權を濫許し、境界其他に關する係争が絶えず、從て斯業の發達及鑛山收入の確保を期し得なかつたが、一八九二年一月鑛山局を設立し、歐人専門家及技師を招いて組織的管理を始めた。次いで一八九八年ブーケットに、其の後ソングラー、ナコンシータムマラート、バターニー、ヤトラ (Yala)、ベトン (Betong)、スラート (Surashtra)、ランスマン (Langsuan) 及ラチャブリー諸縣に支署を置いた。一九〇一年には鑛業法を發布し、一九一八年之を修正して今日に及んでゐる。因に右局は最初農務省に屬し、後大藏省に移轉 (一八九六年) したが、一八九九—一九〇〇年に再び農務省に移管した。

此の頃より漸く歐洲鑛業家の注目を引き、一九〇七年一濠洲會社の新式浚渫採鑛開始を契機として一大進歩をなし、第一次大戰當時の好況により益々發達するに至つたが、爾後の錫市場の不況は斯業の著しき沈滞を來した爲、鑛石の買收・鑛山労働者の入國禁止・新規試掘權及採掘權の特許申請不受理等により斯業の救済に力め、更に一九三一年九月以來國

際錫限産協定に加入するに至つた。

錫限産沿革—前述の如く、泰國は年一萬噸 (錫) の恒久割當量 (輸出許可量の制限なし) を以て、一九三一年九月一日以降第二回國際錫限産協定に加入し、更に一九三四年一月初より開始された第二回國際協定に九、八〇〇噸の恒久割當量を以て加入した。此の際人民代表議會では、割當量の過少・鑛山收入の減少・協定外諸國の錫業の繁榮等諸種の理由の下に強硬な反對も見たが、泰國は鑛業及錫市場を有たず、凡て之を彼南及新嘉坡に依頼しつゝある爲、冷淡なく右協定を批准するに至つた。泰國産の錫は後述の如く、從來悉く原鑛の儘右市場に輸出するが、同業保護の見地から課税上原鑛の公定含錫率を七二%に引下げて居り、爾前は右率により錫一萬噸を割當てられたもので、第二回協定に於ける割當量の減落二百噸は含錫率を七四%として計出された結果である。但しポリビア・マライ・蘭印・ナイジェリアの輸出許可量が基準割當量の六五%に達すれば、泰國の割當量も比例的増加をなす條件を附せられた。

第二回協定は一九三六年末に満了し、泰國も翌年初より更新される新協定に再加入方を懇願されたが、泰國政府は一・八一二萬噸の恒久割當量を強硬に要求して容れられず、駐英公使他三名の委員及顧問よりなる委員會を任命して國際錫委員會と折衝せしめた結果、一九三六年一月五日の巴厘會議に於て終に最低保證量を一一、一〇〇噸とする一八、五〇〇噸の基準割當量に調印、越えて二月二六日召集の臨時議會は同日その批准案を可決すると共にこの「満足なる協商」を遂行した政府に對する感謝決議を行ひ、次いで同二八日之に基く國內錫限産法案を可決するに至つた。

二 地 質

當國地質上の主なる特長は砂岩に支へられた廣大な石灰岩層にて該層は到る處殊に南部に於て花崗岩及玄武岩の貫入により葉狀となり又は切斷されてゐる。此の貫入が不完全な鎖狀をなして大山脈の側面に連綿

する嵯峨たる丘陵となり、當國大部分の典型的風景を現出してゐる。石灰岩丘陵と共に、花崗岩貫入の結果たる片麻岩・雲母・粘板岩・片岩の層があり、一方チャンタブリー及カンブリー等には玄武岩の露頭があり、其の附近には寶石を含有する砂礫と共に硅酸岩が接續してゐる。砂岩及石灰岩の年代は古時代の泥盆紀・石炭紀系統たる舊赤砂岩のやうである。當國には活火山はないが、北部にて火山作用の兆候を見たことがある。一般的土地隆起の兆候が多分にあり、近代の貝殻を含むが海岸から遠距離の地表に露出して居り、一方昔の海岸及門洲が現今遙か内陸に散見される。中部泰は殆ど全部沖積層にて、其の北部は石灰岩層上に、中央部は海砂上に沖積してゐる。而してチャイナート、プラバート(Phraabad)又は(Bhrahmadhat)クラコン(Krahn)又は(Krahnur)等諸所には急角度に上斜せる石灰岩層を沖積層中に目撃する。東部泰全地は薄き沖積層に被はれ紅土が自由に露出した浅い盆地よりなり、石灰岩及赤砂岩の低い山脈内に圍まれてゐる。右石灰岩は石英及方解石に富み、屢砂岩の露頭がある。

錫鐵業歳入表

Table with columns: 年次 (Year), 租借料 (Rent), 封印手数料 (Seal fee), 封納手数料 (Seal deposit fee), 計 (Total). Rows list years from 1929 to 1939 with corresponding values.

單位：バーツ
出所：泰國統計年鑑

三 鐵源及鐵業地

當國の鐵源としては錫・タングステン・アンチモニー・銅・石灰・金・鐵・銀・鉛・水銀・滿地・亜鉛・ルビー・サファイア・風信子等を擧げ得るが、其中錫・タングステン・鐵及金のみが今日迄商業的に採掘されてゐる。尤も錫鐵は産業として將來を保證されてゐるが、タングステン鐵は前大戰當時タングステンの市價暴騰した際比較的大規模に採掘されたのみで、爾後は唯錫鐵の副産物として採掘されてゐるに過ぎない。最近有利なる産金事業が着手されたと言はれてゐる。

右の如く泰國の鐵業は殆ど錫業であるから、從て鐵業地は主としてその産地たる泰國半島南部の西岸即ちブーケット、ナコンシーダム、マラー、パターニーの三縣にて行はれるが、ラチャブリー縣でも錫・サファイア及風信子が商業的に採掘されてゐる。

第二節 鐵務行政

一 鐵務局

最近に至る迄農務省に土地及鐵務局があり、秘書室・地務關係の三課及鐵務局を有し、全國一箇所に主事を派遣して、地務及鐵務行政を分掌せしめてゐた。尙地方には鐵政上關係ある州・縣に鐵務主事を派して鐵政を分掌せしめてゐる。

鐵山收入の大部分は錫及鐵鐵の鐵業税にて、殘餘が借地料・手数料・農務省令により詳定されてゐる。其の中錫税は新嘉坡駐在泰國領事の報告する同市場に於ける錫の時價により、スライディングスケールにて賦課される(鐵山總收入及其の將來に就ては「財政の部」参照)。

而して政府は錫以外の鐵物資源の開發は之を急がず、自力を以て開發し得るに至る迄之を保存せんとする意向あるものゝ如く、從て未だ之が權威ある調査も行はず、外國資本に對しては極めて消極的態度を持して

あると。(本項脱稿後鐵山局は新設の工業省に屬することに成つた。)

二 鐵業法

佛曆二四六一年(一九二八年)鐵業法大要一全鐵産物は國王に屬するから、假令自己の所有地にての特許を得なければ探鐵又は探鐵をなし得ない。其の免許の種類を洗滌鐵業免狀、探鐵免狀、獨占探鐵免狀、探鐵免狀の四種とし、探鐵免狀以外は之を他人に讓渡し得ない。

(一)洗滌鐵業は空地(建物なく又は或る事業の爲人の住居することなく、其の利用に對し法律又は慣習上の制限なき土地)に行ふ鐵業にて、免狀は地方鐵山官廳に出願すれば、主務官廳より發行する。出願者は免狀下附の日より一箇年以内に指定の場所にて開業し、免狀には手数料を、營業には税金を納入するを要す。(二)探鐵免狀は所定の書式に據り、手数料と共に地方鐵山官廳に出願すべく、免狀の效力は主務官廳の裁量により一縣・一郡又は一縣下の郡内に亘る。免狀は免狀區域内の空地(他人の所有地にては所有者の許可を要す)にて、普通又は指定の探鐵法により、下附の日より滿一箇年間に、或る鐵物を探査するに利用し得る。(三)獨占探鐵免狀の出願は前者同様であるが、此の際土地の境界・廣表・隣接鐵區・位置等を細示する地圖を添附するを要す。若し境界線の開通及測量を政府に委任する時は免許下附手数料の外にその費用を前納し、自ら行ふ場合は期限を附せられる。許可面積は一件三ノライ以内にて、期限は一箇年であるが、政府は滿期後も前許可面積の半分を限り探鐵繼續を許す、又免狀下附後六箇月以内に着業せねば免狀を沒收し得る。(四)探鐵免狀は鐵山所在州内の當該地方鐵山官廳に願出づべきであるが、(五)と共に他官廳にも出願し得る。この際地圖・鐵種・探測方法を正確に記載し、下附手数料並に測量及境界に關する費用を前納する。境界線の設置及測量に關しては手續(三)と同じ。境界線を設定すれば其の旨を一五日間以上適法に公示し、異議なければ測量し境界目標を建設する。鐵區域は勅許なき限り鐵脈にては百ノライ以内、沖積層にては三百ノライ以内である。境界

日標設立後免狀下附に先立ち探鐵せんとせば暫定探鐵許可(期限六箇月)を出願し得る。探鐵免狀は國王の裁可及大臣の副署ありたる時に效力を生じ、期限は二五箇年である。探鐵權者は免狀面の規定に據り租借料を半年毎に前納し、探鐵に對しては鐵山税を納付する。探鐵には免狀面所定敷以上の常備苦力(勞務負擔は二人二ノライ以内)を使役するか又は一馬力八人の割にて機械力を代用し、鐵山課の認むる事故なき限り、一年間に半年、二年間に一年以上休業し得ない。免許者の權利は(イ)免狀中に許可せる區域内の産鐵の收得所分(他種の探鐵には大臣の許可を要す)(ロ)所轄鐵山課の許可せる鐵區内空地に於ける家屋・工場並に勞働者の食料を給する蔬菜園及牧場の設置(ハ)探鐵區域内の木材伐採(所有者あれば其の同意を要す)に限られ、土地所有權を附與しない。其の他水路の利用、廢物の遺棄・探鐵禁止區域等も詳細に規定してゐる。

尤も同法は半島のチュムボン縣以南に限り實施されて居り、其の他の地方にては、鐵業權の出願があれば政府及出願者間の特別契約に依り特許を與へる内規があるものゝ如くであるが、從來その事例を見ないといふ。

一九三一年改正法一九三一年國際錫鐵協定に加盟した結果、同年八月右鐵業法の一部を改正し同九月一日より實施した。改正の要點は鐵産物買入の免許制度を新定した點で、(一)各種鐵産物の買入をなさんとする者は豫め縣知事の免許を受け、省令に定める保證金を供託するを要し、(二)免許を受けた者がその買入營業所以外に鐵産物保管場を建てるに可許可を要し、(三)免許を受けた者又はその使用人がその營業所以外の場所にて鐵物の買入をなすにも別に寫眞貼付の副免許狀の下附を受け之を所持しなければならぬことゝしてゐる。尙同時に省令を公布して、各種免許交附手数料(一)鐵産物買入業免許一〇〇バーツ(二)鐵産物保管場許可二〇バーツ(三)買入副免許五バーツ(四)鐵産物買入業免許に對する保證金五〇〇バーツと定めてゐる。

一九三六年改正法一更に前記鐵業法の一部を改正し、各鐵山に一人の

技師を必要とする規定を改めて、專屬技師を不要とし、特定の水路に限り錫洗滌物の流棄を許した。

錫限産法一九三一年八月國內錫限産法及之に附隨する省令を公布して同九月一日より實施し、爾後一九三二年五月、一九三六年一月二部一の改正を行つた。同法によると右鑛業權を有する者も別に探鑛・販賣・輸出をなす特許を要し、其の探鑛に關しては農務大臣の指定する査定委員會に於て、各當業者の申告する營業規模に基き其の六箇月毎に探鑛し得べき錫量の割當を査定する。又輸出に關しては鑛産物買入業免許を受けたる者が錫を輸出するには、五日前に鑛務局にその輸出量を申告し、之が輸出港稅關の検査を受けた後輸出許可され、探鑛權者が輸出を行ふには豫め鑛務局に輸出業者として登録の上右手續を行ふこととしてゐる。

第三節 錫

一 産地

當國の錫鑛業は泰國半島部に限られてゐる。就中半島西岸のブーケットは最も重要にて、總産量の七割を供給してゐる。ブーケット島は以前は斯業の中心地をなしたが、既にその全盛期を越え、産量は漸減しつつある。然し數層の貴重な鑛層が今尙殘存してゐることば傳知されてゐる。同縣に亞いで半島東岸のナコンシータムマラート縣があり、一九二六―七年の錫好況時には盛に試掘が行はれた結果、新たに淺濼及水力法による鑛山が數山開業されるに至り、産量は漸増しつつある。之に亞ぐ重要産地たるバタニー縣は、今日尙甚だ有利な鑛業地をなしてゐない。蓋し錫層への接近困難な點に主因するもので、同地方は土地の起伏及山嶽に富み道路の便を缺いてゐるから、從來試掘は近接容易な土地に限り行はれる有様であつた。最近縣下のヤーラ(Yala)郡で鑛脈及碎層鑛床よりなる一大鑛體が系統的に顯示されたが、右は從來發見された

三 産量

國際錫限産協定と泰國との關係に就て見るに、第一次該協定が出來たのは一九三一年三月であるが、泰國が之に加入したのは同年九月である。一九二九年米國に起つた經濟恐慌は錫價にも甚大な影響を與へ、同

錫層中最大最富なものであることを立證するものと主張されてゐる。この性質の層は恐らく全縣下の鑛業に相當な變革を齎らし、將來主要産錫國としての泰國の地位に著しい改變を生ずるであらう。北上して半島頭部のラチャブリー縣にも産錫地が點在し、一九二三―四年以來少量の産量を見るが、將來大なる發展をなす見込は薄い。

二 採鑛法

(一) 淺濼法—環鎖に鐵桶を連結して淺濼する方法で、一九〇七年 Tung-lah Harbour Tin Dredging Co. が本法を創用して、泰國の鑛業史に一大變化を來したことは前述の如くである。この採鑛法は東南アジア最初のもので、その成功を見るに及び各社が競つて本法を採用した爲、現今約六八臺が國內で作業して居り、この他數地で官許あり次第之を採用する用意を有してゐる。(二) 狸掘り—カラン(含錫地層)に達する迄上層を剥ぎ取り、カラン洗滌して探鑛する方法である。(三) 流鑛法—水溝に鑛を含有する泥を壞きて落し、之を攪拌する時は、泥は流下され鑛のみが沈澱する簡易採鑛法である。(四) 砂礫吸上法—前者の改良法にて、ノツズルにて放射した水の壓力又は手力にてカランを壞き、砂礫吸上ポンプで之を流鑛槽に吸上げる法、甚だ迅速且つ經濟的で支那人探鑛者の好んで採用する方法である。(五) 點坑探鑛法—表土を剝取する事なく地下作業にてカランを採取する法である。(六) 水力法—壓水を以て土地を壞き之を桶に導いて洗滌し、錫を分取する方法で、マライ半島に盛である。(七) 梳掛法—淺鑛に砂礫と水を入れて搖り、錫を分取する方法である。

年の平均價格は前年より六二磅安の二二七磅となり、同年末には一七〇磅に迄墜落した。茲に於て世界錫産額の過半を占めて高利潤を得てゐた英國資本は狼狽して對策に乗り出し、マライ・ナイジェリア・泰國・濠洲等の英國系業者を糾合し、一九二九年九月錫生産者聯合會を組織した。本會は世界錫總産額の三分の一餘りを包括するものであつたが、英國系生産者のみの任意的限産計畫に止り、満足な効果を擧げ得なかつた。從て世界的規模を以て各國政府の協力に依る強制的限産を行ふ必要を感じ、主要錫會社の代表者及四大錫産國(マライ聯邦・ボリビア・蘭印・ナイジェリア)の政府代表者を以て國際錫會議を開催し、一九二九年の生産高を基礎として計算せる輸出割當に依る制限案を提出し、一九三一年二月倫敦に開催された會議で遂に協定成立を見るに至つた。この協定成立直後錫價は一時一二五磅迄昂騰したが、多量のストックの滞積・世界的需要の減退・密輸出等のためにその後市價の足取りは常に軟調で同年五月一〇二磅六片と云ふ底値に達した。之が原因としては右の外協定不參加國たる泰國・ビルマ・濠洲・支那等に於ける増産氣配が與つてゐた。就中一九三〇年に一萬七千噸以上を生産して世界第四の錫産國たる泰國の存在は最も強く市場を壓迫した。由つて一九三一年六月以降更に限産の方針

錫鑛生産高・輸出高及純錫平均價格推移表

Table with columns for Year (年次), Production (生産高), and Price (價格). It includes sub-sections for 'Tin Production' (錫鑛生産高) and 'Tin Export' (錫鑛輸出高), with further breakdowns into 'Shallow Dredging' (淺濼法) and 'Other Methods' (其他の方法). The table shows data from 1929 to 1936, with values in thousands of tons and prices in pounds.

| | | | | | |
|------|---------|--------|--------|---------|---------|
| 一九三六 | 147,001 | 21,667 | 30,869 | 333,106 | 30,869 |
| 一九三七 | 131,871 | 23,479 | 32,540 | 233,776 | 32,540 |
| 一九三八 | 106,418 | 15,187 | 25,801 | 254,737 | 25,801 |
| 一九三九 | 100,000 | | | 238,033 | 238,033 |

各地方鑛山局別錫鑛年生產・輸出高表

單位：ピケル
出所：泰國統計年鑑

| 年次 | 生産高 | | 輸出高 | | 生産高 | | 輸出高 | |
|------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 浚渫法 | 其他方法計 | 浚渫法 | 其他方法計 | 浚渫法 | 其他方法計 | 浚渫法 | 其他方法計 |
| 一九三六 | 28,099 | 26,867 | 7,948 | 34,033 | 5,411 | 36,150 | 5,411 | 34,739 |
| 一九三七 | 33,171 | 26,330 | 8,154 | 31,325 | 6,944 | 34,999 | 6,944 | 31,055 |
| 一九三八 | 33,171 | 31,000 | 8,154 | 41,125 | 6,944 | 34,999 | 6,944 | 31,055 |
| 一九三九 | 33,171 | 31,000 | 8,154 | 41,125 | 6,944 | 34,999 | 6,944 | 31,055 |
| 一九三六 | 45,633 | 7,510 | 4,517 | 53,150 | 2,869 | 55,015 | 2,869 | 52,146 |
| 一九三七 | 53,551 | 9,311 | 6,267 | 62,818 | 3,733 | 66,551 | 3,733 | 62,818 |
| 一九三八 | 40,841 | 11,018 | 5,187 | 57,028 | 3,330 | 60,398 | 3,330 | 57,068 |
| 一九三九 | 40,841 | 11,018 | 5,187 | 57,028 | 3,330 | 60,398 | 3,330 | 57,068 |
| 一九三六 | 13,685 | 5,900 | 1,915 | 21,581 | 5,715 | 27,296 | 5,715 | 21,581 |
| 一九三七 | 18,180 | 5,551 | 2,271 | 25,901 | 7,755 | 33,656 | 7,755 | 25,901 |
| 一九三八 | 14,001 | 7,701 | 2,704 | 24,406 | 10,088 | 34,494 | 15,332 | 19,162 |
| 一九三九 | 14,001 | 7,701 | 2,704 | 24,406 | 10,088 | 34,494 | 15,332 | 19,162 |
| 一九三六 | 8,945 | 10,493 | 2,937 | 18,375 | 5,210 | 23,585 | 5,210 | 18,375 |
| 一九三七 | 7,895 | 10,493 | 2,937 | 18,375 | 5,210 | 23,585 | 5,210 | 18,375 |
| 一九三八 | 7,340 | 10,493 | 2,937 | 18,375 | 5,210 | 23,585 | 5,210 | 18,375 |
| 一九三九 | 7,340 | 10,493 | 2,937 | 18,375 | 5,210 | 23,585 | 5,210 | 18,375 |
| 一九三六 | 5,945 | 10,493 | 2,937 | 18,375 | 5,210 | 23,585 | 5,210 | 18,375 |
| 一九三七 | 5,945 | 10,493 | 2,937 | 18,375 | 5,210 | 23,585 | 5,210 | 18,375 |
| 一九三八 | 5,945 | 10,493 | 2,937 | 18,375 | 5,210 | 23,585 | 5,210 | 18,375 |
| 一九三九 | 5,945 | 10,493 | 2,937 | 18,375 | 5,210 | 23,585 | 5,210 | 18,375 |

(註) 是等輸出數字は地方官衙作成の積出量を表はしその内若干は其他の果地産の錫石をも含んでゐる。

錫鑛生産高表

單位：ピケル
出所：泰國統計年鑑

| 年次 | 採鑛別 | | 計 |
|------|--------|--------|--------|
| | 浚渫 | 其他 | |
| 一九三四 | 14,885 | 10,493 | 25,378 |
| 一九三五 | 13,561 | 10,136 | 23,697 |
| 一九三六 | 14,001 | 11,687 | 25,688 |
| 一九三七 | 13,171 | 13,497 | 26,668 |
| 一九三八 | 11,841 | 14,187 | 26,028 |
| 一九三九 | 11,841 | 14,187 | 26,028 |

錫鑛業より見たる泰國の世界的地位 出所：國際鑛業統計年鑑

| 摘要 | 一九三六 | 一九三七 | 一九三八 | 一九三九 | 一九四〇 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 世界 (千噸) | 1,390 | 1,130 | 1,140 | 1,140 | 1,140 |
| アジア (千噸) | 910 | 1,107 | 1,530 | 1,067 | 1,190 |
| 泰國 (千噸) | 91 | 70 | 76 | 91 | 96 |

四錫市場

鑛鑛業者は各錫鑛業中心地に代理商を有して原鑛を買集する。其の他仲買人が居り、時には鑛業者に前貸しをなして買占を行ふ。其の主なる

錫及錫鑛輸出高表

出所：泰國貿易海運年報

| 品別 | 連年對照 | |
|----|-----------|-----------|
| | 一九三五—一六 | 一九三六—一七 |
| 錫 | 1,001 | 1,936 |
| 錫鑛 | 1,117,471 | 3,076,633 |
| 錫 | 1,117,471 | 3,076,633 |
| 錫鑛 | 1,117,471 | 3,076,633 |

ものは Straits Trading Co, Ltd. 及 Eastern Smelting Co. にて、前者は新嘉坡に本店を、ブリーケット其他諸所に支店を持ち、後者は其の工場を彼南に、トンソン及ブリーケットに代理店を有してゐる。泰國は國內に鑛鑛業を有せず、産鑛は全部原鑛の儘輸出される。以前は悉く彼南及新嘉坡へ輸出されたが、最近は其他の諸地、殊に日本へ少量の輸出を見るに至つた。

政府は限産上錫鑛の輸出港には輸出地として左の五箇所を指定し、輸出許可證を有しない者よりの買入を嚴禁してゐる。

(一) トンソン驛(カンタン港) トンソン以北及以西の産錫三千噸(前同限産協定に基く割當量、以下同じ)が出廻り、同地に本店を有する葉賢才及福英公司の代理店)の二天仲買商の手にてカンタン港へ陸送、同港より海路彼南へ積送する。

(二) ブリーケット港 同島産錫二千五百噸を輸出。

(三) ハートヤイ驛 同地及サタン附近の産錫二千噸を葉賢才公司、珍美公司の仲買商により輸出。

(四) パターニー港 同地ヤイラ、タンジョンマス附近の産錫を和源等の仲買商により集め、之を新嘉坡に積出。

(五) ソンクラート港 同港附近の産錫八百噸を集散。

泰國... 鑛業

泰國……鑛業

計
ビクトル

11,317,462
11,317,462

11,317,462

11,317,462

11,317,462

仕向地別錫鑛輸出價額

價額單位：バーツ

仕向地別

一九三五—六

一九三六—七

一九三七—八

一九三八—九

一九三九—四〇

彼南
新嘉坡
日 本
獨逸・丁抹・瑞典
英國・米國・マライ諸州・香港

11,317,462
11,317,462
11,317,462
11,317,462
11,317,462

11,317,462
11,317,462
11,317,462
11,317,462
11,317,462

11,317,462
11,317,462
11,317,462
11,317,462
11,317,462

(備考) 錫は悉く精練のため彼南に仕向けられる。

仕 出 港 別 (一九三九—四〇年)

盤 谷 ナコンシタ プーケット 計

錫鑛
ビクトル 1,612,111
1,612,111
1,612,111
1,612,111
1,612,111

さて錫鑛石採掘権並に投資關係を見るに、現在の處全錫鑛山の七割乃至七割五分は英資本下になり、殘餘二割五分乃至三割が華僑及泰國人の經營下にある。而も此の二割五分乃至三割の錫鑛石さへも華僑の組合組織を通じて、全部英人に買上げられ、彼南・新嘉坡へ輸送されてみると云ふ有様で、錫鑛業に關する限り、全く英國資本下にある。泰國政府は斯かる重要な資源が外國資本によつて、その利益を壟斷する事を是正すべく、外人に對する新錫鑛採掘不許可、既存採掘権の

滿期權の滿期の契約更新取止等種々なる方法を探つて錫鑛業の官營を企圖してゐる。尙、近時我が三菱鑛業株式會社はバンナに於て錫鑛山を買收して採掘を行ひ、小規模乍ら錫鑛の採取を行つてゐる。南洋鑛業株式會社もナコンシタムマラート縣に於て英人所有のものを買收して採掘を經營してゐる。

五 用途・消費

錫鑛石の需要は極めて廣範圍に亘り、現代重工業資材として缺くべからざるものとして重きをなすに至つた。殊に其の用途は、先づ廣義國防の見地から言へば、軍需資材と見ることが出来るので、戦時下の我が國の立場としても、斯かる資源地の確保は最も重視せねばならぬ處であらう。尙平和産業に屬すべき用途として、國際錫委員會の推定による用途を表示すれば次の如くである。

第四節 其他の鑛産物

一 金

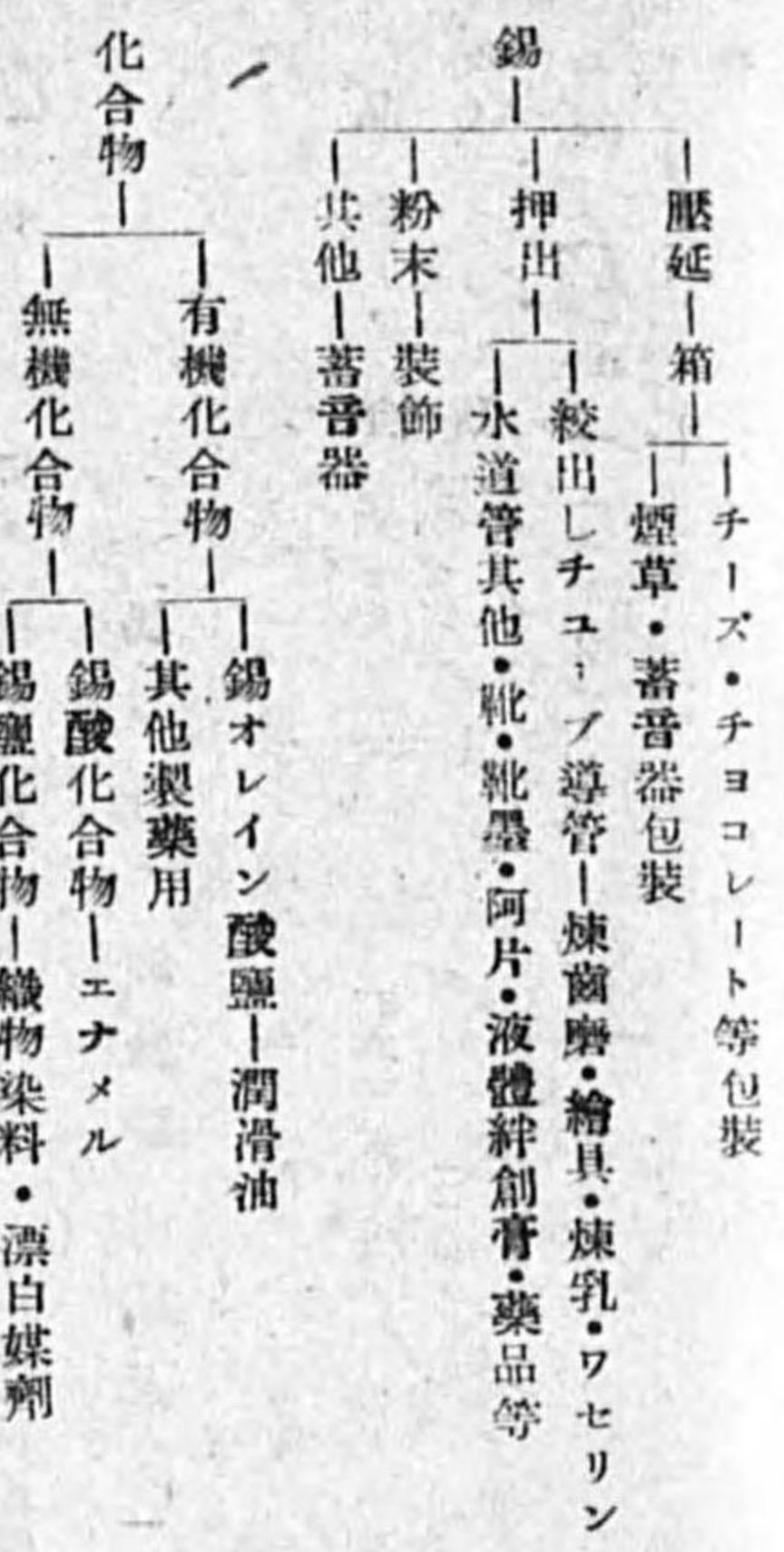
錫に亞ぐ鑛源で、泰國人が建築其他の美術工藝に金を充用せる點より泰國人は古來金を豐産したものと想はれるが、鑛業としては尙初期にあり、支那人及泰國人により全國諸所の河床を洗滌して餘暇的に小規模採取が行はれるに過ぎない。以前歐洲人會社が Tonoh, Bangaphan, Watana, Kabin 等に大資本を投じて採金を企圖したが失敗し、ベチャブーンのロマサク及ロプリーの Pu Kirin にも小資本を投ぜられたが失敗に歸した。其の原因は鑛源の貧弱よりも寧ろ事業管理の失敗にあるものゝ如くである。トモにては沖積層は殆ど採取されたが鑛脈もあり支那人が之を採掘してゐる。然し近年一佛國シンチケートがバタニーの Iakho で採金の特許を受け、高費を以て難作業を行つてゐるが、金は甚だ豊富且つ廣大なるものゝ如くであるが、未だ判然してゐない。

二 銅

バンパーチー連絡線—コラート間の Chantuk, Kaheng, Phra 及ロプリー等に銅脈があり、品位相當に高く、永年地方民が採掘してゐるが、現今尙試掘期にあり、市況と相俟て有望なる企業をなすものと期待されてゐる。嘗て丁抹資本家がチャントウクの銅山を採掘して失敗した事がある。

三 ウォルフラム

歐洲大戰當時、ナコンシタムマラート及サムイ島に優秀なる鑛床が発見されたが、戦後市價暴落の爲斯業は休止され、最近はプーケット及ソクラー地方で錫採掘の副産物として採取されるに過ぎず、その産量も些少である。



以上之を産業別に見れば、今日の處錫鑛工業がブリキ及白鐵を多量に使用してゐる點では錫消費の第一位を占むると云ふのである。而して之を又國別消費の點より見れば、米國が第一で世界生産の四六%を占むると云ふ泰國領錫鑛に、米國が如何に垂涎措く能はざるものであるかを知るとに難くない。此の點よりみて、錫鑛資源の確保は燃料界に於ける石油の確保に匹敵するもので、其の生産國は工業振興上、非常に有利なる地位にあるものである。現在に於けるマライ、蘭印の錫鑛床の生命如何は、同領經濟に至大の關係を有するものであるが、其の埋藏量につき未だ信憑するに足る調査はない。現在、可能採掘量百萬噸説を妥當とするなれば、今日の消費料に割當て計算して見ると、今後十箇年で資源涸渇に直面するだらうと言はれてゐる。勿論新鑛發見が次々に行けるなれば其の憂はなからうが、マライに至つては可なりに行届き發掘されて居ると謂へよう。此の點半島部泰に至つては大部分が未だ死藏されて居るだけに前途洋々たる觀がある。

四 鉛

泰國の半島部ヤラ縣に錫と結合して存在し、水選法で分離し難いので地方にて鎔鑄して一種の白鉛とし、鉛及錫の含有歩合に依て五品等に分類する。カンブリー其の他にも方鉛礦をなす錫(少量の銀を含有)が存在するが、商業的規模の採掘を見ない。併し好況となれば恐らく有利なる投資事業となるべく期待されてゐる。

五 水鉛鑛・鐵鑛

最近チャンタブリー縣の水鉛鑛に對する採掘權が下附されたが、大戰後特別の需要は杜絶し、市價も低落して生産費を償ひ得ざるに至つた。赤鐵鑛・チタン鐵鑛及磁鐵鑛が全國に弘く分布してゐるが、鎔鑄用炭がない爲大規模の産出を見ず、僅に地方消費を充すに過ぎぬ。

六 石 炭

次に石炭は半島部のクラビーの炭層調査に投資された事があるが、有望ならざる爲放棄された。トラーン縣及東隣のスラート縣の炭層は、一九二〇年政府援助の下に資本金二百萬バーツにて設立された暹羅炭業會社が採掘したが、産炭は惡質の褐炭にて、同社は一九二七年四月解散

した。

七 寶石

ルビー・サファイア・ジルコン(泰ダイア)等を産出する。一九〇七年にパツタンパンの Pailin 地方を佛國に割讓してより、泰國の寶石鑛業は重要性を失つたが、併し尙少量の寶石が其の隣地 Khat 及チャンタブリーに産出され、粗製の儘輸出される。一九二一年カンブリー縣にサファイア含有系統が発見され、同時に勅令を發して寶石にも亦一九一九年の鑛業法を適用する事とし、特別施行細則を設け、數件の右系統採掘權の出願を受理した。一九二八年には寶石採取權が二件あつたが、其の成功は寶石鑛業を急に勃興させ、次年には更に三件の下附を見た。カンブリーにては數箇の形質共に最優良なる寶石が発見され、同地方の斯業も非常な活況を呈した。

第五節 輸出入高

一 輸出高

錫以外の鐵物輸出高は左の如くである。

| 品別・年次 | 一九三五—六 | 一九三六—七 | 一九三七—八 | 一九三八—九 | 一九三九—四〇 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|---------|
| ウオルフラム鐵(ビクトル) | 11,240 | 14,201 | 3,564 | 5,023 | 5,111 |
| ルビー(カトセ) | 11,240 | 10,212 | 2,620 | 3,564 | 3,070 |
| サファイア(同右) | 11,240 | 1,216 | 4,160 | 1,011 | 1,216 |
| 寶石計(バーツ) | 4,603 | 9,945 | 11,701 | 8,143 | 6,98 |

出所：泰國貿易海運年報

二、仕向地別

| 品別 | 一九三〇年 | 一九三一年 | 一九三二年 | 一九三三年 | 一九三四年 | 一九三五年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ウオルフラム鐵(ビクトル) | 1,935 | 1,935 | 1,935 | 1,935 | 1,935 | 1,935 |
| ルビー(カトセ) | 1,935 | 1,935 | 1,935 | 1,935 | 1,935 | 1,935 |
| サファイア(同右) | 1,935 | 1,935 | 1,935 | 1,935 | 1,935 | 1,935 |

二 輸入高

鐵產物輸入高表

出所：同前表

| 品別・年次 | 一九三五—六 | 一九三六—七 | 一九三七—八 | 一九三八—九 | 一九三九—四〇 |
|--------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|
| 銅 | 2,399,850 | 1,156,800 | 3,170,920 | 1,571,820 | 2,558,110 |
| アルミニウム | 9,271,200 | 6,020,000 | 11,111,100 | 6,637,000 | 13,822,500 |
| 錫 | 1,110,000 | 4,868,900 | 5,210,500 | 1,817,100 | 9,395,500 |
| 鐵 | 1,110,000 | 9,857,600 | 9,857,600 | 9,857,600 | 10,112,500 |
| ニッケル | 1,110,000 | 1,110,000 | 1,110,000 | 1,110,000 | 1,110,000 |
| 鉛 | 1,110,000 | 1,110,000 | 1,110,000 | 1,110,000 | 1,110,000 |
| 亜鉛 | 1,110,000 | 1,110,000 | 1,110,000 | 1,110,000 | 1,110,000 |
| 其他 | 1,110,000 | 1,110,000 | 1,110,000 | 1,110,000 | 1,110,000 |

泰國...鐵業

| | | | | | |
|---|--------|-------------|-------------|--|-------------------|
| ★ (Pong Mine) | 鑛山 | 英 | 1,000,000 磅 | 液 法 | Takapa, Thailand. |
| パングァー 錫液 鑛會社 (Pangai Tin Dredging, Ltd.) | 英 (聯邦) | 1,000,000 磅 | 液 法 | 鑛山事務所 Pangai, W. Thailand | |
| ランゲン 錫探 鑛會社 (Rangeng Tin No. Liability, Thailand) | 英 | 1,150,000 磅 | 液 法 | Phuket, West Coast of Thailand | |
| ラテント盆地錫液 鑛會社 (Latent Basin Tin Dredging Co., Ltd.) | 英 | 1,100,000 磅 | 液 法 | Sichon, South Thailand | |
| レンガ 錫探 鑛會社 (Rengong Valley Mining Co., Ltd.) | 英 | 1,100,000 磅 | 液 法 | 郵便宛名 Rengong, Thailand | |
| レンガ 合同錫液 鑛會社 (Rengong Consolidated Tin Dredging Co., Ltd.) | 英 (聯邦) | 1,100,000 磅 | 液 法 | 郵便宛名 Rengong, Thailand | |
| ロンボ 錫探 鑛會社 (Rompon Tin, N. L.) | 英 (聯邦) | 1,100,000 磅 | 液 法 | 鑛山事務所 Rompon, South Thailand | |
| サンプラ 錫探 鑛會社 (Satupulo No. Liability) | 英 | 1,100,000 磅 | 液 法 | 本店—倫敦 Ngow Estate, Rengong, Takapa (West Coast of Thailand) | |
| タナパ 錫液 鑛會社 (Takapa Valley Tin Dredging, N. L.) | 英 (聯邦) | 1,200,000 磅 | 液 法 | 郵便宛名 Takapa, Western Thailand. | |
| タラ 錫液 鑛會社 (Talerig Tin Dredging, Ltd.) | 英 | 1,100,000 磅 | 液 法 | 郵便宛名 Rompon, Southern Thailand. | |
| トンカー 合同錫會社 (Tongkah Compound No. 4 N. L.) | 英 (聯邦) | 1,100,000 磅 | 液 法 | 本店—メルボルン 鑛山事務所 Takapa, West Thailand, via Penang, S. S. | |
| トンカハ 錫液 鑛會社 | 英 (聯邦) | 1,100,000 磅 | 液 法 | Tongkah Harbour, Phuket, W. Thailand. Rompon, S. Thailand. | |

二 鑛業會議所

當國にて従業せる錫會社約二五社(拂込資本總額五千萬バーツ)は、一九二八年半島部トソンの泰國商業銀行支店に泰國鑛業會議所なる一協會(No. 551, Corner Bannoh & Chakrapetch Roadに在る)を組織した。其の目的は當國鑛業界の利益の保護増進にあり、爲に主務官廳との連絡を密接にし、鑛業報告を蒐集・分類・頒布し、鑛業諸問題を審議し、當國鑛業に影響ある法制其の他を立案又は討究し他協會と鑛業報告を交換する。同所は年々會頭及副會頭各一名の外五名の議員を選挙し、月一回以上會合して會議を開く。

第十八章 工業

第一節 總 說

泰國の經濟に於て工業の占むる位置は頗る貧弱である。一九三七年の國勢調査に於て工業労働者として記録されたものは一二九、九五四人、(即ち全職業人口の一・九〇%に過ぎず)其他の職人及手工業者として記録されたものも加へても精々三%以下に過ぎない状態であつて、而もその大半は支那人・印度人其他の外國人である。泰國の主要天産物の簡易な加工業として一般に普及してゐるものを挙げれば、夫々精米・製材・製鹽・染色・機械・籠細工・漆細工・マット製造・陶器製造業等であるが、以上の中精米・製材業を除いては殆ど企業と言ひ得べきものはない。泰國に工業の興らない原因として挙げられるのは、(イ)一般住民に科學的知識乏しく、労働能率上らず、職工の賃金が割高であること (ロ)資本の缺乏せること (ハ)國內に石炭の産出なく、電力も少く、頗る高價であること (ニ)國內交通不便で、鐵道運賃・沿岸航路運賃共に高率なること (ホ)國內物産單調にして、加工原料少きこと等である。尤も立憲革命以後政府は此の方面にも相當の關心を呈示して居り、國內産業の育成保護の色彩を帯びるに至つたことは注目し得る處であつて、先づ歐洲資本に依て石鹼製造を手始めに燐寸製造及煙草製造が盤谷で工業化され、次いで泰國資本に依てビール會社が一九三四年から作業を開始した。更に軍隊用布地の製造の爲紡績及織物工場及製紙會社が創設され、一九三六年には資本金百萬バーツの製糖會社が設立されるに至つた。是等の近代工業は何

れも政府の後援又は資金融通を背景として成立したものであるが、然し總て未だ小規模のものばかりであつて、今後如何なる程度の發展を示し得るかは未知數に屬する。

泰國民は緻密なる業務を嫌ふ爲工業労働者は多く華僑で、過般來教次に互り輸入關稅引上を行ひ漸く工業獎勵を企圖するに至つた一斑を窺ひ得られるが、今日工業尙幼稚にして勞資の争議もなく、從て何等工業に關する法律又は施設を見ない。尙工業助成機關としては盤谷に美術工藝學校を置く外、地方小工業の發達助成の爲時折品評會等が催される程度のものである。

第二節 精米業

一 概 要

米作は當國産業の大宗を爲すを以て自然精米業は最も發達普及し、盤谷と地方とを問はず聳立する煙突は殆ど精米所にて、精米業は當國唯一の工業たるの觀がある。一八八五年盤谷のチャオプラヤー河岸に創設された蒸氣精米所(同所は一九一八年火災にて燒失)を嚆矢として爾後續々建設され、一時盤谷は精米業を獨占してゐたが、輓近の鐵道及道路の發達は地方精米業の發達を促進し、現今精米工場は、全國に約九百箇所、盤谷を中心とするもの約六十數箇所に及んでゐる。當國精米所は唯に工業上重要なもののみならず、輸出米の殆ど全部を加工し、在盤精米所の如きは更に新嘉坡及香港の支店又は米商と連絡して精米の大部分を自ら輸出し、之が決済の爲輸入する雜貨は總輸入の半に近く、而も原料穀の買付手段として金融をも兼營する有様にて、其の影響は實に廣汎に及んでゐる。

二 精米業者及従業員

在盤精米所(泰國政府出資の泰國米穀會社一九三九年設立を除き)の多くは組合組織にて、從來その大部分は所有者經營者共に支那人で、第

一次大戰後當國官邊及泰國人有力者も之に投資する者を生じたが、其の經營者は殆ど支那人であつた。大工場では歐人技師を使用するが、其他の雇用者は殆ど支那人であつて、穀及米の積入積出に携はる苦力も凡て支那人、原料穀の仲買人も亦支那人にて、當國輸出米は生産を泰國人に委ねる外は殆ど支那人の手にて取扱はれる。併し支那人は斯業を甚だしく投機視するものゝ如く、破産・休業・經營者の更迭等當然の如く行はれてゐる。

最近支那事變を契機として泰國米穀會社の成立を見るに至つた。既に「農業の部」に於て詳述した如く、此の事變によつて泰國の主要物産たる米の輸出に於る從來の上得意日本に對し、華僑精米工場は一齊にボイコットしたのである。從て困るのは日本より泰國自體である様な結果を生じ、當時泰國政府は日本資本を導入して、國營の精米工場で起業せんとした噂もあつたが、遂に成立を見るに至らなかつた。此處に於てか泰國政府は、半官半民の合同出資に依る國策會社—泰國米穀會社(The Thai Rice Co., Ltd.)を設立した。而して同社は獨自の立場に於て農家直接に穀の買付・精米並に販賣、更に進んで海外輸出をも自ら行ひ、以後華僑による取次仲介を一齊に排除し、農民の保護に當り、積極的に從來仲買人たる精米業經營の惡風を一掃する意圖に出たものである。現在盤谷に十二箇所(舊華僑經營の精米所買收若くは銀行抵當流れ)の精米工場を買收して自ら經營するに至つた。

三 工場設備

在盤精米所は當市の上下五哩に亘つて河岸又は堀割沿ひに建設され、工場及幾棟かの倉庫の外、工場の前には木造棧橋を、倉庫の周圍にはコンクリートの穀工場を備へ、凡て木造・亜鉛板葺にて、工場は四階乃至五階建とする。其の最上層に揚げられた穀は、自己の重量にて精米機を滑りつゝ最下層に下降し精米となる。その諸工程を簡述すれば、次の如くである。(一)除塵裝置 工場に搬入された穀は篩機に掛けて土砂其他の

雜物を取り、扇風機にて塵埃を吹き去り、秤量して脱穀機に入れる。(二)脱穀裝置 直徑約五呎の一對の鑄鐵圓盤にて、其の相對向する各面には金剛砂及セメントの混合物を塗布し、上盤を固定して下盤を急回轉し、穀は其の間隙にて脱穀される。(三)風選裝置 分離器及風選器を以て粗穀を除き完粒(玄米)及碎米を分離する。(四)磨穀裝置 表面を金剛砂及セメント(又はゴム細線)にて被覆し、急回轉をなす獨樂樣圓筒を多少接觸する様安置蓋圓に嵌入れたもので、其の間隙にて玄米磨精する。斯くして生ずる完粒及碎粒は篩仕掛にて、大小により各別所に流出する様裝置され、樋口にて一定量毎にガンニー袋に填充される。この完粒は即ち商品用の白米にて、碎粒は副産物たる白碎米及白粉米である。

四 能力・動力及燃料

從來泰國に於る各精米工場の生産能力は、一日二五〇噸見當が最大級に屬するものと云はれてゐて、其他百噸程度のものが大部分である。但し地方のものには二、三の工場を除き多くは五噸乃至一〇噸程度のもので全國八百餘を數へるが、我が國各市町村に見る米屋等で使用せる小機械は未だ此の國には見當らない。

盤谷に於る各精米工場の總能力を發揮するときは、一日一萬噸と見做されてゐるが、今假に其の八割(八千噸)の能率があるものと見積り計算すれば、一箇年二百五十日間運轉するものとして、計二百萬噸を精米し得ることとなる。其他の地方に於ける精米高を加ふれば、國內需要は充される譯である。而して前記泰國米穀會社の經營になる精米所一日の能力を百噸として現在十二箇所に於て一日千二百噸を精米するとすれば、一箇年二百五十日として、全精米高は二十七萬噸となる計算である。

使用動力は蒸氣・發動機・電力に仰いでゐる。地方精米所は凡て蒸氣及發動機にて運轉されてゐるが、盤谷にては電力によるものが少數ある。燃料には凡て粗穀を用ひる(現在電力會社・セメント會社等多數の工場にても粗穀を燃料としてゐる)。

尙之に對する投資額を窺知することは困難であるが、在盤精米所は能力一噸當り平均二千バーツ内外の固定資本を要するといふ。在盤主要精米所を擧ぐれば次の如し。

在盤谷主要精米所表

出所：盤谷及泰國人名錄

| 番號 | 精米所名 | 所在地 |
|----|---------------------------------|---------------------|
| 1 | Thye Seng Hong | West Bank (Paklat) |
| 2 | Thye Guan Hong | " |
| 3 | Guan Heng Thye | " |
| 4 | Thai Rice Co., Ltd, Mill No. 1 | " |
| 5 | " | " |
| 6 | " | " |
| 7 | Seng Chiang Thye | " |
| 8 | Siang Hoa Long | " |
| 9 | Thai Rice Co., Ltd, Mill No. 6 | (Klong Daokanong) |
| 10 | " | " |
| 11 | " | " |
| 12 | " | " |
| 13 | " | " |
| 14 | " | " |
| 15 | " | " |
| 16 | " | " |
| 17 | Wang Lee Mill No. 1 | " |
| 18 | " No. 2 | " |
| 19 | " No. 3 | " |
| 20 | Li Tit Guan (舊機は移轉した) | " |
| 21 | East Asiatic Co., Ltd's Mill | " |
| 22 | Nee Hong | " |
| 23 | Thai Rice Co., Ltd, Mill No. 19 | " |
| 24 | Kiang Siri | (Klong Bang Lanang) |
| 25 | Hah Heng Huat | " |

| | | | |
|----|--------------------------|---|-----------------------------|
| 26 | Chit Samrun | " | " |
| 27 | Sae Lee | " | " |
| 28 | Hoa Heng Chan Sin Lang | " | " |
| 29 | Long Heng Chan | " | " |
| 30 | Lee Heng Chan | " | " |
| 31 | Hua Heng Chan | " | " |
| 32 | Hoa Heng Lee | " | " |
| 33 | Liang Huat Lee | " | (Bang Bua Thong) |
| 34 | Liang Seng Lee | " | East Bank (Klong Prakanong) |
| 35 | Yong Hong Seng | " | " |
| 36 | Hua Lee Huat | " | " |
| 37 | Heng Chia | " | " |
| 38 | Gong Soon Hong | " | " |
| 39 | Huat Heng Long | " | " |
| 40 | Kim Seng Huat | " | " |
| 41 | Kim Seng Long | " | " |
| 42 | Huat Heng Seng | " | " |
| 43 | Chiang Seng Hong | " | (Thong Nonsae) |
| 44 | Chiang Seng Huat | " | " |
| 45 | Lim Heng Chan | " | " |
| 46 | Fook Wah San Kee | " | " |
| 47 | Lim Thong Seng (機械は移轉した) | " | (Klong Kut Mai) |
| 48 | Liang Eiah | " | " |
| 49 | Seng Nam Thong | " | " |
| 50 | Kam Joo Huat | " | " |
| 51 | Yong Tit Lee Chan | " | " |
| 52 | Guan Seng Thye | " | " |
| 53 | Yong Tit Lee | " | " |
| 54 | Buan Hong Siang | " | " |
| 55 | Hoa Hong Seng | " | " |
| 56 | Chiang Heng Lee | " | " |

| | | | |
|----|-----------------------|---|---------------------|
| 57 | Yong Guan Long | " | " |
| 58 | Seng Heng Lee | " | " |
| 59 | Yong Hong Long | " | (Klong Banglamploo) |
| 60 | Hua Long Seng | " | " |
| 61 | Khan Lee Chan (二工場あり) | " | (Samsen) |
| 62 | Kwang Soon Lee | " | " |
| 63 | Kwang Soon Thye | " | " |
| 64 | Long Seng Chan | " | " |
| 65 | Thye Hua Heng | " | " |
| 66 | Tia Hong Chan | " | " |
| 67 | E Joo Chang | " | " |

五 原料の買付

最近精米所の設立に連れて原料の供給不足となり、其の買付には激甚なる競争を生じて来た。爲に精米所は或は在盤仲買人を派して農民又は地方小口仲買人より穀を買取り、或はチャオプラヤー河下流地方に地方仲買人の集積する艀舟の穀を買取る等、互に秘策を盡して買付をなす。従來穀の買付は殆ど小口又は大口仲買人の手にて仲介される。穀仲買は甚だ難業にて悉く支那人に當り、其の買付人と米作者との間に介在し、自己の計算を以て取引する純仲買業者である。是等仲買人は平常農家相手に雜貨商又は金貨業を営み、穀出廻り期になれば仲買人に變ず。農民は一般に貧困にて、收穫と同時に市況如何に拘らず穀を賣却するか、仲買人は至極安價に之を買取る。中には豫め收穫期にて決済する約束にて雜貨、種穀及金錢等を貸付け、其の間驚くべき暴利を食する者が多い。而も穀は精米所又は其の買付人に賣して穀價の昂上を行ふから、栽培及精米によりて生ずべき利益も大部分は是等仲買人が着服する。従來在盤精米所も再三結束して仲買人の専横に對抗せんとしたが、精米所が國籍を異にし、相互間に信用を缺ける爲悉く失敗に歸したと云ふ。因に最近官邊は穀仲買を官營にせんと意向を有してゐる。(原料の供給

量・區域、穀及米の分類等は「農業の部」、商習慣に就ては「商業の部」参照)。

第三節 製材業

一 概 要

盤谷附近の河岸には多数の製材工場があり、地方にも所々に小製材所を見る。精米業に並んで最も普及せる工業である。泰國にはチーク以外にも各種の唐木類を産し、全國には大小約一千餘箇所に製材所があり、大多数は支那人經營の小規模且つ幼稚なる工場にて、大工場は殆どチーク事業會社の工場である。盤谷市に存在するものは合計約七〇で、この内稍完備せるものは三十四位である。而して泰國に於て生産並に消費せられる木材は殆ど全部が華僑の手によつて製材されると言つても過言でない。歐洲人經營のものは主として輸出一方の諸材に當てられてゐるが、共に當國の主要工業である。

最近政府は、前記精米會社の姉妹會社として製材會社を創設し専ら經營に當りつゝあるも、未だ目淺く成績の見るべき程度に達して居らない。主なる製材所は次の如くである。

(1) The Bombay Burma Trading Co, Ltd. (所在地—Ban Mai, Bangkok. 本店—ボムマイ) 英國系、推定投資額一千萬バーツ(換算)、チーク材經營並に製材を行ふ。チーク材の約三分の一に對する伐採權を有し、在盤製材所中最大規模の工場を有す。月當り製材能力二百一十三千噸。在庫品常に豊富にして、製材品は歐・印・米・日等へ直輸出する。製材の優秀と寸法の大小により本邦にては大いに賞用されると云ふ。日本にては範多商會を一手販賣店とする。

(2) The Borneo Co, Ltd. (所在地—Yanava, Bangkok. 本店—倫敦) 英國系、推定投資額五百萬バーツ(換算)、チーク材の製材を行つてゐる。

當國最古のチーク材業會社にて、盤谷最古の製材所を有す。工場能力は八百一十千噸にて小角材を製出するに止まり、自社の借林産原木は大部分を支那人製材所に賣込んでゐる。而も製材は印度品級の不良材にて、不拔の市場を有する印度の外は需要僅少である。

(3) The Anglo-Thai Corp., Ltd. (會社所在地—Rush Lane, Bangkok. 本店—倫敦) 英國系、推定投資額五百萬バーツ(換算)、チーク材經營並に製材をなす。借林狭少であるから、地方借林權者のチークを買付けて製材能力(六百噸)を満足さす。以前は製材可なり優良にて歐米及日本に相當積出したが、現今は品質、輸出共に低落した。

(4) Louis T. Leonovets Ltd. (會社所在地—Hongkong Bank Lane, Bangkok. 本店—倫敦) 英國系、推定投資額一千萬バーツ(換算)、チーク材經營並に製材を營む。詳細は不明である。

(5) La Compagnie Est-Asiatique Francaise 佛國系、推定投資額五十萬バーツ(換算)、詳細は前者同様不明。

(6) The East Asiatic Co, Ltd. (會社所在地—Oriental Avenue, Bangkok. 本店—コペンハーゲン) 丁抹系、推定投資額百萬バーツ(換算)、製材所經營。商賣の放活と資産の堅實とを以て著名である。在盤工場は能力一千五百一十千噸で、近來同社のチーク借林より優秀材の産出減じた爲、政府及地方借林權者の産材又は斂賣材を買付けて原料丸太を補足する。自社製材の外更に支那人小製材所の優良材を一手に買付け、又は之に資金を貸與して其の製材を毎月納入せしめる等の手段により常に著量の在荷を有し、主に歐洲へ輸出する。因に本邦とは個人商店と直取引をなす。本社は半島のバンドン河口より約一〇軒の地點にも雜木製材工場を有し、其の年當り原料丸太搬入高は一萬噸、製材高は五千七百噸である。製材の種類はヤーン類(七五%)、キエム、ルムボー等にて、汽船にて盤谷に積送し其の中著量は更に輸出される。

(7) Lamsam Forestry Co, Ltd. (會社所在地—No. 1522, Memorial Bridge, Bangkok) 支那系、推定投資額五十萬バーツ、チーク材經營並

に製材。

(2) Nai Kim Phong Lhongtatchi Co., Ltd. (泰國系、推定投資額六十萬キーン)

(3) Wing Seng Lang & Co. (永成隆有限公司、所在地—No. 1761, Bang Lampoo Lang, Bangkok) 支那系、チークの製材に従事する。支那人製材所中經營最も堅固にて信用大である。新舊二工場を有し、月産の能力約五百噸、産材は優良にて歐人製材所の産材に比して遜色なく、歐洲及日本市場にも向くと云々。

(10) Nani Heng Long & Co. (南興隆公司、所在地 No. 192, Yanava, Bangkok.) 支那系、前者同様チーク製材を行ふ。月當り三五〇噸の能力を有し、歐人商店又は政府より原料丸太を買付けて製材してゐる。

(11) Siraeha Co., Ltd. (會社所在地—Charoen Krung Road, Bangkok) 泰國系、チーク林の經營並に製材所を營む。本店及製材所を泰灣東岸シラレーチャ(シーチャン島對岸にある島)に置き、資本金七十五萬キーンである。一九一五年に二〇箇年の契約にて二縣に亘る借林權を得、伐木製材に従事してゐるが、工場装置並に原木及製材の運搬装置は甚だ完備し、年々數割の利益を見てゐる。製材はヤーン類(六〇%)、タハック等にて、汽船にて盤谷に横出し一部は同地より印度に輸出される。

(12) Bandon Forest Co., Ltd. 資本金五〇萬キーン。メンドン河流域のロンチャン森林(九九五平方軒)の伐採權を獲得、一九三七年に開業、毎年製材能力は百萬立方呎である。

(13) 其の他二流の支那人製材所としては盧金隆・廣金隆・成元豐・泰興・裕茂・公記・瓊茂・瓊南興・森茂・順興隆等多數あるが、能力僅少にて主に現物賣買をなす。

次に在盤谷、主要製材所及所在地を擧ぐれば左の如し。

在盤、主要製材所及所在地一覽表 出所は泰國實業名鑑

| 製材所名 | 所在地 |
|---|-----------------------------|
| 1. The Anglo-Thai Corpn., Ltd. | Bangkok. |
| 2. Bombay Burmah Trading Corpn., Ltd. | Klong Bang Sai Kai |
| 3. The Borneo Co., Ltd. | Bangkok |
| 4. Bhan Hoa Long Saw Mill | 1796 Phra Sumeru Road |
| 5. Chaeng Ron & Co. | Chaeng Ron Nok |
| 6. Chin Huat Le Saw Mill | 427 Wat Tritschieb |
| 7. The East Asiatic Co., Ltd. | Wat Phya Krai |
| 8. Hah Heng Long Saw Mill | 423 Phra Sumeru Road |
| 9. Hah Heng Siang Saw Mill | 438 Wat Tritschieb |
| 10. Hah Seng Saw Mill | |
| 11. Hah Thian Long Saw Mill | 165 Wat Dhevaraj Koonchom |
| 12. Hiap Heng Lee Saw Mill | 1067 Klong Bangkok Yai |
| 13. Hiap Heng Long Saw Mill | 43. Ban Panthom |
| 14. Hiap Pong Lee Saw Mill | Banglampoo Bon |
| 15. Hiap Thye Heng Saw Mill | 184 Banrung Muang Road |
| 16. Hoa Yuan Saw Mill | 6 Bangkrabue |
| 17. Joo Mow Chan S. M. | Bangrak Market |
| 18. Joo Seng Long S. M. | Wat Saket |
| 19. Kheng Mow S. M. | 226 Mahaichai Road |
| 20. Kheng Nam Heng S. M. | 869 Siyak Mahanak |
| 21. Kheng Un Seng S. M. | 432 Talat Noi |
| 22. Kong Kee S. M. | 238 Wat Saket |
| 23. Kong Kee Chan S. M. | 121 Bangsue Landing |
| 24. Kuang Lee S. M. | 192 Siyak Pradoo Pee |
| 25. Meng Seng S. M. | 184 Frontage Wat Dehthararn |
| 26. Nani Heng Long Co., Ltd. | 192 Yanava |
| 27. Pow Phong Seng S. M. | 121 Ban Panthom |
| 28. Saw Mill of Department of Agriculture | 247 Ban Pantom |

29. Saw Mill of Military Works

Department

Bangasue

| | |
|----------------------------|-------------------------------|
| 30. Seng Yuan Phong S. M. | 14 Klong Bang Lampoo Bon |
| 31. Siang Heng Lee S. M. | Bang Yee Rua |
| 32. Sim Thye Heng S. M. | 317 Siyak Mahanak |
| 33. Soon Heng Long S. M. | 591 Frontage Wat Saket |
| 34. Soon Seng S. M. | 863 Frontage Wat Bovarivives |
| 35. Soon Seng Heng S. M. | 7274 Frontage Wat Bovarivives |
| 36. Soon Seng Lee S. M. | 222 Mahaichai Road |
| 37. Thai Suesati S. M. | 665 Chakrabhiti Phongse Road |
| 38. Thye Heng S. M. | 386 Hua Lampung |
| 39. Thye Heng Lee S. M. | 80 Phra Sumeru Road |
| 40. Thye Pong Long S. M. | 90 Ban Pan Thom |
| 41. Thye Pong Seng S. M. | 106 Phra Sumeru Road |
| 42. Tim Mow S. M. | 643 Wat Saket |
| 43. Yong Chiang Long S. M. | 19 Pak Klong Banglampoo Bon |
| 44. Yong Heng Lee S. M. | 32 Banglampoo Bon |
| 45. Yong Hua Long S. M. | Wat Phya Yang |
| 46. Yong Seng Hong S. M. | 26 Siyak Mahanak |
| 47. Yong Yit Lee S. M. | 1117 Siyak Mahanak |

ニ チーク製材狀況

泰國産チークは形質共に不均齊であるから、原木は慎重に吟味して各箇の得失を判定の上製材する必要がある、其の製材には自ら熟練と經驗とを要す。一流製材所は出来る丈多數の大材積角材を製出する。元來泰國チークの重要顧客は造船會社及鐵道會社が主であつた故、各自製材所を有し要求通りの寸法材を經濟的に挽出し得る關係上、寧ろ好んで角材を購入した。主要製材所は角材に重いで出来る丈長大なる厚板・薄板及小割材の製出を目的とする。右諸材は角材を挽出した後の背板及角材を製出し得ない大丸太より製出する。更に其の屑材よりは屋根板

製材所名 所在地

及鐵道キイの如き小寸法材を、輸出直前に切除する。角材の木口よりは短き厚板・薄板又は小割材を挽出する。尤も製材所の慣例により引續き右の如き小寸法材を挽出する工場と、小割材の採取に止めて殘餘の屑材は其の場でマライ人の仲買人又は支那人等の營む小製材所に賣拂ふ工場とがある。故に丸太よりの採材歩合は製材所により著しき相違がある。既に木材として賣行なきか又は之以上採材し得ぬものは燃料又は板垣用に賣却し、鋸屑は工場燃料に使用するから、廢屑は甚だ微量に過ぎぬ。一般製材法を示せば、次の如くである。貯木地より滑材路に牽上げた丸太は慎重に検査し、工場に運んで四側を削ぎ、品質・格付別に堆積して置く。船積の際は兩木口を切除し、原荷印・船積荷印・格付品質荷印を印して積出する。板等の製出も大體大差を見ない。製材には圓鋸及絨掛鋸を用ひ、未だ一般には普及せぬが帶鋸も最近使用されて來た。動力は一般に鋸屑を燃料とする蒸氣機關に依り運轉して居る。

第四節 電氣事業

泰國の電源は水力の利用すべきもの殆どなく、主として火力に依るものであるが、石炭の産出殆ど皆無なるため、専ら親殺を用ひ、補助的に石炭又は重油を燃料としてゐる。盤谷には官營發電所及泰國電氣會社(從來和蘭人經營であつたが、其後白耳義人・丁抹人及泰國人の共同經營、併し其の大半は白耳義人の出資、資本金二二、五六三、二〇〇キーン、全額拂込済、同社所在地—No. 613, Chakrayetch Rd.) の二がある。

(一) 泰國電氣會社

本社の投下資本金は上述の通りで、特許期限が、一九五〇年迄である爲に、現在減資の方法を取つてゐる。

發電設備(木材及親殺焚き)

- (イ) 七、八〇〇 KW 發電機 二基
- (ロ) 二、五〇〇 KW 發電機 一基

高壓配電線の電壓は三、八〇〇V、需用家端子電壓は一一〇Vとなつてゐる。尙サイクルは五〇である。

(f)電燈用一、〇〇〇KW時消費の場合(一KW時二六サタン)
(g)電力、電熱供給規程

| 一箇月消費量(KW・時) | 一KW時料金單價(サタン) | |
|---------------|---------------|------|
| | 低 壓 | 高 壓 |
| 1-500 | 0.15 | 0.14 |
| 501-1,000 | 0.14 | 0.13 |
| 1,001-1,500 | 0.13 | 0.11 |
| 1,501-2,000 | 0.11 | 0.11 |
| 2,001-3,000 | 0.11 | 0.10 |
| 3,001-4,000 | 0.10 | 0.09 |
| 4,001-5,000 | 0.09 | 0.08 |
| 5,001-10,000 | 0.08 | 0.07 |
| 10,001-15,000 | 0.07 | 0.06 |
| 15,001-20,000 | 0.07 | 0.06 |
| 20,001-30,000 | 0.05 | 0.05 |
| 30,001以上 | 0.05 | 0.05 |

本特別料金午後六時より午後十時に至る間の使用に對して適用せず。
右時間中の使用は特別に許可せらる。
業績(一九三八年度)
資本金 一三、五三七、九二〇
當期利益 一、四八三、六六三
前年度繰越 六二四、五〇〇
合 計 二、一〇八、二八一
利益金處分 七四、一八三
諸積立金 配當(一株に付五バーツ)約八歩 一、二二八、一六〇

重役賞與 七三、二五八
臨時費 二〇〇、〇〇〇
次期繰越 六三二、六八〇
尙資本金は一九三九年度より減資して一一、二八一、六〇〇バーツとなつてゐる。

(二)官營發電所
本發電所に對する政府の總投下資本約二百萬バーツと稱せられて居り政府の盤谷水道事業其他政府經營の諸工場に供給し、併せて泰國電氣會社の未供給區域に供給する爲に建設せられたものである。

發電設備(木材及糧穀車油焚き)

| | |
|----------------|----|
| (f) 五、〇〇〇KW發電機 | 一基 |
| (g) 二、〇〇〇KW發電機 | 一基 |
| (h) 一、〇〇〇KW發電機 | 三基 |

發電機電壓は三相三、五〇〇V、本發電所よりセメント工場迄の二軒の送電線の電壓は一一、〇〇〇Vである。動力用としては三相二二〇V、電燈及三馬力以下の小動力用としては單相一一〇Vに變成される。

本發電所の平均負荷は二、〇〇〇KW、最高負荷は三、〇〇〇KWで(現在は是より増加の筈)、一九三二-三三年度に於ける發電電力は量二三、〇五二、八四〇KW時であり、其の主要用途及用途別消費量は次表の如くで、官業收入としては財政上大に貢献してゐる。

官營發電所電力消費量及收支額表

| 用途 | 電氣消費量(KW時) |
|--------|------------|
| セメント會社 | 三、七〇一、五一五 |
| 水道事業 | 一、八四七、一一九 |
| 諸工場 | 九〇〇、五三一 |

| 精米場所 | 製材場所 | 製紙工場 | 印刷所 | 直流に變成 | 住宅用電燈 | イルミネーション | 街燈 |
|---------|--------|---------|--------|---------|-----------|----------|---------|
| 八〇七、六一〇 | 七〇、七二八 | 一一四、三〇九 | 三七、七七九 | 四二三、〇六五 | 二、二二五、三七四 | 二四、四六一 | 一〇八、二三二 |
| 單位:バーツ | | | | | | | |

二、官營發電所收支額

| 年度 | 收入 | 支出 | 利益 |
|---------|---------|---------|---------|
| 一九二六-二七 | 九五八、七九三 | 四九七、三六九 | 四六一、四二四 |
| 一九二七-二八 | 一一一、三六五 | 五九六、七三六 | 五三三、三七一 |
| 一九二八-二九 | 一一二、九五六 | 六六四、四七〇 | 四六五、〇九六 |
| 一九二九-三〇 | 一一四、一九一 | 九一七、一一〇 | 三三四、九一七 |
| 一九三〇-三一 | 一一四、四一〇 | 九七八、五三〇 | 二五五、九九〇 |
| 右五箇年平均 | 一一三、八四三 | 七三〇、八四三 | 四〇八、〇〇〇 |

三、盤谷地區に於る年度別電力消費量

| 年度 | 電力消費量(KW時) |
|------|------------|
| 一九二八 | 二三、八八八 |
| 一九二九 | 二五、九三六 |
| 一九三〇 | 二七、八二二 |
| 一九三一 | 二八、二〇七 |
| 一九三二 | 二五、五七九 |
| 一九三三 | 二四、二四二 |
| 一九三四 | 二五、一七二 |
| 一九三五 | 二六、一五七 |

一 一九三六 二九、五七三
一 一九三七 三一、八二三
一 一九三八 三四、八二九

(三)地方電氣事業
地方事業としては Changval Lamphang Electric Co., Ltd, Kwan Ha Provincial Co., Ltd. (資本金共に二〇萬バーツ程度)がある外は、別次表の如く、群小發電所が各都市の經營になるものであり、是等の小發電所は、大體出力五〇〇KW以下のものであつて、直流あり、交流あり、電壓も亦種々ある。

(四)總發電力
現在約四萬KWであるが、其の發電電力量の八〇%は盤谷市に於て消費されてゐる。

(五)送電線
現在は、各都市に於て大小の發電をなして居る程度なので送電線は餘りない。官營發電所よりセメント工場迄約二軒一、〇〇〇V送電線の、外には、目下計畫中のカンチャナブリー發電所が完成すれば約四〇〇軒(同所より盤谷線及フアヒン線)の送電線が出来る筈である。

六)全國電燈及電動機取付數
調査困難なるも、一年間の輸入量より左の如く推定される。

| | |
|------------------------------|------------|
| 電燈數 | 一、四〇〇、〇〇〇燈 |
| (但し電球輸入數一九四〇年一三八萬箇、壽命一年とす) | |
| 電動機數 | 二〇〇臺 |
| (但し電動機輸入數一九四〇年約二〇〇臺增加率一〇%とす) | |

全國發電所設備表 (一九四二年一月)

出所電氣協會調查第八〇號

| 所在地 | 原動機 | 製造者名 | 馬力數 | 回轉數 | 出力 KW | 種類 | 電壓 | 經營主體 |
|----------------------------------|--------|-------------------------|-------|-------|----------|---------------|-----|------|
| 1 Bangkok | 2 sets | Stahl | — | — | 5,500 | A. C. 50 cyc. | 110 | 私營 |
| 2 Bangkok | 1 set | " | — | — | 1,400 | " | 110 | 同 |
| | 1 set | B. B. C. | — | — | 4,000 | A. C. 50 cyc. | 110 | 官營 |
| | 1 set | A. E. G. | — | — | 1,000 | " | — | 同 |
| 3 Lampang | 3 sets | " | — | — | 1,000 | A. C. 50 cyc. | 110 | 同 |
| 4 Lopburi | 1 st | Borsig (蘇聯) National | 1,200 | 4,200 | — | — | 110 | 同 |
| 5 Petchaburi | 2 nd | M. A. N. | 400 | 3,200 | 1,100 | D. C. 3 wires | 110 | 同 |
| | 1 set | Deutz | 400 | 3,200 | 1,011 | " | 110 | 同 |
| 6 Suphanburi | 1 st | M. W. M. | 400 | 4,000 | — | " | 110 | 同 |
| 7 Nakhonsri Thammarat | 1 st | M. W. M. | 400 | 4,000 | 80 | D. C. 3 wires | 110 | 同 |
| | 2 nd | Willand & Robinson | 400 | 3,200 | — | D. C. 3 wires | 110 | 同 |
| | 3 rd | Deutz | 400 | 4,000 | — | " | 110 | 同 |
| 8 Saraburi | 1 st | Petter | 111 | 4,114 | 10 | D. C. 2 wires | 110 | 同 |
| 9 Nakhonsawan | 1 st | M. A. N. | 1,200 | 3,200 | — | — | 110 | 同 |
| | 2 nd | M. A. N. | 1,200 | 3,200 | — | — | 110 | 同 |
| 10 Pakpang (Nakhonsri Thammarat) | 1 st | Deutsche Werke Kiel | 400 | 3,414 | 81 | — | 110 | 同 |
| 11 Potharam (Ratchaburi) | 1 st | Ruston 7 HXR | 400 | 3,000 | — | — | 110 | 同 |
| | 2 nd | Gardner | 400 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| 12 Samut Songkhram | 1 st | Bolinder | 400 | 3,200 | — | — | 110 | 同 |
| | 2 nd | H. W. G. Hamburg | 400 | 3,200 | — | — | 110 | 同 |
| 13 Nakhon Ratchasima | 1 st | Fairbanks Morse | 400 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| | 2 nd | " | 1,100 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| | 3 rd | " | 1,200 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| 14 Suratthani (Bandon) | 4 th | " | 1,200 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| | 1 st | Junkers | 110 | 3,200 | — | — | 110 | 同 |

| | | | | | | | | |
|--------------------------|------|----------------------|-------|-------|-------|---|-----|---|
| 15 Ayutthya | 2 nd | Motorenfabrik | 400 | 3,400 | 112 | — | 110 | 同 |
| | 3 rd | Deutz | 1,400 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| | 1 st | Fairbanks Morse | 1,100 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| | 2 nd | " | 1,100 | 3,400 | 1,411 | — | 110 | 同 |
| 16 Samut Sakhon | 3 rd | " | 400 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| | 1 st | Fairbanks Morse | 400 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| | 2 nd | Vickers Petter | 400 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| | 3 rd | M. A. N. | 400 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| 17 Panasnikom (Chonburi) | 1 st | Ruston | 1,100 | 3,400 | 1,4 | — | 110 | 同 |
| 18 Haat Yai | 1 st | Willand & Robinson | 1,400 | 3,400 | 1,400 | — | 110 | 同 |
| | 2 nd | Junkers | 400 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| 19 Bangplee (Paknam) | 1 st | Ruston | 1,100 | 3,400 | 1,4 | — | 110 | 同 |
| 20 Sena (Ayutthya) | 1 st | Laval Bergsund | 1,100 | 3,400 | 1,4 | — | 110 | 同 |
| | 2 nd | Seiffle | 1,4 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| 21 Pattani | 1 st | Fairbanks Morse | 400 | 3,400 | 4,4 | — | 110 | 同 |
| | 2 nd | Petters | 400 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| 22 Trang | 1 st | B. U. B. | 400 | 3,400 | 4,11 | — | 110 | 同 |
| | 2 nd | B. U. B. | 400 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| 23 Chumphon | 1 st | Junker | 400 | 3,400 | 1,211 | — | 110 | 同 |
| | 2 nd | Motorenfabrik (各々製造) | 400 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| 24 Songkhla | 1 st | Tangye | 400 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| | 2 nd | Ruston | 1,400 | 3,400 | 1,4 | — | 110 | 同 |
| 25 Ratchaburi | 3 rd | M. A. N. | 1,400 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| | 1 st | Deutz | 400 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| | 2 nd | Krupp | 400 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| | 3 rd | Ruston | 400 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| 26 Phuket | 1 st | Deutz | 400 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| | 2 nd | Deutz | 400 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| | 3 rd | Deutz | 400 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| 27 Banpong | 1 st | Ruston 3 VXC | 1,100 | 3,400 | 1,4 | — | 110 | 同 |
| | 2 nd | Ruston 3 VXC | 1,100 | 3,400 | — | — | 110 | 同 |
| 28 Chonburi | 1 st | Ruston 4 VEX | 1,400 | 3,400 | 1,4 | — | 110 | 同 |

| | | | | | | | |
|----|----------------------------|-----|--------------|-----|-----|-----|---|
| 29 | Phitsanulok | 2nd | Ruston 3 VEB | 1st | 100 | 110 | 同 |
| | | 1st | Ruston 3 VXC | 1st | 100 | 110 | 同 |
| 30 | Prachinburi | 2nd | Ruston 3 VXC | 1st | 100 | 110 | 同 |
| | | 1st | Deutz | 1st | 100 | 110 | 同 |
| 31 | Nakhonayok | 2nd | Deutz | 1st | 100 | 110 | 同 |
| | | 1st | Deutz | 1st | 100 | 110 | 同 |
| 32 | Nakhonpathom | 2nd | Deutz | 1st | 100 | 110 | 同 |
| | | 1st | R. U. B | 1st | 100 | 110 | 同 |
| 33 | Chachoengsao | 2nd | Ruston 3 VXC | 1st | 100 | 110 | 同 |
| | | 1st | M. A. N. | 1st | 100 | 110 | 同 |
| 34 | Uthairathani | 2nd | M. A. N. | 1st | 100 | 110 | 同 |
| | | 1st | Deutz | 1st | 100 | 110 | 同 |
| 35 | Uttaradit | 2nd | Deutz | 1st | 100 | 110 | 同 |
| | | 1st | Deutz | 1st | 100 | 110 | 同 |
| 36 | Choonburi | 2nd | Deutz | 1st | 100 | 110 | 同 |
| | | 1st | Deutz | 1st | 100 | 110 | 同 |
| 37 | Bangnong | 2nd | Deutz | 1st | 100 | 110 | 同 |
| | | 1st | Deutz | 1st | 100 | 110 | 同 |
| 38 | Chanthaburi | 2nd | Deutz | 1st | 100 | 110 | 同 |
| | | 1st | Ruston | 1st | 100 | 110 | 同 |
| 39 | Song-pli-nong | 2nd | Ruston | 1st | 100 | 110 | 同 |
| | | 1st | Ruston | 1st | 100 | 110 | 同 |
| 40 | Saraburi | 2nd | Ruston | 1st | 100 | 110 | 同 |
| | | 1st | Deutz | 1st | 100 | 110 | 同 |
| 41 | Prachuap krirkhan | 2nd | Deutz | 1st | 100 | 110 | 同 |
| | | 1st | Deutz | 1st | 100 | 110 | 同 |
| 42 | Kanchanaburi | 2nd | Deutz | 1st | 100 | 110 | 同 |
| | | 1st | Deutz | 1st | 100 | 110 | 同 |
| 43 | Wang-ka-nai (Kanchanaburi) | 2nd | Deutz | 1st | 100 | 110 | 同 |
| | | 1st | Deutz | 1st | 100 | 110 | 同 |
| 44 | Ubonratchathani | 2nd | Deutz | 1st | 100 | 110 | 同 |
| | | 1st | Deutz | 1st | 100 | 110 | 同 |
| 45 | Tha Rua (Ayutthaya) | 2nd | Deutz | 1st | 100 | 110 | 同 |
| | | 1st | Deutz | 1st | 100 | 110 | 同 |

| | | | | |
|----|-------------------|-----|-----|---|
| 46 | Ang Thong | 1st | 110 | 同 |
| 47 | Damnoensaduk | 1st | 110 | 同 |
| 48 | Ban Mee (Lopburi) | 1st | 110 | 同 |
| 49 | Chiangmai | 1st | 110 | 同 |

因に在盤谷發電所月別發電量を示せば次の如くである。
 在盤谷發電所月別電力消費量表

| 月 | 一九三九—四〇 |
|-----|-----------|
| 一月 | 二五五、六〇〇 |
| 二月 | 二七〇、八〇〇 |
| 三月 | 二七〇、八〇〇 |
| 四月 | 二七〇、八〇〇 |
| 五月 | 二七〇、八〇〇 |
| 六月 | 二七〇、八〇〇 |
| 七月 | 二七〇、八〇〇 |
| 八月 | 二七〇、八〇〇 |
| 九月 | 二七〇、八〇〇 |
| 十月 | 二七〇、八〇〇 |
| 十一月 | 二七〇、八〇〇 |
| 十二月 | 二七〇、八〇〇 |
| 計 | 三、〇〇〇、〇〇〇 |

第五節 燐寸製造業

現在盤谷に英國會社の創立を見てから此方、華僑經營のもの三箇所あり、月産六千六百兩と稱せらるゝも、需要市場の多寡に應じ貯産の餘裕は十分である。就中最大の燐寸工場は、(1) The Thai Match Factory, Ltd. (瑞典系資本、英國系のボルネオ會社經營、資本金二百萬バーツ。月産能力九千兩、一兩二小箱六百打入)で、華僑經營の主なるものは(2)民生火柴廠(華僑經營一九二九年創立、資本金二十萬バーツ、月産能力二千兩)、

| 年次 | 一九三六 | 一九三七 | 一九三九 | 一九四〇 |
|----|----------|----------|----------|----------|
| 輸入 | 三、九六三、三九 | 一、七〇八、六四 | 六、六二八、〇〇 | 八、七四四、五八 |
| 輸出 | 二、三三三 | 一、三三七 | 六、九七 | 八、七〇 |
| 差 | 一、六三〇 | 三、三七一 | 六、六二一 | 八、六六四 |

(1) 東亞火柴廠(華僑經營、一九三三年創立、資本金二十萬バーツ、月産能力一千六百兩)、其の外に一あるが、孰れも前者の管理の下にある。兩者の生産高は必ずしも一定せざるも大體の見當と見て差支なからう。元來、燐寸は數年前迄は最重要輸入品の一であつたが、近年輸入税を引上げた結果、輸入忽ち激減して一九三九—四〇年に至つては、僅に六一五バーツで殆ど輸入品を一掃してゐる。國內消費は直接に調査することは不可能であるが、大體右三工場の製造庫出高を以て消費高と見做して良いと考へられる。尙、倉出高に對しては一兩七二バーツの高率消費税が課さるゝ上に、前記の如く三會社とも瑞典系資本に屬する爲附近の海外市場に進出することは最近迄差控へる仕組となつてゐた。

燐寸輸出入高表

出所：泰國貿易海運年報

第六節 ビール醸造業

ビールは最近迄全然外國品の輸入に依て來たのであるが、一九三四年六月泰國資本に依る The Boon Rawd Brewery Co., Ltd. (所在地—Bang Krathum に在り)が創立された。資本金六十萬バーツ、泰國の有力實業家ブライヤービロム(前泰商會議所會頭)を社長とするもので、製造能力

は一箇月四千箱乃至五千箱で、現在三種のビールを賣出してゐるが、最上等品は質及價格に於て歐洲品及マライの製品に匹敵すると言はれ、未だ國內需要の全部を充すに足らないが、近來盛んに國產愛用熱を煽つて居り、軍隊又は俱樂部では國產品を強要するの傾向さへあり、遠からずして國內ビール消費の五分の三以上を供給するに至るであらうと期待されてゐる。

ビール年別及國別輸入高表

Table with columns for Year (年), Quantity (數量), and Price (價額). Rows include 1936, 1937, 1938, 1939, and 1940, with sub-rows for Japan (支那), New Zealand (日本), and Others (其他).

第七節 製氷及清涼飲料水製造業

常夏の國として、同業は非常に盛んで、盤谷市内に於てきへ現在一四箇所を數へ、一時は二五箇所を數へたのであるが、製氷規則の嚴重と政府の取締法により、經營を停止されたものがあつた結果、現在以上の數に限られてゐる。泰國人經營のものには前項ビール會社兼營のものとなイラート會社 (Nai Lat Co.) は最も規模大きく、他はいづれも華僑經營のものである。各地方都市には各一乃至二箇所あり、大體に於て何れも清涼飲料水製造を兼營してゐる。又泰國に於ける水配給の状態は、我國で毎朝牛乳が各戸に配達せられる有様を譽せしめるが如きものである。

同國に於ける製氷の需要は、寒國に於ける薪石炭に等しく、且つ各戸に火鉢・ストーブの備へが必要である如く、彼の地では冷蔵庫の裝置が必要とされてゐる。この點寒國と熱帶國との面白き情狀を現出してゐる。

鹽小賣及輸出價格指數及價格表

Table showing price indices and prices for salt. Columns include Year (年), Index (指數), and Price (價格). Rows are categorized by food salt (食鹽) and industrial salt (工業用鹽).

當國は最近五箇年平均一、六七一、八一九ビクトル(八七二、四四七パーセント)の鹽を輸出し、一方特殊の用途に供する爲外國鹽を僅少輸入しつゝあるが、近年銀暴落による香港市場の需要減少と、不況による一般需要殊にマライ半島に於る椰子の施肥激減し、輸出量は著減を示したが、一般經濟界の恢復につれて、一九三七—三八年以後頗る興隆の一途にある。

鹽輸出入高表

Table showing salt import and export trends. Columns include Year (年), Import (輸入), and Export (輸出).

仕向・仕出地別 (一九三九—四〇年)

Table showing regional distribution of salt. Columns include Region (仕向地), Quantity (數量), and Value (價額).

泰國工業

第八節 製鹽業

多年鹽業者に高税を課してゐた爲、絶好の天惠を有し乍ら斯業は發達せず、唯食用及鹽魚用として原住民が小規模の製造をなすに止まつたが、一九二七年の稅制改革に當つて鹽稅を全廢してより、經營狀態及品質共に急に刷新され、著額の輸出を見るに至つた。

臺灣の東岸及西岸には海水よりの天日鹽を産し、北部及東部には數多の鹽水井より、又東北部のウボーン及ウドーン縣の諸地にては岩鹽より産し、是等諸地には數多の製鹽工場を見る。尤も其の大部分は海水よりの製鹽で、一箇月に一度海水の潮満する時溝を通じて貯湖地に海水を引き、蒸發程度に應じて順次移田を行ひ、最後に固結せしめるが、産地地方は (一)沿岸が粘土質遠淺にて (二)半箇年に亘る乾期には降雨全然なき爲海水の食鹽濃度甚だ高い等鹽業上絶好の條件に恵まれてゐるから、將來の發展を矚目されてゐる。

鹽は收穫の順序により大體上層鹽・中層鹽・下層鹽の三種に分類し、上層鹽は又椰子の肥料とする。建値は一車(一六〇斤)にて新鹽は二八〇斤、舊鹽は三〇〇斤) 幾干とし、右三種間には各々約一割方の値開きがある。

第九節 製糖業

往昔當國は産糖國として世界に名を馳せ、著量の砂糖を輸出したが、其の後蔗作面積の減少、甜菜糖及ジャワ糖の進出等の爲、一九世紀の中葉より漸次衰微し、近年に於ては當國の諸所(殊にチョンブリー地方)に小工場を見るに過ぎぬ状態で、大體同工業の近代組織になる工場經營に就ては既に「農業の部」に述べてあり、茲には之を省略する。同方面の赤糖工場は小規模經營ながら、其の數多く、全部で二百餘の工場がある。彼等は精糖と稱してゐるが、同地方生産額は年産三〇萬ビクトル見當である。其他精製糖を原料として、氷砂糖を製造する工場五箇所を數へる。産糖は粗糖にて、大部分は國內にて消費されるが一部は尙輸出されてゐる。甘蔗の外古々椰子・パルマイラ椰子・砂糖椰子及ニツパ椰子の樹液よりも製糖してゐるが、其の中甘蔗よりの産糖量が最も大である。製糖

法は頗る幼稚で、甘蔗を先づ凸凹ある木製の垂直ローラーに噛ませて二回搾汁し(動力は水牛)、汁液は土器に受けて煮沸室に運び、石灰にて清澄した後五種の煮沸器にかけ、適宜の濃度として淺き鍋に移せば褐色の粘着性ある砂糖状となる。ナコンチャイシーでは更に原始的精製を加へて黄白色糖を採る。尤も斯かる製法であるから糖分の損失甚だしく、壓搾工程のみにて四割を損失すると云ふ。然るに泰國政府は最近に至つて砂糖業の復活を企圖し、その第一著手として盤谷西北五百軒のラムバーン縣(Ko-Ka)に官營製糖工場を設立することとなり、糖業更生の第一歩を踏出した。一九三六年五月に資本金百萬バーツの泰國會社が計畫され、日産能力八百四十ピクルの壓搾機械を以て年額約十萬ピクルを精製する管であつたが、各種事情の爲實現に至らなかつた。右官營工場に於ては大體右會社の計畫を繼承するもので、地方の群小甘蔗栽培業者を統合統制して、原料に關しては、(1)農家より購入する。(2)農家との共同栽培を行ふ。(3)自作。(4)良質の種苗を各地栽培業者に配給して、品種の改善を計る等であつて、本官營工場の實現は將來の泰國糖業に對する劃期的指標である。因に、チョンブリー縣に於て同縣下の資産家及商人

砂糖輸出入高表

| 品別 | 年次 | 一九三五—六 | 一九三六—七 | 一九三七—八 | 一九三八—九 | 一九三九—四〇 |
|----|----|--------|--------|--------|--------|---------|
| 輸出 | 糖 | 1,294 | 1,111 | 1,108 | 1,118 | 597 |
| 輸入 | 糖 | 1,294 | 1,111 | 1,108 | 1,118 | 597 |
| 輸出 | 精糖 | 1,294 | 1,111 | 1,108 | 1,118 | 597 |
| 輸入 | 精糖 | 1,294 | 1,111 | 1,108 | 1,118 | 597 |
| 輸出 | 砂糖 | 1,294 | 1,111 | 1,108 | 1,118 | 597 |
| 輸入 | 砂糖 | 1,294 | 1,111 | 1,108 | 1,118 | 597 |

出所：泰國貿易海運年報

に依り、資本金二〇萬バーツを以て日産五百噸の製糖工場を設置し一九三七年に事業を開始した。泰國に於る糖業熱勃興の一證左として注目すべきである。

ラムバーン官營製糖工場業績表

出所：泰國統計年報

| 摘要・年次 | 一九三七八 | 一九三九 | 一九四〇 |
|------------|-------|-------|-------|
| 製産數量 | 1,108 | 1,108 | 1,108 |
| 一等品(噸) | 1,108 | 1,108 | 1,108 |
| 二等品(噸) | 1,108 | 1,108 | 1,108 |
| 賣上數量 | 1,108 | 1,108 | 1,108 |
| 甘蔗買上數量(噸) | 1,108 | 1,108 | 1,108 |
| 甘蔗買上費(バーツ) | 1,108 | 1,108 | 1,108 |
| 操業日數 | 1,108 | 1,108 | 1,108 |
| 動力使用時間 | 1,108 | 1,108 | 1,108 |
| 職員數 | 1,108 | 1,108 | 1,108 |
| 常備職工數 | 1,108 | 1,108 | 1,108 |
| 臨時備職工數 | 1,108 | 1,108 | 1,108 |

仕出・仕向地別 (一九三九—四〇年)

| 仕出地 | 仕向地別 | 輸入糖 | 仕出糖 |
|-------------|------|-------|-------|
| マライ諸州 | 精糖 | 1,294 | 1,294 |
| ビスマルク | 精糖 | 1,294 | 1,294 |
| 支那 | 精糖 | 1,294 | 1,294 |
| 香港 | 精糖 | 1,294 | 1,294 |
| 印度 | 精糖 | 1,294 | 1,294 |
| 日本 | 精糖 | 1,294 | 1,294 |
| 日支 | 精糖 | 1,294 | 1,294 |
| 南洋 | 精糖 | 1,294 | 1,294 |
| 英南 | 精糖 | 1,294 | 1,294 |
| 米國 | 精糖 | 1,294 | 1,294 |
| 計 | 精糖 | 1,294 | 1,294 |
| 輸入港及仕出港 | 精糖 | 1,294 | 1,294 |
| 盤谷 | 精糖 | 1,294 | 1,294 |
| ブリーケット | 精糖 | 1,294 | 1,294 |
| ナコンシータムマラート | 精糖 | 1,294 | 1,294 |
| 計 | 精糖 | 1,294 | 1,294 |

第一〇節 其他の工業

一 製菓業

本業は主としてビスケット及キャラメル製造であつて、近代的機械を設備して盛に行はれ、相當成績の見べきものがある。機械は主として

泰國……工業

獨逸・日本からの輸入で、此の種工場は盤谷市中に約六箇所を數へる。其の外小規模のものを數へれば枚舉に違がない。大體同國人の菓子に對する嗜好には、香料を必要とする傾向があること、此の點を無視してはならぬ。我が國よりの輸出菓子には、此の點が缺けてゐる傾きがある。例へばドロップに甘味丈でなく何か花の香りを加へる等の必要がある事である。従來ビスケットの輸入は殆ど英國製品に獨占で、年額四十萬バーツ、其他製菓二十萬バーツを輸入してゐたものであるが、此の三、四年間に於て急に減退したのも、前記華僑の製菓工場の設立により、且つ輸入關稅の引上げられたのに影響された結果で、現在輸入品は約十萬バーツ程度に減少してゐる。而して今後の情勢は輸入益々困難となり、國內に於ける同業の成績は一般の隆盛を見る事と思はれる。我が國が輸出のみを焦る間に華僑は技術的進歩により、益々地盤を固め異常の成績を擧げてゐる。此の點彼等に學ぶ所多しと云はざるを得ぬ。これ製菓に限らざるものであつて、我が製菓業者の海外發展を要望して止まない。

二 染色業

往時は凡て國內産植物染料を以て染色を行つたが、アニリン染料の發見後殆どそれを使用するに至つた。併し現今當國にて最も重大なる染色工業はマクアラ(黒檀を産する樹)の漿果による染色業にて、北部・中部及半島北岸に行はれ、別に盤谷には本業専門の大工場が數箇所ある。本染料及其の特長に就ては「林業の部」に既述したから、茲には其の染色法を簡述する。先づ未熟の青果を大體壓潰し、之に水を加へて染料を抽出する。其の稀薄なる抽出液(最後に少量の石灰を加へる)中に絹を浸して揚げ地上に擡げて天日に乾す。染色の進行は甚だ緩徐にて、完成には浸漬及乾燥工程を百回以上反覆する必要がある。好天には一日約一〇回浸乾をなし得るが、右漿果は六月乃至九月に採取する關係上、染色作業は屢々雨に阻害される。染上げた絹は硬ばつた冷き手觸りにて、其の堅牢度は如何なる人工染料にも優り、染色による纖維の弱りを全然認め

ないから、特に本染料にて染色する為年々多量の絹及絹反物が輸入され、染色後再輸出される。其の量額には年々著しき變動があり、絹反物のみにて最近五箇年平均二八、二三五卷(二六四、一七一パーツ)であるが、以前には數百萬パーツに達したことがある。

黒染絹反物輸出高表

出所 泰國貿易海運年報

連年對照

| | | | |
|---------|----------|----------|----------|
| 摘要・年次 | 一九三六 | 一九三六 | 一九三六 |
| 數量(卷) | 三三、八三三 | 三六、三三〇 | 三三、〇七二 |
| 價額(パーツ) | 三、七五、九四三 | 三、七九、七三三 | 四、二九、二五八 |

仕向地別

| | | | | |
|-------|------|------|------|------|
| マライ諸州 | 支那 | 香港 | 彼南 | 新嘉坡 |
| 一九三六 | 一九三六 | 一九三六 | 一九三六 | 一九三六 |

三紡織業

織物業は一時國中に普及してゐたが、低廉なる外國品の輸入に壓倒されて漸次衰退し、今日は僅か數地方に其の殘影を見るに過ぎぬ。併し大戰時多數の華僑は盤谷其他の都市にて手織業を開始したが、用機は從來使用せし原始機より仕事が甚だ迅速なる爲、現今も廣汎に行はれてゐる。綿織業は右支那人の外北部・東部・チャンダプリー・コーラート・アーソン(Anglin)等に於ても行はれる。北部及東部にては輸入織絲及地方産棉より紡いだ織絲を使用し、産布は粗雜にて耐久力に富む。就中カーキ色の織物を産する地方産棉の一種よりは著名なるカーキ布を製出する。尙、近代式紡織業として擧げらるべきは、國防省の試験工場のみである。同試験工場は軍服地の製造を直接目的として一九三五年九月盤谷郊外パーンスエに設立されたもので、紡機二千錠を据付け、獨逸の機械に獨逸人技師に依り作業し、國防工業化の爲め模範工場である。(綿絲布の輸出入に關しては「農業の部」參照)。

四 絹織物業

絹織業は古來比較的閑暇ある貴婦人間に行はれたが、現今はラオ婦人により東部に行はれる。同地方の主幹交通路より遠隔なる場所にては各村に養蠶及紡織が行はれ、極貧民も絹衣を不斷着物としてゐる。現今原料生絲は國産品のみならず印度支那よりも輸入する。國産生絲は色附不揃にて粗製品多く、支那人は之を買取して盤谷の印度人に賣却し、後者は之を印度に送つて土産の下等品に混合して用ゐる。泰國人は斯業に優秀なる技術を有し在來の機具を以て華麗なる布を製出する。東部殊にコーラート及プリラム縣よりは一時著量の絹布を陸路ビルマに輸出したが、ビルマが絹の輸入に課税して以來貿易は急落した。北部殊にチェンマイ附近にても絹織業を見るが、生絲は主にビルマのマングレイより買取つてゐる。

本世紀の初、政府は蠶絲業の發達に努力し、邦人技師の活躍を見たが、斯業が當國の風土民情に適せざる爲か遂に失敗に歸した(「農業の部」參照)。

尙、最近經濟省に依て官營絹工場を建設し一九三七年工場機械及建設を終了、同年中に操業開始の運びに至つた。本計畫は養蠶に適する地方に於て農業の副業として生絲の生産を奨励し、一方原料買入れに出来るだけの幹旋を行はんとするもので、同工場は開業に當り原料約三萬五千疋の乾燥品、又は十萬疋の不乾燥品を要するといふ。

生絲輸出高表

出所 泰國貿易海運年報

| | | | |
|---------|-------|-------|-------|
| 摘要・年次 | 一九三六 | 一九三六 | 一九三六 |
| 數量(ピクル) | 一、九三六 | 一、九三六 | 一、九三六 |
| 價額(パーツ) | 一、九三六 | 一、九三六 | 一、九三六 |

生絲及絹製品輸入高表

出所 同前表

| 品別・年次 | 一九三五 | 一九三六 | 一九三六 |
|-------|--------|--------|--------|
| 生絲 | 二〇、三三三 | 一六、一七六 | 一六、一七六 |
| 絹反物 | 一、七五三 | 一、〇八六 | 一、〇八六 |
| 絹製品 | 一、〇八六 | 一、〇八六 | 一、〇八六 |
| 計 | 二二、〇七二 | 一七、二六二 | 一七、二六二 |

| 仕出地別 (一九三九-四〇年) | 單位(パーツ) |
|-----------------|---------|
| マライ諸州 | 五、四二二 |
| 支那 | 九、五 |
| 香港 | 四、七六五 |
| 印度支那 | 一、〇八六 |
| 計 | 二〇、三三三 |

一次に數年來各種人絹製品の輸入増高し最近五箇年平均二百二十二萬餘
ベーツに上つて居る。參考迄に種類・仕出地・輸入港別に見れば左の通り

人絹製品輸入高表

出所 同前表

| 品別・年次 | 連年對照 | | | |
|--|---------|---------|---------|---------|
| | 一九三五—六 | 一九三六—七 | 一九三七—八 | 一九三八—九 |
| パヌン、パカマ及サロン等 (Panungs, Pakamas, Sarongs, etc.) | — | — | — | — |
| 染色したるもの (Dyed Brocades and Fancies) | 八六、三四四 | 一五〇、七七一 | 一五七、四九五 | 一六五、二二四 |
| 捺染したるもの (Printed Brocades and Fancies) | 一〇七、七六八 | 一七三、一五五 | 一五七、六二二 | 一六五、二二四 |
| 無地のもの (Plain, White and Dyed) | 三三、九四七 | 七三、三三三 | 八四、三三三 | 七五、三三〇 |
| 其他の人絹製品 (其他的人絹製品) | 一〇、七六〇 | 一〇、八六〇 | 一〇、八六〇 | 一〇、八六〇 |
| 計 | 一三三、七六〇 | 二一三、一〇〇 | 二〇八、〇〇〇 | 二一三、一〇〇 |

| 仕出地別 (一九三九—四〇年) | 單位パーセント | | | |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|
| | 一九三九—四〇 | 一九三九—四〇 | 一九三九—四〇 | 一九三九—四〇 |
| パヌン、パカマ、サロン等 | — | — | — | — |
| 染色 | 一〇、八二五 | 一〇、八二五 | 一〇、八二五 | 一〇、八二五 |
| 捺染 | 一〇、八二五 | 一〇、八二五 | 一〇、八二五 | 一〇、八二五 |
| 無地 | 一〇、八二五 | 一〇、八二五 | 一〇、八二五 | 一〇、八二五 |
| 其他の人絹製品 | 一〇、八二五 | 一〇、八二五 | 一〇、八二五 | 一〇、八二五 |
| 計 | 一〇、八二五 | 一〇、八二五 | 一〇、八二五 | 一〇、八二五 |

| 品別 | 輸入港別 (一九三九—四〇年) | | 單位パーセント |
|--------------|-----------------|--------|---------|
| | 盤谷 | ブリーケット | |
| パヌン、パカマ及サロン等 | — | — | — |
| 染色 | 一、五三三 | 一、五三三 | 一、五三三 |
| 捺染 | 一、五三三 | 一、五三三 | 一、五三三 |
| 無地のもの | 一、五三三 | 一、五三三 | 一、五三三 |
| 其他の人絹製品 | 一、五三三 | 一、五三三 | 一、五三三 |
| 計 | 一、五三三 | 一、五三三 | 一、五三三 |

| 仕出地別 (一九三九—四〇年) | 單位パーセント | |
|-----------------|---------|---------|
| | 一九三九—四〇 | 一九三九—四〇 |
| 盤谷 | — | — |
| ブリーケット | — | — |
| 計 | — | — |

五 籠細工及マツト製造業

竹の粗製籠及マツトは殆ど全國各村に製造されるが、水漬した竹を材料とし之に假漆をかけた美麗にて耐久力ある竹籠も到る處に製出される。籐も製籠用に多量使用されるが、諸種の草・七面鳥の羽莖(ウポーン

泰國……工業

地方)、攀登草 *Lygodium scolopendrum* (半島) 等よりも煙草入其他の珍奇な細工をなし、殊に後者の籠細工は最も美麗である。マツトには諸種の材料を用ゐるが、竹製のものも普通である。籐のみ又は之と莖草 *Paulinia* の纖維とを混織したマツトも普通に使用され、*Schmansiakus dichotomus* (泥地に生じ白花をつける植物) の莖、榮蘭屬の葉・蘭・其他諸草の葉及莖よりもマツトを製造する。就中チャントアーンの安南人が製出する蘭の花冠は「チャントアーン英産」として著名である。右は悉く國內消費に充當され、尙多額の同種品を輸入する。

蕙・籐・竹及麥稈製品輸入高表 出所 泰國貿易海運年報

| 摘要・年次 | 一九三六 | 一九三七 | 一九三八 | 一九三九 | 一九四〇 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 數量(冠) | 五〇、六八六 | 六八、六三九 | 七五、〇七三 | 六四、三六四 | 三三、四四九 |
| 價額(ベーツ) | 七、四七六 | 七、八二七 | 七、三〇七 | 八、〇三九 | 四、〇一三 |

サムセー官營製紙工場製産・賣上高表 (註)
出所：泰國統計年報
製産數量(噸) 一九三七八 一九三八九 一九三九一四〇

| 種別・年次 | 一九三七八 | 一九三八九 | 一九三九一四〇 |
|------------|-------|-------|---------|
| 印刷せざる用紙 | 六〇三九〇 | 八七八四七 | 九一六四八 |
| 書籍・新聞・音楽用紙 | 一〇一九〇 | 一八七〇九 | 一七〇一五 |
| 其他の印刷用紙 | 一四一七六 | 一七三九一 | 一五八〇一 |
| 其他の紙製品 | 一四一七六 | 一七三九一 | 一五八〇一 |
| 計 | 一四一七六 | 一七三九一 | 一五八〇一 |

| 仕出地別 (一九三九一四〇年) | 單位：噸 |
|-----------------|------|
| 英國 | 一〇〇 |
| 支那 | 一〇〇 |
| 印度 | 一〇〇 |
| 暹羅 | 一〇〇 |
| 其他 | 一〇〇 |
| 計 | 一〇〇 |

同價額(パーツ)
製紙賣上數量(噸)
(註) 一九三九年一〇月以降在カンブリーに開設された第二製紙工場の内容を含む。

| 種別・年次 | 一九三七八 | 一九三八九 | 一九三九一四〇 |
|------------|-------|-------|---------|
| 印刷せざる用紙 | 八四八二〇 | 九三五六三 | 九一六四八 |
| 書籍・新聞・音楽用紙 | 一五六〇七 | 一八七〇九 | 一七〇一五 |
| 其他の印刷用紙 | 一四一七六 | 一七三九一 | 一五八〇一 |
| 其他の紙製品 | 一四一七六 | 一七三九一 | 一五八〇一 |
| 計 | 一四一七六 | 一七三九一 | 一五八〇一 |

| 種別 | 盤谷 | ブーケット | ナコンシタ | ムマラート | 計 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 印刷せざる用紙 | 一三六二四 | 七三三六 | 一三六二四 | 一三六二四 | 一三六二四 |
| 書籍・新聞・音楽用紙 | 一三六二四 | 七三三六 | 一三六二四 | 一三六二四 | 一三六二四 |
| 其他の印刷用紙 | 一三六二四 | 七三三六 | 一三六二四 | 一三六二四 | 一三六二四 |
| 其他の紙製品 | 一三六二四 | 七三三六 | 一三六二四 | 一三六二四 | 一三六二四 |
| 計 | 一三六二四 | 七三三六 | 一三六二四 | 一三六二四 | 一三六二四 |

九製油業

近代著しき發達を遂げつゝあるが需要の増加とは斯業の將來に囑目すべきものあるを思はしめる。大風子實・椰子果を壓搾製油して一般の需要を充す。前者は之を精製して癩患者用注射薬を製し、後者は工業用・食料用に極めて用途の大なるものである。如上椰子油を製造する工場が盤谷に約七箇所あり、此の内 The Thai Industries (1932), Ltd. (所在地 Bangkok) が英國人の經營で、他は總て華僑經營に係り、何れも小規模のもののみである。其他胡麻油・落花生油・ヒマシ油・大豆油等を製する搾油工場がある。ナムマンヤーンと稱する樹油よりワニス油・テレピン油を製する工場を見るに至つた。殊にコールドタル油より燈油を製する工場等も出來、製油界には相當の波及を起してゐる。

一〇煙草製造業

該工業に先んじ、同國に於ける原料葉の栽培も亦最も有望なる事業の一で、今日斯業の發達を促進するものとして、第一に増産計畫の必要切實なるものあるも、未だ組織立つた事業の計畫を立てるものがないのである。之が抑々同工業の發展を鈍らした原因を爲すものであらう。この事は多少政策上から來た點も考へられるのである。と云ふのは同品は泰國に輸入せらるゝ英國商品の大宗を占むるものであるからである。經濟顧問の要職にある英國人は、先づ自國製品進出擁護に細心の注意を拂ひつゝあり、斯業の發展を招來せしむることは、英國商品にとつて得策でない所から斯業の發展を阻止せしむる如き方策をとつた譯である。同國に目下英米煙草會社 (British American Tobacco Co.) が、將來に備へん爲に大々的計畫を樹て、北部に栽培地(「農業の部」参照)を有し、工場を盤谷に有してゐる。其他華僑の工場五社を數へ、洋々たる前途を有し、斯界發展の餘地はあるが、兎も角今日の處輸入英國品の嗜好に押され勝ちで、専ら同社に輸入製品賣込みに努力を傾倒してゐる状態にある。現在に於ける華僑經營のものを舉ぐれば、灰福公司(月産五百箱見積額七千パーツ)、龍標公司(同四百箱一萬二千パーツ)、福芳公司(同四百五十箱一萬二千パーツ)、東方公司(同二百箱八千パーツ)と稱するも、今後英國製煙草輸入の減退若くは杜絶の曉を想像するとき斯業の有望なるは推して知るべきである。大體泰國人は幼時より喫煙する習慣があるので、一般の消費高は莫大なものである。殊に本品市場過去の狀態から見ると、一般輸入雜貨付市場不況に伴つて需要減退を來す傾きあるに反し、本品は却つて増加を示すを原則とすると言はれてゐる。凡そ喫煙家は少々位下景氣だからと云つて、即時に禁煙するは困難で、仕事が閑散になつて餘計浪費すると謂ふのも、一面の見方として考へる。此の理由で景氣と消費とは反比例するを常とする。現下の如き英國よりの輸入困難となり、國內産を以て一般消費量を充す曉には、同工業發展は確實な市場を獨り掌握し得る前途

| | | | |
|-----|-------|-------|-------|
| 彼南 | 5,400 | | |
| 比律 | 300 | | |
| 新嘉坡 | 1,365 | 1,800 | 1,365 |
| 其他 | 1,270 | 1,270 | 1,270 |
| 計 | 3,335 | 3,070 | 3,335 |

仕田地別 (一九三九—四〇年)

單位：パーセント

| 國別 | 襪皮及調製皮 | 靴類 | 馬具 | 其他の靴皮製品 | 計 |
|-------|--------|-------|-----|---------|--------|
| 支那 | 1,237 | 90 | 500 | 213 | 1,940 |
| 獨逸 | 54 | 77 | — | 1,604 | 1,735 |
| 香港 | 1,654 | 182 | — | 8,668 | 11,104 |
| ハンガリー | 8,000 | 1,874 | — | 21,165 | 20,939 |
| 印度 | 7,316 | — | — | — | 7,316 |
| 伊太利 | 2,454 | — | — | 605 | 3,059 |
| 日本 | 9,558 | — | — | 1,481 | 11,039 |
| 和南 | 10,600 | 717 | — | 5,250 | 16,567 |
| 新嘉坡 | 2,810 | 3 | — | 1,558 | 4,371 |
| 英南 | 4,138 | 611 | — | 6,972 | 11,721 |
| 米國 | 1,401 | 1,173 | — | 1,103 | 3,677 |
| 其他 | 3,388 | 1,858 | — | 1,166 | 6,412 |
| 計 | 72,666 | 2,777 | — | 14,814 | 90,257 |

輸出入港別 (一九三九—四〇年)

單位：パーセント

| 摘要 | 盤谷 | プーケット | ナコンシタ | ムマラット | 計 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 輸出 | 2,355 | — | 15 | — | 2,370 |
| 輸入 | 1,265 | — | — | — | 1,265 |
| 計 | 3,620 | — | 15 | — | 3,635 |

セメント製産高表

出所：泰國統計年報

| | | | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 年次 | 一九三六 | 一九三七 | 一九三八 | 一九三九 | 一九四〇 |
| 數量(噸) | 1,549,000 | 2,694,000 | 1,757,000 | 1,773,000 | 4,007,000 |
| 價額(バーツ) | 9,300 | 101,777 | 41,511 | 33,268 | 132,177 |

セメント輸出高表

出所：泰國貿易海運年報

| | | | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 年次 | 一九三六 | 一九三七 | 一九三八 | 一九三九 | 一九四〇 |
| 數量(噸) | 1,184,000 | 1,188,000 | 1,136,000 | 1,055,000 | 1,055,000 |
| 價額(バーツ) | 1,338,690 | 110,990 | 96,777 | 61,470 | 50,038 |

セメント輸入高

出所：同前表

| | | | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 年次 | 一九三六 | 一九三七 | 一九三八 | 一九三九 | 一九四〇 |
| 數量(噸) | 2,184,000 | 2,188,000 | 2,136,000 | 2,105,000 | 2,105,000 |
| 價額(バーツ) | 1,338,690 | 110,990 | 96,777 | 61,470 | 50,038 |

仕田地・輸入港別 (一九三九—四〇年)

單位：噸

| 仕田地 | 數量 | 仕田地 | 數量 |
|-----|-------|-----|-----------|
| 丁抹 | 4,100 | 瑞西 | 101,400 |
| 日本 | 8,910 | 英西 | 21,811 |
| 彼南 | 3,065 | 其他 | 1,847 |
| 新嘉坡 | 184 | 計 | 1,018,665 |

一九三九—四〇年製産高表

當國に於ては陶磁器製造發達せず、従てタイトルの如きは主としてセメント

| | | | | |
|---------|--------|--------|-------|---------|
| 靴類 | 3,400 | 2,978 | 3,643 | 80,433 |
| 馬具 | 565 | — | — | 565 |
| 其他の靴皮製品 | 9,259 | 8,604 | 5,318 | 100,808 |
| 計 | 13,224 | 11,582 | 8,961 | 181,806 |

一八 セメント製造業

會て我が國よりは淺野・小野田・宇部其他二十種にも及ぶセメントが輸出され、泰國のセメント工場は本邦品の獨占舞臺であつたのである。然るに同國は石灰石の山を到る處に有し、同製造原料の豊富なる所より、丁抹人の着眼する所となつて、泰國資本家を仰ぎて合辦事業を企て、遂に資本金二百六十萬五千バーツを以て成立した泰セメント會社 (The Thai Cement Co., Ltd.) 所在地 (Ban Sae) がある。今日に至る迄三回の増資並に事業擴張を行つて、成績頗る良好である。外國品は關稅に、障壁の爲に國內品に對抗不可能なるため多大の利潤を收めつゝある。我が國に於ける技術的海外進出の回避、在來資本家の現状維持主義は、常に先市場の得意を奪はれ、輸出は拘束を受け、自然萎縮の結果を來してゐることは、右の事實に於ても痛感せしめられる。同社は一箇年約十五萬噸を生産し、國內の需要を充すは勿論、漸次試験的に、隣接國新嘉坡・彼南方面に輸出しつゝ、諸外國製品市場に喰込む方針を樹てゐる。最近の如く、諸外國製造の供給圓滑を缺く時に際し、同社の業務益々活況を呈するに至つた事は當然であつて、今後の活躍は括目に値すべきものがあらう。資本系統は泰國並に丁抹資本の共同出資と、その割合は泰國側七五%丁抹側二五%である。但し泰國資金は前々王ワチラウツト當時の御内帑金により出たものであると謂ふ。主として技術は丁抹人の擔當する所で、現泰國に於ける唯一有望なる事業と見做されてゐる。因に年産約七十萬噸(一七〇噸入)を算してゐる。

ンタイトルであるが、需要は極めて多い。一般市中の人道は大方人家の軒下まで全部同タイトルの敷きつめ、車道のみアスファルト若くはコンクリート道路である。又屋根瓦に用ひ、近代家屋にありては主として土間にタイトルを敷きつめてゐる。其他コンクリート管・同水廻・同柱等の製造工場も市中七箇所を數へることが出来る。未だ同國には陶磁器製造が行はれて居らぬ事は大いに研究すべき點である。

二〇 煉瓦製造業

原料産地の農民は副業的に煉瓦を製作する。主産地は盤谷アユチヤ間の河岸にて、往時捕虜となり斯業を強制されたモン人の子孫が之に従事してゐるが、近時製品粗悪となり、一方、パトムタニー縣下ベーンボートンには近代式煉瓦工場が生れ、泰セメント會社もセメント瓦を製出して博く各種建造用に用ひられるに至り、一般土民の斯業は漸衰しつつある。

以上の外、手工業乃至家内工業程度のものとしては船具・銀油具・蠟燭・乾電池等の製造が概して小規模のもので、僅かに地方的需要の一部を充してゐるに過ぎず、且つ又是等の如くは華僑の掌中にあると謂つても差支へない。

第十九章 労働

一 概 要

當國は人口密度方軒當り二八・一七人(一九三七年國勢調査)にて甚だ稀薄であるから、労働力の供給は豊富とは言ひ難く、而も泰國人の大多數は主として自給自足を目的とする粗放且つ幼稚なる米作に従事し居るが故に、新企業の開設に際しては、多數の熟練労働者を直ちに徴募することは稍困難な事情にある。唯、東北部の高地等に住むラオ人は人口比較的稠密にて而も交通不便の爲生産品の市場搬出困難なるが故に、年々出稼をなす者も相當あり、其他年々支那及マライ地方より流入する支那人苦力があり、又ビルマ人、印度人等も雇傭し得る利便がある。

二 労働者

泰國には歐米各國に見られる如き労働問題は存在しないが、最近の國情の發展に鑑み、盤谷を始め各地方に労働問題専門の部局を新設した。即ち經濟省の労働課には労働登録・雇傭・救済の三係を設け、其の主要事務は失業者に職を與ふること、尙之と共に婦女労働者に對する精神上並に保健上の監督も行つてゐる。而して泰國人労働者は主として農業に従事するが、農業以外の労働者は大部分支那人にして山岳地帯で木材事業に従事する者を除けば、支那人労働者の數は農業以外の労働に従事する泰國全體の労働者數の約六割を占める現狀である。

1 農園労働者

往時は近隣相援けて共同的に農作に従事する風習があつたが、大地主の出現と農民の經濟知識の發達は、現今主としてラオ人を農業労働者に使用する様になつた。ラオ人は主としてメコン河及其支流に居住するが、上述理由にて年々隊をなし農業労働者として中部に出稼する。彼等は農業殊に米作に習熟するもの多し、而も勞銀安く性質悠長従順謹直にして

(二) 其他の労働者

林業中チーク事業労働者としては、以前は大抵森林勞務に習熟せる印度支那のカムー人を年期契約にて雇傭したが、現今は地方在住のラオ、シヤン、カリヤン等を使役してゐる。其他の林業には泰國人・支那人・マライ人等が従事し、鑛業・水産業・工業・其他は支那人の勞力に負ふ所が多い。
 チョンブリー地方の蔗農は何れも北部のラオ人を多く使用して居り、その供給は請負制度で、苦力頭の如き者があり、苦力を集め、彼等を使つて蔗作を請負ふ習慣となつてゐる爲、此の地方に於ては是等苦力頭を通じて勞力を集めることはさして困難ではないやうである。
 尙、バーヤツプ・ピッサノーク・ウドーン・ナコンラチャシマー四地方

盤谷労働者賃銀表

| 種 別 | 一九四五 | 一九三三 | 一九三四 | 一九三五 | 一九三六 | 一九三七 | 一九三七八 | 一九三九 | 一九四〇 | 一週當り平均労働時間 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------------|
| 平均日給 | 0.75 | 0.80 | 0.80 | 0.80 | 0.80 | 0.80 | 0.80 | 0.80 | 0.80 | 5.0 |
| 苦力 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 5.0 |
| 造船工 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 5.0 |
| 大工 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 5.0 |
| 鑛工 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 5.0 |
| 鑛工 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 5.0 |
| 鑛工 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 5.0 |
| 鑛工 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 5.0 |
| 鑛工 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 5.0 |
| 平均月給 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 5.0 |
| 苦力 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 5.0 |
| 造船工 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 5.0 |
| 大工 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 5.0 |
| 鑛工 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 5.0 |
| 鑛工 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 5.0 |
| 鑛工 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 5.0 |
| 鑛工 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 5.0 |
| 平均月給 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 5.0 |
| 苦力 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 5.0 |
| 造船工 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 5.0 |
| 大工 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 5.0 |
| 鑛工 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 5.0 |
| 鑛工 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 5.0 |
| 鑛工 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 5.0 |
| 鑛工 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 36.00 | 5.0 |

農作労働者として、最も好適で、之に水牛一頭及所要農具を給すれば、一人當り能く移植米田にて二〇ライを、直播米田にて三〇ライを耕作し得ると。普通家族共雇傭され、家人も亦農作に従事し、女も水牛を使役する。此外ビルマ人・印度人・支那人等の労働者も得られるが、農作労働者としてはラオ人に遠く及ばぬ。東北部がラオ人労働者の主要給源である。關係上、東海岸及半島部にては他地方よりも之が募集に困難である。當國の農作は殆ど米作であるが、當國の氣象柄其の植付期間甚だ長期に亘る爲一時に労働の需要増大なる事なく、従て勞銀は甚だ低廉である。右ラオ人苦力は普通五月より翌年一、二月に至る一米作期極めの年期奉公をなし、其の勞銀は十箇月年期契約として熟練苦力にて九〇—一二〇バーツ、平均百バーツにて、比較的年少なれば七〇—九〇バーツ、(平均八〇バーツ)内外である。其他衣食住を給與する必要があるが、當國の氣象柄衣食費八、九〇バーツにて足るべく、住居は各自最寄りの材料を物色して自身造營すると云ふ。臨時苦力として泰國人の供給があるが、其の日雇賃銀は一日食費込にて七五—一〇〇サタンである。尙婦人の勞銀は普通男の五分の三である。
 因に泰國農村に於て副業的に従事する労働に關し調査が行はれたが、之に據り調査戸數約一、四八〇戸の年收平均額を示せば次の如くである。

農家労働收入平均額表

| 地方別 | 農業 | 道路 | 其他 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 東部(1) | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 1.5 |
| 南部(2) | 1.3 | 1.3 | 1.3 | 3.9 |
| 北部(3) | 1.8 | 1.8 | 1.8 | 5.4 |
| 中部(4) | 2.2 | 2.2 | 2.2 | 6.6 |

(註) (1)三〇〇戸平均 (2)二八〇戸平均 (3)四四〇戸平均 (4)四四〇戸平均
 (備考) 本調査は一九三四—五年度に行はれたものである。

の棉作獎勵豫定地域の農民を棉作に従事せしむるとすれば、將來約百萬町歩の棉作を可能とする勞力があると算定されてゐる。

3 賃 銀

盤谷に於る労働賃銀の標準は一日八、九時間労働で男七五サタン、女六〇サタンにして、又奥地方に於ては男六五サタン、女五〇サタンである。工場労働者の賃銀標準は農業其他の戶外労働者より比較的高率である。泰國の如く各國人の錯綜してゐる間に於ては其の生活費の算定は困難なるも、大體山岳地方に於ては夫婦及子供一人にて一箇月四百バーツ以上、獨身者にて三百バーツ、又盤谷に於ては夫婦が一箇月五百乃至六百バーツ、獨身者にて四百バーツを要するが、之は盤谷に於る住宅費の高率なる爲で月八五乃至一〇〇バーツを要すると云ふ。

單位はバーツ

出所 泰國統計年鑑

| 泰國……労働 | | 八二〇 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ウオッチマン | 111:00 | 112:00 | 113:00 | 114:00 | 115:00 | 116:00 | 117:00 | 118:00 | 119:00 | 120:00 | 121:00 | 122:00 | 123:00 | 124:00 | 125:00 | 126:00 | 127:00 | 128:00 | 129:00 | 130:00 |
| 事務員 | 111:00 | 112:00 | 113:00 | 114:00 | 115:00 | 116:00 | 117:00 | 118:00 | 119:00 | 120:00 | 121:00 | 122:00 | 123:00 | 124:00 | 125:00 | 126:00 | 127:00 | 128:00 | 129:00 | 130:00 |
| 事 | 111:00 | 112:00 | 113:00 | 114:00 | 115:00 | 116:00 | 117:00 | 118:00 | 119:00 | 120:00 | 121:00 | 122:00 | 123:00 | 124:00 | 125:00 | 126:00 | 127:00 | 128:00 | 129:00 | 130:00 |

(註) 右労働者は契約傭人に依るものである。

第二十章 商業

總説—商慣習—商品の輸入運路及市場販賣組織

第一節 總説

一 概 要

一五世紀末迄は支那人及印度人が泰國領半島の兩岸に來航して交易し、後には首都アユーチャに北進して商權を收め、同市には多數の移住者を見た。當時泰・支貿易に於ては主として絹織物及陶器等を輸入し、泰國から林産物、嗜好料等を輸出せるものであつた。一六世紀の初葉(一五一年)に至り、初めてポルトガル人が來泰して先着の支・印人と商權を争ひ、バタニー及首都には多數の居留者を見、一時泰國市場の商權を支配するに至つたが、彼等の武斷的、侵略的行爲は總て泰國人の信用を失ひ、後來の蘭人及英人はその機に乗じて當國の貿易に割込み、三者鼎立して激甚なる競争を開始した。

爾前古くより當國の外國貿易は國王の獨占事業であつて、國王は爲に特別の大臣を任命し、租税として國內各産地より納付した物産を或は官船にて輸出し或は外商に賣却してゐた。故に是等外商は、國王並に大臣の知遇を得て商利を壟斷せんとし、賄賂請託が行はれ互に秘策を盡したが、終に蘭人は葡・英人を排して商權を收め、一六六四年には當國をして最初の對外條約を締結せしめた。當時の貿易品として記録されてゐるのは、安息香・ラック・蘇枋・丁香・胡椒・象牙・肉豆蔻・及砂糖が輸出され、カリコ・金巾等の各種布類が輸入されて居り、その内砂糖は泰國の最重要輸出品として記録されてゐる。佛蘭西人の泰國渡來は一六六二年で、同商人の渡航は一六八〇年頃のことであつたが、次第に勢力を扶植した。然るに間もなくフアウロン及ルイ一四世の陰謀露顯するに及び、

泰國……商業

歐人は國外に驅逐され支那人のみ通商を許された。之が爲東洋諸國との通商大いに發達し、國王は自ら商船を建造して遠く日本に迄交易を求むるに至つた。其の後一八世紀の初に至つて支那の泰國米輸入關稅が撤廢された結果、泰國米の對支輸出は急激に増進し、一七二二年には三〇萬ハープ(一ハープ六〇・四八近)に上つてゐる。

越えて一八二六年には英國東印度會社と、一八三三年には米國と最初の通商條約が締結されるに及び、再度對歐通商は復活され、當國よりは茶・砂糖・象牙・樹脂・染料・木材・錫及香料等を輸出し、彼よりは綿絲布其他の雜貨を輸入したが、併し貿易の大部分は尙國王の商船及支那船にて行はれ、而も支那人は英人の如く條約による諸種の制限を受けることななく當國の内外に自由に活躍を許されてゐた爲、支那人は遂に牢固たる商權を確立するに至つた。

併しラーマ四世は歐人に多大の同情を寄せ、一八五五年に對英條約を改訂して英人の自由を擴大してより、各國も之に倣つて同様なる條約を締結した爲、歐人貿易は大いに興り、従前賄賂政策によつて商利を占めた支那船並に國王所有船の貿易は漸次衰落するに至つた。一九世紀末の佛泰事件により對外貿易は一時頓調を缺いたが、併し直ちに回復して異常なる發達を辿り、一八九六年には輸入三、四六九萬バツツ輸出四、七五〇萬バツツに達し、一九〇九年には夫々七八、三一九萬バツツ及一〇、一三九萬バツツに膨脹し、更に一九一三年度には夫々九、〇七九萬バツツ及一、五五二萬バツツに激増した。次いで二箇年は大戰の打撃を受けたが早くも翌年より日本及米國との通商増進によつて回復され、十年後即ち一九二三年度には輸入一四、九八六萬バツツ、輸出二〇、一五五萬バツツを示し、更に四年後の一九二七年には夫々二〇、一〇八萬バツツ及二七、六二七萬バツツなる未曾有の膨脹を示した。併し爾後世界の恐慌の影響は免れ難く一九二八―二九年には總貿易額四二、六四八萬バツツに減落した。一九三〇・三一―三四・三五年に至る五箇年平均は三六、〇八五萬バツツ、一九三五―三六年は二六、六九二萬バツツと爾

四 保險業

一九二九年七月の保險業取締規則が制定せられ、同取締規則により現在正式に認可されたる保險會社に就ては本年鑑第二回版を参照されたい。尙同規則に據れば、當國に營業する新業會社は資本金二十萬バーツ以上(其中火災保險會社は十萬バーツ、生命保險會社は五萬バーツを政府に供託すること)たるべく規定してゐるが、殆ど當國主要商社が外國會社の代理店として新業に従事するに止まる。

因に盤谷には泰國火災保險協會 (Fire Insurance Association of Thailand) が設立されてゐる。

次に泰國に於て設立の保險會社名及在盤谷本邦保險會社名をあげれば左の如し。

保險會社一覽表(泰國設立のもの) 出所:泰國實業名鑑

Table with columns: 營業會社名, 創立年月日, 資本金, 積立金, 所在地. Lists insurance companies like Hua Khai Lin Ha Co., Kwang Ann Long Fire Insurance Co., etc.

Table listing insurance companies: Thai Insurance Co., Ltd., Yong Ann Pow Hien Insurance Co., Ltd. with details on capital and location.

在盤谷本邦保險會社一覽表 出所:同前表

Table listing Japanese insurance companies in Bangkok: 朝日海上火災保險會社, 扶桑同, 神戶同, etc., with details on business types and agents.

五 商工會議所

泰國商業會議所 (Thai Chamber of Commerce-Sri Ayudhaya Rd.) - 一九三四年の創立にかつり、會頭はブライヤーゴロムンツトイ (Phya Bhrumya Bhakthi) 副會頭はナイキムセンキマヌワン (Nai Kim Sen Kinsurara) 書記 Lak Gansu 等の其他の會員二五名を擁してゐる。

② 日本人商工會議所 - 一九三三年、邦人輸出入業者の意志の疏通を計ると共に、貿易上の利益を擁護し、其の統制を圖る目的を以て在留有力邦商を會員とする泰國實業協和會が創設されたが、其の後日泰貿易の急激なる進展に伴ひ、之が改組強化の議が唱へられ、一九三六年九月、三井物産・三菱商事及其他の在盤谷有力邦商に依て泰國日本人商工會議所が正式成立を見るに至つた。英名を Japanese Chamber of Commerce & Industry (泰名 - ホーカンカーレウサカムヂーペンヘーン) と稱し、事務所を盤谷市シーカク、ピアシー二六號に置いてゐる。目的とするところは、(一)産業並に通商貿易の助長發達 (二)商・工・農業者の利益を擁護・増進し且つ相互の親睦を計るに存し、尙事業として (三)各種企業に關する調査・研究・報告 (四)各種交渉及應答 (五)日泰商品の陳列・紹介及取引上の斡旋 (六)日泰商品の登録・特許に關する斡旋 (七)各種紛争の調停及裁定等を行ふこととなつてゐる。尙、現在の主要役員は、會頭 - 瀬戸谷熊次郎 理事 - 日高秋雄 (日高洋行)・加藤義之 (大同貿易株式會社)・守谷順三 (鐘紡サードビス株式會社)・梅本 (伊藤忠商事株式會社)・保田榮一 (三井物産株式會社) の諸氏である。

③ 盤谷國際商業會議所 - 歐米商社を會員とせるもので、毎月一回委員會を開き、輸出来の品質證明を行ふ外、"Bangkok Market Report" (英文一月刊)を發刊してゐた。當時の役員は會頭 - W. Funtlop 副會頭 - W. Siegenhaler 書記 - Donaldson & Lowden 事務所 - Donaldson & Lowden Bldg, Hongkong Bank Lane に在る。

④ 華僑總商會 - 在留華僑は本國政府から直接保護を受けてゐることが稀で、早くより各自組合・團體等を作つて自らの利益の擁護を計つて居り、華僑總商會が是等の同業組合の統一機關として、實權と勢力を握つてゐる。總商會の現役員は會頭 - Nai Sahas Malugun 主事 - Nai Tan Yong Chang 書記 - Nai Chuan Kriwara 事務所 - Sahorn Road に在る。隸屬する團體の主なるものは、火葬公會 (製材組合)、米行公局 (精米所組合)、米商公所 (米商組合)、三叻公所 (香港、新嘉坡、

汕頭間の貿易業組合)、華益公會 (綿布商組合)、聯益公局 (二流雜貨商組合)、中華商會 (本國黨部及僑務委員會等との聯絡機關) 及其他で、各組合は各々同業商店を網羅し、組合代表者及幹部は事件毎に役員議會を開き、各種の決議をなして、之を實行してゐた。

六 邦人商社

在泰邦人商社の数は大東亞戰爭直前百餘に上り(内綿布商約三〇)、尙泰國に新たに店舗を開く爲新規商社出張員續々入り込んで居たが、其の殆ど全部が輸入商である。而して泰國内市價は本邦の値上りに比し常に昂騰率少く邦商は過去に於て輸入せる原價安き荷物の値上りを持つて處分する状態である。而も日本よりの輸入はA許可制となり、D六十日最大限となりたる爲雜貨の如く代金回収迅速ならざるもの、取扱商は大共に金融難に喘ぎつゝあつた。

一言にしていへば、綿布商は數量は捌けるが値段思はしからず、雜貨商は滞貨處分と金融難に悩み、僅かに輸出を營む者並に政府への販賣品を有する者のみが餘裕を示してゐるに過ぎぬ状態であつたのである。最近(一九四二年一月現在)に於る在盤谷邦人商社・代表者名及所在地を別示すれば次の通りである。

在盤谷本邦商社一覽表(昭和十七年一月現在)

Table listing Japanese companies in Bangkok: 株式會社岩井商店, 株式會社岩尾商店, 伊藤洋行, etc., with names and addresses.

Table listing various companies and their addresses in Thailand, including 株式會社服部商店, 海南會社, 日本棉花株式會社, etc.

Table listing various companies and their addresses in Thailand, including 吉田洋行, 大同貿易株式會社, 瀧合名會社, etc.

Table listing various companies and their addresses in Thailand, including 株式會社安宅商會, 淺野物產株式會社, 三興株式會社, etc.

七 商取引上の注意
從來本邦の輸出商殊に旅商・派遣員等が兎角目先に捕はれ、互に競争をなす爲、自然邦品は濫造粗悪の非難があり、歐米品を無條件にて賞用する風があつた。故に本邦輸出商は徒らに目光の注文にのみ捉はれず、當國民間に適する價格の範圍内にて輸出品の品質向上に力め邦品の聲價を高める必要がある。又當國の風俗・人情・習慣及其の變遷等に留意することは勿論氣象等の影響等も研究しなければならぬ。

精米所自身にて香港・新嘉坡の代理商に委託販賣するものと、支那人買辦を通じて在盤本輸出業者に賣付け、其の手により輸出せしめるものとある。後者の場合には米商及精米所間に約定成立すれば前者は代金の二五%を先拂し、期中精米完了と共に検査して精米所倉庫に於て現品の受渡しをなし、同時に残額代金を支拂ふ。故に爾後の責任は米商側の負擔となるが、価格は常に精米所棧橋渡にて、棧橋迄の諸掛は精米所が負擔する。尙尙取引は見本により先物で約定するを常とする。輸出米の建値は輸出税及麻袋(歐洲向二重袋は内袋のみ)を精米所持とし、精米所棧橋渡し一ピクル何バツとする。

(4) 包装及容量—通常青筋麻袋(四三×二九吋、重量二・五封度)にて包装し、歐洲向は特に H. C. Plain (四二×二八吋) を使用し二重袋とする。其の容量は東洋向一袋(白・玄・碎米共に)正味二四〇封度十風袋二五封度二・四二五封度とし、歐洲向一袋(同上)正味二二四封度とする風習であると云ふ。

(5) 倉庫設備—(一)物産の大宗たる米は精米業者に於て各自倉庫を有し、(二)家賃安き爲各商人は多く倉庫用に建物を賃借し、(三)水運の發達せる爲大商社は河岸に在つて貨物は多く本船より直にライターにて、自家又は其の倉庫に運ぶ等諸種の理由にて、一般商人は殆ど倉庫業者の倉庫を利用しないから、従て從來貨物保管業者なく、受荷主の便宜上要求ある場合船會社に於て船貨倉庫の一部又は近接せる倉庫に通關貨物の保管を引受け、その保管に對して簡單なる貨物預證を發行することゝなつてゐる。主要なる船貨陸揚倉庫として擧げらるゝのは B. I. 倉庫八棟—收容量約八千噸—ボルネオ會社倉庫八棟—收容量約一萬噸、その他 East Asiatic Co.—收容量約五千噸、Anglo-Thai Co.—收容量約二千噸、Bombay Burnah Trading Co.—收容量約五千噸、Thai Siam Navigation Co.—收容量約千噸があるが、近來入貨中輻輳するのは殆ど本邦品に限らるゝ狀況である爲、香港・新嘉坡方面よりの船貨倉庫は空庫多く、不振の状態に在る。

Table with 6 columns and 12 rows showing prices for various goods like Yolk, etc.

尙製材の取引に慣用される單位 Yolk は、長さ一六ワ、幅一ソーク、厚さ一ニウ(一一・一四立方呎)を云ふ。歐洲市場には當國木材商の代理商があり、之と豫約した先物賣買に對してチークを積出すを原則とし、代理商は仲買人又は直接消費者と取引する。印度へは委託形式の積送を普通とし、日本及支那へも委託輸出を異常とせぬが、角材は殆ど代理商との豫約賣買に對して積出す。泰國産チークは丸太と製材とを問はず貿易上何等一定の格付標準なく、各商社は自社専用の格付標準を一定するに過ぎぬ爲に引合上甚だ不便であるが、各輸出商社は各々異なる市場を有する爲、之が統一困難であると云ふ。然し原則として角材は歐洲向は之を二等級に、印度其の他東洋向は之を三等級として歐洲一等品(蜂穴及節は小なるもの)二つ以下・龜裂二吋以下にて幅狭く、角材の儘にて使用し得るもの、同二等品(蜂穴及節四つ以下、蜂穴の深さ三吋以下、龜裂は幅三分、長さ五吋内外、深さ三吋以下の眞直材)印度一等品(龜裂は長さ・幅・奥行夫々一吋・五吋・三吋位にて多少曲り蜂穴及節各六あるも可)、同三等品(右より劣質材)としてゐる。我が國に輸入するチーク材は歐洲二等品と印度一等品級が多く、格差は日本沖着相場で五十バツ内外の開きである。

三 錫 鑛 石

泰國の錫鑛石の品位はマライと同じく主に洪積又は沖積礫床より採集

チークの原木は現金取引を原則とするから、資金少き小製材所は仲買人を介して原料木を買取る。丸太の建値は從來ピカット (Pickat) 建にて筏を標準として行はれる。故に買方は豫め筏の丸太敷・材質・採材具合等の諸點を吟味して後商談する。右ピカットは太さの比率によりて價格を定める單位にて、先づワー (Wah) 七八八〇吋、標準は八〇吋) 及ソーク (Sork) 四分の一ワ) の度目單位にて、長さをカム (Kam: 四 1/16 吋、標準四 1/8 吋) 單位にて丸太中央部の半周を算出する。斯くて、七ワ一×八カムありとすれば(時價一〇ピカットとして)、B表のセワりの欄を看下して八カムの線との會點の數字即ち一二がピカットの價格(バツ)にて、同丸太(一二〇バツ)となる。

チークのピカット價格見積表

Table showing prices for different types of teak (Pickat) with columns for size and price.

する砂錫で、錫の含有純分は地方に依て多少の相違があるが、七四乃至七五%のものが多い、荷造りは同じ容積の麻袋に六五%品位のものは約八〇斤、七四%品位のものは九〇斤、七五%品位のものは九五斤詰め。買付値段は毎日の新嘉坡公定建値に依り買付けるもので、即ち新嘉坡の錫相場が百斤一一四弗、品位が七五%であれば、錫鑛石百斤の買値は次の如くである。

四 煙 片 煙片二號 (F. A. Q.) 煙片三號 (Low F. A. Q.) 煙片四號 (off sheet) 煙片片 (較片又は較縷とも云ふ—unsunked diamond sheet) 白片 (Plain unsunked sheet) 乳絲 (Loose string)

品質はマラン及ナコンシタムマラト方面のものは Smoked Sheet 多く、ハートヤイ方面は煙製・未煙製共あるが、バターニー方面のものは未煙製が多い。産地で普通使用する品級名を擧ぐれば次の如くである。 荷造りは裸百片を針金括りとする。バターニーに産する白片は五、六百斤箱詰とする。仲買の買付方法は主として現金にて買ひ、前貸或は手附金等をなさず、産地建値は百斤建である。彼南、新嘉坡、紐育、倫敦のゴム相場(封度建)が毎日産地の仲買人に電信され、之に應じて産地買付相場が決定される。泰國産ゴムはマライ産のものに比し一體に割安に買付けられるが、之は産地仲買人が製品の選別が不十分で、大概 F. A. Q. として取扱ふので、再選せねばならぬ。煙り方不可嘩で、殊にバターニー方面のものは煙製せぬばかりでなく、厚さも不同である等の事情ある爲と言はれる。 尙、産地に於て最も有力なゴムの仲買人は南通公司と福美公司(地方により珍美公司の名を用ふ)で、彼南の仲買人は順記・福成・源豐・建利。

東益等の華商であつて、産地に買付機關を持つてゐる。但し、バタビ地方のものは海路新嘉坡に積出される。

五 スチツクラツク

泰國にはシエラツク工場は無いから全部スチツクの儘輸出する。大部分は新嘉坡向輸出であるが、新嘉坡は全部中繼で、主として印度へ再輸出する。相場は百斤に付二〇パーセント見當で、チエンマイ、チエンライ、ラムブーン、ラムバーン等が集散地である。尙、本邦に於けるシエラツクの需要は逐年増加の傾向にあり、その大部分を印度より輸入するもので、若し泰國に於て簡単な加工業を興し、シエラツクとして輸出するに至れば、現在印度よりの輸入の一部を泰國産のものに依て充つことが出来ると思考される。

第三節 商品の輸入経路及市場販賣組織

泰國は全國民日常必要の製造品の大部分を、外國からの輸入に仰がねばならぬのであり、而して當國は東・西及南洋の中間に位して居る關係から多種多様の製品が東西各國から此の國に輸入せられて居る。而して是等多種多様の外國製品は、輸出國の有する特異の市場事情や商慣習を基として見るときは、大體歐米商品・支那商品及日本商品の三者に分つて觀察することが出来る。先づ第一に歐米商品の輸入に就て見ると、是等は其の殆ど全部が盤谷に在る當該輸出國商社の支店、又は歐米人たる其の代理店を經て輸入せられたる上にて、盤谷の華商に賣渡さるゝこととなつて居る。歐米商品は多くは斯る比較的局限せられたる徑路によりて輸入せられ、素りに契約代理店以外の取引開始を肯んじないのが普通である。之は歐米の商業道德上代理店制度が尊重せられるのに基くと同時に、泰國の商業信用制度不備による取引の不安に主として由來するものと如くである。尙茲に見逃すべからざることは泰國の華僑の素質である。

五間の民族的了解に出發する傳統的商慣習や特異信用制度の存在に由來するもので、從て容易に他國商人の其の間に介在することを許さざるものがある。殊に華僑相互間の輸入代金の決済に就ては、輸出爲替を以てカヴァーするとか、又は支那銀行を通じて爲替送金する等の方法も、何程かは行はれてゐるには相違ないが、夫は主として在外華僑相互間の取引に就て行はるゝものに過ぎぬ。本國(香港を含む)の支那商人との取引、殊に雜貨類の取引に就ては今尙主として舊慣に依て、一年一回即ち年關相殺勘定の方法によるものが多いためである。出荷に際して爲替取組を行ふ場合でも其の大部分は彼の舊式なる所謂信局を通ずるものである。夫故に近代式經營の基礎に立つ他國商人としては到底支那商品の取引に手出しをすることが不可能である。

次に本邦商品の輸入経路を見ると、盤谷と本邦間に邦船又は外國船の直通航路なかりし過去にては勿論、直通航路の開設せられた後とて其回数が少かつた時代には本邦商品の泰國直輸入は比較的僅少にして、香港及新嘉坡の兩地から轉輸入せらるゝものが多かつた。七、八年前に於てすら直輸入と轉輸入とは相半すと云はれて居たのである。國別輸入(貿易の部、參照)に於て示す如く、日本からの輸入は一九一〇一年に於て僅に一分八厘、一九二〇一年に於て四分五厘に過ぎなかつたが、當時と雖も此外に香港及新嘉坡から華僑の手によつて轉輸入せられた日本品が相當あつた筈なのである。然し乍ら當時は其の轉輸入品の原産地別數字を求むることが不可能であつたが、三井物産會社船舶部と大阪商船會社とが各々數隻の所屬船を盤谷航路に配して、毎月六回或は夫以上の邦船廻航を見るに至りたる今日には、香港及新嘉坡の兩地からの本邦商品轉輸入は次第に減退して、其の重要度を失ひ、夫が直輸入に轉ずるに至つたのである。今日も尙此の兩地からの轉輸入を見るものあるは全く爲す關係から來るものと稱して大過が無い。加ふるに邦船直通航路の發達は單に轉輸入を直輸入に轉じ得たるのみに止まらず、日本商品の泰國市場進出に貢獻する所亦頗る大なるものがあつたことを認めねばならぬ。

泰國内の商權の殆ど全部が華僑の掌握する所であることは周知の事實で、華僑を除いては泰國の商業は成立せずと稱するも過言でない程であるが、元來是等華僑の大商人でも其の多くは苦力上りの頭家に過ぎぬ。彼等は毫も近代式なる商事經營上の知識を有することなく、歐米諸國との通信に必要な語學の素養あるものゝ如きは稀であつて、從て歐米諸國との直接取引の道に暗いのであるから彼等が香港又は新嘉坡から歐米品を輸入する場合でも、夫は其の地の華商の手を經るを常とするのである。斯の如き事情の下に歐米商品は比較的單純なる徑路を辿つて、各々本國より又は其の屬領地を經て當地に輸入せらるゝものであるが、此の徑路局限の結果として歐米品取引商間には相互諒解の成立が比較的容易であり、信用も比較的潤滑なるものゝ如くであつて、而して此の關係が自然代金決済方法の上に反映する。即ち彼等の間には非常に長期の信用が與へらるゝのが普通であつて、輸入爲替に六箇月のサイトを附するが如きも敢て珍らしくない。斯る長期の爲替決済は又當地の歐米輸入商と華僑卸商との取引關係に順次反映し、其の間の代金決済には長期三箇月の期限を與ふることが普通である。銀行制度や倉庫業等の發達なく、取引上貨賣を原則とする當國市場の實情の下にては、此の長期決済の慣行は薄資なる華僑の經營上融資上非常なる便宜を與ふるものなることは勿論であつて、實は此の事實こそ過去に於て、歐米筋の商人と歐米の商品が當國の市場に於て壓倒的の勢力を占め來りたる最大の原因であつたと云ひ得るとすら考へられる。然し近年に至りては、漸次に從來の長期信用制度を革めて、現金取引に非ざれば一箇月の短期決済を普通とするに至つて居るやうである。商品の種類や取引先の信用如何によりて、今尙三箇月決済の慣行を持続せるものが皆無ではないこと勿論である。

次に支那商品の輸入に就て見ると、是は前者に比して更に單純なる徑路に依てゐる。即ち専ら華僑の手に依て其の本國及香港から直輸入せられるので、只此の外に新嘉坡の華僑を通じて同地から轉輸入せられるものが多少ある。支那品の取扱が華僑に限定せられてゐるのは支那人間の場合と異なりて相當複雑なる關係が存在する。此の複雑なる關係を成しせしむるに至りたる所以は、從來泰國の市場が本邦商工業者によりて最近迄甚しく閉却せられて居たことに存する。換言すれば泰國市場に對する邦商の活躍が、日本品需要の進展状態に伴はざりしことである。今日迄日本品の泰國市場への輸入は、本邦内地及當地に在る本邦商人に依て取扱はるゝものゝ外に、本邦在留華僑により或は香港及新嘉坡在留華僑によりて盤谷華僑を通じて行はるゝものが頗る多量であつた。其の當時の實情にては本邦商工業者の眼界には、阪神在留の華僑と香港及新嘉坡在留の華僑があつたのみで泰國市場其のものは、彼等の注意の水準線以下にあつたものゝ如くである。勿論當時と雖も泰國在留の邦商は存在してゐたのであるが夫は僅に五指を屈するに足らざる少數であつて、而も寧ろ微力小規模のものに過ぎなかつた。

本邦商品の輸入は現在大體四種の異りたる徑路に依てゐる。即ち(一)内地中繼業者を介して輸入せらるゝもの、(二)内地製造家へ直接注文輸入せらるゝもの、(三)内地本支店又は仕入部を通じて買付輸入せらるゝもの、(四)内地製造家が其の販賣機關を當市場に派出して輸入せらるゝものである。右の内(一)内地中繼業者を介する輸入と云ふのは、内地の邦人輸出商又は在留華僑を介して行はるゝ輸入の總稱であつて、盤谷の邦人輸入商の大部分は前者を介し、又華僑の殆ど全部は後者を通じて夫々日本商品を輸入して居る。而して日本品輸入貿易の大部分は現在の此の部に屬する。蓋し泰國の一般市場組織の現状と商人の實力は、未だ商品の分科的取扱を許すべき程度に進んで居らぬ。即ち各商店は少數品種の商品を選択して、専門的營業を維持することは困難である。夫れ故彼等は必然多岐多様の商品に亘りて取扱ふこととなり、從て日本の關係取引先が頗る廣範圍に亘ることを免れざる次第にして、事情煩雜に堪へぬこととなるから寧ろ適當な中繼業者を選択して専ら之を介して、多種商品の取引を

| | | | | | | | | | | |
|--------|-------|------|-------|------|------|-----|------|------|------|------|
| 酒類 | 113.3 | 1.1 | 1.57 | 1.4 | 1.75 | 1.4 | 1.69 | 1.3 | 1.67 | 1.9 |
| 地金銀正貨類 | 100 | 0.11 | 9.59 | 0.4 | 6.9 | 0.6 | 3.13 | 1.9 | 6.65 | 3.1 |
| 阿片 | — | — | 3.34 | 0.11 | — | — | 8.54 | 0.7 | — | — |
| 生動物・鳥等 | 134.8 | 0.9 | 6.97 | 0.4 | 1.00 | 0.6 | 3.0 | 0.3 | 5.05 | 3.7 |
| 飲料・食料品 | 96.3 | 6.08 | 10.19 | 5.58 | 8.16 | 4.7 | 10.1 | 5.05 | 10.1 | 5.05 |
| 原料品 | 47.7 | 3.01 | 7.06 | 3.8 | 7.79 | 4.0 | 6.74 | 3.1 | 3.1 | 3.1 |
| 製造品 | 138.5 | 0.9 | 1.74 | 1.0 | 1.33 | 0.4 | 1.77 | 0.6 | 1.77 | 0.6 |
| 地金銀正貨類 | 89.0 | 5.6 | 4.97 | 2.7 | 3.57 | 2.1 | 2.76 | 1.5 | 2.76 | 1.5 |
| 再輸出 | 25.1 | 1.6 | 3.35 | 1.8 | 4.15 | 2.5 | 3.7 | 1.6 | 4.15 | 2.5 |

類別輸出入價額指數表

出所 泰國統計年報

| | | | | | | | | | | |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 類別 | 一九三六 | 一九三二 | 一九三三 | 一九三四 | 一九三五 | 一九三六 | 一九三七 | 一九三八 | 一九三九 | 一九四〇 |
| 食料品 | 100 | 6.5 | 7.8 | 6.4 | 5.9 | 5.5 | 5.4 | 5.8 | 6.1 | 6.1 |
| 原料品 | 100 | 7.8 | 7.8 | 7.3 | 8.0 | 8.8 | 8.2 | 8.9 | 8.6 | 8.6 |
| 酒類 | 100 | 5.0 | 5.0 | 4.9 | 4.9 | 4.3 | 4.3 | 4.3 | 4.3 | 4.3 |
| 合計 | 100 | 5.3 | 5.3 | 4.4 | 4.4 | 3.7 | 3.7 | 4.8 | 5.1 | 5.1 |
| 生動物 | 100 | 3.3 | 3.3 | 3.5 | 3.5 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 |
| 食料品 | 100 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 |
| 原料品 | 100 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 |
| 合計 | 100 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 |

次に當國貿易に於て注意すべき事實は、輸出入共英帝國ブロックに著しく偏してゐることであるが、之は交通上の關係と資本的支配力によるものと解釋される。然し新嘉坡、ペナン及香港は何れも中繼港であるからその點考慮する必要がある(國別貿易の項参照)。

尙、泰國は貿易外勘定に於ては支拂勘定のみを有する爲、年々多額の出超をなして國際貸借を決算する一方、之を以て金銀及貨幣を輸入するのを立前とし、従て商品に於ては出超を、金銀に於ては入超を示すを例とした。然るに一九二九—三〇年以降商品出超額が減退したのが直接原因となつて、一九三二—三三年には遂に金銀の出超を見る奇現象を呈し、翌年五月金本位を停止し、爾後相當の商品出超を示しながら依然金銀出超の現象を續けてゐるが、之は泰國の經濟界を支配せる華僑其の他外國商館の本國に對する送金がその一因をなしてゐると思はれる。

商品及金銀貿易尻表

單位 千バツ

| | | | | | | | |
|------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|-----------|
| 一般商貨 | 1931-4 | 1929-30 | 1930-1 | 1931-2 | 1932-3 | 1933-4 | 1934-5 |
| (+) 27,678 | (+) 17,567 | (+) 9,137 | (+) 19,448 | (+) 4,538 | (+) 37,372 | (+) 5,874 | (+) 5,874 |
| 一般商貨 | 1935-6 | 1936-7 | 1937-8 | 1938-9 | 1939-40 | 1940-1 | 1941-2 |
| (+) 40,759 | (+) 7,000 | (+) 5,008 | (+) 4,953 | (+) 8,059 | (+) 1,039 | (+) 1,039 | (+) 1,039 |
| 地金銀及正貨 | (+) 8,750 | (+) 4,017 | (+) 2,861 | (+) 2,524 | (-) 6,242 | (-) 6,242 | (-) 6,242 |

第二節 輸出貿易

重要品の輸出状況に就ては各章下に詳述したから、茲には重要品目の該産業の部を参照。

輸出額、類別輸出品品の各數量・價額及價格の推移指數を掲げ、大體者比較對照に資することとする(重要物産の仕向地別輸出状況に就ては當該産業の部を参照)。

重要品輸出高表

單位 千バツ

| | | | | | | | | |
|-----------|--------------|--------------|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 品別 | 一九三四—五 | 一九三五—六 | 一九三六—七 | 一九三七—八 | 一九三八—九 | 五箇年平均 | 一九三九—四〇 | 一九四〇—一 |
| 米 | 96,473,397 | 90,835,633 | 95,944,444 | 75,342,522 | 97,419,341 | 91,558,863 | 113,299,984 | 113,299,984 |
| 錫 | (37,701,115) | (15,029,766) | (25,976,445) | (1,337,011) | (25,976,445) | (25,976,445) | (25,976,445) | (25,976,445) |
| 錫及錫礦 | 26,848,610 | 23,375,105 | 29,809,389 | 3,752,833 | 30,813,762 | 29,574,638 | 41,331,369 | 41,331,369 |
| チンク | 45,888,808 | 50,522,27 | 8,651,730 | 9,121,26 | 6,694,105 | 6,819,887 | 7,885,209 | 7,885,209 |
| 其他の木材 | 1,008,133 | 8,671,21 | 1,045,795 | 1,152,293 | 8,355,0 | 9,995,90 | 1,039,556 | 1,039,556 |
| ゴム・屑ゴム及ゴム | 9,305,834 | 13,218,945 | 23,563,377 | 33,694,404 | 25,123,109 | 18,770,728 | 20,191,586 | 20,191,586 |
| 代用品 | 9,111,11 | 15,460,5 | 1,785,93 | 2,217,5 | 1,785,93 | 3,833,5 | 2,217,5 | 2,217,5 |
| 牛 | 9,038,72 | 3,740,1 | 2,265,0 | 5,319,5 | 3,694,5 | 2,768,13 | 3,200,0 | 3,200,0 |
| 豚 | 3,879,75 | 4,474,37 | 4,263,8 | 4,105,7 | 4,474,37 | 4,474,37 | 4,474,37 | 4,474,37 |
| 家畜 | 1,628,035 | 3,833,59 | 1,519,2 | 1,899,06 | 2,79 | 4,474,37 | 4,474,37 | 4,474,37 |
| 燕 | 1,554,85 | 2,240,10 | 1,248,16 | 1,352,30 | 1,352,30 | 1,352,30 | 1,352,30 | 1,352,30 |
| 乾 | 2,477,17 | 1,562,18 | 3,047,0 | 3,644,06 | 2,912,16 | 2,912,16 | 2,912,16 | 2,912,16 |

Table of trade statistics for Thailand, including categories like 織物 (Textiles), 絹織物 (Silk), 其他の織物 (Other textiles), 未製造煙草 (Unmanufactured tobacco), 葉巻・紙巻及製造煙草 (Cigarettes and manufactured tobacco), 車輛及部分品並同附屬品 (Vehicles and accessories), 其他の商貨 (Other goods), 阿片 (Opium), 計 (Total), 地金屬及正貨 (Gold and silver), 金 (Gold), 酒 (Wine), 計 (Total), 總計 (Grand Total). Includes a note (註) regarding gold reserves.

類別輸入商品價額・數量指數推移表

出所 泰國統計年報

Table showing price and quantity indices for various categories: 全商品 (All goods), 食品 (Food), 原料 (Raw materials), 製造品 (Manufactured goods), 麥酒・葡萄酒及火酒 (Beer, wine, and spirits), 食料及麥酒 (Food and beer), 織物 (Textiles), 雜貨 (Groceries), 全雜貨 (All groceries), 特定商品 (Specific goods), 數量指數 (Quantity index), 價額指數 (Price index).

第四節 國別貿易

一 概要

泰國はその位置が世界の公道に沿はぬ爲輸出の七〇%、乃至七五%輸入の三〇%乃至三五%は新嘉坡及香港と貿易され、その殆ど全部は右兩港にて中繼されるものである。一九三〇一年度以來泰國政府は右兩港よりの盤谷輸入品に原産國證明書を要することゝ定めた爲、茲四箇年は右兩港の中繼内容が判明するに至つた。その内香港からの輸入は其の全

部が盤谷港への輸入であつて、從て香港からの輸入は其の全部に就て原産地を明にする事が出来るが、新嘉坡からのものは南泰半島地方への輸入もある。此の部分に就ては原産地が明にされて居らぬ。然し此の部分には少額であつて、新嘉坡から泰國への輸入は總額の大體一割見當である。故に香港及新嘉坡からの輸入額を原産地別に夫々加算すれば、大體に於て泰國の原産國別輸入額の比較が出来ぬ。故に茲には國別貿易額及歩合表と右兩港の中繼額を含む輸入額及歩合表を掲示してその推移を見ることとする。

主要國別直貿易額及歩合表

單位 千バーツ 出所 泰國貿易海運年報

Table of trade statistics by country/region: 仕出向國別 (Export destinations), 輸入 (Imports), 輸出 (Exports). Columns include years from 1936 to 1940 and percentages.

泰國...貿易

二 香港及新嘉坡の地位

前述せる如く當國輸出の七八割は香港及マライ(最近三箇年平均に於てその約五四%が新嘉坡、殘餘の大部分はベナン)に仕向けられ、主として各地へ中繼される。右兩地への仕向歩合は一九二五―六年を別とすれば、大戰後は一般に増加して居り、一九二三―四年の如きは、總輸出額の八〇%に近い。香港は一九二三―四年度には一躍四七%に激増して第一位を占めたが、爾後は再び激落してマライ諸州にその地位を譲つた。其の後概して衰落を辿り、且その奥地たる支那の政情並に經濟狀態に左右されて甚しい變動を示してゐるが、マライは之に反して順調なる向上の路を辿つてゐる。唯、一九三三―四年に於て香港への輸出は異常なる増加を示して二七%に上り、マライは反對に衰退して五〇%に低下した。

原産國別輸入品香港及新嘉坡中繼狀況表

Table showing trade statistics for various countries (e.g., 香港, 新嘉坡, 香港, 新嘉坡) across different years (1935-1937, 1938-1939, 1939-1940). Columns include country names and numerical values.

單位：千バツ
出所：泰國貿易海運年報

マライよりの輸入額の約六二% (最近三箇年平均) は新嘉坡より仕出され、殘餘の大部分はベナンより仕出される。香港及マライは泰國總輸入額の三〇―四〇%を供給するのであるが、その殆ど全部は各地よりの中繼である。輸出の場合と反對に、泰國の輸入總額に對する香港よりの輸入額歩合は變動が少く、大戰前の一六%より一九二三―四年には二四%に増進し、爾後は落勢を辿り、一九三五―六年度は九%弱を占むるに過ぎぬ。マライよりの輸入額は可なり變動があり、戦前の一七%が戦後の一九二三―四年に至つて一六・五%となり、最近は大増大の傾向を辿り、一九三五―六年は二二%となつてゐる。大戰後に香港が著しく増進し、マライの減退せるは、前者は大戰を轉機として進出せるが、支那及米國の商品を、後者は歐洲品を多分に中繼せる爲であるが、近來日本商品は直接泰國へ仕向けらるゝものが多い爲、香港の位置が再び低下する傾向を生ぜるものである。

Table showing trade statistics for various countries (e.g., 香港, 新嘉坡, 香港, 新嘉坡) across different years (1935-1937, 1938-1939, 1939-1940). Columns include country names and numerical values.

第五節 港別貿易

當國の對外貿易は盤谷以外に泰灣及印度洋沿岸・マライ・印度支那及ビルマとの國境にて行はれる。マライとの國境貿易はバダンプサル及スンガイゴロクの鐵道連絡地點にて行はれる。其の他隣國との國境貿易にては、チーク丸太(サルウキーン・メコン兩河を流搬する「林業の部」参照)の外家畜・象牙・絹製品等を輸出し、チエンマイ其の他北部諸市の商人、シャン人及ビルマ人等の行人並に支那人の驢馬隊商等により、主として北部に於て消費する歐洲品並に隣國土産品を輸入するが、其の額は甚だ少額であり、最も著量に上るビルマ國境の貿易すら一九二三―四年迄の五箇年平均輸出五五八萬ルピー・輸入三〇八萬ルピーに過ぎず、

而も内陸交通の發達により盤谷より低廉なる價格品を供給するが故に、其の量額は漸次減退しつつあり、又近來其の統計の發表もない。沿岸貿易も盤谷を除けば主として半島南部の兩岸にて行はれ、チヤンタプリー沿岸の貿易品(主品は胡椒)は殆ど盤谷を経由する。而して泰國に於て外國船の自由入港を認めて居るのは盤谷一港であつて、盤谷以外の港には泰國籍の船しか出入出来ぬ。泰國籍の船は沿岸航路のみならず、之を延長して、ベナン・新嘉坡・西貢等外國の港にも出入し、事實上外國貿易の一部をやつてゐる。税關管區は左の如く三區に分れてゐる。
盤谷管區―西はブラチャツプキリーカーンより東は印度支那に至る沿岸諸港東方鐵道の終點マランヤプラテート驛、ドンムアン飛行場

主要物資輸入高表

一九三八年度本表輸入額計 一七九・〇%
一九三八年度輸入總額 (一九三八年度) 三・三三三
出所自泰國貿易海運年報

| 主要輸入品 | 數量單位 | 輸入量 | 輸入價額 | 日本及滿洲國 | | 其他 | | 合計 | | 國外依存 | | 主要依存國(千ツ) |
|-----------|------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|----------------------|
| | | | | 數量 | 價額輸入率% | 數量 | 價額輸入率% | 數量 | 價額輸入率% | 數量 | 價額 | |
| 綿製(品平均) | | 一八、四七一 | 一、六七三 | 一、〇〇一 | 六・五五 | 四、四七四 | 四四・七四 | 一、六四七 | 八・九五 | 二、〇一四 | 二、〇一四 | 日本 |
| 食料(品平均) | | 一、六〇七 | 一、六〇七 | 九・一一 | 五・五 | 一、〇七〇 | 六・九四 | 一、一八六 | 八・四九 | 五、〇八九 | 五、〇八九 | 香港、英、新嘉坡、印度、支那、彼南、獨逸 |
| 罐詰ミルク(平均) | 千瓩 | 一〇、九三七 | 三、五六一 | 一・八六 | 五・五 | 一、六八 | 一、六八 | 六、〇〇 | 一、七三 | 九、三二九 | 九、三二九 | 日本 |
| 精製糖(平均) | | 一〇、一〇六 | 三、三三六 | 一、四四三 | 一・二 | 一、三三三 | 一、三三三 | 八、三三 | 三・三三 | 七、六五〇 | 七、六五〇 | 日本 |
| 穀粉(平均) | | 一、一〇九 | 一、一〇九 | 一、〇〇一 | 一・二 | 一、一〇九 | 一、一〇九 | 一、一〇九 | 一、一〇九 | 一、一〇九 | 一、一〇九 | 日本 |

| 主要輸入品 | 數量單位 | 輸入量 | 輸入價額 | 日本及滿洲國 | | 其他 | | 合計 | | 國外依存 | | 主要依存國(千ツ) |
|----------|------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|-----------|
| | | | | 數量 | 價額輸入率% | 數量 | 價額輸入率% | 數量 | 價額輸入率% | 數量 | 價額 | |
| 金屬製品(平均) | | 一〇、八八八 | 九、三六七 | 四、六一八 | 四・八八 | 二、一五二 | 二、一五二 | 六、七七〇 | 七・一 | 二、六二六 | 二、六二六 | 日本 |
| 車輛(平均) | | 三、八八八 | 三、八八八 | 一、八二 | 四・六 | 一、一四九 | 一、一四九 | 三、〇〇 | 七・七 | 一、一四九 | 一、一四九 | 日本 |
| 麻袋(平均) | 千俵 | 四、七 | 四、七 | 一、八六 | 五・四 | 一、一四九 | 一、一四九 | 三、〇〇 | 六・五 | 一、一四九 | 一、一四九 | 日本 |
| 絲類(平均) | | 三、三 | 三、三 | 一、八六 | 五・四 | 一、一四九 | 一、一四九 | 三、〇〇 | 七・七 | 一、一四九 | 一、一四九 | 日本 |
| 燈油(平均) | 千立 | 四、三三三 | 三、八三三 | 一、八二 | 四・六 | 一、一四九 | 一、一四九 | 三、〇〇 | 七・七 | 一、一四九 | 一、一四九 | 日本 |

を開發する事は軍事上將又産業上よりも頗る重要である。

二 自動車其他

當國は右の如く道路の開發が遅れてゐる爲、路上運送用車輛の發達も他國に比して甚だ遜色がある。以前陸上交通は象・馬・牛及牛車によつてゐたが、併し最近の道路開發により自動車其他の路上運送車輛は著しく發達しつゝある。爲に貨物輸送費も漸減しつゝあり、以前牛車(三百疋積載して一日一六軒を行進し日當り一臺二バツ)にて噸當り軒四〇サタン、水路により同じく二〇サタンを要したが、現在ラムバーン・チェンライ間にては噸當り一軒一〇サタン内外にて貨物を輸送し得ると。電車は盤谷市のみ在り、人力車及自動車と共に同市の主要交通機關を爲す。乗合自動車としては、郵便電信局がラムバーン・チェンライ間に郵便乗合自動車(毎週三回往復)を運轉してゐる。

逐年増加する自動車輛を取締る爲、一九三〇年五月二日自動車輛法を發布し、即日之を實施した。同法は盤谷にては其所轄大臣、盤谷以外にては道路局が之を管轄する。自動車輛は所要の部分完備し、免許料を收め、登録しなければ使用し得ぬ。運轉手も免許を要するが、之に私用車運轉手(十八歳以上)・公衆用車運轉手(二十歳以上)・自動自轉車運轉手の三種があり、毎年三月末を満期とする。車輛所有者の納付すべき免許料は年當り(一)附隨車一臺二〇バツ (二)私用車一馬力及其の端數毎に二バツ (三)農業用トラクター一臺一〇バツ (四)自動自轉車一臺一〇バツ、側車一臺五バツ、(五)千噸(一人當り五〇噸)とし又は貨物滿載時の總重量)以下は貨物運送又は牽引用公衆用車一〇バツ、其他一〇〇バツ、千噸以上は五百噸を増す毎に夫々三〇バツ及二五バツ増し、(六)空氣入タイヤを使用せぬものは凡て二〇%増にて、免許料は全年分を同時又は三箇月毎の賦拂にて前納するを要す。

自動車其他車輛免許數・料表

Table with columns for year (年次), license type (免許數), and vehicle categories (乗用車, 貨物自動車, 自動自轉車, 三輪車, 馬車, 人力, 其他, 總計). It includes a separate section for '免許料' (license fees) with a list of amounts for various vehicle types.

免許自動車輛數表

Table showing the number of licensed vehicles by type (種別) and year (年次). Categories include Total (總計), Private Passenger (私用乗用車), Rental Passenger (貸用乗用車), Mixed (乗合自動車), Goods (貨物自動車), Private (私用), and Others (其他). It also includes a section for '其他諸縣' (Other Prefectures).

3 鐵道
一八八〇年の頃英人 Holt, S. Hallatt, A. R. Colquhoun は、シャン及ラオステーツ、雲南及泰國等の商權を掌握する爲、是等諸地とビルマとを連結する英資本の鐵道を建設すべく主唱したが、英人中耳を藉する者なく失敗に歸した。併し之が泰國民に鐵道交通の重要性を覺らしめ、一八八七年ラーマ五世は一英國會社と契約して盤谷より北國境のチェンセンに至る鐵道布設を企畫したが、測量後中止となり、之に代つて一八九三年一會社が盤谷・パークナム(メーナム河口)間の私營鐵道を完成して、當國鐵道の先驅をなした。爾後鐵道交通は急速に發達して左記の如き鐵

道網を見るに至り、行政・軍事・商業・交通上多大の貢獻を爲すと共に、從來物産の市場搬出に困難であつた地方の産業開發を促進してゐる。一九三九年三月末現在に於る國有鐵道の延長は三千百軒にして、この外に建設中及測量中の豫定線四六八軒があり、別に私設鐵道一四八軒、産業線八〇軒がある。尙當國鐵道概況を示せば次の如くである。
鐵道概況表 (一九三八年) 出所：泰國統計年鑑
開通線延長 三,100 軒 測量中線路全長 三,556
建設中線路全長 一,533 計 八,655

國有鐵道主要驛間行程表

出所 泰國統計年報

| (盤谷驛より) | | 驛名 | | 盤谷より距離 | |
|------------------------|--------|---------------|--------|--------|--|
| 驛名 | 盤谷より距離 | 驛名 | 盤谷より距離 | | |
| 北方線 | | | | | |
| Farng Su | 8 | Tia Phra | 220 | | |
| Don Muang | 33 | Khonkaen | 240 | | |
| Ayuthya | 37 | Iam Phai Mat | 260 | | |
| Ban Moh | 104 | Buriram | 260 | | |
| Lopburi | 130 | Surin | 270 | | |
| Ban Mee | 141 | Sriphaphum | 280 | | |
| Chong Kae | 140 | Srisaket | 280 | | |
| Pakamphlo | 141 | Warin | 280 | | |
| Chum Sang | 140 | 東方線 | | | |
| Sawankhalok | 140 | Paetani | 281 | | |
| Uttaradit | 140 | Prachinburi | 281 | | |
| Den Chai | 140 | Krabinburi | 281 | | |
| Lampang | 140 | Aranya Pradit | 281 | | |
| Lamphun | 140 | 南方線 | | | |
| Chiangmai | 140 | Bankok Noi | 281 | | |
| 東北線 | | | | | |
| Saraburi | 140 | Ban Pong | 281 | | |
| Sikha | 140 | Phataram | 281 | | |
| Nakhon Pathesima | 140 | Ratchaburi | 281 | | |
| Phanom Chitra Junction | 140 | Phetchaburi | 281 | | |
| Non Wat | 140 | Khao Thannon | 281 | | |
| Kat Rang | 140 | Nong Sala | 281 | | |
| Pua Yai | 140 | Huey Sai Nua | 281 | | |
| Muang Phon | 140 | Hua Hin | 281 | | |
| Ban Phai | 140 | Pran | 281 | | |
| | | Chumphon | 281 | | |

| 距離 | 運賃 | 距離 | 運賃 |
|--------------------|-----|--------------|------|
| Lang Suan | 244 | Na Muang | 244 |
| Surat-Uthani | 241 | Chaia | 241 |
| Than Phio | 230 | Padang Besar | 240 |
| Chawang | 230 | Songkhla | 232 |
| Tung Song Junction | 220 | Khlok Phio | 1014 |
| Trang | 220 | Na Pradu | 1000 |
| Kan Tang | 220 | Yala | 1044 |
| Ron Phibun | 220 | Ra So | 1044 |
| Nakhon Sriharurat | 220 | Tanjong Mat | 1114 |
| The Sarnet | 220 | Sungei Padi | 1184 |
| Padalung | 220 | Sungei Golok | 1144 |
| Hat Yai Junction | 220 | | |

貨物の種類を、(一)小荷物 (二)一般貨物及家畜 (三)危険品及武器に分け、運賃率は普通運賃と特別運賃の二種に分つてゐる。特別運賃とは、特に國際列車(急行)或は船との競争上特定港宛積送の場合に適用することゝなつてゐる。

(一) 小荷物に對する普通運賃 (千疋當り)

| 距離 | 運賃 |
|---------|----------|
| 1—100 | 101—200 |
| 101—100 | 201—300 |
| 101—100 | 301—400 |
| 101—100 | 401—500 |
| 101—100 | 501—600 |
| 101—100 | 601—700 |
| 101—100 | 701—800 |
| 101—100 | 801—900 |
| 101—100 | 901—1000 |

(二) 一般貨物及家畜類 (千疋當り)

| 距離 | 運賃 |
|---------|----------|
| 1—100 | 101—200 |
| 101—100 | 201—300 |
| 101—100 | 301—400 |
| 101—100 | 401—500 |
| 101—100 | 501—600 |
| 101—100 | 601—700 |
| 101—100 | 701—800 |
| 101—100 | 801—900 |
| 101—100 | 901—1000 |

RO1—K00 1.8 1.4 1.0 0.6 1.0
 *01—以上 1.0 1.4 1.1 0.4 1.0

(三) 危険品及武器は之を其の性質に應じて四級に分ち、更に各級に對し荷造りの方法を定めて前項一般貨物と同様八級に分つて運賃が定められてゐる。

尙、參考の爲泰國領半島部の略中央部に位するナコンシータムマラートに對する盤谷及ベナンからの運賃を比較して見れば次の如くである。

盤谷・ナコンシータムマラート間は鐵道にて八三二軒あり、同地間の雜貨(四級品)運賃は小荷物とは標準にならぬ程高率であつて、十噸車借切りとしての一噸當り運賃は次の如くである。

盤谷・ナコンシータムマラート間 汽車 1.5—1.0
 汽船(解込) 1.5—1.0
 同

國有鐵道事故數表

出所 泰國統計年報

| 乗客 | 對人 | | 對動物 | | 對列車 | |
|---------|----|-----|-----|----|---------|-------|
| | 死者 | 負傷者 | 死亡 | 負傷 | 衝突による脱線 | 其他の原因 |
| 1934—5 | 2 | 5 | 1 | 1 | 大 | 小 |
| 1935—6 | 1 | 5 | 1 | 1 | 大 | 小 |
| 1936—7 | 1 | 5 | 1 | 1 | 大 | 小 |
| 1937—8 | 3 | 11 | 1 | 1 | 大 | 小 |
| 1938—9 | 1 | 11 | 1 | 1 | 大 | 小 |
| 1939—40 | 1 | 11 | 1 | 1 | 大 | 小 |

一 概 要

第二節 海 運

當國にて汽船を初めて商用に供したのは一八七〇年頃にて、當時建造された汽船チャオプラヤー(四百噸)は盤谷・新嘉坡間に定期航路を開

邦船は第一次大戦當時船腹の不足と邦貨の南方進出とによる南洋航路の開拓の結果、大阪商船(二航路)、山下汽船、三菱商事及三井物産等は夫

で日本へ歸る航海を行つてゐたものである。現在の邦船では大阪商船が貨客船數隻を用ひて定期的な、三井物産は不定期に航運を營んでゐる。

チャオプラヤー河に入る航洋船は一登簿噸當り一〇サタン、コーシー

政府はブラ島を海港検疫所としてゐるが、碇泊不便の爲、パイクナム

二 盤 谷 港

當國の主要港は盤谷にて、泰灣を距る約二五軒チャオプラヤー河上流

河口外には廣さ四哩の門洲があり、主要通路は二つの燈臺船(外端は

出入港諸掛水先案内料 チャオプラヤー河門洲碇泊所より盤谷港南方地域間の水先案内料率を表示すれば次の如くである。

Table with columns for tonnage (噸), material type (料), and cost (料金). It lists rates for various tonnage categories and materials like coal, oil, and other goods.

三 内 國 水 運

内國水運の比較的發展せる事實は、道路の必要を餘りに感じない原因

政府は常に運河を浚渫修繕し、一方灌漑の便を圖り、船舶の通過税

四 水 運 行 政

海運の監視機關としては、現在經濟省に屬する港務局(總務・港灣監視・船舶監視・登録等の諸課を置き、一般港灣の取締・船舶の検査等を行ふ)と大藏省に屬する税關がある。港務局は河口より盤谷港に至る迄、出入共總ての船舶に對して、泰國官吏のバイロットを強制的に乗船せしめ、水先案内料(Pilotage)の外に燈臺税(Light due)、港税(Clearance fee)等を課徴する。積荷・揚荷の検査機關は未だ完備してゐない。税關は現在に於ては、盤谷税關長が他港と陸上國境税關を管理し、輸入税の外に米・ゴム及錫等の輸出に課する輸出税を徴収することゝなつてゐる。

河船各種別免許數及平均免許料表

Table with columns for license types (e.g., 發動機船, 蒸汽船), counts, and average fees. Includes a section for '免許料收入' (License Fee Income) with sub-categories like 蒸汽船, 其他, 發動機船, 蒸汽船, 其他.

最近泰國自身による海運の振興策と共に叫ばれつゝあるものにシンゴラの開港がある。周知の如く、シンゴラは此の國の重要物産たる錫・ゴムの産地に近く、此の開港によつて莫大なる輸送能力の増進が可能となると同時に、從來ペナン・新嘉坡等の英領諸港へ輸出された、是等商品の輸出自主權を自國の手に收めることが出来る。勿論その爲には國內鑛鐵設備の完備と工業の促進を條件とすることは言を俟たぬが、東亞に於る海運國日本の技術的・資本的の援助に俟つ事が大であらう。

盤谷港出入船舶隻・噸數及主要國籍別噸數率表

Table showing ship arrivals and departures from Bangkok port, categorized by nationality (e.g., 泰國, 英國, 挪威, 丁抹, 日本) and tonnage.

一九三九... 八八八... 一九三五... 八八七... 一九三六... 八八七... 一九三七... 八八七... 一九三八... 八八七... 一九三九... 八八七...

盤谷港國籍別出入船舶隻數・噸數表

Large table showing nationality-specific ship arrivals and departures from Bangkok port, including columns for ship count, tonnage, and nationality (e.g., 泰國, 英國, 挪威, 丁抹, 日本).

(5) 盤谷—歐洲間 此の航路で最も支配的なるものは丁抹の東亞會社 (East Asiatic Co.) であり、三週間に一回配船してゐる。
 (6) 盤谷—日本間 此の航路は周知の如く我が大阪商船と三井物産の交互配船が行はれ、將來大東亞共榮圏の確立と共に愈々その進展が期待され、又最も重要な航路となるであらう。

現在外國船に開かれてゐる港は盤谷港のみであるが、一九三九—四〇年に於て此の港へ出入した船舶總數は一、九二〇隻、噸數に於て二、八五五、二二一噸に上つてゐる。之を五年前の一九三四—五年に於ける一、一四五隻、一、四九二、二四〇噸に比すると可成りの發展である。今是等の出入港船舶を國籍別に見るも、出入共に、貨物積載船に於ても、バラスト

船(空船)に於ても諸威船が最も多數を占め、第二位は英國船であり、日本船は極めて少數である。
 次に是等出入船舶の一九三九—四〇年に於ける統計を掲げると次の如くである。
 即ち入港總噸數に於ける貨物積載船對バラスト船の比率は六三・一%對三六・九%で、出港總噸數の割合は九七・三%對二・七%であり、之を五年前の一九三四—五年について見るも、入港噸數比率六六%對三四%、出港噸數比率九六%對四%にして、大勢上變化がない。之は、此の國の貿易が輸出超過であることの一指標をなしてゐる。
 泰國にある主要なる船舶會社を示せば次の如くである。

海運會社一覽表

出所：泰實業名鑑

| 會社名 | 國籍 | 本店所在地 | 使用船舶(噸數) | 航路 | 就航回数 | 備考 |
|--|----|---------|--|--------------------|------|---|
| The Bombay Burma Trading Corp., Ltd. | 英倫 | 倫敦 | m. s. Kishna (純 17,250) m. s. Kola (純 17,250) | 盤谷—新嘉坡 | 週一回 | (在盤谷事務所々在在及代表店名) Ban Mai. |
| China Navigation Co., Ltd. | 英倫 | 倫敦 | s. s. Kalzan (純 17,250) s. s. Kwei Yang (純 17,250) | 香港—支那—泰國 | 二週一回 | (每土曜) |
| The East Asiatic Co., Ltd. | 丁 | コペンハーゲン | m. s. Borngia (純 17,250) m. s. Jalandia (純 17,250) m. s. Meonia (純 17,250) m. s. Fronia (純 17,250) m. s. Selankia (純 17,250) | 盤谷—歐洲及ハムブ | 三週一回 | 代表店 The Borneo Co., Ltd. Oriental Avenue. |
| Hongkong, Singapore & Swatow Co., Ltd. | 支 | 盤谷 | s. s. Hank (純 17,250) s. s. Hydra 2 (純 17,250) s. s. Sjobris (純 17,250) s. s. Bust (純 17,250) s. s. Henrik (純 17,250) | 盤谷—新嘉坡 盤谷—香港—汕頭 | 十日一回 | Songwal Road. |
| 三井物産會社 | 日 | 東京 | m. s. 朝日丸 (純 22,500) m. s. 明石丸 (純 22,500) m. s. 辰川丸 (純 22,500) | 橫濱—盤谷 | 二週一回 | Hongkong Bank Lane. |

| | | | | | | |
|------------------------------------|---|-----|---|---|------|--|
| Ngow Hook Co., Ltd. | 支 | 盤谷 | s. s. Norviken (17,250) s. s. Fram (17,250) s. s. Gustav Adolferisen (17,250) | 盤谷—新嘉坡—香港 —汕頭—マニラ—印度 | | No. 1441, Tjing Street, Wat Koh. |
| 大阪商船會社 | 日 | 大阪 | m. s. 盤谷丸 (純 22,500) m. s. 西貢丸 (純 22,500) | 神戸—西貢—盤谷 盤谷—新嘉坡—香港 及汕頭 | 二週一回 | No. 20/24, Charoen Krung Road, Nai Lert Building, Wat Tongphon |
| Tan Wang Lee | 支 | 盤谷 | s. s. Hellas (17,110) s. s. Helios (17,110) s. s. Hiram (17,100) s. s. Hallor (17,100) s. s. Hernod (17,100) s. s. Hero (17,100) s. s. Halvdan (17,100) | 盤谷—新嘉坡—香港 —汕頭—マニラ—印度 | | |
| Thai Maritime Navigation Co., Ltd. | 泰 | 盤谷 | s. s. Suriyolhai Nawa (純 17,100) s. s. Thepsatri Nawa (純 17,100) s. s. Sisunthorn Nawa (純 17,100) s. s. Nang Siang Nawa (純 17,100) | (甲) 盤谷—香港—マニラ—新嘉坡等 (乙) 盤谷—ボルネオ—ホノルル—米太平洋岸—キエューバ等 | | Samyod. |
| The Thai Navigation Co., Ltd. | 泰 | 盤谷 | s. s. Redang (純 17,100) s. s. Prachabok (純 17,100) s. s. Suddhatth (純 17,100) s. s. Yalaya (純 17,100) m. s. Pakparang (純 17,100) m. s. Lat-korn (純 17,100) | 盤谷—南西諸港—マニラ—諸州及新嘉坡 | 三日一回 | Oriental Lane. |
| Straits Steamship Co., Ltd. | 英 | 新嘉坡 | m. s. Phantungsai (純 17,100) m. s. Nibha (純 17,100) s. s. Kepong (純 17,100) s. s. Kudat (純 17,100) s. s. Kamuning (純 17,100) | 盤谷—南東諸港—カマニボチャ 海峽植民地—泰國 | 週一回 | 代表者 The Borneo Co., Ltd. |

東亞海運會社 (East Asia Shipping Co., Ltd.)

個人經營海運商社一覽表

| 會社名 | 種類 | 隻數 |
|---|------|----|
| The Ang-Hin Steam Ship Co. (一九三八) | 汽船 | 一 |
| The Bangkok Chantaburi Trading Co., Ltd. (一九三五) | 汽船 | 二 |
| Boon Cheng (一九三四) | 汽船 | 一 |
| Chin Seng (一九二二) | 汽船 | 二 |
| Aeta Smit (一九三七) | 汽船 | 一 |
| Keng Chheng Seng (一九二五) | 發動機船 | 一 |
| Keng Nam Lee (一九二七) | 戎克 | 四 |
| Nam Heng (一九三三) | 戎克 | 一 |
| Siang Huat (一九三一) | 戎克 | 一 |
| The Thale Thini Co., Ltd. (一九三八) | 汽船 | 一 |
| Yee Long | 汽船 | 二 |
| Kwang Heng Lee | 戎克 | 三 |

自盤谷至内外諸港距離表

| 國内 | 單位距離 | 出所水路距離表等 |
|--------|------|----------|
| コーシーチャ | 三三 | バンドン 二二六 |
| チャンタプー | 一五九 | |

| 航路 | 商社所在地 |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| 盤谷—チャンタプー | 678, Sanpyong St, Bangkok |
| 盤谷—シーナム島 (Si-Chung Is.) | 1471, Wat Suwan, Klong Sara, Dhonburi |
| 盤谷—ケラントン | 1802, Klong Sara, Dhonburi |
| 盤谷—東岸諸港 | 960 Suriwongse Road, Bangkok |
| 盤谷—西岸諸港 | 3452, Songwad Road, Bangkok |
| 盤谷—スラットタニー (Sursathani) | 1815, Klong Sara, Dhonburi |
| 盤谷—スラットタニー | 970, Suanre School, Bangkok |
| 盤谷—チャンタプー | 9454, Songwad Road, Bangkok |
| 盤谷—ケラントン | 1184, Charoen Krung Road, Bangkok |
| 盤谷—バークナム—ナコンチャイシー (Nakon Chai Si) | 970, Suanre School, Bangkok |
| 盤谷—スラットタニー | Antwongse Road, Bangkok |
| 盤谷—ケラントン | 1184, Charoen Krung Road, Bangkok |
| 盤谷—シーナム島 (Si-Chung Is.) | 484, Pan Eu |
| シーラーチャ | クラート 三〇八、ナコーン 三三三 |
| コーブラ | チュムボーン 三三〇、ソクラー 三一〇 |
| ローサーミー | ランヌアン 三三〇、バターニー 三三三 |

泰國の海運は従来専ら外國人の獨占下にあり、自國民の活動分野としては極めて不振な方面であつた。然るに漸く一九四〇年始めて泰國の船舶會社として泰國海運會社 (Thai Maritime Navigation Co., Ltd.) 並びに泰國航運會社 (Thai Navigation Co., Ltd.) の二社が所謂「泰國人の泰國」なる精神の一發露として出現した。是等二社が泰國海運のため將來如何に貢献するかは未だ豫測を許さぬが、兎に角此の國の海運にとつて劃期的な一進展と云はざるを得ない。

第三節 空 運

一 概 要

當國の航空史も他國の例に洩れず、軍用機の活躍に始まつたが、最近漸く商業飛行時代に入りつゝある。當國は其の國柄上内國飛行及國際飛行共に特種の商業的利益を有す。初め當國陸軍は郵便電信局と提携し、一九二二年六月軍用機の一部を割いて東北鐵道上のコーラートより廣大なる密林にて隔離されたる東方の大生産地ウボン (ロイエット經由三六三軒) に定期郵便飛行を開始し、次年更に第二線 (ノーンカイ行) の空路を創始した。越えて一九二九年東北鐵道がウボン迄開通したので、翌年一月右第一線はナコンバンナム行に變更したが、一九三〇年行政

泰國……交通

整理の爲兩線共廢止された。茲に同年一〇月泰國人及在留外人により資本金六〇萬バーツを以て泰國航空運輸會社が設立され、一九三一年七月ブリマウス機四機を以て東部泰に純商業飛行を創始した。其の後國內の主要都市には續々飛行場の新設を見てゐる。併し赤道無風帶に近く地理的條件に恵まれた盤谷は新嘉坡を凌いで、歐・亞・濠三大陸を連ねる國際航空路の要衝を占めてゐる。泰國は歐米より支那・比律賓・蘭印・濠洲等に至る航空路の最も安全且つ經濟的の門戸として國際飛行上有利なる地位にある。例へば印度よりバタビヤへは水上機にてマライ半島西岸沿ひに飛行し得るが、巨費を要するのみならず不安定であり、且つ印度洋よりの季節風期には航空不可能なる場合がある。又歐洲よりシベリアを經由し支那に達するには冬季は危険である。然るに泰國は季節風の影響なき廣大なる地積を擁し、年中安全至便なる陸上航空路を提供する。政府も斯かる重要性を覺り諸種航空上の利便を圖り現に泰國は別項の如く諸種の國際航空路を吸收してゐる。

二 航空行政

民間航空行政は國防省航空部と經濟省民間航空課 (Civil Aviation Division) との密接な連絡に依り運用されて居り、政府は前記泰國航空運輸會社の財政上多大の利害關係を有して居る爲同課と同會社の間には事務上にも密接な連絡が保たれてゐる。又郵便電信局との契約の下に別項の如く東北地方の郵便飛行が行はれてゐる。尙、泰國の航空法規は「The Aerial Navigation Law」に依り定められてゐるが、同法は一九一九年國際航空協定に基いて制定されたものである。

三 内國航空

現今内國定期航空線は次の泰國航空運輸會社線のみで、料金は旅客料當り三〇—四〇サタン、貨物百軒當り毎三〇サタンである。使用機は

| 大盤谷 | 振出 | | 支拂 | |
|------|------------|---------------|-----------|------------|
| | 口數 | 金額 | 口數 | 金額 |
| 振出 | 111,797 | 1,177,917 | 1,649,918 | 11,117,817 |
| 支拂 | 1,510,790 | 15,622,560 | 2,844,163 | 22,944,733 |
| 其他諸縣 | 77,345 | 863,377 | 1,032,916 | 11,413,314 |
| 振出 | 50,620,455 | 5,236,320,404 | 5,817,216 | 8,357,580 |
| 支拂 | 9,455,110 | 110,550,000 | 1,335,918 | 15,447,711 |
| 其他諸縣 | 6,455,918 | 6,918,691 | 8,175,285 | 10,021,089 |
| 振出 | 30,977 | 36,077 | 48,591 | 60,956 |
| 支拂 | 2,874,451 | 3,179,814 | 4,558,511 | 6,135,711 |
| 其他諸縣 | 2,874,451 | 3,179,814 | 4,558,511 | 6,135,711 |

(註) (一)本欄數字は振出支拂時の二回に計算されたるを以て實際數の倍數である。
(二)各クルンテープ州にして即ちプラナコーン、トンブリー、ノンタプリー及サムットプラカンの各縣を含む。

盤谷にては、一般郵便物取扱時間は午前八時—午後四時(本局のみは午後五時迄)であるが、爲替取扱は午後二時半迄にて打切る。但し日曜及休祭日には休止する。電信爲替は内國向のみを取扱ふ。地方郵便局は其の地方の事情に鑑み當局か之を定める。尙郵便物の集配事務は午前八時、午後一時及四時の三回之を行つてゐる。

切手には、二・三・五・一〇・一五・二五・五〇・八〇サタン及一・二・三・五・一〇・二〇・四〇パーツの諸種があり、端書には二サタン、三サタン、一〇サタン(外國用)、二〇サタン(外國往復用)の諸種。その他、切手刷込封筒一〇及一五サタン、封緘葉書一〇サタン、書留郵便用封筒一六サタン、切手帳一五・〇パーツ、國際返信料前納切手券二〇サタン等がある。

郵便及爲替料金—
通常郵便及爲替料金表

出所：泰國商業名鑑・泰國及盤谷イレクトリ

| 書 | 狀 | 出所：泰國商業名鑑・泰國及盤谷イレクトリ | | |
|---|-------------|----------------------|----|----|
| | | 区内 | 内地 | 外國 |
| 書 | 最初二〇兀迄 | 五 | 一〇 | 二〇 |
| | 超過二〇兀又は端數毎に | 五 | 一〇 | 二〇 |

| 書 | 往復 | 出所：泰國商業名鑑・泰國及盤谷イレクトリ | | |
|----|---------------|----------------------|----|----|
| | | 区内 | 内地 | 外國 |
| 書 | 最低料金五〇兀又は端數毎に | 五 | 一〇 | 二〇 |
| | 五〇兀又は端數毎に | 五 | 一〇 | 二〇 |
| 小包 | 最低料金五〇兀又は端數毎に | 五 | 一〇 | 二〇 |
| | 五〇兀又は端數毎に | 五 | 一〇 | 二〇 |

| 書 | 往復 | 出所：泰國商業名鑑・泰國及盤谷イレクトリ | | |
|----|---------------|----------------------|----|----|
| | | 区内 | 内地 | 外國 |
| 書 | 最低料金五〇兀又は端數毎に | 五 | 一〇 | 二〇 |
| | 五〇兀又は端數毎に | 五 | 一〇 | 二〇 |
| 小包 | 最低料金五〇兀又は端數毎に | 五 | 一〇 | 二〇 |
| | 五〇兀又は端數毎に | 五 | 一〇 | 二〇 |

内・外國航空郵便料金表

出所：同前表

| 書 | 往復 | 出所：同前表 | | |
|----|---------------|--------|----|----|
| | | 区内 | 内地 | 外國 |
| 書 | 最低料金五〇兀又は端數毎に | 五 | 一〇 | 二〇 |
| | 五〇兀又は端數毎に | 五 | 一〇 | 二〇 |
| 小包 | 最低料金五〇兀又は端數毎に | 五 | 一〇 | 二〇 |
| | 五〇兀又は端數毎に | 五 | 一〇 | 二〇 |

泰國……交通

一 八七五年陸軍省は盤谷・パークナム間に約四五料の電線を架設して當國電信の嚆矢をなし、續いて數年後アヌーチャに至る線を架設し、兩線共専ら公用に供したが、郵便電信局の新設と共に一八八三年同局に移管され、公衆用に利用するに至つた。同年郵便電信局は東方線(盤谷よりアランヤプラテートに走り印度支那線と連絡して西貢に通ず)を、翌年は西方線(カンチャナブリーを経てビルマ國境に達し、モールメンに通ず)を架設し、一八八五年には國際電信聯盟に加入した。内國電信も著々完備され、電信の創設後一五箇年を出ないで全國各都市は其の網下に置かれ、國境各地に於て隣國電信網と連絡するに至つた。

2 電信局及同取扱數

電信取扱局・電信機・其他の數を表示すれば次の如くである。

| 項目・年次 | 一九三〇 | 一九三六 | 一九三七 | 一九三八 | 一九三九 | 一九四〇 |
|-----------------------------|------|------|------|------|------|------|
| 電信局數 | 六八四 | 六八〇 | 六七五 | 七九二 | 八〇一 | — |
| 官廳直營 | 一一二 | 一一九 | 一二〇 | 一二三 | 一二三 | — |
| 鐵道局直營 | 三三六 | 三〇三 | 三〇三 | 三三三 | 三五六 | — |
| 特許電信局 | 二四七 | 二三八 | 二五二 | 二五九 | 二五九 | — |
| 電信機數 | 一〇七一 | 一〇八一 | 一〇八一 | 一〇八一 | 一〇八一 | — |
| モールス又はサウンダー(Morse又はSounder) | 二二四 | 二二九 | 二二九 | 二二九 | 二二九 | — |
| バウドット(Baudot) | — | — | — | — | — | — |
| 其他 | 三三三 | 三三三 | 三三三 | 三三三 | 三三三 | — |

電信關係統計表

出所：泰國統計年鑑

電線延長(軒) 一四一六七 八三三八 九〇七五 九四二二 九六三三
 ワイヤ延長(軒) 一四七二七 一四九九五 一五三四四 一六三三五 一六四六五
 電報取扱数

内國 發信 二九七五七 三六二九六 三五九〇七 三七五五六 三六四七四
 受信 三四六三九 四〇七九二 三九九七九 四四九五六 四四〇一〇
 外國 發信 一三三三九 八九〇一 八〇九七九 八三三七八 七六〇八〇
 受信 六二八三三 三三三二六 三三三六一 三三三〇八 三三三三三
 (註) 一九三七年八月以降廢止。

3 内國電信料金

内國普通電信料は最初一〇語以内は八〇サタンにて、一語を超過する毎に五サタンを増し、至急電報は普通料金の二倍である。新聞電報は最初二〇語は八〇サタンにて、一語を超過する毎に三サタンを増徴する。

4 外國電信料金

外國電信連絡線には西貢經由(東方線)、彼南經由(半島線)及モールムン經由(西方線)の三線がある。日本への電信料は右各線經由夫々一語當り一・四〇パーツ、一・六五パーツ、二・二〇パーツである。但し一語は平文一五字又は五数字、暗號電報は五字又は五数字にて、歐文中のフルストツプ、カムマ、ダツシユ、バー等は一数字又は一字と見做し、至急電信料金は普通電信料の二倍、新聞電報及開送電報料金は普通電信料の半額である。而して右の中何れの電信料金の倍額を支拂ひ、且つ宛名の前方に「至急」又は「D」を挿記すれば、送信及受信の優先権を獲得することゝなつてゐる。尙從來歐洲各國向普通電信は盤谷―伯林、盤谷―倫敦、盤谷―巴里間無電を經由發信されてゐた。

三 電話

盤谷に初めて電話を架設したのは一八八六年である。最近政府は完全

なる地下線網を敷き、自動機其他の新式機を採用する等諸般の改善をなして、一九三三年迄に盤谷を最新式電話網下に置き、舊機は之を地方諸都市に流用した。地方都市中にも二線式磁石呼出中央電池式、中央電池二線式電話を架設してゐる町もある。

電話關係統計表

| 項目・年次 | 一九三三 | 一九三六 | 一九三七 | 一九三八 | 一九三九 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 電話局数 | 三三三 | 三六〇 | 三九七 | 四二〇 | 四三〇 |
| 加入者数 | 二二二 | 二六〇 | 二九七 | 三二〇 | 三三〇 |
| 電話線延長(軒) | 一三九〇 | 一五九〇 | 一六六一 | 一七五〇 | 一七五二 |
| ワイヤ延長(軒) | 四七〇九 | 四七四五 | 四七六九 | 四九一五 | 四九六五 |
| 毎日平均通話数 | 三三三 | 三三三 | 三三三 | 三三三 | 三三三 |

四 無線電信・電話

1 無線電信 一九〇四年二箇の携帯用無線電セットをコーシーチャン及盤谷に据付け、當國無電の先驅をなした。一九〇七年陸軍省は野戰用セットを以て無電の研究を開始し、一九一四年の初には海軍省が盤谷のサラデン及ソクラーに軍用沿海無電所(テレフンケン火花式を採用)を建設したが、後者は一九一九年郵便電信局に移管され、一般航海用に供する事とした。越えて一九二〇年海軍省は更に門洲の燈臺船に小無電機を設置し、一九二四年には郵便電信局はコーシーチャン燈臺船の爲同島附近のコーカム(Ko Kham)にも沿岸無電所を設立した。爾後間もなく(一九二七年)同海軍用沿海無電所は郵便電信局に譲渡され、公衆用に供せられた。尙政府は歐米其他諸國と直接通信をなす爲、サラデンに送信機を、盤谷ノイに受信機を据付け(實際送受信は本局にて取扱ふ)、一九二九年國際無電事務を開始し、獨・英・佛・印度支那・ジャワ・比島及香港と直接連絡をなし、其他の世界各無電所とは是等諸國を通じて連絡するに至つた。サラデンの沿海無電所には新に三キロを

備へ、支那海及印度洋の船舶とは無線電信にて、泰灣の船舶とは無線電話にて通信し得る。更に一九三一年春よりは蘭印及歐洲諸國と無線電話の便開け、通信界に偉大な貢献をなしてゐる。

對外國無線電信系統

- (1) 盤谷―伯林(トランスレイディオ) 歐洲及米國との無線電信に利用す。發信者に於て路名の指示なき時は、英國向電信は(2)、佛國向電信は(3)、其他は(4)を利用す。
- (2) 同 ―倫敦(マルコニー)
- (3) 同 ―巴里(レイディオフランス)
- (4) 同 ―マラバール(ジャワ) 蘭印及米國への無線電信に利用す。
- (5) 同 ―マニラ 比律賓及南北米國への無線電信に利用す。

無線電信關係統計表

| 相手局別・年次 | 盤谷より發信せるもの | | | | 盤谷にて受信せるもの | | | |
|----------------|------------|-------|-------|-------|------------|-------|-------|-------|
| | 一九三三 | 一九三六 | 一九三七 | 一九三八 | 一九三三 | 一九三六 | 一九三七 | 一九三八 |
| カールツタ | 一〇五八〇 | 九三三六 | 七五八一 | 六四七九 | 六三三〇 | 六四〇七 | 五五八一 | 五七一七 |
| ジャワ | 三三三 | 三三三 | 三三三 | 三三三 | 三三三 | 三三三 | 三三三 | 三三三 |
| 西貢 | 一五五三六 | 二〇九三三 | 二二二二二 | 二二二二二 | 二二二二二 | 二二二二二 | 二二二二二 | 二二二二二 |
| 東京 | 七三三三 | 七三三三 | 七三三三 | 七三三三 | 七三三三 | 七三三三 | 七三三三 | 七三三三 |
| 伯林 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 |
| 巴里 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 |
| 倫敦 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 |
| 香港 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 |
| 船港 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 |
| 貢船 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 |
| ハイルト(Bayreuth) | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 | 八一六 |
| 計 | 六三三三三 | 七〇七七一 | 七五三三〇 | 七三三三三 | 七三三三三 | 七三三三三 | 七三三三三 | 七三三三三 |

2 無線電話 既に歐洲各地、ジャワ、スマトラ、比律賓、印度支那、マライ、南北兩米との通話が行はれて居り、一九三七年三月一

日日本との通話も新たに開始せられた。

對外國無線電信料金表

| 國名 | 普通電報料金(パーツ) | 普通電報料金(パーツ) |
|-------------------------------------|-------------|-------------|
| 歐洲 | 一・一〇 | 一・一〇 |
| 北米合衆 | 一・一〇 | 一・一〇 |
| 國(地方) | 一・一〇 | 一・一〇 |
| 金(地方) | 一・一〇 | 一・一〇 |
| 金(同) | 一・一〇 | 一・一〇 |
| (備考) 至急電信及開送電信料金は普通電信料金の夫々二倍及半倍である。 | | |

出所 The Record, No. 41, 及 Siam: Nature & Industry

無線電話關係統計表

| 連接國別・年次 | 一九三七八 | | 一九三八九 | | 一九三九一四〇 | | 一九三八一九 | | 一九三九一四〇 | |
|---------|-------|-----|-------|------|---------|-----|--------|-----|---------|-----|
| | 通話數 | 所要分 | 通話數 | 所要分 | 通話數 | 所要分 | 通話數 | 所要分 | 通話數 | 所要分 |
| 全計 | 一九三 | 七三六 | 二二一 | 一〇〇七 | 二四二 | 七〇六 | 二八四 | 八三三 | 二八四 | 八三三 |
| 日本 | 一 | 三 | 二 | 六 | 二 | 六 | 二 | 六 | 二 | 六 |
| 本國 | 八七 | 四一 | 一一二 | 五六〇 | 六六 | 四四六 | 七四 | 四〇六 | 一五 | 三〇 |
| 南洋 | 四 | 一五 | 八 | 三三 | 二 | 六 | 一 | 三 | 一 | 三 |
| 威爾遜 | 七 | 三七 | 一四 | 五六 | 三 | 六 | 一 | 三 | 一 | 三 |
| 歐洲 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 |
| 佛羅里達 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 |
| 瑞典 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 |
| 馬尼拉 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 |
| 英國 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 |
| 印度 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 |
| 伊太支那 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 |
| 印支那 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 三 |

出所泰國統計年表

無線電話料金表

| 國 | 盤谷 | 盤谷 | 盤谷 |
|---|-----|-----|-----|
| 內 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 外 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 細 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |

最初三分間

爾後每分

報道料金

| 國 | 盤谷 | 盤谷 | 盤谷 |
|------|-----|-----|-----|
| 日本 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 本國 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 南洋 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 威爾遜 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 歐洲 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 佛羅里達 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 瑞典 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 馬尼拉 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 英國 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 印度 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 伊太支那 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 印支那 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |

| 國 | 盤谷 | 盤谷 | 盤谷 |
|------|-----|-----|-----|
| 日本 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 本國 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 南洋 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 威爾遜 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 歐洲 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 佛羅里達 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 瑞典 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 馬尼拉 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 英國 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 印度 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 伊太支那 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 印支那 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |

(註) 歐洲・北アフリカ及南米各國向無線電話料金は最初三分間及爾後每分(日曜日に限り)其の料金は約半減となつてゐる。

第二十三章 其他

旅行案内—主要都市—雜—文獻目錄

第一節 旅行案内

一 渡泰の徑路

1 陸路

新嘉坡—盤谷間は汽車にて二晝夜餘で達するが、途中クアラムプー
ル及彼南にて乗換へなければならぬ。之を不便とするものは従来日本よ
り彼南迄歐洲航路船舶に依り、同地より直通急行列車に乗れば約一晝夜
にて盤谷に到着する。此の列車は設備・サービス共にマライ聯邦より優
れ、一人用又は二人用の米國式コムパートメント及浴室を有する客車を
連結してゐる。この列車の發着時日及運賃は左の通りであつた(但し左
記は何れも戦前のもので其後の新事態の發生による變更は免れ難い)。
盤谷發每週水、土午後四時 彼南着木、日午後四時半
彼南發每週日、金午前九時四十分 盤谷着火、土午後〇時五分
運賃(一、二等は寢臺料金を含む)

盤谷—彼南 一 等 六二・七〇バーツ (五一・〇五海峽弗)
二 等 三二・四五バーツ (二六・八五海峽弗)
三 等 一七・九〇バーツ (一六・三〇海峽弗)
盤谷—新嘉坡 一 等 一〇一・五〇バーツ
二 等 五一・二五バーツ
三 等 三〇・四五バーツ

西貢に上陸し定期自動車便にてアンコールワット佛跡を遊歴の上國境
上のアラランヤに一泊(鐵道部經營のレストハウスあり)東方鐵道線にて盤
谷に達する。列車は毎日午前九時三〇分アラランヤ發、午後五時〇分盤谷
着、一 等 一・五〇バーツ、二 等 六・九〇バーツ、三 等 四・八五バーツで

は僅か二日にて到達することが出来る。同航空路の運賃は左の通りであ
つた。

東京—盤谷

八二〇圓

臺北—盤谷

六四五圓

二 一週間の遊覽日程

- 第一日 市内をドライブし盤谷の概念を得る
- 第二日 博物館、圖書館及主なる佛寺參觀
- 第三日 日本人官商社訪問
- 第四日 新舊王城及プラケーオ寺院拜觀(右は前日迄に中央停車場構
内鐵道案内所に申込み許可證を入手する必要がある)
- 第五日 商品陳列館、精米所、製材所、華僑商舖地域視察
- 第六日 ロブリー見物(盤谷より一三三軒)同地にて舊王朝史蹟、ファ
ウルコン邸跡等を參觀後タールア(同上)二・五軒)に向ひ
附近のバーサク大水門及灌溉施設視察後灌溉事務所に一泊
タールア發、アユーチャ(盤谷より七二軒)着、アユーチャ王
朝の史蹟、日本人村跡・博物館等を參觀(船艇及自動車の便あ
り、前者は城趾及日本村を巡つて一隻約五バーツ、後者は城
趾を訪れるのに便にして一時間約二バーツ)それよりバーン
バイン(同上五八軒)に向ひ離宮を拜觀後盤谷歸着、
- 第七日

三 國內主要列車時刻及運賃

盤谷—ハートヤイ間 (一週一回)
盤谷發月曜二時三〇分 ハートヤイ着火曜一三時一五分
ハートヤイ發水曜一時二〇分 盤谷着木曜一二時二五分

一 等 五二・三〇 寢臺料金を含む
二 等 二七・一五
三 等 一四・五五

2 海路

以前横濱—盤谷間には大阪商船及三井物産船舶部に依り定期航路が開
設されて居り、約二週間で兩地を結んで居り、その運賃(戦前)概要は
左の通りであつた。大阪商船(盤谷丸、西貢丸、共に五、三五〇噸)

| | | | | | |
|-------|----------|---------|----|----------|---------|
| 横濱—盤谷 | 一 等 二五〇圓 | 三 等 七六圓 | 復航 | 一 等 二〇八圓 | 三 等 六四圓 |
| 神戶—盤谷 | 二 等 二四〇圓 | 七二圓 | 復航 | 一 等 一九八圓 | 三 等 六〇圓 |
| 門司—盤谷 | 二 等 二三〇圓 | 六八圓 | 復航 | 一 等 一八七圓 | 三 等 五六圓 |
| 基隆—盤谷 | 一 等 一九八圓 | 六〇圓 | 復航 | 一 等 一六四圓 | 三 等 四九圓 |

西貢、盤谷

復航—盤谷、西貢、海防、海口、基隆、神戶、大阪、横濱
食 事 一 等 洋食、三 等 和食 (但し一月一圓五〇錢にて洋食を供す)
手 荷 物 一 等 は 四〇才又は三五〇封度、三 等 は 二〇才又は一五〇封度
送 無 賃、それ以上は一才或は一〇封度に付五〇錢増
三井物産船舶部(明石山丸、朝日山丸、四、五五〇噸)

神戶—盤谷 一 等 二二〇圓 二 等 一四〇圓
門司—盤谷 二 等 二二〇圓 三 等 一三五圓

寄港地 横濱、名古屋、大阪、神戸、門司、海防、西貢、盤谷
尙輒近に於る日泰兩國關係の緊密化に依り同航路強化策として、大阪
商船はでり丸(二、一八二噸)、三井物産は赤城丸(四、六三四噸)を夫
々増配することとし、月二回の運行を行つてゐた。

3 空路

大日本航空の日泰定期便に依れば東京—盤谷間を三日、臺北—盤谷間

盤谷—チェンマイ間 (一週一回)

盤谷發水、日午後六時 チェンマイ着木、月午後二時半
チェンマイ發—盤谷着水、土午前八時

一 等 四七・四〇 寢臺料金を含む
二 等 二四・七〇
三 等 一三・三五

盤谷—ウボン(ワリン)間 (一週一回)

盤谷發金曜午後二時二〇分 ウボン着土曜午前八時五分
ウボン發土曜午後七時一五分 盤谷着日曜午後一時五〇分

二 等 一七・六〇 寢臺料金を含む
三 等 一〇・二五

盤谷—コーンケン間 (一週一回)

盤谷發金曜午後二時一〇分 コーンケン着土曜午前五時五〇分
コーンケン發土曜午後二時三〇分 盤谷着日曜午後一時五〇分

盤谷—アランヤ間 (毎日)
(註) 本節の各航路間運賃は常に一定せるものに非ず大體の所を参考とせられ
たし。

四 盤谷市内乗物料金

自動車—近距離一バーツ 一時間二バーツ—二バーツ五〇サタン
三輪車—五分—一五サタン 一〇分二五サタン、三〇分五〇サタン
バス—一、二、三、五、八、一〇、一五、二〇、二五サタン
電車—一區一〇サタン
モーターボート—一時間五バーツ—八バーツ、同乗合一時間一バーツ
五〇サタン—二バーツ五〇サタン

五 盤谷市内主要旅館

泰國を旅行して不可思議に感ぜられるものゝ一つは、旅館と泰國料理

専門の料理屋との少いことである。盤谷に大きな旅館及料亭は別記せる如くであるが、是等は洋式か支那式のもので、泰國人の經營するものは極く少数に過ぎない。泰國人は一般に旅行するものが少いといはれる。所用で旅行する時でも寺院に宿泊し、官吏などは行先の地方官舎宅の構内に特別來訪者用の宿泊所を設けてゐる状態になるので、自然的に旅館の必要性が無いのであらう。

盤谷主要洋式旅館

- Rajdhani Hotel Hualampong Station 電話三〇七〇〇
 - 三食・個人用風呂附 一日六バーツ
 - Oriental Hotel Oriental Avenue 電話三〇二五七
 - 三食・個人用風呂附 一日十四バーツ
 - Trocadero Hotel Suriwongse Road 電話三〇六〇三
 - 個人用風呂附 一日十二バーツ
 - Europe Hotel New Road 電話三〇三一四
 - 個人用風呂附 一日八バーツ
 - Menam Hotel Suriwongse Road 電話三〇二四三 邦人經營
 - 個人用風呂附 一日七バーツ五サタン
 - Hotel Renaissance 個人用風呂附 一日六バーツ
 - Eagle Hotel 個人用風呂附 一日六バーツ
 - Thailand Hotel Sathorn Road 電話三一七七一及三一五七九 邦人經營
 - Bangkok Hotel Windmill Road 電話三一六三一 邦人經營
- この他に鐵道ホテルは食事別、宿料二バーツ、朝食一バーツ五〇サタ、夕食二バーツ五〇サタンであるが、之はチエムマイ、ラムブーン、コーラート、アランヤプラテート、ベチャブリー、チュムホーン、トンソン、ハートヤイ、シンゴラ、フアピン等にあるが、その他の地方に於ては華僑の非衛生な宿泊所があるに過ぎない。

六 料理

泰國に於ては泰國人の經營する料亭が見られないと云ふ事は、偶々料亭を開業しても直ぐに經營難で閉店の浮目をみなければならぬ。夫は一面泰國人が家庭外の社交が盛で無いと云ふことになり、又他面泰國婦人が料理が巧みであるから、家庭外の食事はその必要を認めないと云ふ事にもなる。又生活程度の低い階級はその餘裕を持つてゐないのである。従て異國人には泰國料理を容易に口にすることは出来ない譯である。夜間は記念橋のトンブリー市側に毎夜屋臺店が並んで泰國の山海の珍味を賞味し得る。

1 泰國料理

大體支那系の料理であるが、支那料理に含まれてゐない獨特の刺戟的な香料をもつてゐる。泰國料理としてはミークロップと云ふものがある。これは弱弱状のものに豚、蝦、卵、青豆、豆腐を交せて油で上げたものである。この他ヤームヤイといふサラダ料理がある。又卵料理と美味獨特な菓子にトンテイツプ、フオイトン、トンヨットがあるが、是等は熱帯果實と共に外來人の舌を奪ふものであらう。

- Jambini Rojnya 電話三〇一七八
- Thai Proong Burabha Palace
- Sueb Sai Restaurant Krung Kasem Road Sai Panya 女學校附近
- Suthabofana Rajdamnoen Road
- Sudhaharn " "
- Bar Amara " "

2 西洋料理

- Rajdhani Hotel Hualampong Station 電話三〇七〇〇
- Oriental Hotel Oriental Avenue 電話三〇二五七

- Trocadero Hotel Suriwongse Road 電話三〇六〇三
- Europe Hotel New Road 電話三〇三一四
- H. Swee Hong " 電話三〇〇〇八
- Yaad Fa Patakarn Sun-Pah Road 電話二一〇八五
- International Gate Garden " Rajdamnoen Road
- Yaad Fa Patakarn " " "
- Bar Amara " " "

3 支那料理

泰國に於て支那料理を經營してゐるものは安南人が大部分を占めて居り、その主なるものは廣東料理である。料金は普通定食で二〇乃至三〇サタンより一バーツである。支那料理はラチャウオンセ通りには夜通し屋臺店が並んでゐる。

- Yaad Fa Patakarn Rajdamnoen Road 電話二一〇八五
- Sua-Pah Road 電話二一〇八五
- Yawaaj Road 電話二一〇二六
- Yao Wah Yuen " 電話二一七九九
- Kee Chan Lao " 電話二一〇二二
- London Restaurant Rajwongse Road 電話二一〇二二
- Menam Hotel Suriwongse Road 電話三〇二四三
- Bangkok Hotel Windmill Road 電話三〇六三一
- Thailand Hotel Sathorn Road 電話三一七七一

4 歐米料理店

- Mangse Viraj Restaurant Burabha Palace 向ふ側

5 餐館及酒店

- Bar Amara Rajdamnoen Road

泰國……其他

七 渡泰者の歸國土産

國民生活の表れとしての藝術は工藝であるが、泰國人の衣服に使用せられる更紗はジャワ更紗と共に桃山時代より徳川時代に珍重せられたものである。

北部泰に盛な陶器は足利時代以降日本人の垂涎的であつた宋胡祿は有名である。之は支那人の燒物師がこの國に來て窯業を起したのが最初であるとされてゐるが、ビルマ軍の侵略を受けて止び、次いでアユーチャ王朝の時代に復興してベンチャロン燒となつた。都市骨董屋に行くと華僑商人はこの燒を高價にふつけて來る。併し現在は類似品が非常に多いといはれてゐる。

渡泰者の土産品 泰國に於て精巧優美な藝術品を發見することは難しいが、その作品の未熟さの中に民衆の素朴さが偲ばれる。主なる土産品を記せば次の如くである。

木彫りは、豊富なるチーク材にて象・寺院の破風の天神及夜叉等を型取つた彫刻で、旅行者の適當な土産品であらう。現在は華僑が専ら作つてゐる。

泰國人形は盤谷三聘路に泥人形を販賣してゐる。又名物の一つとして銀製品がある。食皿、煙草ケース、カフスボタン等がみられる。寶石類は日本に比べて、非常に安値であるから、婦人への贈物として喜ばれる。盤谷に産する漆器は夜光貝入漆器と、黒地又は赤地の上に、泰國獨特の金箔模様の現したものが多く、特に北部のチェンマイにて作られるものは塗漆面に美しく彫刻を施してある。

泰國土産販賣店

F. W. Margaret

郵政局 (P. O.) 向側

藝術品各種及金・銀及黒金魚眼細工品

Nakorn Kasem Compound 各種泰國新古美術品

Pratoonyot New Road 手藝品及土産品

Pratoonyot New Road 手藝品及土産品

New Road 金・銀細工品

Wai Lieb 手藝品及土産品

Thai Nakorn 手藝品及新古美術品

Skak Phya Shi 手藝品及土産品

Typetch Road 手藝品及土産品

Mahajai Road 手藝品及土産品

Pratoonyot 手藝品及土産品

Pratoonyot 手藝品及土産品

Pratoonyot 手藝品及土産品

Pratoonyot 手藝品及土産品

Pratoonyot 手藝品及土産品

Pratoonyot 手藝品及土産品

- 百貨店
- Whiteaway Laidlaw & Co, Ltd. New Road 郵政局向側
- 江畑商店 New Road Bangkok
- The World Store 37-38 Rajawongse Road.

八 入國手續・其他旅行者への注意

1 旅券

泰國に旅行せんとするには旅券が必要であり、之に乗船地駐在の泰國領事の査證及水上署の査印を受けなければならぬ。

但し現在には必ずしも此の通りではなく、詳細は關係官衙につき夫々問合せの要あること勿論である。

2 入國禁止

左の場合に入國を禁止される。

- 一 正規の旅券又は國籍證明書を所持せざる者或は旅券に査證なきもの(査證手数料四圓、有効期間一箇年)
- 二 天然痘豫防注射をせざるもの
- 三 傳染病患者(癩病、トラホーム、肺病、各種性病)
- 四 獨立の生計を営むに足る収入なきもの或は肉體上又は精神上の缺陷又は疾患に依り生活を営む能力なしと認められたるもの
- 五 不良の性格を有するもの或は泰國の公安を害する恐れありと認めらるるもの
- 六 入國法及之に附屬する各種法規の規定する手数料を支拂ひ得ざるもの
- 七 父又は母に同伴されぬ二十歳以下のもの、但し豫め内務省の許可を受けたるものは此の限りに非ず(豫め許可を得るには在泰國領

事を通じて氏名、年齢、渡泰の目的、渡泰後の身許引受人を泰國領事に通告し、其の入國許可を得た後に在外泰國領事の査證を受ける) 八 十二歳以上の者にて無學文盲のもの 但し外交官、正式通告に依り派遣せられる公用旅行者、外國船及飛行機の乗組員等は除外例の取扱を受ける。

3 居住證明書

父母又は保護者に同伴される十二歳以下の幼年者を除く凡ての入國者は移民官の發給する居住證明書を受けなければならぬ、之に要する手数料は二百バーツで事實上の入國税をなすものである。之は泰國在住中有效で出國の際も裏書を受ければ其の後一年間有効である。尙滞在一箇月以内の一時的入國者又は通過船客、正規の再入國許可證を所持する再渡航者は除外される。再入國許可證の手数料は一〇バーツ、有効期間は一箇年である。

4 身柄證明書

前記旅券或は國籍證明書を有しない場合にも移民官の發給する身柄證明書を受けて入國することが出来る。此の特別規定は主として泰國と無條約關係にある中華民國の入國者に對して適用されるもので、支那人入國者の大部分は此の手續に依つてゐる。この手数料は二十バーツ、有効期間は一箇年である。

5 通貨

従前、現金の携帶は兩替の不便があるから、臺灣銀行、正金銀行其他の旅行先に支店を有する確實な銀行で信用状を取組み、行先地で所要金額を其の地の通貨で受取るのが便利であつたが、昨今は爲替管理等の關係で大藏省其他關係官衙につめ豫き手續を要すること勿論である。因に泰國の通貨一バーツは現在日本の一圓に當る。

6 衣類其他

大體黒か濃色の背廣一、二着と白服半打位用意すればよい。埃や煤に汚れぬ背廣は官廳や商社訪問に都合がよく、白服は日常服であるが、一

泰國……其他

旅の旅館では一晩で洗濯をするから比較的少ない準備で足りる。山行の人にはカーキ服が適當で、又夜半から曉にかけて気温が著しく降下するから毛布の携帶を忘れることは出来ない。帽子はヘルメットが最も適當である。

第二節 主要都市

盤谷

泰國の最大都市として一般世人に廣く知られ且つ用ひられて居る盤谷なる名稱は暹羅の國名と同様、主として、外國人間に用ひられる通稱であつて、本稱はクルンテープ、プラマムイナコーン、アモーン、ラタナコーンといふ長い名稱で、通常之を略してクルンテープと稱す。西曆一七八二年にチャクラー王朝(現盤谷王朝のこと)の始祖プラブツタヨートフア王によつて、對岸トンブリーより東岸のプラナコーンに、遷都せられたのであつて、通常盤谷市と稱するのはこの東岸のプラナコーンと西岸のトンブリーの双方を合併した名稱であつて、行政上實際にこの兩市が合併されたのは西曆一九一五年、現王朝六世の頃である。

因に盤谷といふのはトンブリー王朝時代鄭昭王が居城を構へたメーナムの對岸、現に海軍部の存在する地區の名稱である。盤谷市が一世によつて創始せられたのは西曆一七八二年であるから一世紀半を過ぎる歴史を有してゐることになる。

クルンテープの字義のクルンは首都、テープは巴利語の提婆即ち天人であつて泰國の天國を意味する言葉であるが、一度足を泰國に踏み入ればその餘りにも佛教色に漲り、その異様に驚嘆すると共に且つ一抹の寂しさを感ぜずには居られない。何となれば當市を除けば近代都市として幾分でもその偉容を誇り得るものは泰國内一つとして無く、軍都として都市計畫を進められつゝあるロブリー市又北方のチェンマイ市を除けば残るは全て田舎町の域を脱せず、殆ど謂ふに足らないもの計りだからである。遊説的に言へば盤谷市は天國であり當國唯一の文明都市として

の存在を思へば新興國に對する限りなき前進を感ずる。
 市はメーナム河を通航すること曲線で四〇軒直線で二五軒の地點にあ
 り。都市の人口は泰國從來の慣習として統計に發表されないが接續町村
 を合した盤谷縣の人口は七〇萬に上つてゐる。今その市勢を一瞥すると
 市街は華商の櫛比する商店街を中心として大體に於て靜肅な町と繁華街
 とに分れ、舊城郭内には王城を始め離宮、王族邸、政府諸官署等多く、
 泰人の居住する者が多い。繁華街は、泰國人、華僑及外人の雜居地帯
 で、大公使館、領事館を始め外國商社はこの地域に多く外人向の高級住
 宅も多く發見するところである。道路は市街の縦横に通じ主要道路は鋪
 裝が行届き泥濘に悩む如き箇所は絶無である。又市中多く見られる運河
 に架せられた橋梁の如きも氾濫に備へる意味もあらうが皆立派なコンク
 リート製のもの計りである。只王城に發し盤谷港に通ずる最重要幹線道
 路であるチヨロイン・クルン(全長十軒)は道幅狹隘に失して十分交通の
 責を果し居らざること、下水工事が行届かず汚物が悉く運河に流れ込む
 ことは衛生上不潔で共に遺憾である。盤谷を發して地方に通ずる自動車
 道路としてはバクナムよりチヨンプリーを経てサツタヒープ軍港に通ず
 る南方公路と、ドンムアン飛行場を経て軍都ロブリーに通ずる北方公路
 とがある。市内の運輸機關は電車・自動車・バス・三輪車等で往時多く
 見られた華僑獨占の人力車は三輪車に壓倒されて、今日では市中殆どそ
 の姿を見ない。右の運輸機關中最重要なものは泰國電燈會社の經營する
 市内電車であるが、ペインスー線・ペーリングクラブ線・ラツクムアン
 グ線・環狀線・バーランブー線・プラトムワン線及シローム線の七主要
 線に分れ單線で、全長五〇軒に及んで居る。乗車賃は區間の距離の長短
 によつて異り一サタン乃至五サタンである。
 盤谷市内で見物すべきは先づ王城である。メーナム河に沿ふ王室ワ
 フたるラーチャ及ウオラデットに上陸すれば河岸一哩四方に城壁を繞
 らして居るのが、王城プラバロマハーラーチャーワングである。正面は北
 に向ひ第一の正門、ウイセートチャーイシーを潜つて進めば間もなく第二

の正門たるビマーンチャイシーに至る。その門の正面に見える三尖閣の
 大建築がチャクリ宮殿でその兩側に更に内部に通ずる門がある。それ
 を右手西方に廻ればドーシット宮殿があり左手東方に廻ればアマリン宮
 殿がある。更に内部に進めばバイサーンタクシン宮殿がある。是等三宮
 殿は謁見式や戴冠式を始め其他重要な宮中の儀式に使用せられる。續
 いて東側には歴代國王の住居として使用され來つたビマーン宮殿があ
 り、東の外壁に近く屋外演技を御觀覽になるスツタインワン宮殿があ
 る。更にその北側にはチャイヤチュムボン宮殿があつて茲に軍隊を閱兵
 せられた。ブツタインワン宮殿の背後にあるシワライ宮殿は往時靈殿
 として使用されたが、今日では王城寺院内のプラテーパービドン宮殿を
 以て夫に當てられてゐる。上記王城より東北方、約三哩の地點にドー
 シット離宮がある。ルネッサンス式大建築で現在は人民代表議會の議事
 堂に當てられて居る。王城守護寺はワットブラシーラタナサードラ
 ーム(通稱ワットブラケーオ)と稱し、本尊は有名なエメラルド佛像で
 プラプツタマハーマニータタナパテイマーコーンと稱す。高さ二尺五寸
 の、降魔の相で寶石を鑲めた黄金の衣や、冠で盛裝してゐる。一四三六
 年チエンライで奇蹟的に發見せられたものと傳へられ、一七七〇年ラー
 マ一世(當時はトンプリー王鄭昭の部將でチャオブラヤーマハーカサツ
 トスツクと稱した)がビヤンチャンを討伐しその戰捷記念として盤谷に
 迎へ入れ、爾來泰國國民上下の尊崇讃仰の的となり國家の守護佛と崇めら
 れて居る。
 寺院は全市に散在して數ふるに遺無き程であるが、就中有名な寺院は
 ワットポー、ワットスタツト、ワットアルン、ワットベンチャマボピット、
 等である。ワットポーは一七九三年、ラーマ一世の建立にかゝり、長さ
 二四間餘りに及ぶ漆喰金箔塗大涅槃像は、三世王の寄進せられたもので
 ある。又境内四個の塔は近代泰國建築の模範的なものと稱せられてゐ
 る。ワットスタツトの二重屋根も亦泰國建築の特色を遺憾なく發揮した
 もので、本堂は高さ七二米に達し本尊、釋迦牟尼佛は高さ八米に及ぶ。對

岸ワットアルンの高塔は高さ七四米でメーナム河畔に陸離として美觀を
 添へ、ワット、ベンチャマボピットは一二世紀頃の佛體を多く保存する
 (中には我が觀音像もあり)點で特に著名であるが、本堂の建築も大理石
 で本焼の赤瓦を以て屋根を葺き結構壯麗を極めて居る。
 尙盤谷市に於て見るべきものにワチャヤーン國立圖書館、王室博物館
 及國立博物館がある。何れも泰國獨特の珍書・珍品を蒐集して居る。城
 外の河寄に支那町三聘街がある。此の通りは南支の都會と全く同じやう
 に僅か數米の幅員しかない隘路が通じ兩側に諸種の華商問屋が櫛比して
 殷盛を極め泰華僑の根城であつて有りと凡ゆる物が販賣されて居る。
 盤谷は泰國最大の貿易港として輸出入の約九割を占め主要輸出品であ
 る米及チーク材は擧げて此の地に集散し、市内には大小八〇餘の精米所
 と數箇所の製材工場がある。

サラブリー

盤谷より北方二〇軒チャオブラヤー河支流バツク河に沿うて居
 り、昭和一七年六月二四日の同國革命記念日を期して、首都を盤谷より
 本市に移轉する事に決定した由。尙新首都の建設計畫として政府は直ち
 に一億五百萬バートの諸方面の豫算を建て、新首都面積二百平方軒、今
 後一〇乃至一五箇年後に完成をみる豫定である。最初の五年間には主と
 してサラブリーと他の重要都市間の交通路建設に水道敷設に力を致
 し、水道工事費二百萬バートの政府支出は既に決定済である。尙今回の
 首都移轉の原因の一つは盤谷が、今後戰爭時には空中戦と海戦がその戰
 闘區域の中心となり戦火を蒙る虞があるとの見地から新首都の移轉が行
 はれたものである。又本市は盤谷より汽車で五時間の距離にあり、佛陀
 の都として過去の佛を留めて居たが、今後は新首都としての資格を與へ
 られると共に經濟都市への發展が期待されてゐる。

アヌーチャ

泰國の舊都であるアヌーチャは西曆一二五〇年ラーマテイボデイ一世

(ウートン王)によつて建設せられ爾來西曆一七三七年ビルマ軍の來攻に
 より全都が灰燼に歸するに至る迄三四代四一七年の永きに亘つて泰國の
 首都であつたので今日でも泰國人間にクルンガオ(舊首都)として親しま
 れてゐる。當市が泰國の首都としての地位を獲得する以前に於ては南泰
 一帶は尙カンボヂヤの支配するところであつた。アヌーチャはアヨチヤーと稱
 し要塞地としてロブリーの前衛たる役割を果して居た。但し當時のアヨ
 チヤーは鐵道線の東ワットドームの存する地域に在り、當時は海岸線に
 近く、爲に土地低く耕地も少なかつた。

アヌーチャは盤谷より北方鐵道線により七二軒の地點にあり、縣廳・
 諸官署及學校等は鐵道線の西方バツク河の對岸ワロー地區に存
 在する舊主城ワカセム附近に集つて居る。此處はロブリー河とバ
 ツク河の合流地點で河岸には浮家が軒を並べて何れも店舗を張り大小
 の商舟が輻輳し、水路による商業、交通の中心地である。またワロー
 地區には狹隘な道路を挟んで小賣店が立並び、化粧品・日用雜貨及藥品
 等を商ひ賑つて居る。河岸に沿ひ華僑の經營する製材工場も二、三見受
 けられる。

三百有餘年の歴史を誇るアヌーチャには多くの名所舊蹟が存して居る
 が、その大部分はビルマの兵燹にかゝつて舊態を止めず僅かにその片鱗
 を窺ふのみである。鎌倉の露座の大佛を偲ばせるシーサムベツト寺のル
 アンポトト佛・舊王城壁・大宮殿及大伽藍の礎石、十二軒の長きに及
 ぶ城濠等は皆往時のアヌーチャの繁榮を物語るものならざるはない。驛
 の南方に三寶寺がある。寺は奇しくもビルマの兵燹を免れ本尊はルアン
 ポーサムパコンと稱し、今日尙泰國人及華僑の信仰するものが甚だ多い
 といはれる。博物館は古代よりの各種佛像・古錢及古陶器等を陳列し一
 般に無料觀覽を許して居る。メーナムの本流を遡ることモーターポート
 で約五分のところにアヌーチャ時代の日本町あり奇傑山田長政を祀るさ
 んやかな祠がある。

アヌーチャ驛よりメーナムの河沿ひに南へ降ること約五軒の地點にバ

ンパイン離宮がある。之は泰國新舊建築技術の粹を蒐めて建造せられたもので結構壯麗を極めた。然るに三年前大火災が起りその殆ど大部分が失はれ、今はその残りの一部を女學校校舎に使用して居る。宮殿はアユーチャ王朝五代プラーサートーン王(一六三〇一五六六年)によつて創建せられ、盤谷王朝四世並に五世によつて増築せられ爾來國王や王族が屢々出かけたところである。アユーチャは、泰國の發展史上からみて只古都たる存在に過ぎず、今日は商工業の都市とも云へず古への倣を止めてゐるのみである。

ロブリー

ナコンパトムに亞いで泰國中最も古い都はロブリーである。アユーチャ時代以前に於てはロブリーはラウオーと稱してこの地に於るラオスの首府であつた。西曆八五七年カンボヂヤがメナム流域の地に勢力を占むるに至り、矢張りこの地を政治の中心とした。スコタイ帝國の一世シーンタラーテット王(通稱ラルワン)の時代に於ても未だカンボヂヤの首府としての地位を保つて居たが、三世王ラームカムヘンの時代に至つて泰國の勢力が南に延びラウオーは泰國の領土となつたのである。ロブリー市は盤谷を去る北方鐵道線路により一三三軒アユーチャより六〇軒の地點にある。市街は新市街と舊市街とが判然として居て鐵道線の東側が新市街で西側が舊市街となつてゐる。要塞地帯としてのロブリーの重要性は今も昔も變りはない。現に都市計畫が進められて居る新市街は全くの軍都で各種の兵團が屯し、北方のコータカテイヤムには砲兵隊及航空隊が存在して居る。斯くて今後の軍都としてのロブリー市の繁榮は期して俟つべきものがある。西曆一九三八年には象狩りを催してロブリー市の名は世界的に有名となつた。ロブリー市は前述の通り永い歴史を有する都である丈に名所舊蹟なるものも各時代に跨り數多く存してゐる。就中重要なものを二、三列挙すれば

(一)約三千年前ラオス全盛時代に建造されたものとしては、メナムの河岸に見える二〇米に餘る舊城壁と驛の近くにあるブラカコン祠とであ

る。後者は同地よりラオス語になる石碑(該碑は現在盤谷の國立博物館に保存されてゐる)が發掘されたところより見て恐らくラオスの禮拜堂場であつたと推定せられる。現在残存するものは礎石のみが往時のもので煉瓦造の祠はアユーチャ時代に造られたものである。

(二)西曆八五九年以降カンボヂヤが勢力を得てからの建造物としては驛の僅か北方ブラカコンに對して佇立する三尖塔(ブラブラインサムヨイト)がある。高さ約三〇米、幅一〇米の石造建築で最初は波羅門の禮拜堂として建造したものであつたが、アユーチャの末期に車裏を増築して佛教寺院とした。驛の西方の小丘上にある。ブラシーラタナマハータイト寺はロブリー最大の寺院で、境内の佛塔は石造でその彫刻は佛教美術の香り高きものとして有名である。

(三)西曆一四五〇年以降即ち泰國のアユーチャ時代に入つてからの建築物としては、アユーチャ王朝二七代プラーナラーイ大王によつて築造せられた、泰國と佛蘭西兩様式折衷のロブリー宮殿がある。勿論その形骸を止むるに過ぎないが、佛蘭西ルイ一四世王の使節を迎へた迎賓館や洋式噴水などが見られる。當時の權臣宰相チャオ プラヤー ウイチャーゼン(ギリシヤ人フワルコン)の邸宅は宮殿の北側にあつて全く佛蘭西様式であるが、たゞ禮拜堂の扉のみ泰國の様式を加味して居る。

この他にも盤谷王朝に入つてから造營せられた離宮や、其他の古蹟が多く旅行家や考古學者の見逃してはならない都である。交通は陸路は北方線が盤谷よりアユーチャを経て當市を通りチェンマイに至る外、近年は、盤谷よりドンムアン飛行場を経て當市に達する延長一三五軒の道路が完成し、又バスが通じて居る。又水路はロブリーとアユーチャ、同じくロブリーとシンブリー間にモーターボートが通つて居る。人口は接續町村と合して約六萬で、特産としては白蠟、淡水魚、生果椰頭などがある。

ナコンサワン

スコタイ王朝一世シーンタラーテット(通稱ラルワン)の時代に建設せられた都で、往時はムアンブラバインと稱せられ、現在のバクナ

ムボールのとこみに在り當時の土構が今日尙殘存して居る。アユーチャ時代の初期にはバンガトと稱し、アユーチャ對スコタイ戦争、更に盤谷時代に入つては哥ビルマ戦争には軍事上重要な據點であり現在でも兵營のあるところにはトンブリー時代及ラーマ一世時代に建造せられた陣營の土構が殘存して居る。其の後市は此市のあつたところから八軒程南メナムの東岸に移されたが、五世に至つて之を更に西岸に移轉し現在に及んで居るのである。

商都としてはナコンサワンよりは寧ろバクナムボールの方が繁榮して居る。何故なればこゝは丁度メナム水路の分岐點に當り一大市場を形成し、多くの卸賣商社があつて兩期には地方から當市場に蠟集する種々な商舟が河岸に列をなし、就中艀舟が一番多い事に起因する。

交通は水陸共に便利で、盤谷より北走すること二五一軒でバクナムボート驛に達す(但し河の東岸)。この外メナム水路には、モーターボートが盤谷とバクナムボート間を連絡し貨・客の運輸に當つて居る。

ピサヌローク

ピサヌロークも亦カンボヂヤ全盛時代から存在した都市で、その歴史は可なり古いものである。併し當時は未だ徴々たる田舎町に過ぎず、場所現在のピサヌローク市の南方約八軒ナイン河の東岸に位して居たもので、今日でも當時の遺物として寶塔が殘つて居る。泰國の時代に入つてから現在の場所に移轉して名をムアンソーンクエと改め、アユーチャ時代に入つてからピサヌロークと呼ぶこととなつた。アユーチャ王朝九世トローカナート王の時代には多くの寺院佛閣が造營せられ、チエンマイの敵に備へる爲に一時アユーチャより遷都、爾來二五年間泰國の首府となつた。前記スコタイ王朝のリタイ王によつて西曆一三六四年に鑄造せられたチンナシー及チンナラーットの二佛像はその出來榮が絶妙な爲、その鑄造に關し種々奇蹟的な傳説が言ひ傳へられて居る程である。チンナシー佛は、右の中、現王朝三世王の時盤谷に招來し、現在はボウオーニウエート寺院の本尊として鎮座します。他方チンナラー

ト佛も五世の時代にベンチャマボット寺院の峻成を見るや、チンシナト佛と同様盤谷へ招來せんとせられたが、堂宇大いに鳴動したる爲、遂に之を斷念して元々通りピサヌロークのマハータイト寺に存置し、新に同型同名の佛像を鑄造せられたのが、現今盤谷のベンチャマボット寺院に鎮座します第二のチンナラーット佛像である。

ラムバイン

ラムバイン市はワシ河を挟んで二つに分れて居る。西岸の市をケータラングと稱し該市が創始せられたのはカンボヂヤの末期であつた。東岸のラムバイン市は夫より後に興されたものである。

市は矢張り北方鐵道の沿線に當り盤谷を去る五四〇軒の地點に在り。城壁に近い市場のある側には小家が密集し幾條もの細道が通じて居る。對岸ラツサダー橋の邊りよりは道路の兩側に新舊兩様式の家屋が軒を並べ道路衛生も餘程よく行届いて居る。市内交通には十年前も同様今尙馬車を用ひられて居りその保守的なところは何れかと言へば、新しがり屋の多い泰國としては洵に珍らしい現象である。商店街はラムバイン縣市場附近と停車場附近の二箇所、縣市場には主として化粧品、運動具、裝身具等が多く、他方停車場近くの商店街では綿布問屋を始めとして、林産物、獸角、獸皮、スチツクラツク、米穀商が多く、泰商業銀行の支店が開設せられて居る。

ラムバイン市は又チエンライ地方への門戸をなし、チエンライの物資を搬出する場合でも逆に各地の物産をチエンライに搬入する場合に於ても必ずラムバイン市を経由してなされる。ラムバイン、チエンライ間に

は二三六軒に上る自動車道路が通じて居る。工業都市としてのラムバーンは、機織、鞣皮、製糖、製氷、電気事業等がある。

チェンマイ

現在のチェンマイ市は(新都市の意)西曆一二九六年、チェンセン系のタイ族メグライ王によつて創建せられたものであるが、七寶塔寺(ワットチエデーチエツヨート)の古物によつて考證せらるゝところによれば、前記メグライ王以前に於ても既にラミンと稱する都が七寶塔寺附近にあり、同市は西曆一〇五八年、ビルマ王アノラタマンチョーによつて創始せられたビルマ市であつた。ビルマの勢力が衰退するに伴ひこの都市も衰微荒廢したのを新にメグライ王によつて場所を南に移して復活されたのが現在のチェンマイで新都と稱する所以である。併しランナータイの首都としてのチェンマイの地位は永續せず幾干ならずして首都はチェンセンに遷された。ビルマがアユチヤを亡して泰國を支配した時にはチェンマイも、勿論ビルマの屬領となつたが、西曆一七七四年トンブリー王のチェンマイ北伐成り、茲に同市は再び泰國の支配するところとなつて今日に及んでゐるのである。

チェンマイは北方鐵道線の終點に當り、盤谷を去る七五一軒である。チェンマイは泰國第二の都市と稱せられる丈に市の廣表、町並共に可なり整然として居り、商業も卸小賣合して百を以て數へられ各々外國品・國産品・林産品及郷土藝術品等を取扱ひ、又市内に大なる市場を有し、その取引の盛んなる北部第一と稱せられる。市の附近にはフェイケイオ(水晶の川の意)瀧や、ドイステープ山(標高一六六七米で麓より頂上迄自動車道路が通じて居る)等があり、清流メーピンには盤谷郊外のラーマ六世橋にも比すべき立派な橋が架せられて居て自然美に惠まるゝことの少い泰國としては珍らしく四圍の環境の美しい都である。人情に於ても非常に美しく他郷の者と雖もよく之を迎へ、外國人にしてこゝを永住の地と定める者すらあるとのことである。

舊蹟の殘存するものゝ中最古のものはビルマ王アノラタマンチョーによつて建立せられた通稱七寶塔寺と稱せられるポーターラム寺がある。該寺院は王が印度の佛陀伽耶に模倣して造營せられたものと傳へらる。降つてチェンセン時代の遺物も多く残つてゐる。市内の交通は三輪車多く、ラムバーン迄は乗合自動車を通つてゐる。

チェンライ

チェンセンと共に泰國最北端の都市である當市は往時はチェンマイと同様獨立國ランナータイの首府であつた。メコンの支流をなすコック河を遡ること五〇軒その東岸に位置し、チェンマイよりは一五〇軒、ラムバーンより二三四軒である。周圍は高い山脈を繞らし、この地方は泰國中で最も氣温の低下する所とされて居る。住民はチンクスの伐採其他の林産物の採取を産業とする外低地では英米煙草會社の農園(最近政府によつてこの農園は接收せられた)があり、又米作も盛んで當市と市の南方バヤオには盤谷の精米所に劣らぬ設備を有する工場が三、四箇所あり、地方より出廻る穀を精米して居る。

交通は陸路が主たるもので、メコンよりコック河を遡航する水路もあるにはあるが大して便益を與へて居ない。陸路はラムバーンを發して當市に達し更にチェンセンに通じ、チェンセンよりは更に二つに岐れ一はメコン河岸に達し一はメースイエに通ずる泰國の道路中最長のもので中部泰と異り洪水の憂なく四時自動車を通ずることが出来る。

ウドンタニー

略してウドンと稱し今より五〇年程前に建設せられた新しい都市である。以前はノンカイがこの地方の中心地であつたのであるが、西曆一八九三年泰佛條約によつて國境線二五軒以内を非武装地帯とする取極めが行はれ、ノンカイがこの地域に包含せらるゝ爲改めてウドン市を起し、茲に防備を施すこととなつたのである。市は盤谷を去る六百軒メコンの小支流フェイルワンに望んでゐる。ウドンは東北部地方の交通の要衝に當り、ローエイ、ノンカイ、サコンナコン及ナコンベノム

の諸縣からコーラート又は盤谷方面に出やうとするときは必ず當市を通過せねばならない。因に當市より各縣の中心都市との距離を示せば次の通りである。

| | | |
|-----|---------|------|
| ウドン | コーンケーン間 | 一一〇軒 |
| ウー | サコンナコン | 一六一軒 |
| ウー | ノンカイ | 五四軒 |
| ウー | ローエイ | 一四四軒 |

殊にコーラートより岐れてコーンケーン經由ウドンタニーに通ずる東北鐵道が完成し當市の重要性は一段と増したと共に大いに將來の發展が期待せられて居る。

ナムンフチャシマー

通稱コーラートと世人に呼びなされて居るこの都市は、カンボヂヤ全盛時代にタコン河を挟んで古く以前より存した。南岸のセーマー市と後に河の北岸に新しく建設せられたコーラートといふ二都市があつたのを、アユチヤ時代に入つて二八代ナラーイ大王が現在市の存在する所に舊コーラート市を移轉せられた際、コーラートのラートとセーマーを結びつけてラチャシマーとせられたのであるが、今でも舊稱のコーラートの方がよく通じて居る。當地は東北部メコン沿岸地方の物資の集散地であり、尙盤谷市と共にメコン流域の南部泰の物資の集散地でもある。盤谷より東部鐵道により二六四軒の地點に在り、鐵道は此處にて分岐し一はウーボンに、他はコーンケーンを經由してウドンに到つて居る。この地方は古來軍事的に樞要の地として重要視せられカンボヂヤ時代にはコーラートの東北ビマイ市がその首都であつた。今日ビマイ市には尙當時の石造佛塔・佛閣や火葬場の遺物が殘存して居る。コーラート市には現在陸軍飛行場、師團司令部が置かれて居る。又市内には發電所、水道、絹織物工場等があり、停車場よりラックムアンに通ずる二軒に及ぶ商店街は可なり賑か夜はネオンを點じて居る。表城門外には泰國のヂャンヌダルクとして尊敬せられて居るターオスラナリーの銅像がある。

像は勇婦が大刀を手に立てるもので毎年四月二日より祭典が行はれるが、當日は近縣よりの人出が多く種々な興行や市が立つて大賑ひを呈す。

チャンタブリー

コーラート市は高原に在る關係上他縣に較べて氣象條件が大いに異つて居る。日中は非常に温度が高く室内で華氏の百度に達する事は珍らしくない。然るに夜間は著しく温度が低下して寒さをさへ感ずる程で洵に氣候的には不健康地である。

盤谷の東南約二百軒東海岸に注ぐチャンタブリー河口の上流約二〇軒の地點に在るチャンタブリー市も亦、古い歴史を有する古都で、現在のチャンタブリー市になる迄には三遷の歴史を踏んでゐる。その昔カンボヂヤの全盛時代にはチャンタブリー河の東岸サバブ山の入口に在つたもので現在でも尙當時の城壁や、婆羅門式の禮拜堂等が残つて居る。次にタイ族の時代になつてからの都市は元の州廳があつたところで、只今ムアンカオと稱せられてゐるところ。次に盤谷王朝に入つて三世の時安南の進攻を防衛する爲に設けられた市が、現在のチャンタブリーの西方ターマイ區に在つた。

チャンタブリー河口より少し廻ればチャレーブ港に達す同港は泰灣東岸唯一の良港で大型汽船が棧橋に横付けとなり、船荷の積込み積下しに船を使用するの不便はない。こゝよりチャンタブリー市迄は約一二軒で立派な自動車道路が通じて居る。

商都としてのチャンタブリーは中位で餘り繁榮して居るとは申されないうが、泰蕃椒・パラゴム・莫産・ラムブータン・波羅密及柑橘類等が多く産出し取引されて居る。機織は往時非常に盛んであつたが、近年は盤谷の華僑に勢力を奪はれて疲弊して了つた。只莫産のみは今日尙盛んに製造せられて大量を盤谷市場に送込んでゐる。

一に通ずる道路が完成の時は商業は勿論、保養地としてのチャンタブリはその面目を全く一新するに至るであらう。

ナコンパトム

其の名の示す如く泰國最古の都で別名をチャイヤシー、シリチャイ、又はシーウイチャイ稱し二千年の歴史を有する舊都である。其の後永らく荒廢に委せられたが、アユーチャヤ王十七代チャクラバットの時代に軍事上の要地として再興されたものである。往時は西部ラオスの都であり西曆紀元前三〇七年の頃印度の阿育王が鬱多羅、須那迦の二僧を此の地に派遣し泰國に於て最も早く法蓮が布かれたのがこの地で、今日尙存する佛塔や法輪は當時の遺物である。尤も塔は太古より幾度か修理せられ近くは盤谷時代に入つてからも四世、五世と續いて修復増築せられ今日に至つたもので、現在は塔の高さが一二〇米に及び佛敎美術學上最も貴重な記念物である。尙六世時代には佛塔から二軒程離れたところにサナムチャン(月園)離宮を造營せられ茲で成人スカウトの演習を御親閱せられるのを例とせられた。

商都としてのナコンパトムは現在のところ重要性はない。交通は盤谷より南部鐵道によれば僅に四八軒で、又此處よりバンポーンを経てカロンチャナプリーに通ずる自動車道路がある。又水路はタチン河及メークロン河に通ずる運河があつて兩者の間に舟運の便がある。

カンブリー

泰國よりビルマ泰國境をなすテナセリム山脈(タノントンチャイ)を越えてビルマに通ずるには三つの峠がある。北部のチェンセン、中部のメーソット及南部のブラチエイサムウオング、即ち之であるが、カンブリー(別名カンチャナプリー)はこの南部關門を爲すところで盤谷王朝三世の時代以前には現在の箇所より少しく西北に當るラートヤリーにあつた。ビルマが泰國に進撃するときは必ずこの關門を突破せなければならず軍事上尙に重要な地點であるが、三世王は現在の地がシーサムット(一名クエーヤイ)とサイヨーク(一名クエーノイ)が合流する地點であ

る所から敵を防禦するに究竟な地として、都をこゝに造營せられたのが現在のカンブリーである。南部鐵道バンポーンからカンブリーより自動車道路により西北方五〇軒、盤谷の西方一三五軒である。往時市街は關所として以外には何等産業上の重要價値が認められず、貧弱な小賣店が堤防上に立並んで居たのであるが、近年寶石の發掘が盛んとなり、本縣に多く産出する竹を材料とする製紙業が起り、又サイヨーク河の急流を利用して泰國唯一の水力發電所が計畫せられつゝある等、同市の躍進發展は今後大いに期待せられてゐる。

ナコンシータムマラート

我が奇傑山田長政の終熄の地として日本人に殊更に親しみ深い當市は別名を六昆即ちリゴールと稱し南部鐵道によればロビンソン驛で本線と岐れ更に當市に通ずる鐵道(三五軒)がある。海岸を去る一二軒の地點にありシゴラとは一・五〇軒の距離である。ナコンパトムと共に泰國最古の都の一に屬し、西曆八五七年の頃當時全盛時代にあつたカンボヂヤがアンコールトムに都してラオスを服しその南部屬領であつた當地をも併呑するに至つた迄は、當市はマライ半島中でも有力な獨立國の首都で、その版圖は東西兩海岸に及んで居た。太古より水路による印度との交通が開け、兩國間に通商貿易が行はれると共に印度の宗教や文化が盛んに當地方に輸入せられた。今日も尙同市に残存する七〇米のプラバロマター(佛舍利)塔は、その昔大乘佛敎が後印度に傳播せられた當時の遺物で(中途スコタイ時代に一回修築はせられたが)、ナコンパトムの佛塔とジャワのボルボールの佛塔と共に東洋に於る最古のものだと稱せられてゐる。

商店街は驛前通りとタワソル路で餘り殷盛とは言ふを得ないが、百軒以上の商家が軒を並べ、食料品市場も小規模のものながら六、七箇所存じて居る。貿易品の主なるものは錫・コブラ・ゴム・鹹魚・干蝦及米等で、殊にマライ半島に輸出する米は年々多額に上り精米所も可成りの規模を持つものが多数ある。

代領事勝野敏夫)を開闢することゝなつた。

バタニー

シゴラより更に南、マライ諸州に近いところにバタニー市がある。盤谷より鐵道で約一、〇三〇軒で、鐵道は市の西南約二五軒のコークボー驛を通過して居る。又海岸へはタニー河に沿ひ約二軒である。バタニー市は古來ナンプラヤーターニーと稱する大砲の鑄造地としてその名が知られて居る。タラートチン(支那街)と稱せられるところが市商店街を形成し、その名の如く商人は福州出身の華僑が大部分を占め、泰人やマライ系泰人の店が僅に混つて居るに過ぎない。物産は、章魚及鹽等の海産物の外、果物・ゴム及生牛等は多くマライ方面に輸出せられる。住民は回教を信ずる者頗る多く著名な回教禮拜堂が建てられて居る。交通は水路陸路共に頗る便利で水運は盤谷、新嘉坡間の定期船が常に茲に寄港し、陸路はバタニーと、ハートヤイ、スンガイゴロクに鐵道が通じ、コークボーとニボンの兩驛から自動車道路が通じて居る。外にバタニーを發しサイプリーを経由してナラチャットに通ずる道路もあるがその使用し得るのは乾期のみである。

ブーケット

マライ半島の西海岸に在るブーケット島の東岸に在り、島は面積約八百平方軒で全人口約四萬盤谷より直線で約七百軒である。この島の中心は當初はタラン市に在り島名もタラン島と呼ばれ居た。然るところブーケットの地は島内何處の地點よりも錫鐵の産出量が多く、マライ諸州の錫が世界的に有名となり錫の價格も昇騰するに隨ひ、盤谷王朝四世の頃から漸次錫鐵採掘に着手するものが増加し、遂にこれ迄一寒村であつたブーケットは俄然繁榮して遂にタラン市を凌ぎ、行政機關が全部此處に移轉せられ反對にタラン市は疲弊するに至つた。

ブーケット島は全島到る處に錫を産しブーケットはその中心を爲すものであるが、就中有名な鐵區はブーケット鐵區・ブルヤイ鐵區・サームコーリング鐵區・ツグトリング鐵區・ラムチャン鐵區及カオラン鐵區等であ

交通はナコンシータムマラートと西岸のカンタン間及同じく東岸のチムボーン間には鐵道が通じ、ロビンソン驛からは鐵道の外に自動車道路も通じて居る。又盤谷より水路を辿るときは沿岸航路船に乗つて盤谷を發し、バークバナンにて下船モーターボートでターペーに至り、そこから自動車で當地に達する事が出来る。

ソングラー

別名シゴラと稱され半島部の風光明媚な古都とし、又開港都市で半島南部よりの侵入に備へる爲に設けられた軍事上の重要な地位を占めてゐる。最初は湖の入口ソングラ半島に在つたのであるが、アユーチャヤ時代には再三マライ民族の來攻を受けてその領有するところとなつた(カオデーンには今日尙マライ領土の墓が残つて居る)が、幾干ならずして泰國に奪還され、盤谷の主要屬領としてその地位を保つて來た。一世の時代に現在の場所に還都され三世の時代に要塞を築造された。

市は南部鐵道によればハートヤイに於て三線に分岐し一つはバタンプサル經由して、半島に入り一つはバタニーより東部マライに入り一つはこのソングラー市に通ずるもので、盤谷、シゴラの距離は約九五〇軒で、ハートヤイから二五軒である。尙鐵道の外に彼南迄自動車道路が通じこの間約六時間の行程である。陸上交通に於て斯く重要地點を占める同市は、又水路交通に於ても丁度盤谷及新嘉坡の中繼港としての役目を果してゐる外、湖の入口を扼し、パツタルグ市を(パツタルグとソングラー間には定期モーターボートの便あり)始め湖の附近の村落に消費せられる物産は、全てソングラーを経由して奥地に搬入せらるゝと同時に奥地の物産も亦この港より盤谷又新嘉坡に積出され、南部泰の物資の集散地となつて居る。その主なる輸出品は米・錫・ウオルフラム及コブラ等で又内湖の島には燕巢を産出する。

一九三八年マライ諸州に備へて盤谷より歩兵一箇聯隊がこゝに移駐せられ、又海軍無電臺が設置せられる等、商港として以外に軍都としても年々その重要さを増して來た。我國も昭和十六年三月、此處に領事館(初

る。而して錫探鑛會社はブーケット錫會社外大商社三、小商社多數ありが、全て外人の經營にかゝり労働者も支那人が大多數を占めてゐる。ブーケットは水陸共に交通の便があるが、何れかと言へば水運が主で沿岸航路としては、ブーケットとクラビーカンタン間に貨客を運ぶモーターボートがあり又バンナムを渡してランーンを経由ビルマへ赴く大型汽船も常にブーケットに寄航する。陸運としては、ランーンに搭乗して海岸ターチャプ及ターヌンに至り、こゝより自動車でミンガー及びタムンバーに連絡されて居る。兩者間の距離は約一百五英里である。

第四節 文献目録

書籍、新聞、統計及資料集

Coedes, G.: - The Vajiravarna national library of Siam. 1924.
Royal institute, Bangkok: - Points of interest concerning the national library and the national museum. 1926.
Journal of the Siam society, v. 1 (1904)-29 (1936), v. 31, pt. 1 (1939). 1905-39. 30v.
Siam today: illustrated review, B. E. 2479 (Jan. & July); pub. by Govt. publicity bureau. 1936. 2v.
Thailand. Dept. of commerce: - The Record. vol. 1 (1921)-13 (1933) 9v.
Thailand. Ministry of economic affair: - Record. vol. 17; no. 4 (1937) -18 (1938). 3v.
Thailand. Central service of statistics: - Statistical year book, Siam, no. 3 (1913)-19 (1935) 37) 1913-39. 19v.
Thailand research society, Bangkok: - Rules, 1904. 1925.
Thailand. Government laboratory: - Report, 1 (1917)-6 (1932). 1923-34. 6v.
山下太郎: - 泰國國立圖書館 南洋各地の圖書館 其3 昭和16 (圖書

館雜誌第35年8號昭和16年8月抜割)
タイ室事務局編: - タイ室所藏圖書並資料目録 昭和15年末現在: 昭和16
日通貿易協會編: - 暹羅之事情 昭和15
タイ室編: - 暹羅情勢調査報告第1號 昭和13 (參考資料第58編)
暹羅國日本人會編: - 會報 復活第1 (昭和7)-7 (昭和11)號
タイ國日本人會編: - 會報第9, 10號 昭和13, 14
タイ國印刷局編: - 官報第50册 (佛曆2476—1933年)-52册 (佛曆2478—1935年) [タイ文] 1933-35

資料、公文、其他及圖録

Sivaram, M.: - The new Siam in the making. 1933.
Thailand. Dept. of publicity: - Thailand: - How Thailand lost her territories to France. 1940.
Berjean, A.: - Le Siam et les accords franco-siamois. 1927.
Luang Nathabhanja: - Extra-territoriality in Siam. 1924.
Sayre, Francis Powes: - The passing of extraterritoriality in Siam.
Thailand Laws, etc.: - Translation of the civil & commercial code book 1-6. 1936.
Thailand Laws, etc.: - Penal code and amendment acts, P. S. 127. 1935.
Thailand Laws, etc.: - Penal code amendment act B. E. 2475: act concerning communism B. E. 2476; penal code amendment act B. E. 2476.
Thailand, Laws, etc.: - Penal code amendment act, B. E. 2477. 1934.
……………: - Act promulgating the civil procedure code B. E. 2477. 1935.
……………: - Translation of the civil procedure code B. E. 2477. 1935.

Translation of the criminal procedure code B. E. 2477. 1935.

The Siamnese red cross society: - La Societe nationale de la croix rouge de Siam: son historique, son organisation, ses activites. 1921.
臺灣南方協會編: - 泰國の政治 昭和16
Bernard (Ferdinand) 暹羅室編: - 戦争の發火點佛領印度支那を繞る 暹佛の抗争 昭和13 (參考資料第64編)
平野郡司: - 新興暹羅の政治經濟事情 日暹條約暹羅國地圖 昭和14
ピヤ・パホン著 タイ室編: - 暹羅途上の暹羅 昭和12 (參考資料第38編)
タイ室編: - 暹羅は火中の栗となるか 昭和12 (參考資料第54編)
……………編: - 暹羅は平和の島に戦つて居る (暹羅は火中の栗となるか ……への反撃) 昭和12 (參考資料第55編)
……………編: - 暹羅情勢調査報告第1號 昭和13
タイ室調査部編: - 一九三九年タイ國政治經濟情勢 昭和15 (參考資料第75編)
タイ室編: - 暹羅國新内閣の施政方針 昭和14 (參考資料第70編)
臺灣南方協會編: - 泰國の政治組織調査編 昭和16
矢田部保吉: - タイ國革命政變の經過 昭和16 (日本タイ協會資料第1號)
盤谷失地回復期成同盟編: - 泰國の失地回復要求 昭和15
日本印度支那協會編: - 泰・佛印に於ける宣傳戰 昭和16 (佛印特報第9號)
廈門各界慶祝委員會編: - 泰越調停成功特刊 民國30
Hausser (Arnest O.) 編 タイ室編: - 暹羅をおぐる日英兩國の葛藤 昭和12 (參考資料36)
タイ室編: - 暹羅に於ける列國投資の動向と外國人顧問の勢力 昭和12 (參考資料第41編)

暹當(民國)編: - 泰國民法 物權篇、親屬篇、繼承篇 1940
山口武編: - 暹羅民法 大正13
タイ室編: - 暹羅入國關係法規 昭和12 (參考資料第56編)
[タイ國—法令]: - 選舉法 [タイ文] 1937
……………編: - 墓地=關スル法律 佛曆2481 (1938)年[タイ文]1938
……………編: - 地方統治=關スル法律 佛曆2457 (1914)年[タイ文] 1938
……………編: - 越境犯人送還=關スル法律 [タイ文] 1936
……………編: - 外國人登録=關スル法律 [タイ文] 1939
……………編: - 歸化=關スル法律 [タイ文] 1934
……………編: - 國籍=關スル法律 佛曆2456 (1913)年[タイ文]1934
[タイ國—憲法]: - 憲法 [タイ文] 1932
……………編: - 刑法 [タイ文] 1935
……………編: - 賭博取締法 [タイ文] 1941
……………編: - 民法 [タイ文] 1940
……………編: - 民法法典=關スル布告 [タイ文] 1925
……………編: - 不當利得取締法 [タイ文] 1941
タイ國經濟省商務局商業登記所編: - 商業登錄法 [タイ文] 1937
[タイ國—法令]: - 利子=關スル法律 (高利取締法) 佛曆2475 (1932)年 [タイ文] 1934
……………編: - 商業登錄法令=關スル經濟省々令 [タイ文] 1937
……………編: - 商業登錄=關スル法律 [タイ文] 1937
……………編: - 農民財產差押規定 佛曆2475 (1932)年[タイ文]1934
……………編: - 武官服務規定 1941
Andrews, James M.: - Siam: 2nd rural economic survey, 1934-35. 1935.

Khumphan, Chote : - Siam's wirtschaftlicher Aufbau, Aussehenhandel und Zahlungsbilanz. 1932
 Thailand, Ministry of commerce and communications : - The economic conditions of North-Eastern Siam. 1932.
 Zimmermann, Carl C. : - Siam: rural economic survey, 1930-31. 1931.
 Gt. Brit. Dept. of overseas trade : - Report on economic and commercial conditions in Siam, 1924, 26, 28, 30, 32, 37. 1925-38. 6v.
 The Japanese economic mission to Siam, 1936.
 Thailand. Dept. of co-operative societies : - Co-operative movement in Siam.
 May, Reginald le : - The coinage of Siam. 1932.
 Thailand. Ministry of commerce and communications : - Conditions to be complied with by the applicant for authorization to carry on business of life assurance. 1929.
 Thailand. Ministry of economic affairs : - Conditions to be complied with by the applicant for authorization to carry on business of fire assurance. 1929.
 Thailand. Ministry of finance : - Report of the financial adviser on the budget of the kingdom of Siam, B. E. 2453 (1910-11) - 2481 (1938-39). 24v.
 Thailand. Ministry of finance : - Report of the financial adviser in connection with the budgets of the kingdom of Thailand, 1939/40. 1940.
 Dohring, Karl : - Siam. 1923. 2v.
 Nay, Reginald le : - An Asian atlas: the land and peoples of Northern Siam. 1926.
 Neale, Frederick Arthur : - Narrative of a residence at the capital of the kingdom of Siam, with a description of the manners, customs,

and laws of the modern Siamese. 1852.
 Sumnerille, Maxwell : - Siam on the Meikam from the gulf to Ayuthia, together with three romances illustrative of Siamese life and customs. 1897.
 Young, Ernest : - The kingdom of the yellow robe, being sketches of the domestic and religious rites and ceremonies of the Siamese. 1900.
 Wales, H. G. Quaritch. : - Siamese state ceremonies: their history and function. 1931.
 伊藤純司 : - 暹羅ヲ通シテ見タル南洋ト日本 [昭和11]
 訪暹經濟使節團事務所 : - 訪暹經濟使節報告書 昭和11
 井上清 : - 盤谷丹張報告書 昭和11
 華南銀行 : - 暹羅經濟調査 昭和14 (華銀調查書第83號)
 : - 暹羅經濟事情 昭和6 (華銀調查書第29號)
 國際經濟學會 : - 泰・佛印の研究 昭和17
 松尾弘 : - 暹羅國民經濟の特徴 昭和13
 野村合名會社調査部 : - 暹羅經濟事情 昭和11 (南洋經濟研究2)
 坂田國明 : - 暹羅經濟事情 [昭和]
 タイ室 : - 北部暹羅の經濟事情 ヒッサロツク地方を中心として 昭和14 (參考資料第73編)
 : - 北部暹羅の經濟事情 ランパン及チェエツライを中心として 昭和14 (參考資料第71編)
 : - 北暹羅チエツライの經濟事情 昭和14 (參考資料第68編)
 臺灣拓殖株式會社 : - 泰國產業經濟事情 昭和16 (臺灣資 A 第10號)
 福家俊一 : - 新興シヤムの再認識 日滿運經濟提携の急務を論ず昭和12
 タイ室 : - 暹羅に於ける列國投資の動向と外國人顧問の勢力 昭和12 (參考資料第41編)
 臺灣總督府一官房調査課 : - 暹羅に於ける各種會社利益配當率一覽

大正15 (南支那及南洋調査第127輯)
 臺灣南方協會 : - タイ國の財政 昭和 16
 臺灣總督府 官房調査課 : - 暹羅の財政 大正8 (海外調査第6)
 タイ室 : - 一九三八年度暹羅國豫算と現下の經濟情勢 昭和12 (參考資料第42輯)
 ゴイヴラチヤナ・チヤイ : - 暹羅室 : - 新興暹羅の國家財政 昭和11 (參考資料第33編)
 タイ室 : - 暹羅國豫算1939年度 昭和13 (參考資料第60編)
 常岡梧郎 : - 泰國に於ける諸民族に就て 昭和15
 吉田榮太郎 : - 暹羅タイ國の全貌 昭和17
 愛國新聞社出版部 : - 暹進タイ國の全貌 昭和17
 [タイ國一法令] : - 土地法 [タイ文] 1930
 : - 土地法 = 關スル經濟省令(第6號) 佛曆2479(1936)年 [タイ文] 1936
 : - 土地法註釋(第6輯) 佛曆2479年(1936) [タイ文] 1937
 : - 實屋ニ關スル法律 佛曆2480(1937)年 [タイ文] 1937
 : - 遺產相続稅ニ關スル法律 佛曆2476(1933)年 [タイ文] 1935
 : - 攤寸稅法 [タイ文] 1940
 : - 水產稅法 [タイ文] 1938
 : - 收入印紙稅法 同第2輯共 [タイ文] 1935-41
 : - 收入印紙稅施行細則 [タイ文] 1930
 : - 酒稅法 [タイ文] 1938
 : - 土地稅法參考書 [タイ文] 1933
 : - 共產黨取締ニ關スル法律 [タイ文] 1936
 : - 私娼取締規定 [タイ文] 1934
 : - 寄附・義捐金募集取締法 佛曆2480(1937)年

[タイ文] 1937
 暹羅の概観
 Rose, Phandira Nath : - The Indian colony of Siam. 1927.
 Thailand Ministry of the interior : - Immigration act B. E. 2470, with ministerial regulations and notification by Minister of the interior. 1927.
 華南銀行 : - 盤谷に於ける臺灣籍民の概況 昭和16
 天田六郎 : - 現地に關するタイ國華僑 3版 昭和14
 Chan Ten Nan 著 戸川正雄 譯 : - 華僑(タイ)の敵か味方か 昭和15 (參考資料第76編)
 滿鐵東亞經濟調査局 : - タイ國に於ける華僑 昭和14 (南洋華僑叢書第11卷)
 臺灣南方協會 : - 泰國の華僑 昭和16
 陳大慶 譯 小林康正 註 : - 暹羅に於ける華僑に就て 大正11 (南支南洋研究第26號投稿)
 タイ室 : - 暹羅に於ける華僑の動向 昭和13(參考資料第65編)
 タイ室 : - 暹羅中華總商會規約及役員名簿 昭和14 (參考資料第69編)
 [タイ國一法令] : - 入國移民ニ關スル法律 佛曆2480(1937)年 [タイ文] 1937 附 同 第2輯 佛曆2482(1939)年
 : - 内務大臣ヨリ警務局長ニ入國移民法施行權限委任ニ關スル訓令 佛曆2480(1937)年 [タイ文] 1937
 Resources of Siam. 1926.
 Thailand. Ministry of commerce and communications : - Siam: nature and industry, 1930
 Thailand. Ministry of commerce and communications. Economic museum : - Siam : Summary of economic products. 1926.

Thailand. *Central bureau of weights and measures*. :- Detailed tables of equivalence. 1925.
 Thailand. Laws, etc. :- Translation of the law of weights and measures. B.E. 2466(1923). 1925.
 Thailand. Laws, etc. :- Translation of the ministerial regulations issued under the law of weights and measures. B.E. 2466. 1924.
 Zimmerman, Garle G. :- Siam: rural economic survey, 1930-31. 1931.
 Ladell, W. R. S. :- The use of fertilizers in the cultivation of padi. 1930.
 Thailand. *Ministry of commerce and communications*. :- The rice industry of Siam.
 Irrigation in Siam. 1926.
 Thailand. *Royal forest dept.* :- The forests of Siam. 1926.
 Bourke-Borrowes, D. R. S. :- The teak industry of Siam. 1927.
 Smith, Hugh McCormick. :- A review of the aquatic resources and fisheries of Siam, with plans and recommendations for their administration, conservation and development. 1925.
 Thailand. *Dept. of fisheries of the ministry of lands and agriculture*. :- Aquatic resources and fisheries of Siam. 1926.
 佐藤致孝 南洋経済研究所 編 :- 暹羅の産業に就て 昭和12(南、極、研、資料第2號)
 暹羅日本商工會議所 編 :- 暹羅日本商工會議所會員名簿 昭和15年7月現在
 タイ空 編 :- 暹羅の農民救済政策(信用組合の簡易融資に就て) 昭和14(参考資料第72編) [ジヤパンタイズム紙論文ノ翻譯]
 太平洋協會 編 :- 泰國農村經濟論 昭和17
 長井實 :- 暹羅の米作事業 昭和3
 農林省米穀局 編 :- 暹羅の米 昭和14(世界の米 其の3)

東亞研究所 編 - 泰國 農民と華僑 昭和15(資料丙第123號P)
 外務省調査部第四課 編 三原新三 調査 :- 暹羅國棉作調査報告書 昭和10
 田中長三郎 :- 馬來半島及び泰國の蔬菜 昭和16(熱帯特殊植物資源委員會別報第4號)
 臺灣總督府一官房調査課 編 :- 暹羅の森林 昭和6(南支那及南洋調査第96輯)
 ビヤ・バナムチヨソ達 タイ空 編 :- 暹羅の森林資源 昭和 (参考資料第58編)
 外務省通商局 編 :- 暹羅産唐木類ニ關スル調査 昭和7
 タイ空 編 :- 暹羅に於けるチーク材の生産状況と森林政策 昭和 (調査資料28)
 衆友大助 編 南洋水産協會 編 :- 暹羅の水産 昭和10(水産叢書第1輯)
 臺灣南方協會 編 :- 泰國 [水産概況] 昭和16
 タイ國經濟省商務局 編 :- 商工人名錄 佛曆2482(1939)年[タイ文]1939
 [タイ國一法令] :- 度量衡ニ關スル法律 [タイ文] 1935
 :- 煙草ニ關スル法律 [タイ文] 1941
 :- 灌溉ニ關スル法律 佛曆2482(1939)年[タイ文]1936
 :- 水牛屠殺ニ關スル法律舊法共 [タイ文] 1938
 :- 漁業ニ關スル法律 [タイ文] 1936, 39
 :- 鹽業ニ關スル法律 佛曆2481(1938)年
 改正法(第2-6輯)共 [タイ文] 1935
H編 土木及鑛業
 Thailand. Laws, etc. :- Translation of the trade marks act B.E. 2474. 1931,
 Luang Prakhob Yantakich. :- Rama VI bridge. 1926.
 Thailand. *Dept. of mines*. :- Mining in Siam. 1926.
 Thailand. *Dept. of mines and geology*. :- English translation of the

Siam mining act 2461(1919)
 Thailand. Laws, etc. :- Tin and tin-ore restriction amendment act, B.E. 2475. (translation) 1932.
 Thailand. *Ministry of commerce and communications*. :- Lac cultivation and trade in Siam. 1926.
 東亞海運株式會社營業部企畫課 編 :- 盤谷港 昭和16(港灣調査資料第8輯)
 電氣協會調査部 編 :- 泰國及佛領印度支那の電氣事業 昭和17(電氣事業資料86)
 外務省通商局 編 :- 暹羅の鑛業 昭和5
 臺灣南方協會 編 :- タイ國鑛産資源分布圖 昭和16
 [暹羅國一法令] :- 拓務省拓務局南洋課 編 :- 暹羅國鑛業關係法規 附海峽殖民地錫生産制限法 昭和12 [海外拓務事業調査資料34輯南洋各地法令輯第2號]
 Burrows (N.S.) 編 タイ空東京事務局 編 :- タイ鑛産資源概要 昭和15(資料第77號)
 佐藤致孝 編 :- 暹羅産スライツクワツクの臺灣移産に就て 昭和13
 鹽水港製鹽株式會社 編 :- 暹羅鹽業觀察報告書 昭和11
 商工省貿易局 編 :- 暹羅ニ於ケル本邦織維工業品 昭和8(海外諸市場ニ於ケル本邦織維工業品第4ノ内)
 [タイ國一法令] :- 工場法 [タイ文] 1935
 :- 道路法 佛曆2482(1939)年 [タイ文] 1939
 [タイ國一法令] :- 建築ニ關スル法律 [タイ文] 1937
 :- 自動車ニ關スル法律 [タイ文] 1939
 タイ國鑛務地質局 編 :- 暹羅に於ける鑛業 [タイ文] 1925
 [タイ國一法令] :- 鑛業法同改正法共 [タイ文] 1933, 41
 タイ國地圖局 編 :- 鑛物資源圖 250 萬分1 [タイ文]
 [タイ國一法令] :- 錫採掘法令並同法第六、第十三條ニ關スル經濟省令

[タイ文] 1937
 :- 錫採掘令ニヨル經濟省立大藏省令 [タイ文] 1937
 タイ國々立製油所 編 :- タイ國々立製油所案内 1940 [タイ文]
 [タイ國一法令] :- 沿岸航行規定並同經濟省令 [タイ文] 1934
 タイ國水路部 編 :- 船舶水路法規(佛曆2476-77) [タイ文] 1936
 [タイ國一法令] :- セメントニ關スル法律 佛曆2475(1932)年[タイ文] 1934
 :- 液體燃料供給ニ關スル法律 [タイ文] 1939
 :- 液體燃料保護ニ關スル法律 [タイ文] 1939
 :- 液體燃料ニ關スル法律 [タイ文] 1939
 :- 銃砲火藥取締規定 [タイ文] 1940
 :- 護謨ニ關スル法律 佛曆2481(1938)年[タイ文]1938
 三木榮 :- 縫工術 昭和16 [タイ文]
 タイ空經濟省商務局 編 :- 皮革方法 [タイ文] 1938(商業普及出版物第1輯)
H編 礦業 煤及鑛業
 Commercial directory for Siam: issued by the Dept. of commerce; del. (1929), del.(1939) 1929,1939. 2v.
 Commercial directory for Thailand; del. (B.E. 2484-1941)
 Bangkok market report, B.E. 2468-79. 1925-37. 12v.
 Foreign trade association of China, *Sianghai*. :- Kingdom of Siam, 1936.
 Thailand. *Dept. of customs and excise*. :- Annual statement of the foreign trade and navigation of the kingdom of Siam, B. E. 2461-80, 1920-38. 17v.
 Thailand. *Dept. of customs*. :- Annual statement of the foreign trade and navigation of the Kingdom of Thailand, 1938/39—1939/40. 2v.
 Thailand. Laws, etc. :- Tariff modifications and explanatory notes to the

customs import tariff. 1936.
 Thailand. Laws, etc. : - Amendment to the tariff notification book, no. 1-2.
 Thailand. Laws, etc. : - The customs tariff act. B. E. 2478. 1936.
 Thailand. Laws, etc. : - Translation of the customs law, P.E. 2469. 1926.
 Importers and exporters directory for Siam, 1920, 1924; pub. by Ministry of commerce. 2v.
 Thailand. Laws, etc. : - Law on navigation in Siamese waters B.E. 2456. 1913.
 U. S. Dept. of commerce : - Industrial machinery market in Siam. 1930.
 Thailand. Dept. of works : - Annual report on the administration of the Department of ways, 9(2469)-11(2471) 1929-31. 3v.
 Thailand. Railways dept. : - Bye-laws for the conveyance of passengers and luggage etc. and the passenger tariff. 1927.
 Thailand. Railway dept. : - Pocket time table giving passenger train services, luggage rates and general information. 1936.
 Thailand. Railways dept. : - Annual report on the administration of the Royal state railways, 29(2468)-38(2477) 1926-38. 8v.
 Aviation in Siam. 1926.
 Thailand. Ministry of communications. : - Postal progress in Siam, 1885-1925. 1925.
 Thailand. Post and telegraph dept. : - Administration report on post, telegraph and telephone services, B. E. 2470-73. 1930-33. 4v.
 Thailand. Post & telegraph dept. : - Telephone directory for Bangkok and Dhomburi issue no. 27 (B. E. 2483)
 Telephone directory, Bangkok area, 1936.

石井省三 : - 暹羅市場に於ける日本商品 昭和13 (海外旅行調査報告 [第23回、昭和12年夏期]ノ内)
 臺灣商工會事務所 : - 盤谷見本市報告書 第2回 昭和16
 外務省通商局第二課 : - 暹羅市場に於ける日本商品の地位 昭和7
 タイ室 : - 1927年度暹羅の對外貿易 昭和13 (參考資料第63輯)
 【盤谷タイムズ紙所載論文翻譯】
 臺灣南方協會 : - タイ國の貿易 昭和16
 日本貿易振興協會 : - 泰國關稅定率法 (1940年10月4日) 昭和16 (資料第2輯)
 : - 泰國の産業貿易事情 昭和17
 【タイ國一法令】臺灣商工會事務所 : - 泰國關稅定率法陸輸入稅率表 昭和16
 三本榮 : - 日暹交通史考 昭和9
 内田銀藏 : - 日本と泰國の關係 昭和16
 臺灣拓殖會社 : - 道路建設豫算七千餘 昭和15
 滿鐵實地經濟調查局 : - 南方鐵道發展集 泰ノ部 昭和16
 : - 泰國國有鐵道列車時刻表 昭和16
 タイ國駐在帝國陸軍武官室 : 泰國の鐵道 (南方特報) 共1-2 昭和15
 臺灣總督府交通局鐵道部運輸課 : - 泰國の鐵道 昭和16
 臺灣總督府交通局鐵道部南方鐵道調查委員會 : - 泰國鐵道輸送狀況 昭和16
 大日本航空株式會社 : - 泰國航空事情 昭和15
 華南印務局 發行 : - 泰京簡明華文電話簿 1941年(民國30年) 民國30
 永光印務局 發行 : - 泰京中文自動電話簿 民國30年 民國30
 ベンチキッツト : - 商社名鑑 1938 [タイ文]
 【タイ國一法令】 : - 簿記法令 = 關スル經濟省令 佛曆2482(1938)年 [タイ文] 1939
 : - 旅館營業 = 關スル法律 佛曆2478(1935)年[タイ文]

1935

: - 旅館營業法 = 關スル內務令 [タイ文] 1935
 : - 陸路通行 = 關スル法律 [タイ文] 1935
 タイ國鐵道局 : - タイ國鐵道時間表 [タイ文] 1940
 【タイ國一法令】 : - 電信電話 = 關スル法律 佛曆2477(1934)年[タイ文] 1934
 タイ國郵便電信局 : - [タイ國]電話帳 佛曆2483(1940)年版 [タイ文] 1940

關於 曼谷 地 理

The Crawford papers : a collection of official records relating to the mission of Dr. John Crawford sent to Siam by the Government of India in the year 1821. 1915.
 Dutch papers : extracts from the "Dagh register" 1624-42. 1915.
 Landon, Kenneth Perry : - Siam in transition: a brief survey of cultural trends in the five years since the revolution of 1932. 1939.
 Notton, Comille. fr. : - Annales du Siam, Pt. 1. 1926.
 Siamese kingdom exhibition, Bangkok, 1925. : - Siam: from ancient to present times. 1927.
 Wood, W. A. R. : - A history of Siam, from the earliest times to the year A. D. 1781. 1933.
 Siam postage stamp ca. : - The royal Portraits of H. M. King Paramount Maha Prajadhipok Pra Pokkiao Chouyoonua and containing his coronation year B. E. 2468.
 The directory for Bangkok and Siam. 1921, 1926-34, 1936-38. 12v.
 The directory for Bangkok and Thailand. 1940-41.
 Siam directory, 1921, 1926, 1923. 3v.
 Kuntut Chundratug. : - My boyhood in Siam. 1940.

Collis, Maurice. - Siamese White. 1935.

Campbell, J. G. D. : - Siam in the twentieth century, being the experiences and impressions of a British official. 1902.
 Credner, Wilhelm. : - Siam das Land der Tai: eine Landeskunde auf Grund eigener Reisen und Forschungen. 1935.
 Gunderusset, Henri : - Quelques informations sur le Siam. 1925.
 Elias Frank : - The gorgeous East: India, Burma, Ceylon, and Siam. 1913.
 Graham, W. A. : - Siam. 1924. 2v.
 Grindrod. : - Siam a geographical summary. 1895.
 Pallegoix, Mgr. : - Description du royaume Thai ou Siam. 1854. 2v.
 Wright, Arnold. ed. : - Twentieth century impressions of Siam: its history, people, commerce, industries, and resources: with which is incorporated an abridged edition of twentieth century impressions of British Malaya. 1908.
 Young, Ernest : - Siam : 2ed. 1927.
 Thompson, P. A. : - Lotus land, being an account of the country and the people of Southern Siam. 1906.
 Guide book to the Chief monuments of Bangkok, Bang Pa-in, Ayudhya and Lopburi, with an introduction on Siamese history and religion. 1926.
 Iatung Thawil-Seshatthabunjan, comp. : - Along the railway lines: the country from Pakang Besar to Chienmai. 1925.
 Seidenfaden, Erik : - Guide to Bangkok; with notes on Siam; 2ed. 1922.
 Seidenfaden, Erik : - Guide to Nakhon Patom; 2ed. 1929.
 Thailand. Royal state railways : - Guide to Ayudhya. 1931.
 Thailand. Royal state railways : - Lopburi and Bang Pa-in. 1930.
 Album of royal palaces in Siam. 1926.

Pram photo studio. : - Picturesque Bangkok & Siam.
 Siam postage stamp co. : - The Siam pictorial booklet: a pictorial
 booklet containing a large number of exquisite views of interesting
 localities of Siam.
 Childers, James Saxon : - From Siam to Suez. 1932.
 Choisy, M. L'Abbe de : - Journal du voyage de Siam, fait en
 1685-86. 1687.
 Crawford, John : - Journal of an embassy from the governor-general
 of India to the courts of Siam and Cochin China; exhibiting a view
 of the actual state of those kingdoms. 1828.
 D'Orleans, Henri : - Around Tonkin and Siam; tr. by C. B. Pitman.
 1894.
 Finlayson, George : - Die Gesundheits-Reise nach Siam und Hue.
 der Hauptstadt von Cochinchina, in den Jahren 1821 bis 1822;
 hrg. von Theanus Stamford Rathes. 1827.
 Girtzaff, Karei : - Verslag van een driejarig verblijf in Siam, en van
 eene reize langs de kust van China Mankhou-Tartarie. 1833.
 Komerup, Eibbe. : - Friendly Siam; tr by M. Gaiemann.
 Kajongiere, E. Larret de : - Le Siam et les Siamois. 1903.
 Raffles, Thomas Stamford : - The Mission to Siam, and Hie: the
 capital of Cochin China, in the years 1821-22. From the journal
 of the late George Finlayson. 1826.
 Saranus, Phra : - My country Thailand
 Smyth, H. Warrington. : - Notes of a journey on the Upper Mekong,
 Siam. 1895.
 Tachard, Guy : - Voyage de Siam. 1686. 2v.
 Wlencroft, Rachel : - Siam and Cambodia in pen and pastel, with
 excursions in China and Bunnah. 1928.

Wood, W. A. R. : - Land of smiles. 1935.
 Chow Phraya river, 1: 25,000.
 Taiwan nampo kyokai; pub. : - Map of Thailand & Indochine, scale
 1 : 2,000,000. 1940.
 Thailand. Survey dept. : - Bangkok, 1: 1,000,000.
 Thailand. Survey dept. : - Map of the kingdom of Siam and its
 dependencies, scale 1 inch=46 miles.
 : - Map of Muang Sritamarat, scale 5cm. to 400sen. 1005.
 : - Map of the Muangs Patabung & Sawngkia province of
 Nakawit Sritamarat, 1: 320,000. 1907.
 Thailand. Survey dept. : - Map of the province of Pattani, 1 :
 320,000. 1907.
 Thailand. Dept. of commerce : - Thailand, showing location of the
 principal products.
 Thailand. Survey dept. : - Plan of Bangkok and district, scale 1.
 25,000. 1918.
 Thailand. Dept. of commerce. : - Thailand, showing routes & means
 of transport.
 Thailand Royal State railways. : - Map of the Thai state railways, scale
 1 : 2,000,000.
 Thailand. Railways dept. : - Map of the Royal state railways of Siam,
 scale 1: 2,500,000.
 McCarthy, James. : - Surveying and exploring in Siam. 1900.
 三本榮 : - 山田長政と日暹國交 昭和11
 外務省調査部編 都司喜一譯 : - 十七世紀に於ける日暹關係 昭和9
 都司喜一 : - 徳川時代の日暹國交 昭和13
 : - 十七世紀に於ける日泰關係 昭和17
 日暹貿易協會編 : - 日暹關係の沿革 昭和10

Wood (W. A. R.) 著 都司喜一 : - タイ國史 昭和16
 Kunut, Chandrunag 著 藤澤忠枝 : - 我が泰國の日 昭和16
 榮花 (民國) 編 : - 泰國指南 民國33
 Graham (W. A.) 著 臺灣總督府官房調査課編 : - 暹羅研究第1篇 昭和2
 宮原武雄 : - タイとはどんな國か 昭和15
 : - 暹羅泰國の全貌 昭和16
 南方産業調査會編 : - タイ國 昭和16
 日本タイ協會編 : - タイ國概観 昭和15
 : - タイ國通史 昭和17
 能登志雄 : - タイ國地誌 昭和16
 岡田鳩三郎 : - 暹羅觀察復命書 明治43
 常岡晴都 : - タイ國の文化 昭和17
 柳澤健 : - 泰國と日本文化 昭和18
 大山巳丑郎 : - 暹羅事情 昭和2
 佐藤致孝 : - 友邦暹羅事情を語る 昭和12
 澤田謙 : - コンクイ・ムアソクタイ (泰國の人と土) 昭和16
 暹羅協會編 : - 暹羅國情 昭和4
 : - 暹羅の話 昭和6
 タイ國教育省編 : - 暹羅地誌 1936 [タイ文]
 東亞經濟調査局編 : - シンナム篇 昭和13
 山口武 : - 暹羅 大正10
 在暹日本人會編 : - 暹羅の事情 大正11
 三本榮 : - 泰國事情 昭和15
 : - 盤谷案内記 昭和15
 : - 暹羅名勝歌案内記 昭和13
 宮原武雄 : - 暹羅案内 3版 昭和14
 タイ室東京事務所編 : - タイ案内 昭和16
 暹羅日本商工會議所編 : - 【暹羅國憲法發布紀念參加寫真帳】 昭和12

東恩納寛博 : - 泰・ビルマ・印度 昭和16
 訪暹經濟使節團編 : - 暹羅紀行 昭和11
 三島昌子、三島蓮子 : - 滿洲、暹羅、上海の旅 昭和14
 吳毓 (民國) 編 : - 中泰最近泰國地圖 185萬分1 民國29
 海外總業會發行 : - タイ國圖 [10cm=240km(240萬分1)] 昭和16
 タイ室編 : - 暹羅國資源分布圖 100km=5cm 昭和13
 羅暹國日本人會發行 : - 最新盤谷案内地圖 昭和14
 モムチヤオ・トソテイカーニ : - シンナム國史 [タイ文] 1935
 ソンヌチット・ヌワラット : - タイ國史 第1卷 1936 [タイ文]
 ウイチット・ワンタカーン : - 世界文化發達史 タイの部 [タイ文] 1930
 カルソ、デーブ、バンクナーカーン編 : - 紳士録 1936-37 [タイ文]
 ルアン、ウバタム・ナラーラム : - 我が生涯 [タイ文] 1630
 ビュタイ新聞社編 : - ラーチアラー州地誌 [タイ文] 1925
 【タイ國一法令】 : - 古蹟古物保護法 佛曆2433(1940)年 [タイ文] 1940
 タイ國商務局編 : - タイ國資源地圖 1638 [タイ文]
 タイ國測量局地圖部編 : - 盤谷市街圖 2萬分1 1938 [タイ文]
 タイ國鐵道局編 : - タイ國鐵道地圖 1934 [タイ文]
 タイ國地圖局編 : - 土地ノ高低並交通圖 250萬分1 [タイ文]
 : - タイ民族移住經路圖 2000萬分1 [タイ文]
 : - タイ族ソーンセー國時代圖 500萬分1 [タイ文]
 : - 暹羅の地圖
 Natural features of Siam. 1936.
 Journal of the Thailand research society, natural history supplement.
 v. 1(1914)-9(1934), v. 11, no. 1-2 (1937), v. 12, no. 1(1939), 12v.
 Thailand. Survey dept. : - Report on the operations of the Royal
 survey department, ministry of defence, 1910-23, 1927-36, 1915-22v.
 Feltus, George Harvis. : - Samuel Reynolds House of Siam; pioneer

medical missionary 1847-76. 1924
 Dodd, William Clifton : - The Tai race: elder brother of the Chinese, results of experience, exploration and research. 1923.
 Orit, W. G. : - Florae siamensis enumeration: a list of the plants known from Siam with records of their occurrence. Vol. 1, pt. 2: Linaceae to anacardiaceae. 1926.
 Orit, W. G. : - A list of the plants known from Siam, with records of their occurrence, pt. 1. 1925.
 Pinya Vajirak Picharn. comp. : - Index to the Latin names in the 'List of common trees, shrubs, & c. in Siam.' 1923.
 Aagaard, C. J. : - The common birds of Bangkok. 1930.
 Thailand. Executive committee of the 8th congress : - Siam: general and medical features. 1930.
 Dagen, J. A. : - Similia similibus curantur. 1940.
 O'Brien, Henry R. & Boon Mahk Runchaiyorn : - Treatment of leprosy in Bangkok, with ethyl esters from hydnocarpus and helminthica.
 The Siam outlook, v. 3, no. 2(1923): lepra asylum number.
 Thailand. Dept. of public health : - Public health and philanthropic institutions in Siam. 1923.
 【タイ國一法令】: - 醫藥販賣=關スル法律 佛曆2479(1936)年【タイ文】1940
 : - 流行病=關スル法令 同第3輯共【タイ文】1940
 : - 阿片=關スル法律 同第2輯共【タイ文】1938
 【タイ國一法令】: - 醫藥=關スル法律 改正法共【タイ文】1941
 : - 履藥取締法【タイ文】
 : - 公衆衛生=關スル法律 同第2輯共【タイ文】1937-39

Notton, Camille. tr. : - P'ra Buddha Silinga, 1932.
 Education in Siam. 1926.
 Cartwright, B. O. : - English-French-Siamese word and phrase book. 1917.
 Schlegel, Gustave. : - Siamese studies. 1902.
 Annanay Silpa school, Bangkok. : - Scholars' Siamese-English dictionary: a useful manual for students of both languages; 7ed. 1936.
 Cartwright, B. O. : - A Siamese-English dictionary. 1907.
 Manich Jumsai, M. L. : - English-Thai pocket dictionary. 1939.
 McFarland, George Bradley. : - An English-Siamese pronouncing handbook: containing vocabulary-familiar phrases-forms of address with reply on every-day topics; 4ed. 1929.
 McFarland, S. G. & McFarland, Geo. B. : - McFarland's English-Siamese dictionary; 7ed. 1916.
 S. B. : - The up-to date dictionary for students: English-Siamese.
 Le May, Reginald. tr. : - Siamese tales old and new: the four riddles and other stories. 1930.
 Lodi, Pierre. : - Siam; tr. by W. P. Baines.
 Ponder, H. W. : - Cambodian glory: the mystery of the deserted Khmer cities an their vanished splendour and description of life in Cambodia today. 1938.
 McGilvary, Daniel. : - A half century among the Siamese and the Lao: an autobiography. [c1912]
 Miki Sakae : - The Sawankalok kiln in Siam. 1931.
 Miki Sakae : - The Siamese chintz.
 Pinya Nakhon Prakh Kasm : - Thai pottery. 1938.

Porty, G. H. : - Bangkok: its life and sport, with some account of Siam's coastal and island game areas. 1929.
 宮原義登 : - 暹羅國佛教の概説【昭和9】-
 鈴木大拙、平等通昭 : - 泰文佛教思想と日本精神【昭和16】
 チヤオ・アラヤヤー・タヤサク・モントリキタイ室 : - 暹羅國教育制度の變遷 昭和12
 山路廣明 : - タイ語要諦 昭和17
 三木榮 : - 日泰會話 昭和15
 : - 日泰會話便覽 昭和15
 : - 羅摩衍那物語一名羅摩やな敘情持物語 昭和11
 : - 暹羅の工藝 昭和5
 : - 暹羅更紗に就て【昭和5】
 暹羅古代美術彙編布會 : - 暹羅古代更紗紋様案 昭和5
 日本タイ文化研究所 : - 日本タイ文化研究所要覽 1940【タイ文】
 : - タイに於ける樂器の調査研究 昭和17
 【タイ國一法令】: - 私立校令 佛曆2479(1936)年 同第2輯共【タイ文】1940
 : - 私立學校=關スル文部省令 佛曆2479(1936)年【タイ文】1940
 チヤオ・アラヤヤー・タヤサク・デイモントリキ : - 泰語新教科書 第1卷-2卷【タイ文】1936
 タイ國文部省 : - タイ語讀本 第1-3卷【タイ文】1940-41
 : - 泰語教科書【タイ文】昭和11
 【タイ國一法令】: - 初等教育令 佛曆2483(1940)年 同第2輯共【タイ文】1940
 : - 初等教育=關スル文部省令 佛曆2478(1935)年(第2輯)【タイ文】1940
 クルンターアバンナーカーン : - 泰語小辭典【タイ文】1927

スレスカタツト(ソ-) : - 新機範英タイ語辭典
 ウイチツタラ-ノ(ソ-) : - 新選節語事集【タイ文】1931
 チョラシラソ : - 現代暹羅佛英語辭典 1938【タイ文】
 蕭元川(民國) : - 暹漢辭典4版 民國29
 【タイ國一法令】: - 文藝=關スル法律 佛曆2474(1931)年【タイ文】1934
 ナイネーナ・ヨートコング : - 書翰文作法 中學3年用【タイ文】1937
 ナイボンク・セーントーンフ : - タイ文要約法(中學4-6年用)【タイ文】1939-40
 ナーイサンクワン・チヤチヤクワンフラーチヤー : - タイ語文章作法 中學5年用【タイ文】1939
 ナイタツア・アロムヤー : - 書翰文作法 中學6年用【タイ文】1931
 フラソムム・ウイチヤーブル : - 書翰文作法 中學2年用【タイ文】1935
 【タイ國一法令】: - トラソフ=關スル法律【タイ文】1940

[附錄] 重要諸法規

佛曆二四七九年地券下附法 (法律第六號)

(一九三七年四月二日公布)

- 第一條 本法ハ佛曆二四七九年地券下附法(第六號)ト稱ス
- 第二條 本法ハ官報ニ公布ノ日ヨリ之ヲ實施ス
- 第三條 左記諸法令ヲ廢止ス
 - 一 ラタナコーシン曆一三七年地券下附法第一章ノ規定
 - 二 チムラ曆一三三六年第一項地方長官事務官郡長ノ田地巡視ニ關スル法律
 - 三 ラタナコーシン曆一三九年三月一日付大果樹園、立樹課稅果樹園、畠地ノ植付ニ關スル臨時布告
- 第四條 本法ノ規定ト牴觸スル土地ノ占有ニ關スル其ノ他ノ法規竝ニ土地占有ニ關スル手數料表
- 第五條 本法ノ規定ニ從ヒ申請シ許可ヲ受クベシ、占有ヲ許可スル主務官憲ノ權限竝ニ許可シ得ル地積ノ最大限ハ次ノ如シ
 - 郡長許可ノ權限ハ五〇ライ以下
 - 知事許可ノ權限ハ百ライ以下
- 第六條 政府ハ土地ヲ下附スル權限ヲ有ス、此ノ下附行爲ハ條件ヲ附シテ下附スルコトヲ得、下附申請ハ省令ノ規定ニ從ヒテナスベシ、前項ノ規定ニヨリ下附ヲ受ケタル者ハ單ニ其土地ヲ管理スル權利ヲ有スルノミニシテ此ノ行爲ニヨリテハ所有權ヲ取得セズ
- 第七條 土地ノ占有ノ申請ハ土地ノ所屬地域ニ於ケル郡執行機關ニ之ヲ申請スベシ

所、村役場及占有申請ノ現地内ニ一箇月間占有申請ヲ公告ス
右期間内ニ抗議ヲ申立テルモノナキトキハ地方ノ福社ヲ調査考慮シ占有許可ヲ支障ナシト認メタルトキハ事件ノ性質ニ應ジ郡長又ハ知事ヲシテ證明ノ爲メ許可書ヲ發行セシム

- 第八條 占有許可書ニ二種アリ
 - 一 開發證ハ公文書ニヨリ許可書ニシテ次ノ各項ヲ記入ス、郡長ノ署名官印、被許可者ノ氏名、住所、國籍、族籍及父母ノ氏名、土地ノ位置、地積ノ概算、土地ノ境界
 - 二 占有證ハ公文書ニヨリ許可書ニシテ次ノ各項ヲ記入ス、土地ノ主務官憲ノ署名官印、被許可者ノ氏名、住所、國籍、族籍及父母ノ氏名、土地ノ位置、地積概算、境界、地圖及登記目錄
- 第九條 占有ノ許可ヲ受ケタルモノハ開發證受領ノ日ヨリ二箇年以内又ハ占有證受領ノ日ヨリ三箇年以内ニ其ノ土地内ニ於テ利用ヲナスコトヲ要ス、然ラザレバ未ダ利用セザル土地ノ部分ニ對スル占有權ハ消滅ス
- 第一〇條 占有ヲ許可セラレタル土地ハ遺產相續ニヨリ適法ニ相續セル場合以外ハ之ヲ他ニ讓渡スルコトヲ得ズ、但シ右ノ土地ガ主務官憲ヨリ利用ヲナセル旨ノ保證ヲ得タル場合ハ之ヲ讓渡スルコトヲ得
- 第一一條 土地占有ノ許可ヲ受ケタルモノガ本法ノ規定ニ從ヒ土地ノ利用ヲナセルコトキハ利用ヲナセル旨ノ保證アル占有又ハ地券地圖ヲ請求スルコトヲ得、許可ヲ受ケタルモノハ主務官憲ニ對シ證人及證據ヲ提示シ自己ガ許可地内ニ於テ地積ニ相應セル利用ヲナセルコトヲ認メシムルニ足ル報告ヲナスコトヲ要ス
- 第十二條 本法施行前ニ利用ヲナセル旨ノ保證アル占有證ヲ發行シ且ツ登記ヲナセル主務官憲ハ本條ノ規定ニ因リ主務官憲ト看做ス
- 第十三條 本法施行前ニ利用ヲナセル旨ノ保證アル占有證又ハ登記ハ本條ノ規定ニヨリ占有證ト見做ス

- 第十四條 土地ノ登記ノ手續ニ就キテハ地券發行ニ關スル法律内ノ地券地圖發行ノ規定及手續竝ニ地券地圖アル土地登記手續ヲ準用ス
- 第十五條 本法實施前許可ナク又ハ土地ニ對シ證明書ナクシテ土地ノ管理又ハ利用ヲナスモノアルトキハ主務官憲ハ主務大臣ノ定ムル期間内ニ於テ右事實ヲ證明スル登記ヲ受理シ但シ右期間ハ一箇年ヲ下ルコトヲ得ズ
- 第十六條 土地ノ占有ノ許可ヲ受ケタル者ガ本法ノ規定ニ違反スルトキハ主務官憲ハ許可ヲ與ヘタル土地ノ全部又ハ適當ト認ムル土地ノ一部分ニ對シ許可書ヲ取消シ又ハ其無效ヲ公示スル權限ヲ有ス
- 第十七條 本法施行後許可ナクシテ土地ヲ管理スル者アルトキハ主務官憲ハ之ニ對シ其ノ他ヨリ退去ヲ命ズル權限ヲ有ス若シ右命令ニ從ハザルトキハ五百バーツ以下ノ罰金又ハ三箇月ヲ超エザル期間ノ懲役又ハ右兩者ヲ科ス
- 第十八條 本法ノ規定ニ違反シ自己又ハ他人ニ土地ノ權利ヲ取得セシムル目的ヲ以テ主務官憲ニ對シ文書内ニ虛偽ノ申告ヲナストキハ五百バーツ以下ノ罰金又ハ六箇月以内ノ懲役又ハ右兩者ヲ科ス
- 第十九條 經濟大臣ハ本法ノ實施ヲ管理スルモノニシテ省令ノ發布、主務官憲ノ設定、本法末尾ニ規定セル額ノ最高限度トスル手數料率ノ制定其ノ他ノ諸經費ノ決定、竝ニ本法施行令ヲ制定スル權限ヲ有ス
- 第二十條 前項ニヨリ省令ハ官報ニ公布ノ時ヨリ之ヲ實施ス (日本タイ協會會報ニ據ル)

佛曆二四六一年鑛業法 (拔萃)

第一章 名稱、施行期日及用語

- 第三條 本法中用語ノ解釋左ノ如シ
 - 一 鑛物洗滌免許狀 (Mineral washing license) トハ鑛山局ガ本法ノ規定ニ基キ洗滌作業ニ依リ鑛物ヲ採取スル權利ヲ付與スル證書ヲ謂フ
 - 二 探鑛特許證 (Ahyabat) トハ鑛山局ガ本法ノ規定ニ據リ特定ノ郡

- (Amphur) 又ハ縣 (Chang ward) ニ於テ探鑛ヲ行フ權利ヲ付與スル證書ヲ謂フ
- 三 獨占探鑛特許證 (Ahyabat Pukart) トハ鑛山局ガ本法ノ規定ニ據リ證書面記載ノ地域内ニ於テ獨占的ニ探鑛ヲ行フ權利ヲ付與スル證書ヲ謂フ
- 四 探鑛地域 (Prospecting Area) トハ獨占探鑛特許證面ニ記載スル地域(水ヲ以テ被ハレタル土地ヲ含ム)ヲ謂フ、獨占探鑛特許證保有者ハ斯ル地域内ニ於テ探鑛スル權利ヲ有ス
- 五 探鑛特許證 (Pranabat) トハ鑛山局ガ本法ニ據リ證書面記載ノ地域内ニ於テ鑛業ヲ營ム權利ヲ付與スル證書ヲ謂フ
- 六 鑛區 (Mining Area) トハ探鑛特許證面ニ記載スル境界内ノ地域ヲ謂フ(水ヲ以テ被ハレタル土地ヲ含ム)
- 七 鑛脈 (Lode) トハ次號ニ定義スル沖積地以外ニ於テ鑛物ヲ含有スル細層 (Seam) 鑛床 (Deposit)、鑛脈 (Vein)、礁岩 (Bed)、岩脈 (Dyke) 又ハ岩層 (Blow) ヲ謂フ
- 八 沖積鑛床 (Alluvial Ground) トハ粗脆ナル岩石砂土ニシテ之ヨリ洗滌作業ニ依リ鑛物ヲ採取シ得ルモノヲ謂フ
- 九 水路 (Waterway) トハ天爲タル人工タルト問ハズ水ノ流動又ハ靜止スル總テノ河川、運河、溝渠又ハ池井ヲ謂フ
- 一〇 鑛山 (Mines) トハ鑛脈又ハ沖積鑛床ガ存在シ又ハ探鑛ヲ營ム場所ヲ謂フ
- 一一 探掘 (To mine) トハ鑛物採取ノ目的ヲ以テ種々ノ方法ニ依リ鑛脈又ハ沖積鑛床ヲ掘鑿スルコトヲ謂フ
- 一二 地方鑛山局 (The District Mines Office) トハ探鑛特許證又ハ探鑛特許證ノ出願セラレタル土地ノ所在スル郡ニ設立セラレタル官廳ヲ謂フ若シ郡内ニ該官廳ナキトキハ同縣内ノ當該官廳、同縣内ニ該官廳無キトキハ該郡ノ所在スル州ノ當該官廳ヲ謂フ州ニ該官廳ナキトキハ盤谷中央鑛山局ヲ謂フ

一三 州鐵山監督官、縣鐵山監督官 (Rachalakit Monthon, Rajal-olakit Changwat) トハ郡、縣又ハ州ニ駐在スル鐵山局官吏ヲ謂フ之等監督官ノ職務ハ大臣ニ於テ適當ト認ムルトキハ之ヲ州、縣鐵務課職員 (Krasat Monthon, Krasat Changwat) ニ委任スルコトヲ得又州總督 (Lord-Lieutenant) ハ豫メ大臣ノ許可ヲ經テ臨時ニ鐵山事務ヲ取扱ハシムル爲メ官吏ヲ任命スルコトヲ得

一四 大臣 (Minister) トハ鐵山局ヲ管轄スル省ノ大臣ヲ謂フ

一五 空地 (Vacant Land) トハ建物ナク、農耕セラレズ、何等ノ目的ノ爲メ使用セラレズ又ハ公共若ハ個人ノ利益ノ爲法規又ハ地方慣習ニ依リ留保セラレザル土地ヲ謂フ

第四條 泰國內ニ於ケル土地及鐵物(鐵油、石炭ヲ含ム)ハ總テ國王ニ所屬ス

建築、農耕其ノ他ノ目的ノ爲土地ヲ占有スル權利ヲ取得シタル者ハ特許ヲ得ルニ非ザレバ該土地ニ於テ探鐵又ハ探掘ヲナスコトヲ得ズ本條又ハ本法附屬規則ニ依リ政府ノ特許ヲ受クルコトヲシテ鐵物ヲ探掘セントシタル者ハ一件ニ付千五百バーツ以下ノ罰金ニ處シ且政府ハ一切ノ器具、採取シタル鐵物及探掘作業ノ爲設ケタル建物ヲ沒收ス

第二章 一九〇一年鑛業法施行前ノ探鑛(省略)

第七條 空地ニ於テ自ラ鐵物洗滌採取ヲ行ハントスル者ハ地方鐵山局ニ對シ鐵物洗滌免狀ノ下付ヲ出願スベシ

免狀ハ鐵物ノ洗滌ヲ許スベキ旨公示セラレタル地方ニ付テノミ之ヲ交付ス

第八條 地方鐵山局主務官吏ハ適當ト認メタルトキ所定手数料領收ノ上出願者ニ對シ鐵物洗滌免狀ヲ交付ス該免狀ハ交付ノ日ヨリ一年間免狀記載ノ郡ニ於ケル空地ニ於テ鐵物ノ洗滌採取ヲ行フ權利ヲ付與ス

第一〇條 鐵物洗滌免狀保有者ハ該免狀ニ據ル作業ヲ爲スニ當リ主

ハ其ノ他ノ地物ニ對スル當該地域ノ關係位置ヲ正確ニ明示スル圖面ヲ添附スルコトヲ要ス

三 獨占探鐵特許證ノ地域ハ三千方イヲ超ユルコトヲ得ズ又其ノ有効期間ハ證書交付ノ日ヨリ一二月間トス

第二〇條 一 獨占探鐵特許證ハ讓渡スルコトヲ得ズ獨占探鐵特許證保有者ハ探鐵特許證保有者ト同一ノ權利ヲ有ス保者及其ノ使用人以外ノ者ハ特許證記載ノ地域内ニ於テ探鐵スルコトヲ得ズ

獨占探鐵特許證ハ現存スル獨占探鐵地域又ハ鐵區又ハ當該獨占探鐵特許證下附出願當時ニ探鐵特許證下附出願中ノ地域ニ於テ探鐵スル權利ヲ付與スルモノニ非ズ

二 獨占探鐵特許證ノ期限滿了ニ當リ該特許證保有者ガ相當ノ探鐵作業ヲ了シ且特許證記載ノ條件及本法ノ規定ヲ履行シタルコトヲ中央鐵山局ニ證明シタルトキハ該特許證ノ更新ヲ出願スルコトヲ得但シ新特許證ノ地域ハ大臣ノ特許アル場合ノ外舊特許證地域ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

出願者ハ更新獨占探鐵特許證ニ關シ所定ノ手数料ヲ納付スベシ

三 獨占探鐵特許證保有者ガ引續キ六月間一定ノ程度ノ探鐵作業ヲ爲サザルトキ大臣ハ其ノ特許證ヲ取消スコトヲ得

第六章 探鐵特許證下付出願

第二一條 探鐵特許證ノ下付ヲ出願セントスル者ハ所定ノ書式ニ依ル願書ヲ出願地所在郡ノ地方鐵山局監督官ニ提出スベシ或ル地方鐵業事務ニ關シ地方鐵山局ヨリモ中央鐵山局ノ他ノ下級官廳ニ於テ之ヲ處理スル方適當ナリト認ムルトキハ大臣ハ願書ヲ地方鐵山局ニ代ヘ右官廳ニ提出スベキ旨命ズルコトヲ得尙探鐵特許證ノ下附出願ハ左ノ規則ニ從フベシ

一 出願ノ際特許手数料及境界線設定及境界標定置作業ニ要スベキ費用ニ足ルベキ金額ヲ供託スベシ

二 願書ニハ出願地ノ面積、其ノ他境界ノ長サ及出願地ノ正確ナル位

務官吏ノ命令ニ從フコトヲ要シ且隨時規定スル稅率ニ從ヒ採取シタル鐵物ニ就キ鐵業稅ヲ納付スルコトヲ要ス

第一一條 鐵物洗滌免狀ハ其ノ名義人ニ限り之ヲ利用シ得ベク之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ其ノ保有者ノ雇傭人ヲシテ使用セシムルコトヲ得ズ免狀ハ當該官吏ノ請求アルトキハ檢査ノ爲メ之ヲ提示スルコトヲ要ス

第四章 探鐵特許證下付出願

第一三條 探鐵特許證下付出願ハ政府所定ノ書式ニ從ヒ書面ヲ以テ自ラ又ハ其ノ代理人ニ依リ地方鐵山局ノ鐵山監督官ニ提出スベシ

第一四條 探鐵特許證ハ主務官吏ノ認定ニ依リ一縣又ハ一郡若クハ一縣内ノ數郡ニ亘ルコトヲ得本特許證ノ保有者ハ其ノ證書記載ノ地域中空地ニ於テノミ證書記載ノ鐵物ヲ探査スルコトヲ得空地以外ノ土地ニ於テ探鐵セントスルトキハ豫メ適法占有者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

探鐵特許證ハ交付ノ日ヨリ一箇年間有効トス

探鐵特許證手数料ハ前納スベシ

第一六條 探鐵特許證ハ其ノ名義人ニ限り使用シ得ベク之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ

第一八條 一 獨占探鐵特許證ノ下付ヲ出願セントスル者ハ政府所定ノ書式ニ從ヒ書面ヲ以テ自ラ又ハ其ノ代理人ニ依リ地方鐵山局ノ鐵山監督官ニ出願スベシ右出願ノ際特許證交付ニ要スル諸手数料ニ足ルベキ金額ヲ豫メ供託スルコトヲ要ス

或ル地方ノ鐵業事務ニ關シ地方鐵山局ヨリ中央鐵山局ノ他ノ下級官廳ニ於テ之ヲ處理スル方適當ナリト認ムルトキ大臣ハ地方鐵山局ニ代ヘ右官廳ニ出願スベキ旨命ズルコトヲ得

願書ニハ出願地ニ關スル說明書並ニ該地域ノ境界ヲ正確ニ示シ且現存探鐵特許證ニ依ル境界標、經緯測基點 (Traverse Station) 又

置ヲ示スベキ基準ヲ表示シタル圖面ヲ添附スベシ尙願書ニハ該土地ノ説明、探鐵セントスル鐵物ノ種類及探鐵方法ノ種類ヲ記載スベシ

三 出願者ハ其ノ提出スル地圖及願書記載事項ノ真正ニ就キ其ノ責任ヲ負フ故意ニ虛偽ノ記載ヲナシタルトキハ探鐵特許證ヲ取消スベク其ノ保有者ハ特許證取消ノ日迄ノ租借料ヲ仕拂フコトヲ要シ損害アリタル場合ト雖モ政府ニ對シ其ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ出願者ハ手数料其ノ他ノ費用ヲ供託シタルコトノミヲ以テ其ノ出願地域ニ關シ探鐵特許證ノ交付ヲ受クル權利ヲ得ルモノト解スベカラズ

四 大臣ハ出願ノ許可前出願者ニ命ジ出願者ガ出願地ノ探鐵ヲ爲スニ十分ナル資力ヲ有スルコトヲ證明セシムルコトヲ得

第二六條 一 鐵區ノ面積ハ特別ノ勅許アル場合ヲ除キ

一 鐵脈ニ對シテハ百方イヲ超ユルコトヲ得ズ

二 沖積鐵床又ハ鐵鐵ニ對シテハ三百方イヲ超ユルコトヲ得ズ

第二八條 一 測量及境界標設置終了後出願者ガ探鐵特許證ノ法ノ交付ニ先立テ探鐵ヲ開始セントスルトキハ假作業ヲ爲スコトヲ許可セラレタキ旨中央鐵山局ニ出願スベシ鐵山局ニ右出願アリタルトキハ該地域ノ所在スル州ノ總督ハ豫メ大臣ノ認可ヲ得タル上中央鐵山局ノ定ムル書式ニ從ヒ假探鐵特許證 (Temporary Working Permit) ヲ交付スルコトヲ得

二 假探鐵特許證ハ本條三號ニ規定スル事項ヲ除キ本法ニ依リ交付スル探鐵特許證ト同一ノ權利及特權ヲ付與シ且同一ノ條件ニ從ヒ同一ノ責任ヲ有セシムルモノトス

三 假探鐵特許證ノ有効期間ハ六箇月間トシ讓渡スルコトヲ得ズ政府ハ豫告スルコト無ク又ハ其ノ理由ヲ示スコト無クシテ之ヲ取消スコトヲ得

假探鐵特許證ノ取消ニ依リ生ジタリ損害ニ對シテハ賠償ヲ請求ス

假探鐵特許證ノ取消ニ依リ生ジタリ損害ニ對シテハ賠償ヲ請求ス

ルコトヲ得ズ

第三一條 探礦特許證ノ期間ハ二五年ヲ超ユルコトヲ得ズ
第三三條 探礦特許證ニ別段ノ定メアル場合ヲ除キ礦業稅ハ臨時法律ヲ以テ定ムル率ニ依リ礦物產出量ニ應ジ之ヲ徵收ス

第七章 探礦作業及返還ノ條件

第三七條 探礦特許證保有者ハ其ノ礦區ニ於テ特許證記載ノ數ヲ下ラザル勞働者ヲ使用シテ作業スベシ
機械ヲ以テ勞働者ニ代フルトキハ機械力一馬力ヲ以テ勞働者八人ニ換算ス

一 作業ニ使用スル勞働者ノ數ハ二ライ當リ一人ヲ下ルコトヲ得ズ
二 礦山局ノ書面ニ依ル許可アル場合ヲ除キ一年間六箇月以上又ハ二年間ニ一二月箇月以上作業ヲ休止スルコトヲ得ズ
探礦特許證保有者ガ本條ノ規定ニ違反シタルトキハ一件ニ付五百
バツ以下ノ罰金ニ處シ該特許證ヲ取消ス

第四二條 探礦特許證ガ無効トナリタルトキハ其ノ保有者ノ過失ニ因ルト保有者ノ任意返還ニ因ルト又ハ期間満了ニ因ルトヲ問ハズ總テ左ノ規定ヲ適用スベシ

一 特許證保有者ガ特許證ニ基キ礦區内ニ建築、取得又ハ搬入シタル建物、機械、器具其ノ他ノ用具ハ特許證満了ノ日ヨリ六箇月内ニ之ヲ取拂フベシ右期間内ニ取拂完了セザルトキハ地方礦山官吏ハ願ニ依リ右期間ヲ適當ニ延長スルコトヲ得延長期間内ニ取拂ハザル物件ハ拋棄シタルモノト看做シ政府ニ歸屬ス

二 探掘シタル礦石ハ總テ六箇月以内又ハ地方礦山官吏ニ依リ許容セラレタル延長期間内ニ礦區ヨリ搬出スルコトヲ要ス選礦シ又ハ選礦セザル礦石ハ之ヲ搬出スル迄該土地ニ於テ作業ヲ行フ他人ノ權利ヲ妨害セザル箇所ニ堆積シ置クコトヲ要ス指定期間内ニ搬出セザル礦產物ハ政府ニ歸屬ス

第八章 探礦特許證ノ讓渡

權ハ總テ政府ニ屬シ何人ニモ之ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

第六〇條 探礦特許證保有者ハ其ノ礦區内ノ總テノ水ヲ使用シ又ハ排水スルコトヲ得但シ左ノ規定ニ從フコトヲ要ス

一 豫メ地方礦山局ノ許可書ヲ得ルニ非ザレバ探礦作業ニ利用スル目
的ヲ以テ水ヲ引用シ又ハ水路ヲ構築スルコトヲ得ズ
二 礦山占有者ハ他人ニ不便又ハ損害ヲ與フル如キ方法ニ依リ他人ノ土地ニ流ルル水路ヲ自己ノ利用ノ爲メ變換シ又ハ排水シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ水路ヲ變更スルコトヲ得但シ豫メ礦山局又ハ地方礦山局ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限りニ非ズ

三 本條第二號ニ掲グル所ノ變更ノ加ヘラレタルコト判明スルトキハ反證ナキ限り當該受益者ニ依リ變更セラレタルモノト推定ス
四 州鐵山監督官、縣鐵山監督官又ハ其ノ上級鐵山局官吏ハ水力機械ノ使用ガ他ノ探掘業者ノ利益ヲ害スルモノト認ムルトキハ該機械ノ使用ヲ禁止スルコトヲ得

第六一條 礦山占有者他人ノ礦區ニ於テ利用セララルル水路ヨリ取水又ハ引水セントストキハ地方礦山局ニ出願スベシ州鐵山監督官又ハ縣鐵山監督官ハ各礦區ニ適宜水ヲ分配スル様命令スル權限ヲ有シ右命令ヲ受ケタル者ハ之ニ從フコトヲ要ス但シ當事者ノ要求アルトキハ該命令ハ書面ニ依テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第六二條 礦山占有者ニシテ本法第六〇條及第六一條ノ規定ニ依リ水ヲ利用又ハ排水セントストキハ願書ニ當該水路ノ位置及轉換セントストル場所及方法ヲ記入シタル二百分ノ一ノ地圖ヲ添附シテ出願スルコトヲ要ス

第六三條 州鐵山監督官又ハ縣鐵山監督官ハ他人ノ礦區内ヲ通過スル水路ノ開掘ヲ許可スル權限ヲ有ス但シ該水路開掘ヲ爲ス者ハ之ニ依リ該水路ノ通過スル礦區ニ損害ヲ及ボストキハ之ヲ補償スルコトヲ要ス

第六四條 選礦作業ニ使用シタル水及礦尾、沈泥又ハ探礦作業ヨリ生ジタル其ノ他ノ廢石ノ處分ハ次ノ規則ニ從ヒ之ヲ爲スコトヲ要ス

第四三條 探礦特許證及探礦特許證又ハ獨占探礦特許證ノ保有者ハ泰國内ニ住居ヲ定メ書面又ハ通知ノ配達ヲ受クル爲メ之ヲ地方礦山局ニ登録スベシ

第四五條 探礦特許證ノ讓渡ハ國王ノ裁可ヲ經タル上大臣之ニ署名捺印スルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ探礦特許證保有者ガ之ヲ他人ニ讓渡セントストキハ地方礦山局ニ其ノ許可ヲ出願スベシ政府ニ於テ讓渡ヲ許可スルトキハ左ノ規定ニ從ヒ之ヲ處理ス

一 探礦特許證保有者及探礦特許證ヲ讓受ケントスル者ハ自ら又ハ代理人ヲ以テ共ニ地方礦山局ニ出願シ探礦特許證ノ讓渡證書ノ作成ニ資スル爲探礦權利ニ關スル書類ヲ提出スベシ本證書ハ三通作成シ中央鐵山局、地方鐵山局及讓受人夫々其ノ一通ヲ保管ス
二 探礦特許證ノ保有者ハ讓渡出願ノ際所定手数料並ニ探礦特許證ニ關シ支拂フベキ料金を前納スベシ

第九章 探礦作業

第四九條 礦山ハ專門家(有能ノ)タル支配人之ヲ監督スルコトヲ要シ探礦特許證保有者ハ同支配人ノ氏名ヲ地方鐵山局ニ報告シ置クコトヲ要ス

第五一條 探礦特許證ハ其ノ包含スル土地ノ所有權ヲ該特許證保有者ニ付與スルモノニ非ズ左ニ掲グル權利ノミ之ヲ付與ス
一 探礦特許證保有者ハ其ノ證書而記載ノ礦種ヲ探掘、處理及販賣スルコトヲ得右礦種以外ノモノヲ探掘セントストキハ豫メ大臣ノ特許ヲ受クルコトヲ要ス

二 探礦特許證保有者ガ其ノ礦區内ノ空地ニ於テ探掘作業ニ必要ナル建物ヲ設立シ又ハ從業員ノ生活ノ爲必要ナル蔬菜ヲ栽培シ若ハ家畜ヲ飼育セントストキハ豫メ地方鐵山局ヨリ書面ニ依リ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第一〇章 水路

第五九條 舟航、栽培、礦業其ノ他各種ノ用途ニ供セラルル水路ノ管理

一 選礦ニ使用シタル水及各種ノ廢石ハ舟船ノ航行スル水路又ハ農作物ヲ栽培シ又ハ人民ノ飲料水ヲ取ル水路ニ放流又ハ投入シテ上記ノ使用ヲ妨グルコトヲ得ズ本項ノ規定ニ違反シタル者ハ千六百バツ以下ノ罰金ニ處シ且右違反行爲ノ繼續中一日ニ付一五バツ罰金ニ處ス

二 選礦ニ使用シタル水又ハ各種ノ廢石ハ有用礦石ノ存在スル場所、農耕地、道路又ハ住宅地ニ之ヲ放流又ハ堆積スルコトヲ得ズ本項ニ違反シタル者ハ千六百バツ以下ノ罰金ニ處シ且右違反行爲ノ繼續中一日ニ付十五バツノ罰金ニ處ス

三 州鐵山監督官又ハ縣鐵山監督官ハ沈泥ヲ既ニ礦物ノ探掘ヲ了シタル他ノ場所ニ拋棄堆積セシムル爲メ適宜命令ヲ發スルコトヲ得

四 州鐵山監督官又ハ縣鐵山監督官ハ本條ノ規定ヲ完全ニ履行セシムル爲必要ト認ムル礦尾及沈泥ノ溜置ノ方法ニ關スル命令ヲ發シ右方法ヲ採用セララルル迄探礦作業ヲ停止ヲ命ズルコトヲ得

五 前號ノ規定ニ依リ鐵山官吏ノ發シタル命令ニ從フモ第一號及第二號ノ規定ノ違反ニ對スル罰金ニ影響スルコトナシ
沖積鐵床ノ探掘ニ際シテハ探礦特許證保有者ハ事情ノ許ス限り礦尾、沈泥ヲ既ニ探掘ヲ了シタル場所ニ堆積シ將來ノ探礦作業ニ支障ヲ及ボサザルコトヲ要ス

六 探礦特許證保有者ガ本條各項ノ規定ニ違反シタルトキ大臣ハ之ヲ罰金刑ニ處シ當該探礦特許證ノ取消ヲ命ズルコトヲ得

第十一章 道路

第六六條 礦區ハ現存通行權及其ノ他役權ニ依リ制限セララルモノトス
第六七條 探礦作業上必要ナルトキハ探礦特許證保有者ハ礦石又ハ礦物ヲ運搬スル爲其ノ礦區内ニ道路ヲ新設スルコトヲ得但シ該道路ガ本法ニ依リ空地以外ノ場所ヲ通過スルトキハ豫メ該土地ノ占有者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

鑛業法佛曆二四七四年改正法

第二條 本法ハ官報ニ公布シタル日ヨリ之ヲ施行シ佛曆二四六一年公布
鑛業法ノ施行セラレル總テノ地域ニ効力ヲ有ス

第四條 本法中ノ用語ノ定義ハ左ノ如シ
取得 (Purchase) トハ購買、交換及贈與ヲ受クルコト即チ他ハヨリノ
獲得ヲ謂フ

監督官 (Inspector) トハ大臣ガ本法ノ規定ニ依リ監督ヲ行フ爲任命シ
タル官吏ヲ謂フ

所定書式 (Prescribed Form) トハ省令 (Ministerial Regulation) ニ依リ
指定セラレタル書式ヲ謂フ

第五條 何人ト雖モ左ノ事項ニ關シ許可ヲ受クルニ非ザレバ本條ニ定ム
ル事項ヲ處理スルコトヲ得ズ

一 一切ノ鑛物ノ取得

二 貯鑛場ノ設置

但シ本禁止ハ探鑛特許證 (Patent) 又ハ特別許可證 (Concession)
ニ記載ノ地域ヨリ其ノ許可證保有者ガ採取シタル鑛物ノ貯鑛場設
置ニ就キテハ之ヲ適用セズ

取得免許狀 (Purchasing License) ノ交付ヲ受ケタル者ハ何人ト雖モ
鑛物採取ノ業務區域内ニ貯鑛場ヲ設クルコトヲ得

但シ右ノ者ガ之ヲ右區域外ニ設ケント欲スルトキハ新ニ許可ヲ出
願スルコトヲ要ス但シ取得免許狀ヲ保有セザル者ハ本條ニ規定ス
ル貯鑛場ヲ設クルコトヲ得ズ

第七條 第五條ニ掲グル事項ヲ行フ爲許可證ノ下附ヲ出願セントスル者
ハ所定書式ニ依リ地方鑛山局官吏ニ出願スベシ

右出願ヲ爲スニ當リテハ大臣施行細則ニ定ムル手数料ヲ支拂フコトヲ
要シ且採取免許狀ノ出願ニ當リテハ右手数料ノ外該細則ニ定ムル保證
金ヲ支拂フコトヲ要ス

出願者前記規定ヲ履行シタルトキハ所定書式ニ依リ採取免許狀又ハ貯
藏免許狀ヲ交付スベシ

前項ノ規定ニ從ヒ交付シタル免許狀ノ効力ハ交付ノ年(泰國曆)ノ三月
三十一日ヲ以テ滿了ス

第九條 第一三條ニ依リ交付セラレタル副免許狀ニ依ル場合ヲ除キ採取
免許狀保有者ハ其ノ免許狀ノ揭示セラレル貯藏事務所以外ニ於テ鑛物
ヲ取得スルコトヲ得ズ

第一三條 免許狀保有者ニシテ自ラ又ハ其ノ代理人ヲシテ鑛物取得ヲ目
的トシテ副免許狀 (Sub-licence) ノ交付ヲ受ケントスル者ハ所定書式ニ
從ヒ地方鑛業官吏ニ出願スルコトヲ要シ且該出願ヲ爲スニ當リテハ大
臣施行細則ニ定ムル手数料ヲ支拂フコトヲ要ス

出願者ガ前項ノ規定ヲ履行スルトキハ所定書式ニ依リ副免許狀ヲ交付
ス該副免許狀ニハ出願者ノ提出セル保有者ノ二葉ノ寫真中ノ一葉ヲ添
付スル事ヲ要シ他ノ一葉ハ政府ニ保管スベシ

取得免許狀保有者ノ出願ニ依リ交付シタル副免許狀ハ之ニ關係アル免
許狀ガ何等カノ理由ニ依リ取消サレ又ハ滿了シタルトキハ其ノ効力ヲ
失フ

副免許狀ノ保有者ハ鑛物取得ニ從事中監督官又ハ賣主ノ要求アルトキ
ハ同副免許狀ヲ提出スベシ

副免許狀ハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

第一五條 如何ナル免許狀保有者若ハ其ノ代理人又ハ副免許狀保有者ト
雖モ左ニ掲グル場合ヲ除キ鑛物ヲ取得スルコトヲ得ズ

一 賣主ガ探鑛特許證又ハ特別許可證 (Concession) ノ保有者又ハ其ノ
代理人ガ署名シ且其ノ免許狀ノ番號及販賣セラルベキ鑛物ガ同免
許狀ニ依リ土地ヨリ產出セラレタルコトヲ示ス賣渡證 (Disposal
Note) ヲ提示シタルトキ

二 取得免許狀保有者又ハ其ノ代理人ノ署名アリ且同免許狀ノ番號及
販賣スベキ鑛物ガ同免許狀保有者ノ所有ニ屬スルコトヲ示ス賣渡

佛曆二四七四年鑛業法改正法第二二五條
ニ基ク農務省々令

證ヲ賣主ガ提示シタルトキ

三 販賣ノ爲提供セラレタル鑛物ガ洗滌作業ニ依リ採取セラレタルコ
ト明ナル分量ニシテ其賣主ガ鑛物洗滌免許狀ヲ提示シタルトキ
販賣完了スルトキハ賣主ハ本條一及二ニ規定セル賣渡證ヲ取得者
ニ交付スベシ取得者ハ之ヲ取得ノ日ヨリ一二箇月間保管スルコト
ヲ要シ監督官ハ執務時間中ノ之ヲ検査スルコトヲ得

第一六條 如何ナル鑛物ト雖モ取得免許狀又ハ副免許狀ノ保有者ニシテ
同免許狀又ハ副免許狀ヲ提出セル者以外ノ者ニ之ヲ販賣スルコトヲ得
ズ

佛曆二四七四年鑛業法改正法第二五條ニ依リ與ヘラレタル權限ニ基キ農
務大臣ハ左ノ細則ヲ定ム

第一條 縣 (Changrad) 知事又ハ其ノ代理官吏ハ公務上取得免許狀、貯
藏免許狀及副免許狀交付ノ義務ヲ負フ此等ノ免許狀ハ其ノ免許狀ガ交
付セラレタル縣ニ於テ使用スル場合ニノミ効力ヲ有ス

第二條 免許狀ノ手数料左ノ如シ

一 取得免許狀一通ニ付 一〇〇バーツ

二 貯藏免許狀一通ニ付 二〇バーツ

三 副免許狀一通ニ付 五バーツ

但シ佛曆二四七四年ニ於テハ夫々本條ニ規定スル手数料ノ半額ヲ支拂
フベシ

第三條 取得免許狀下付出願者ハ五〇〇バーツノ保證金ヲ納付スベシ

第四條 一 本細則ニ附屬セル第一號書式ハ之ヲ第七條ニ掲ゲタル取得
免許狀ノ所定出願書式トス

二 本細則ニ附屬セル第二號書式ハ之ヲ第七條ニ掲ゲタル貯藏免許狀
所定出願書式トス

佛曆二四七九年錫鑛生產制限法

第二條 本法ハ佛曆二四七九年(一九三七年)一月一日ヨリ施行ス

第六條 本法施行期間中鑛物ノ生産、所有、販賣、購入及輸出ハ大臣施
行細則ニ定ムル制限ニ從フコトヲ要ス

佛曆二四七九年錫鑛生產制限法第三條
竝ニ第二二條ノ規定ニ基キ公布セラレ
タル農務省々令(第一號)

礦物ノ生産

第一條 礦物ヲ生産セントスル者ハ地方鐵業官吏ノ生産證又ハ假生産許可證ヲ受クベシ生産者ハ該證書ニ明記セラルル條件ニ從ヒテノミ生産スルコトヲ得

所持スル礦物

第一三條 佛曆二四七九年公布鐵業法改正法第六條ノ規定ニ依リ計算書ヲ提出シタル礦物ノ一部ハ該礦物ノ所有者ノミ之ヲ買受人ニ販賣スルコトヲ得
買受人ハ該物所持證ニ礦物ノ量ノ明細、買受人及賣主ノ氏名、賣買ヲ爲セル期日ヲ明瞭ニ記入スベシ
買受人總殘高ヲ購入シタルトキハ前記事項ヲ記入シ賣主ヨリ證書ノ引渡ヲ受クベシ

第一四條 第一三條ニ述ベタル礦物ヲ所持シ且其ノ礦物所持證ノ引渡ヲ受ケタル者ハ買受人ト同ジク該礦物ヲ處分スルコトヲ得但シ現ニ所持スル以外ノ礦物ヲ處分スルコトヲ得ズ

第一五條 第一三條ニ述ベタル所持中ノ礦物ノ輸出ハ本規則中輸出ニ關スル條項ニ從ヒ且大臣ノ許可シタル量ノ範圍内ニ於テ爲スベシ

礦物ノ販賣及購入

第一八條 礦物ノ販賣及購入ハ左ノ規定ニ從フコトヲ要ス
甲 販賣セラルベキ礦物トハ
一 生産證又ハ假處分許可證ニ記入セラルル條件ニ從ヒ販賣セラルタル礦物
二 買受人ニヨリ販賣申込アリタル礦物
三 礦物洗滌免許狀保有者ガ洗滌ニヨリ自ラ採取シタルコトヲ證明シ得ル量ノ礦物ニシテ販賣ノ申込アリタルモノ
四 法律違反者カラ沒收シタル礦物又ハ政府拂下礦物
乙 買受人ハ左ニ掲グル礦物ニ限り購入スルコトヲ得
一 生産證又ハ假處分許可證ヲ保有スル生産者ニ屬スル礦物

他ノ買受人ニ屬スル礦物

二 他ノ買受人ニ屬スル礦物
三 礦物洗滌免許狀保有者ガ洗滌ニヨリ自ラ採取シタルコトヲ證明シ得ル量ノ礦物ニシテ右保有者ノ所持スルモノ
四 法律違反者ヨリ沒收シタル礦物及政府拂下礦物

礦物ノ輸出

第二一條 輸出業者トシテ登錄セラレシコトヲ欲スル生産者ハ所定書式ニ依ル出願書ヲ作成シ之ヲ地方鐵業官吏ニ提出スベシ
登錄出願者ガ生産證又ハ假生産許可證ヲ保有スル生産者ニシテ且出願者ノ輸出ヲ希望スル稅關ガ本規則ニ記載セラレタル稅關ナルトキハ地方鐵業官吏ハ出願者ヲ輸出業者トシテ登錄簿ニ登錄シ所定書式ニ依ル登錄證明書ヲ出願者ニ交付スベシ

第二四條

- 礦物ヲ輸出シ得ベキ稅關ハ左ノ如シ
一 パンコック稅關
二 プーケット稅關
三 ラノーン稅關
四 カンタン稅關
五 タクアパー稅關
六 バンガ稅關
七 ソンクラ稅關
八 バンブツサル稅關
九 シーチョン稅關
一〇 パトン稅關
一一 バターニー稅關

雜則

第二六條 探掘セラレタルモ未ダ精鍊セラレザル錫鐵ニシテ他ノ物質ヲ含有スルモノハ金屬錫七二パーセントヲ含有スルモノト看做ス
(拓務省刊「泰國鐵業關係法規」ニ據ル)

佛曆二四七〇年水産稅法

第一條 本法ハ「ラタナコーシン」曆二〇〇年水産稅法ト名ヅク

第四條 何レノ場所又如何ナル方法ヲ問ハズ魚族ノ捕獲ハ本法令ニ據ルベキモノトス

第五條 本法令ノ規定ニ據ル魚族ノ捕獲區域ハ分チテ次ノ二種トス

一 魚族蕃殖ノ爲メ定メタル禁漁區域

二 本令ノ規定ニ從ヒ一人若ハ汎ク漁ヲ許サレタル許可區域

第六條 水産稅ハ次ニ述ブル六種ニ依リ徵收ス

一 市場ニ於ケル鮮魚ノ賣買價格ニ據ルモノ

二 漁場ノ廣狭ニ據ルモノ

三 或ル禁漁區域内ニ一人ニ限リ漁業セシムルモノ

四 或ル許可區域ニ於テ一人限リ或ル方法ヲ以テ漁業ニ従事セシムルモノ

五 規定サレタル漁具ニ據ルモノ

六 規定サレタル各種ノ漁具ヲ使用スル人数ニ據ルモノ

第七條 市場ニ於ケル鮮魚ノ賣買價格ニ據リ徵稅スル地方ニアリテハ、漁具ニ依リ徵收スルモノ及漁具ヲ使用スル人数ニ據ル稅ハ之ヲ免除ス

但シ漁場遠ク鮮魚ヲ市場ニ販賣スル能ハズ徵稅ノ途ナキトキハ之ヲ除ク又漁場ニ據テハ賣買價格ノ百分ノ一九ヲ超過セザル範圍ニ於テ適宜ニ稅率ヲ定ムルコトヲ得

第八條 「デーサービバン」ハ魚族ヲ絶滅セシメザル適當ノ方法ニ依リ禁漁區域内ニ一定ノ期間漁業ヲ許可スルノ權ヲ有ス此ノ漁業許可ハ出願者ヲシテ競争入札セシム

第九條 寺院ノ境内若ハ境界ヨリ五尋以内ニ在ル漁業地ハ本法令ニ據リ禁漁區域トス

第一〇條 「デーサービバン」又ハ當該主任官吏ハ境界ヲ劃シ漁業方法ヲ定メシメ漁業區域内ニ於テ一人ニ對シ漁業ヲ許可スルノ權ヲ有ス

佛曆二四七七年領海漁業法 (一九三四年一〇月二八日實施)

第一條 本法ハ佛曆二四七七(一九三四一三五)年泰國領海漁業法ト稱ス

第二條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條 本法中船トハ佛曆二四五六(一九一三一一四)年泰國領海通航法第三條及第四條ニ規定スル船舶ヲ謂フ

泰國領海漁區トハ泰國領海及國內法、國際法規、慣例、條約又ハ其ノ他ニヨリ公然一定ノ境界ヲ附シタル水域即チ泰國政府ガ漁業權ニ對シ法權ヲ行使シ又ハ行使スル權利ヲ有スル泰國領海又ハ其ノ他ノ水域ヲ謂フ
國務參議トハ本法管掌ノ主務官タル國務參議ヲ謂フ

「セーナーボデー」ハ省令ヲ發布シ稅率ヲ定メ及賣買價格ノ百分ノ一〇ヲ超過セザル範圍ニ於テ適宜ニ許可稅法ヲ制定スル權ヲ有ス

第一一條 「セーナーボデー」ハ省令ヲ發シ各種ノ漁具ニ對シ百分ノ一〇ヲ超エザル漁具稅率ヲ定ムルノ權ヲ有ス有稅漁具ノ所有者ハ主任官吏ノ許可ヲ得タル後之ヲ使用スルコトヲ得

第二條 「セーナーボデー」ハ第一一條ニ規定セザル漁具ヲ使用シテ漁業ニ従事スル人数ニ從ヒ許可稅ヲ定メ漁具ニ制限セズ此等ノ小漁具ヲ使用スル人別ニ依リ徵稅スルノ權ヲ有ス

第一三條 「セーナーボデー」ハ或區域内ニ於テ漁具使用許可申請ヲ免ジ若ハ或區域内ニ於テ漁具ヲ使用スル人頭ニ據リ許可稅ヲ免ジ又ハ或區域内ニ於テ或種ノ漁具使用ヲ禁止スル權ヲ有ス

第一四條 「セーナーボデー」ハ河水汜濫シ若ハ魚族ノ産卵季節ニ於テ魚族ノ産卵場タル靜止水中ニ投網、引網、四手網等ヲ魚族ニ投ジ若ハ拘取ル漁具又ハ三叉等ノ魚族ヲ突取ル漁具ノ使用ヲ禁止シ及場所ニ依リ適宜ニ禁止時日ヲ定ムル權ヲ有ス

第一五條 何人タルヲ問ハズ漁場内ニ毒藥ヲ投スルヲ禁止ス
(「泰國之事情」ニ據ル)

權限ヲ有スル官吏トハ漁務官、縣郡官吏、港務局官吏、泰國軍艦長其ノ他本法施行ノ爲國務參議ノ任命スルコトアルベキ他ノ官吏ヲ謂フ

第四條 本法施行ノ日ヨリ左記各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ漁船又ハ漁具ニ對シ許可證ヲ發給スルコトヲ得ズ

一 外國人

二 社員ノ全部ガ泰國國籍ヲ有セザル合名會社

三 連帶無限責任社員ノ全部ガ泰國國籍ヲ有セザル合資會社

四 泰國法律ニヨリ設立セラレタル株式會社ニ非ズ且其ノ株式ノ七五

パーセントノ引受人ガ泰國國民ニアラザル株式會社但シ現ニ漁具ニ

對スル許可證ヲ有スル外國人ハ許可證取附濟ノ漁船使用ヲ合ム業

務ヲ繼續スルコトヲ得

第五條 一外國々籍ヲ有スル船及二資格ノ如何ヲ論ビズ外國人ヲ乗組員

トスル泰國國籍漁船ヲ泰國領海漁區内ニ於ケル漁業ニ使用スルコトヲ得

但シ本法施行ノ日迄五年ヲ下ラザル期間引續キ泰國内ニ居住スル外國

人ハ乗組員ノ全數二五パーセントヲ超エザル限度ニ於テ漁船乗組員タ

ルコトヲ得

本條ニ關スル限リ國務參議又ハ其ノ任命スル官吏ニ依リ認可セラレタ

ル水産教師タル外國人ハ外國人ト看做サズ

第六條 前條ニ規定スル船内ニ於テ使用シ若ハ該船ヨリ使用スル漁具ニ

對シテハ許可證ヲ發給スルコトヲ得ズ

第七條 本法ノ目的ノ爲ニハ當該官憲ハ漁業ニ供用セララルカ又ハ右ニ

付正當ノ嫌疑アル船ヲ臨檢査スルコトヲ得

官憲ハ本法ニ違反スル行爲ノ證據タルベキ漁具及船舶書類並ニ該船内

ニ於テ發見セラレ且其ノ泰國領海内ニ於ケル獲得ニ付正當ナル嫌疑ア

ル漁獲物ヲ押收スルコトヲ得

第八條 當該官憲ハ泰國領海漁區内ニ於テ本法ニ違反シ又ハ違反セル疑

アル外國籍船舶ヲ拿捕押收スルコトヲ得又臨檢ノ結果若シ本法違反ノ

行爲ニ付明白ナル證據アリタルトキハ當該官憲ノ訊問又ハ其ノ他法律

上ノ手續ヲ執ル爲最寄港ニ牽曳スル等ノ權限ヲ有ス

右ノ場合ニ於テハ官務ニ在ル船舶乗組員又ハ水夫ガ當該船ニ乗込ミ法

律上ノ手續執行ノ目的港ニ投錨スルトキ又ハ投錨中引續キ當該船舶内

ニ止マルコトヲ得

本法違反ノ行爲ニ使用セラレタル外國籍船舶並ニ當該船内ニ於テ發見

セラレタル漁具及泰國領海内ニ於テ獲得セリト認メララル漁獲物ハ刑

法第二七條ノ規定スル條件ニ依ル裁判所ノ決定ニ依リ國家ガ之ヲ沒收

スルコトヲ得

第九條 第五條第二號ニ規定スル外國人乗組員ヲ有スル泰國國籍漁船具

並ニ泰國領海内ニテ獲取セララルコトニ付正當ナル嫌疑アル漁獲物ハ

之ヲ本法第八條ノ規定ニヨリ拿捕、押收、引致及沒收スルコトヲ得

第九條 第五條ノ規定ニ該當スル船舶ノ所有者アラザルトキハ其ノ船長

ハ該船ヲ使用シ泰國領海内ニ於テ漁撈シ又ハ漁撈セントシタル行爲

ニ付責ニ任ズベク初犯ニ對シテハ五百パーツ及其ノ後ノ違反行爲ニ對

シテハ毎回千パーツヲ超エザル罰金ヲ課スベシ前項ノ船ニ乗組ミテ漁

獲セントコトヲ圖リ魚類ヲ保存シ若ハ漁業ニ關係アル他ノ行爲ニ介入セ

ザルトキハ五〇パーツヲ超エザル罰金ニ處ス

(「南支那及南洋情報」ニ據ル)

民商法典第三編第二章 組合及會社法

第一節 總 則

第一千二條 組合又ハ會社ノ組織ハ二人以上ノ者ガ同一ノ仕事ヲ爲スコ

トニ同意シ其仕事ヨリ得ベキ利益ヲ分配スル目的ヲ有スル契約トス

第一千三條 組合又ハ會社ハ之ヲ左ノ三種ニ分ツ

一 通常組合

二 有限責任組合

三 株式會社

第一千四條 組合及會社ノ登記ヲ司ル官廳ノ設置ニ關シテハ所管大臣之

ニ關スル省令ヲ制定發布ス

第一千五條 本章ノ規定ニ依リ登記ヲ了シタル組合又ハ會社ハ其組合又

ハ會社ヲ組織スル組合員又ハ株主ヨリ獨立シタル一ノ法人トス

第一千六條 組合又ハ會社ハ泰國内ニ於ケル本店ノ所在地ニ於ケル登記

所ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

登記シタル事項ノ變更並ニ本章ニ因リ登記ヲ必要トシ又ハ許可サレタ

ル其他ノ事項ハ同一登記所ニ於テ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第一千七條 登記又ハ公告ヲ爲スベキ事實ガ外國ニ於テ發生シタル場合

ニハ其事實ノ通知ガ登記又ハ公告ヲ爲スベキ地ニ到達シタル時ヨリ登

記又ハ公告ノ期間ヲ起算ス

第一千八條 登記ニ付テハ所管大臣ノ別ニ制定シタル手数料ヲ徵ス

第一千九條 登記申請書又ハ登記ヲ要スル文書ガ本章所定ノ條項ヲ完備

セザルトキ又ハ登記申請書ト同時ニ提出スベキ文書ガ完備セザルトキ

ハ又ハ法律ニ定メラレタル其他ノ條件ガ履行セラレザルトキハ登記更

ハ登記申請書又ハ文書ガ宗備又ハ訂正セラレ又ハ差出スベキ文書ノ完

備又ハ條件ノ履行アルトキ迄其登記ヲ拒ムコトヲ得

第一千二十條 何人ニテモ所管大臣ノ制定シタル手数料ヲ支拂フトキハ登

記又ハ文書ノ謄本並ニ其謄本ノ認證ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第一千二十一條 登記更ハ所管大臣ノ制定シタル様式ニ依リ登記ヲ了シタ

事項及摘要ヲ隨時官報ニ掲載公告スルコトヲ要ス

第一千二十二條 前條ノ公告アリタルトキハ登記ヲ了シタル一切ノ文書及

事項ハ凡テノ者ニ對シ告知セラレタルモノト看做ス

第一千二十三條 前條ノ公告アル迄ハ組合員、組合、又ハ會社ハ契約、文

書又ハ本章ニ因リ登記ヲ了シタル事項ヲ基トシ第三者ニ對シ利益ヲ主

張スルコトヲ得ズ但第三者ガ右利益ヲ主張スルコトヲ妨グズ

公告ノ以前ニ債務ノ履行ヲ受ケタル組合員、株主、組合又ハ會社ハ之

ガ償還ヲ爲スコトヲ要セズ

第一千二十四條 組合、會社並ニ組合又ハ會社ノ清算人ニ屬スル一切ノ帳

簿及文書ハ組合員、株主、組合員對組合、株主對會社ノ各間ニアリテ

ハ其記載事項ニ對スル正當ナル證據ト推定ス

第二節 通常組合

第一款 定 義

第一千二十五條 通常組合トハ組合ノ一切ノ債務ニ付組員ノ全部ガ連帶

シテ無限ニ責任ヲ負フ組合ヲ謂フ

第一千二十六條 組合員ハ各自其組合ニ出資ヲ爲スコトヲ要ス

出資ハ金錢其他ノ財產又ハ勞務ヲ以テスルコトヲ得

第一千二十七條 疑ヒアル場合ハ出資ノ割合ハ平等ト推定ス

第一千二十八條 組合員ガ自己ノ勞務ノミヲ以テ出資ト爲シ且組合契約ニ

其勞務ノ價值ニツキ何等ノ規定ナキ場合ニハ利益ニ對スル其組合員ノ

持分ハ金錢又ハ其他ノ財產ヲ以テ出資スル組合員ノ持分ヲ平均シタル

モノト同一ノ割合トス

第一千二十九條 組合員ガ財產ノ使用ヲ以テ出資ト爲シタル場合左ノ事項

ニ付其組合員ト組合間トノ關係ハ貸借借ニ關スル本法ノ規定ニ從フ

一 其財產ノ受渡シ及修繕

二 其財產ノ瑕疵ニ對スル責任

三 其財產上ニ存スル權利ノ移轉ニ對スル責任

四 免責事項

第一千三十條 組合員ガ財產ノ所有權ヲ以テ出資ト爲シタル場合ニハ左ノ

事項ニツキ其組合員ト組合間トノ關係ハ賣買ニ對スル本法ノ規定ニ從

フ

一 財產ノ受渡シ及修繕

二 其財產ノ瑕疵ニ對スル責任

三 其財産上ニ存スル權利ノ移轉ニ對スル責任
四 免責事項

第三十一條 組合員が自己ノ出資ノ交付ヲ爲サザル場合ニハ組合ハ其組合員ニ對シ相當ナル期間内ニ出資ノ交付ヲ爲スベキ旨ヲ書留郵便ヲ以テ通知スルコトヲ要ス
其組合員ノ前項ノ履行ヲ爲サザルトキハ組合ハ組合契約ノ規定ニ出資ノ組合員ノ他ノ全部又ハ過半数ノ決議ニ依リ其組合員ヲ組合ヨリ除名スルコトヲ得

第三十二條 組合ノ基本契約又ハ組合ノ營業ノ種類ノ變更ハ組合員全部ノ同意アルニ非ザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ
但反對ノ規定アルトキハ此限リニ在ラズ

第三十三條 組合ガ組合ノ業務ノ經營ニ付協定セザリシ場合ニハ組合員ハ各自ニ組合ノ業務ヲ經營スルコトヲ得但組合員ノ一人ハ他ノ組合員ガ反對ヲ表示スル契約ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ場合ニアリテハ組合員ハ各自ニ業務執行社員トス
第三十四條 組合ノ業務ニ關スル事項ハ組合員ノ過半数ニ依リ決定スルコトノ協定アル場合ニハ各組合員ハ其出資ノ多少ニ拘ラズ各自ニ一箇ノ議決權ヲ有ス

第三十五條 二人以上ノ業務執行社員ガ組合ノ業務ヲ經營スル場合ニハ業務執行社員ハ各自ニ其組合ノ業務ヲ經營スルコトヲ得
但業務執行社員ノ一人ハ他ノ業務執行社員ガ反對ヲ表示スルコトヲ爲スコトヲ得ズ

第三十六條 業務執行社員ハ組合員ノ他ノ全部ガ同意シタルトキニ限リ其位置ヲ退クコトヲ得但反對ノ規定アルトキハ此限リニ在ラズ

第三十七條 組合員ガ一人又ハ數人ノ業務執行社員ヲシテ組合ノ業務ヲ經營セシムルコトニ協定シタル場合ト雖モ業務執行社員外ノ組合員ハ何時ニテモ組合ノ業務ニ關シ質問ヲ爲シ且組合ノ帳簿及文書ヲ閱覽及謄寫スルコトヲ得

ノ持分ノ請求ヲ其他ノ組合員ニ爲スコトヲ得
第三款 組合員ト第三者トノ關係

第四十九條 組合員ハ自己ノ氏名ヲ現ハサマリシ取引ニ付第三者ニ對シ權利ヲ主張スルコトヲ得ズ

第五十條 組合ノ業務ニ付組合員ノ一人ガ通常ノ方法ニ依リ爲シタル行爲ハ組合員ノ全部ヲ拘束シ其行爲ヨリ生ジタル債務ノ履行ニ對シ組合員ノ全部ハ連帶無限ノ責任ヲ負フ

第五十一條 組合ヲ退社シタル組合員ハ其退社前ニ生ジタル組合ノ債務ニ付責任ヲ負フ
第五十二條 組合員ハ自己ガ組合員ト爲リタル以前ニ生ジタル組合ノ債務ニ付責任ヲ負フ

第五十三條 登記サレザル組合ニ於テ組合員ノ一人ガ有スル他ノ組合員ヲ拘束スベキ制限ハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第五十四條 言語、文章、動作ニヨリ又ハ自己ノ氏名ヲ組合名ニ使用スルコトニ同意スルニ由リ自己ヲ組合員ト表示シタル者又ハ他人ガ自己ヲ組合員ト認ムルコトニ付情ヲ知りテ之ニ異議ヲ表示セザリシ者ハ組合ノ一切ノ債務ニ付責任ヲ負フ

組合員ノ死後組合ノ業務ガ舊名ニヨリ繼續サル、場合ニ其舊名又ハ死亡シタル組合員ノ氏名ノ繼續使用ハ遺產關係ニ於テ其組合員ノ死後ニ組合ノ負擔スル一切ノ債務ニ付義務ヲ負擔セシムルコトナシ

第四項 通常組合ノ解散及清算
第一千五十五條 通常組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一 組合ノ規定ニ定メアレバ其場合
- 二 存立時期ノ定メアル場合ニハ其時期ノ滿了
- 三 組合契約ニ或一定事業ノ定メアル場合ニハ其事業ノ終了
- 四 第一〇五六條ノ規定ニ從ヒ組合員ノ或者ヨリ組合員ノ他ノ者ヘノ通知
- 五 組合員ノ死、破産、又ハ準禁治產者トナルコト

第三十八條 組合員ハ他ノ組合員ノ承諾アルニ非ザレバ自己又ハ第三者ノ爲メニ其組合ト同種ノ營業ニシテ且競争ヲ爲ス業務ヲ爲スコトヲ得ズ

組合員ガ本條ノ規定ニ反シタル行爲ヲ爲シタル場合ニハ他ノ組合員ハ其組合員ノ得タル利益全部ノ取戻シ又ハ組合ガ右行爲ニ因リ被リタル損害ニ對シ賠償ヲ其組合員ニ請求スルコトヲ得但違反行爲ノ時ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ之ヲ訴フルコトヲ得ズ

第三十九條 組合員ハ自己ノ業務ノ經營ト同一ノ注意ヲ以テ組合ノ業務ヲ經營スルコトヲ要ス

第四十條 組合員全部ノ同意アルニ非ザレバ他人ヲ其組合ニ於ケル組合員トシテ取扱フコトヲ得ズ但反對ノ規定アルトキハ此限リニ在ラズ

第四十一條 組合員ガ自己ニ屬スル持分利益ノ全部又ハ一部ヲ組合員ノ他ノ全部ノ同意ナシニ第三者ニ讓渡シタル場合ニ其第三者ハ組合員トナラズ

第四十二條 組合ノ業務執行社員ト其組合ニ於ケル他ノ組合員間ノ關係ハ代理ニ關スル本法ノ規定ニ從フ

第四十三條 業務執行社員ニ非ザル組合員ガ組合ノ業務ヲ經營シタル場合又ハ業務執行社員ガ其權限外ノコトヲ爲シタル場合ニハ無權代理ニ關スル本法ノ規定ヲ適用ス

第四十四條 利益又ハ損失ニ付組合員ノ持分ハ各其出資ニ比例ス
第四十五條 組合員ノ持分ガ單ニ利益又ハ損失ニ付テノ定メラレタル場合ニハ其持分ハ利益又ハ損失ニツキ相等シキモノト推定ス

第四十六條 凡テ組合員ハ組合ノ業務ノ經營ニ對シ報酬ヲ請求スルコトヲ得ズ但反對ノ規定アルトキハ此限リニ在ラズ
第四十七條 組合ノ商號中ニ退社員ノ氏名ヲ用ヒタルトキハ退社員ハ其氏名ノ使用ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得

第四十八條 組合員ハ自己ノ氏名ヲ現ハサマリシ取引ニ付キテモ自己ノ持分ノ請求ヲ其他ノ組合員ニ爲スコトヲ得

第五十六條 組合ノ存立ニ付確定期間アラザル場合ニハ組合員ハ其組合ノ會計年度ノ滿了ノ時ニ於テノミ組合ノ解散ヲ爲スコトヲ得、但其組合員ハ解散ノ意思ヲ少ナクトモ六ヶ月前ニ通知スルコトヲ要ス

第五十七條 組合員ガ左ノ事由ニ因リ解散ノ申請ヲ爲ストキハ裁判所ハ其組合ニ解散ヲ命ズルコトヲ得

一 申請者以外ノ組合員ガ故意又ハ重大過失ヲ以テ組合契約ニ因リ其組合員ニ課セラレタル主要義務ニ違反シタルトキ

二 組合ノ業務ノ經營ガ損失ノミニシテ將來ニ於ケル利益ノ豫想アラザルトキ

三 組合ノ存續ヲ不可能トスル其他ノ理由ノアルトキ

第五十八條 組合員ノ一人ニ付生ジタル理由ニ對シ其他ノ組合員ガ第五十七條又ハ第六十七條ニ依リ組合ノ解散ヲ申請シ得ル場合ニ裁判所ハ其ノ他ノ組合員ノ申請ニ因リ解散ニ代ユルニ其組合員ノ除名ヲ命ズルコトヲ得

組合ト除名ヲ命ゼラレタル組合員トノ間ニ於ケル財産ノ分配ニ關シテハ組合ノ財産ハ最初除名申請ノアリタル時ニ於ケル時價ニヨリ之ヲ査定スルコトヲ要ス

第五十九條 豫メ定メラレタル期間ノ滿了ノ時ニ於テ組合員ノ全部又ハ其期間中當時業務ノ經營ヲ爲シ居タル組合員ガ清算ヲ爲サズシテ引續キ組合ノ業務ヲ經營スル場合ニハ組合員ノ全部ハ確定期間ナシニ組合ノ繼續ニ同意シタルモノト看做ス

第六十條 第五十五條第四、第五ノ場合ニ於テ残りタル組合員退社シタル組合員ノ持分ヲ買受ケタルトキ組合契約ハ残りタル組合員間ニ存續スルモノトス

第六十一條 組合ガ解散シタルトキハ清算ニ着手スルコトヲ要ス
但組合員ニ於テ他ノ方法ニ依リ資産負債ヲ處理スルコトノ協定ヲ爲シタルトキ又ハ裁判所ガ其組合ニ破産ノ決定ヲ與ヘタルトキハ此限リニ在ラズ

組合ノ解散ガ組合員ノ一人ニ對スル債權者ヨリノ請求又ハ組合員ノ一人ノ破産ニ依ル場合ニハ其債權者又ハ破産管財人ノ承諾アレバ清算ヲ停止スルコトヲ得

清算ハ組合員ノ全部又ハ組合員ガ清算人トシテ選任シタル者之ヲ行フ清算人ノ選任ハ組合員ノ過半数ノ決議ニ從フ

第六十二條 清算ハ左ノ順序ニ依ルコトヲ要ス
一 第三者ニ對スル債務ノ履行
二 組合員ガ組合ノ業務ノ經營ノ爲メニ支出シタル前拂又ハ費用ノ償還

三 各組合員ノ出資ノ返還若シ殘餘財産アルトキハ之ヲ利益トシテ組合員間ニ分配スルコトヲ要ス
第六十三條 第三者ニ對スル債務ノ履行及前拂又ハ費用ノ償還ヲ爲シタル後ノ資産ガ組合員ノ出資ニ對シ金額ノ返還ヲ爲スニ足ラザル場合ニハ其不足額ハ之ヲ損失トシ組合員各自ニ之ヲ分擔スルモノトス

第五款 通常組合ノ登記
第六十四條 通常組合ハ之ヲ登記スルコトヲ得
登記ノ申請ハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
一 組合ノ商號
二 目的
三 本店及支店ノ所在地
四 各組合員ノ氏名、住所及職業、組合員ガ商號ヲ有スル場合ニハ其氏名及商號
五 組合員中ヨリ業務執行社員ヲ選任シタルトキハ其者ノ氏名
六 業務執行社員ノ權限ニ課シタル制限アル場合ニハ其制限
七 組合ノ印章
其他組合ガ一般ニ公示スルノ必要アリト認メタル事項
登記ノ申請ニハ各組合員ノ署名及組合ノ印章ノ捺印ヲ要ス
登記所ハ組合ニ登記證書ヲ交付ス

第六款 登記サレタル組合ノ合併
第六十三條 登記サレタル組合ハ組合員ノ全部ノ同意ヲ以テ他ノ登記サレタル組合ト合併スルコトヲ得但反對ノ規定アルトキハ此限リニ在ラズ
第六十四條 登記サレタル組合ガ合併ヲ決定シタルトキハ組合ハ少クトモ二回其旨ヲ當該地方新聞紙ニ公告シ且知レタル總テノ債權者ニ合併提案ノ通知ヲナシ合併ニ異議アラバ通知ノ日ヨリ三ヶ月内ニ之ヲ述ブベキ旨ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス
前項ノ期間内ニ異議ヲ述ブルモノアラザリシトキハ異議ナキモノト看做ス
異議ヲ述ベタル者アルトキハ組合ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ辨濟ノ擔保ヲ供スルニ非ザレバ合併ノ手續ヲ爲スコトヲ得ズ
第六十五條 合併ガ成立シタルトキハ組合ハ各自ニ合併ニ因ル新ナル組合トシテ登記ヲ爲スコトヲ要ス
第六十六條 新ナル組合ハ合併サレタル組合ノ權利ヲ享有シ及義務ヲ負擔ス

第三節 有限責任組合
第六十七條 有限責任組合トハ左ノ二種類ノ組合員ヨリ成立スル組合ヲ稱ス
一 組合ニ對スル責任限度ガ其引受出資額ヲ超ヘザル一人又ハ一人以上ノ組合員

第六十五條 組合員ハ登記サレタル組合ガ有スル權利ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得組合員ガ自己ノ氏名ヲ現ハサマリシ取引ニ付テモ亦同シ

第六十六條 登記サレタル組合ノ組合員ハ組合員ノ他ノ全部ノ承諾アルニ非ザレバ自己又ハ第三者ノ爲メニ其組合ト同種ノ營業ニシテ且ツ競争ヲ爲ス業務ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ組合員ト爲ルコトヲ得ズ

前項ノ禁止ハ組合員ガ組合ノ登記ノ時ニ組合員ノ或者ガ其組合ト同種ノ營業ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ組合ノ組合員タルコトヲ既ニ知り且其離脫ヲ組合契約ニ明示セザリシ場合ニハ之ヲ適用セズ
第六十七條 組合員ガ前條ノ規定ニ反シタル行爲ヲ爲シタル場合ニハ登記サレタル組合ハ其組合員ノ得タル利益全部ノ取戻シ又ハ組合ガ右行爲ニ因リ被リタル損害ノ賠償ヲ其組合員ニ請求スルコトヲ得
前項ノ請求ノ訴ハ違反行爲ノ時ヨリ一ケ年ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

本條ノ規定ハ其組合ニ於ケル他ノ組合員ガ有スル組合ノ解散請求權ト關聯ヲ有セズ
第六十八條 登記サレタル組合ノ組合員ガ退社ヲ爲ス以前ニ於テ其組合ガ有シタル債務ニ對スル責任ハ其組合員ノ退社後二年ヲ經過シタルトキハ消滅ス
第六十九條 登記サレタル組合ハ第五十五條ニ記載セラレタル場合ノ外破産ニ因リ解散ス
第七十條 登記サレタル組合ノ債權者ハ其組合ガ懈怠トナリタル時ヨリ後ハ組合員ノ何人ニ對シテモ其組合ノ債務ノ履行ヲ請求スルコトヲ得
第七十一條 第七十條ノ場合ニ於テ組合員ガ次ノ立證ヲ爲シタル時ハ裁判所ハ其裁量ニ依リ最初ニ組合ノ財産ヲ以テ債務ノ辨濟ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

二 組合ノ一切ノ債務ニ對シ連帶無限ノ責任ズル一人又ハ一人以上ノ組合員
第七十八條 有限責任組合ハ之ヲ登記スルコトヲ要ス
登記ノ申請ハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
一 組合ノ商號
二 有限責任組合タルコトノ表示及其目的
三 本店及支店ノ所在地
四 有限責任組合員ノ氏名、商號、住所、職業及其各自ノ出資額
五 無限責任組合員ノ氏名、商號、住所及職業
六 業務執行社員ノ氏名
七 業務執行社員ノ權限ニ課シタル制限アル場合ニハ其制限其他組合ガ一般ニ公示スルノ必要アリト認メラルル事項
登記ノ申請ニハ各組合員ノ署名及組合ノ印章ノ捺印ヲ要ス
登記所ハ組合ニ登記證書ヲ交付ス
第七十九條 有限責任組合ガ登記ヲ了セザル間ハ之ヲ通常組合トシ組合員ノ全部ハ組合ノ一切ノ債務ニ對シ連帶無限ノ責任ヲ負フモノト看做ス
第八十條 通常組合ニ關スル規定ハ之ヲ有限責任組合ノ場合ニ適用ス但本節ノ規定ニ因ル例外又ハ變更ヲ除ク
無限責任ノ組合員數人アル場合ニハ其組合員間及其組合員ト組合間ノ關係ニ付テハ通常組合ノ規定ヲ適用ス
第八十一條 組合ノ商號ニハ有限責任組合員ノ氏名ヲ用事ユルヲ得ズ
第八十二條 組合ノ商號ニ自己ノ氏名ヲ用ユルコトニ明示又ハ默示ノ同意ヲ與ヘタル限有責任組合員ハ第三者ニ對シテハ無限責任組合員ト同一ノ責任ヲ負フ
第八十三條 有限責任組合員ノ責任ハ組合契約ノ規定ニ從フ
組合間ニアリテハ其組合員ノ出資ハ金錢又ハ其他ノ財産タルコトヲ要ス

第一千八百四條 組合ハ其得タル利益内ヨリノ外有限責任組合員ニ對シ利益配當又ハ利子ノ分配ヲ爲スコトヲ得ズ
 組合ノ資本ガ損失ニ因リ減シタル場合ニハ其損失ヲ填補シタル後ニ非ザレバ有限責任組合員ニ對シ利益配當又ハ利子ノ分配ヲ爲スコトヲ得ズ
 但有限責任組合員ガ善意ニテ受領シタル利益配當又ハ利子ハ之ヲ返還スルコトヲ要セズ
 第一千八百五條 有限責任組合員ガ第三者ニ對シ自己ノ出資ガ登記サレタル額ヨリモ大ナルコトヲ書面、廻文、其他ノ方法ヲ以テ通知シタル場合ニハ其額ニ應ジ責任ヲ任ズ
 第一千八百六條 有限責任組合員ノ出資ノ種類ノ變更又ハ其額ノ減少ニ關シ組合員間ニ爲サレタル協定ハ登記スルニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ
 登記サレタルトキハ其後組合ノ負擔スル債務ハ付テノミニ有效トス
 第一千八百七條 有限責任組合ノ業務ヲ經營スル者ハ無限責任組合員ニ限ル
 第一千八百八條 有限責任組合員ガ組合ノ經營ニ關與スル場合ニハ組合ノ一切ノ責務ニ付連帶無限ノ責任ヲ任ズ
 組合契約ニ基ク支配人ノ選任又ハ解任ニ對シ、意見、勸示又ハ投票ヲ爲スハ組合ノ經營ノ關與ニ非ズ
 第一千八百九條 有限責任組合員ハ之ヲ組合ノ清算人ニ選任スルコトヲ得
 第一千九〇條 有限責任組合員ハ自己又ハ第三者ノ爲ニ營業ヲ爲シ又ハ組合ト同種ノ營業ヲ爲スコトヲ得
 第一千九一條 有限責任組合員ハ他ノ組合員ノ同意ニナシ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得
 第一千九二條 有限責任組合員ハ有限責任組合員ノ死亡、破産又ハ準禁治産ノ宣告ニ因リ解散セズ、但契約ニ別段ノ規定アルトキハ此限ルニ在ラズ

第一千九三條 有限責任組合員ガ死亡シタルトキハ其相續人之ニ代リテ組合員ト爲ル
 但契約ニ別段ノ規定アルトキハ此限リニ在ラズ
 第一千九四條 有限責任組合員ガ破産シタル場合ニハ組合ニ於ケル其持分ハ破産者ノ資産トシテ賣却スルコトヲ要ス
 第一千九五條 有限責任組合ノ債權者ハ其組合ガ解散セザル限り有限責任組合員ニ對シ訴訟ヲ提起スルコトヲ得ズ
 組合ガ解散シタル後ハ債權者ハ有限責任組合員ニ對シ左ノ範圍内ニ於テ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
 一 組合員ノ出資ニシテ未ダ組合ニ交付セラレザル部分
 二 組合員ノ出資ニシテ其組合員ガ組合ノ財産ヨリ引去リタル部分
 三 組合員ガ善意ニ且第一千八百四條ノ規定ニ反シテ受取リタル利益配當及利子
 第四節 株式會社
 第一款 株式會社ノ性質及設立
 第一千九十六條 株式會社トハ等分サレタル株式ヨリ成ル資本ヲ以テ設立サレテ株主ノ責任ハ自己所有株式ノ未拂込額ヲ限度トスル會社ヲ謂フ
 第一千九十七條 七人又ハ七人以上ノ者ハ定款ヲ作りテ之ヲ署名シ及其他本法ノ規定ニ據リテ株式會社ヲ發起及設立スルコトヲ得
 第一千九十八條 定款ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
 一 設立セントスル會社ノ名稱、但「有限責任」ナル文字ヲ終尾ニ示スコトヲ要ス
 二 王國內ニ於テ登記セントスル會社事務所ノ所在地
 三 目的
 四 株主ノ責任ガ有限ナルコトノ聲明
 五 會社ガ登記セントスル株式資本ノ總額及其一株ノ金額
 六 發起人ノ氏名、住所、職業、署名及發起人ノ引受ケタル株式ノ數
 第一千九十九條 定款ハ少ナクトモ原本二通ヲ作り發起人之ニ署名シ及其

署名ニ對シ二人ノ證人ノ證明アルコトヲ要ス
 定款原本ノ一通ハ會社ガ登記ヲ爲スベキ地方ニ於ケル登記所ニ之ヲ寄託シ且登記スルコトヲ要ス
 第一千百條 各發起人ハ少ナクトモ一株式ヲ引受ケルコトヲ要ス
 第一千百一條 株式會社ノ取締役ノ責任ハ之ヲ無限ト爲スコトヲ得此場合ニハ其旨ヲ定款ニ記載スルコトヲ要ス
 取締役ノ無限責任ハ取締役ガ其職ヲ退キタル日ヨリ後二年經タルトキハ消滅ス
 第一千百二條 株式ノ募集ハ定款ノ登記ノ以前ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ズ
 第一千百三條 株式募集ノ爲ニ用ヒントスル見積書、通知、廣告又ハ其他ノ勸誘狀ニハ日附ヲ附シテ會社發起人之ニ署名シ且發行前之ヲ登記スルコトヲ要ス
 前項ノ文書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
 一 定款ノ内容
 二 會社ノ登記前ニ一株ニ付拂込ムベキ金額
 三 優先株あるときは其株數及金額、優先株ノ享有スル優先權ノ性質及範圍、及優先株ヲ發行スル理由
 四 拂込ノ全部又ハ一部ヲ金錢以外ノ出資ヲ以テスル通常株又ハ優先株アレバ其株數及金額、其拂込濟ト認メ得ベキ金額ノ限度及金額ノ拂込ニ代ヘテ出スベキ勞務又ハ財産ノ説明
 五 創立準備費額又ハ其概算額
 六 發起人ニ與フベキ金額アルトキハ其額及右贈與ノ理由
 七 會社ノ成立、經營又ハ將來ノ營業ニ關シ發起人ガ自己ノ名又ハ會社ノ名ニ於テ爲シタル一切ノ具體的契約ノ性質及範圍ノ詳細
 第一千百四條 會社ガ登記セントスル株式ノ全數ハ會社登錄ノ前ニ其引受又ハ割當アルコトヲ要ス
 第一千百五條 株式發行ノ價額ハ券面額ヲ下ルコトヲ得ズ
 定款ヲ以テ定メタルトキハ株式ノ其額面額以上ヲ以テ發行スルコトヲ

得
 此場合ニハ額面ヲ超ユル金額ハ第一回ノ拂込ト同時ニ之ヲ拂込マシムルコトヲ要ス
 第一回拂込ノ金額ハ株式額面ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ
 第一千百六條 株式ノ引受ヲ爲シタル者ハ會社ノ設立ト共ニ其見積書及規定ニ從ヒ會社ニ對シ引受株ノ金額ヲ拂込ムベキ義務ヲ負フ
 第一千百七條 金錢ノ拂込ヲ以テスル株式ノ全部ノ引受アリタルトキハ發起人ハ創立總會ヲ召集スルコトヲ要ス
 發起人ハ創立總會開催ノ少ナクトモ一週間前ニ次條ニ依リ創立總會ニ於テ處理セラルベキ事務ノ詳細ヲ記載シタル書面ヲ各株式引受人ニ送達スルコトヲ要ス
 發起人ハ前項ノ手續ヲ了シタルトキハ右書面寫シヲ遲滞ナク登記所ニ送付スルコトヲ要ス
 發起人ハ創立總會ニ提出スル爲株式引受人ノ姓名、職業、住所、及各種株式引受數ヲ記載シタル書面ヲ備付クルコトヲ要ス
 第一千百七十六條、第一千百八十七條、第一千百八十八條、第一千百八十九條、第一千九十一條、第一千九十二條、及第一千九十五條ノ規定ハ創立總會ノ場合ニ之ヲ準用ス
 第一千九十八條 創立總會ニ於テ處理セラルベキ事務ハ左ノ如シ
 一 會社ノ規定アレバ其採用
 二 會社ノ成立ニ關シ發起人ノ爲シタル契約及支出シタル費用ノ承認
 三 發起人ニ與フベキ金額アレバ其額ノ決定
 四 發行スベキ優先株アレバ其株數ノ決定及優先權ノ性質及範圍
 五 拂込ノ全部又ハ一部ヲ金錢以外ノモノヲ以テスル通常株又ハ優先株アレバ其株數ノ決定、及拂込濟ト認メ得ベキ金額及金額拂込ニ代ヘテ出スベキ勞務又ハ財産ノ説明
 六 第一次取締役及監査役ノ選任及其權限ノ決定
 第一千九十九條 決議ニツキ特別ノ利害關係ヲ有スル發起人又ハ株式引受人

ハ其決議ニ對シ議決權ヲ行フコトヲ得ズ
 創立總會ノ決議ハ議決權ヲ有スル株式引受人總數ノ半數以上ニシテ且
 株式總數ノ半數以上ヲ以テスル過半數ニ依ルニ非ザレバ効力ナシ
 第一千十條 發起人ハ創立總會ヲ了シタルトキハ取締役ニ事務ノ引渡シ
 ヲ爲スヲ要ス
 取締役ハ發起人及引受人ニ對シ遲滞ナク見積書、通知書又ハ廣告記載
 ニ基キ各株金ノ四分ノ一ヲ下ラザル金銭ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要
 ス
 第一千十一條 第一千十條ニ記載セラレタル金額ノ拂込アリタルトキハ
 取締役ハ會社ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス
 登記ノ申請及其内容ニハ創立總會ノ決議ニ基キ左ノ事項ヲ記載スルコ
 トヲ要ス
 一 引受又ハ割當ヲ了シタル株式ノ總數、通常株及優先株ヲ各別ニス
 ルコト
 二 拂込ノ全部又ハ一部ヲ金銭以外ノ出資ヲ以テシタル通常株又ハ優
 先株ノ株數、若シ一部ナルトキハ其限度
 三 各株ニ付拂込ミタル株金額
 四 株金トシテ受領シタル金額ノ總高
 五 取締役ノ氏名、職業及住所
 六 取締役各別ニ業務ヲ行フ權限ヲ有スルトキハ其各權限及會社ヲ
 代表シテ署名スル取締役ノ氏名
 七 會社ノ存立期間ヲ定メタルトキハ其期間
 八 本店及支店ノ所在地
 其他取締役方一般ニ公示スルノ必要アリト認メタル事項
 登記ノ申請ニハ會社ノ規定アレバ其規定ノ寫シ及總會ノ經過報告ノ寫
 シヲ添付スルコトヲ要ス、右寫シニハ少ナクトモ取締役一人ノ署名ニ
 ヨル證明アルヲ要ス
 取締役ハ同時ニ又定款ノ寫シ及規定アレバ其寫シ各一〇部ヲ登記所ニ

送附スルコトヲ要ス
 登記所ハ會社ニ登記證書ヲ交付ス
 第一千十二條 創立總會後三箇月内ニ登記ヲ爲サザル場合ニハ會社ハ所
 立セザルモノトシ株式申込人ヨリ受領シタル一切ノ金銭ハ完全ニ之ヲ
 拂戻スコトヲ要ス
 創立總會後三箇月内ニ前項金額ノ拂戻シヲ爲サザル場合ニハ取締役ハ
 三箇月ノ滿了後ハ其金額ニ利子ヲ附シテ拂戻シヲ爲スニ付連帶シテ其
 責ニ任ズ
 但取締役方損失又ハ支拂遲延カ自己ノ過失ニ依ルニ非ザリシコトヲ立
 證シタルトキハ拂戻シ又ハ利子ノ責ニ任ゼズ
 第一千十三條 發起人ハ總會ニ於テ承認ヲ得ザリシ一切ノ債務及支出シ
 タル費用ニ付連帶無限ノ責ニ任ズ、承認アルモ會社方登記ヲ了スルニ
 至ル迄ノ期間中亦同ジ
 第一千十四條 會社方登記ヲ了シタル後ハ株式引受人ハ過失、脅迫、詐
 欺ノ理由ヲ以テ拂込金ノ取消請求ノ訴ヲ爲スコトヲ得ズ
 第一千十五條 定款ニ記載セラレタル會社各名友既ニ登記サレタル他會社
 各名ト同一ナルトキ又ハ既ニ登記サレタル他ノ定款ニ記載サレタル社
 名ト同一ナルトキ又ハ相類似シ公衆ヲ誤信セシムル惧レアル場合ニハ
 利害關係人ハ發起人ニ對シ損害賠償ノ請求及右社名變更命令請求ノ訴
 ヲ爲スコトヲ得
 右命令アリタルトキハ新社名ヲ登記シ登記證書ノ訂正ヲ求ムルコトヲ
 要ス
 第一千十六條 利害關係ヲ有スル者ハ會社ニ對シ會社ノ定款及會社規
 定ノ謄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得、但一バツ以内ノ料金ヲ支拂フ
 コトヲ要ス
 第二款 株式及株主
 第一千十七條 株式ノ金額ハ五十バツヲ下ルコトヲ得ズ
 第一千十八條 株式ハ分割スルコトヲ得ズ

株式方數人ノ共有ニ屬スルトキハ共有者ハ株主ノ權利ヲ行フベキ者一
 人ヲ共有者中ヨリ選任スルコトヲ要ス
 共有者ハ會社ニ對シ連帶シテ株金ノ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ
 第一千十九條 株金ハ全部之ヲ金銭ニテ拂込ヲ爲スコトヲ要ス、但第千
 百八條第五項及第一千二十一條ノ場合ハ此限りニ在ラズ
 株金ノ拂込ニ付株主ハ會社ニ對シ債權ト相殺ノ方法ニ依ルコトヲ得
 第一千二十條 取締役ハ何時ニテモ株主ニ對シ拂込ヲ要スベキ株式金額
 ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ得、但總會ニ於テ別段ノ決定アリシトキハ
 此限りニ在ラズ
 第一千二十一條 株金ノ拂込ハ其都度少ナクトモ三週間前ニ書留郵便ヲ
 以テ之ヲ株主ニ通知スルコトヲ要ス
 株主ハ右拂込金額ヲ取締役ノ定メタル場所及時日ニ所定ノ者ニ支拂フ
 コトヲ要ス
 第一千二十二條 拂込期日ニ株金ノ拂込アラザル場合ニハ其株式ノ所有
 主ハ拂込期日ヨリ實際ノ拂込ノトキ迄利子ヲ支拂フコトヲ要ス
 第一千二十三條 株主ガ拂込期日ニ株金ノ拂込ヲ爲サザルトキハ取締役
 ハ其株主ニ對シ利子ト共ニ其拂込ヲ爲スベキ旨ヲ書留郵便ヲ以テ通知
 スルコトヲ得
 前項ノ通知ニハ右拂込及利子ノ支拂ヲ爲スベキ適當ノ期間及場所ヲ定
 ムルコトヲ要ス、尙右通知ニハ期間内ニ支拂ヲ爲サザルトキハ右株式
 ハ沒收セラレベキ旨ヲ記載スルコトヲ得
 第一千二十四條 通知ニ株式ノ沒收ノ旨ヲ記載シタルトキハ取締役ハ拂
 込及利子ノ支拂アラザル間ハ何時ニテモ其株式ヲ沒收スルコトヲ得
 第一千二十五條 沒收セラレタル株式ハ遲滞ナク之ヲ競賣スルコトヲ要
 ス、競賣ニ依リ得タル金額ハ拂込及利子ノ支拂ニ充テ尙餘剩アルトキ
 ハ其株主ニ返濟スルヲ要ス
 第一千二十六條 沒收セラレタル株式ヲ買受ケタル者ノ權限ハ其沒收及賣

却ニ於ケル手續ノ不備ト何等ノ關係ナシ
 第一千二十七條 會社ハ株主ノ所有スル株式ニ對シ株券ヲ交付スルコト
 ヲ要ス
 株券ノ交付ニ付キテハ手数料ヲ徵集スルコトヲ得、但一枚ニ付五〇サ
 タンヲ超ユルコトヲ得ズ
 第一千二十八條 株券ニハ左ノ事項ヲ記載シ會社ノ印ヲ捺シ且少ナクト
 モ取締役ノ一人之ニ署名スルコトヲ要ス
 一 會社ノ名稱
 二 其株券ノ番號
 三 一株ノ金額
 四 株金金額ノ拂込アラザルトキハ各株ニ付拂込マレタル金額
 五 株券所有者ノ氏名、株券ガ無記名式ナルトキハ其旨ノ記載
 第一千二十九條 株式ノ讓渡ニハ會社ノ承認ヲ要セズ、但記名株式ノ讓
 渡ニ付會社ノ規定ニ別段ノ定メアルトキハ此限りニ在ラズ
 記名株式ノ讓渡ハ書面ニ依リ讓渡人讓受人之ニ署名シ且右署名ニ對シ
 少ナクトモ一人ノ證人アルニ非ザレバ無効トス
 右書面ニハ讓渡サル、株式ノ番號ヲ記入スルコトヲ要ス
 前項ノ讓渡ハ讓渡ノ事實及讓受人ノ氏名、住所ヲ株主名簿ニ記載スル
 ニ非ザレバ之ヲ以テ會社及第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ
 第一千三十條 會社ハ所要ノ株金ノ拂込ヲ未ダ了セザル株式ノ讓渡ノ登
 記ヲ拒絶スルコトヲ得
 第一千三十一條 會社ハ定時總會ノ開催前二週間ノ間株式ノ讓渡ノ登記
 ヲ停止スルコトヲ得
 第一千三十二條 株主ノ死亡又ハ破産ニ由リ他人ガ株式ニ對シ權利ヲ享
 有スル場合ニハ會社ハ株券ノ返還及必要ナル證憑ノ提示ヲ受ケタル後
 其者ヲ株主トシテ登記スベシ
 第一千三十三條 株金ノ金額ノ拂込未ダ了セザル株式ノ讓渡人ハ其未
 拂込金額ニ對シ引續キ責ニ任ズ、但左ノ場合ヲ除ク

一 讓渡後發生シタル會社ノ債務
 二 現在ノ株主ガ會社所要ノ拂込ヲ完了スルコト能ハザルコトガ裁判
 上明カトナルニ非ザレバ讓渡人ハ拂込ノ義務ナシ
 讓渡人ノ責任ニ對スル訴ハ讓渡ガ株主名簿ニ記載サレ又ハ記載サルベ
 カリシ時ヨリ後二年ヲ經過シタル時ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ
 第千三百三十四條 無記名式株券ハ會社ノ規定ニ據リ且株金全額ノ拂込ア
 リタル株式ニ對シテノミ之ヲ發行スルコトヲ得
 前項ノ場合ニ於テ記名株券ノ所有者ハ記名株券ヲ提示消却シテ無記名
 式株券ヲ受領スルコトヲ得
 第千三百三十五條 無記名式株券ノ讓渡ハ株券ノ交付ノミヲ以テ之ヲ爲ス
 第千三百三十六條 無記名式株券ノ所有者ハ無記名式株券ヲ提示消却シテ
 記名式株券ヲ受領スルコトヲ得
 第千三百三十七條 取締役ノ資格トシテ定メタル員數ノ株式ノ所有ヲ要ス
 ル旨ノ規定アル場合ニハ右株式ハ記名株券タルコトヲ要ス
 第千三百三十八條 株式會社ハ株主名簿ヲ備付ケ之ニ左ノ事項ヲ記載スル
 コトヲ要ス
 一 株主ノ姓名、住所及職業、各株主ノ所有スル株券ノ番號及拂込金
 額又ハ株券ニ付拂込ヲ了シタリト認メラレタル金額
 二 株主トシテ登録シタル年月日附
 三 株主ヲ去リタル年月日附
 四 無記名式株券ノ番號及日附、各株券ニ掲ケラレタル株式數
 五 記名株券又ハ無記名式株券消却ノ日附
 第千三百三十九條 會社ノ登記ノ當初ヨリ株主名簿ハ會社ノ登記サレタル
 事務所ニ之ヲ備付タルコトヲ要ス
 株主ハ營業時間中無料ニテ株主名簿ヲ閲覧スルコトヲ得
 取締役ハ閲覧ニ關シ適當ナル制限ヲ設クルコトヲ得、但一日二時間ヨ
 リ短カ、ラザルコトヲ要ス
 取締役ハ少ナクトモ年ニ一回通常總會後一四日內ニ總會ノ當時ニ於ケ

ル各株主ノ氏名及前項ノ通常總會以後株主ノ權利ヲ失ヒタル者ノ氏名
 ノ一覽表ノ寫シヲ登記所ニ送附スルコトヲ要ス
 一覽表ニハ前條ニ掲ゲタル總テノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
 第千四百十條 株主ハ株主名簿又ハ其一部分ノ寫シヲ請求スルコトヲ得
 但寫シ每一〇〇字ニ付五十サタンノ手数料ヲ支拂フコトヲ要ス
 第千四百十一條 株主名簿ニ記載サレタル事項ハ法律ガ命ジ又ハ附與シ
 タル一切ノ事項ニツキ正當ナル證據ト推定ス
 第千四百十二條 優先株ノ發行アリタル場合ニハ其優先株ニ屬スル優先
 權ハ之ヲ變更スルコトヲ得ズ
 第千四百十三條 會社ハ自己ノ株式ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ
 受クルコトヲ得ズ
 第三款 株式會社ノ經營
 一 總 則
 第千四百十四條 株式會社ハ會社ノ規定ニ據リ一人又ハ數人ノ取締役之
 ヲ經營ス、株主總會ハ取締役ヲ指揮ス
 第千四百十五條 會社ノ登記後ハ特別決議ノ可決アルニ非ザレバ規定ノ
 制定及規定又ハ定款ノ増補、變更ヲ爲スコトヲ得ズ
 第千四百十六條 會社ハ特別決議後一四日內ニ各新規定又ハ規定又ハ規
 定ノ増補又ハ變更ノ登記ヲ爲スノ義務ヲ負フ
 第千四百十七條 新規定又ハ定款或ハ規定ノ變更ハ其都度右寫シ五〇部
 フ同時ニ登記所ニ寄託スルコトヲ要ス
 第千四百十八條 株式會社ハ一切ノ通信受領ノ爲登記サレタル事務所ヲ
 有スルコトヲ要ス、登記サレタル事務所ノ所在地ニ關スル通知又ハ其
 變更ニ關スル通知ハ登記更ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
 登記更ハ之ヲ登記簿ニ記入ス
 第千四百十九條 株金ノ全額ノ拂込ヲ未ダ了セザル間ハ會社ハ資本金ノ
 拂込濟額ヲ明示セザル會社ノ資本金額ヲ通知、廣告、手形、送狀、書
 面其他ノ文書ニ印刷又ハ記載スルコトヲ得ズ

二 取締 役

第千五百十條 取締役ノ員數及報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム
 第千五百十一條 取締役ハ株主總會ニ於テノミ之ヲ選任又ハ解任スルコ
 トヲ得
 第千五百十二條 會社ノ登記後ノ第一回定時總會及其後年々ノ第一回定
 時總會ニ於テ取締役ノ員數ノ三分ノ一又ハ取締役ノ員數ガ三ノ倍數ニ
 アラザルトキハ三分ノ一ニ最モ近キ員數ノ取締役ハ退任スルコトヲ要
 ス
 第千五百十三條 會社ノ登記後ノ第一及第二年中ニ退任スベキ取締役ハ
 抽籤ヲ以テ之ヲ定ム、但取締役間ニ於テ別段ノ協定アルトキハ此限ニ
 在ラズ、其後ハ最モ長キ期間在任シタル取締役退任ス
 退任シタル取締役ハ之ヲ再選スルコトヲ得
 第千五百十四條 取締役ガ破産シ又ハ準禁治產者トナリタル場合ニハ其
 取締役ハ離脱ス
 第千五百十五條 規定ノ循環交代方法ニ依ル以外ニ取締役中ニ起リタル
 缺員ニ對シテハ他ノ取締役之ヲ選任ヲナスコトヲ得、但選任サレタル
 取締役ハ前取締役ガ留任シ得ベカリシ期間中ノミ就職ス
 第千五百十六條 定時總會ニ於テ任期ノ滿了セザル取締役ヲ解任シ之ニ
 代フルニ他ノ者ヲ選任シタル場合ニハ選任サレタル取締役ハ解任サレ
 タル取締役ガ留任シ得ベカリシ期間中ノミ就職ス
 第千五百十七條 新ニ選任サレタル取締役ハ一四日內ニ之ヲ登記スルコ
 トヲ要ス
 第千五百十八條 取締役ハ左ノ六箇條ニ記載サレタル權限ヲ有ス但會社
 ノ規定ニ別段ノ定メアルトキハ此限リニ在ラズ
 第千五百十九條 取締役中ニ缺員アルモ他ノ取締役ハ其權限ヲ行フコト
 ヲ得、但取締役ノ員數ガ取締役會ヲ組織スルニ必要トスル員數ニ達セ
 ザル間ハ現在取締役ハ取締役ヲ定數ニセントスル員數ノ増加又ハ總會
 ノ招集ニ關スル事項ノミヲ處理スルコトヲ得

第千五百二十條 取締役ハ取締役會ニ於ケル業務ノ執行ニ必要ナル定數ヲ
 定ムルコトヲ得、右規定ナキ場合ニハ(取締役ノ員數三名以上ナルト
 キハ)取締役三名ヲ以テ取締役會定數トス
 第千五百二十一條 取締役會ニ於ケル問題ハ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決
 ス、可否同數ナルトキハ會長之ヲ採決ス
 第千五百二十二條 取締役ハ何時ニテモ取締役會ヲ招集スルコトヲ得
 第千五百二十三條 取締役會ハ取締役會長ヲ選任シ且其任期ヲ定ムルコト
 ヲ得、但會長ノ選任アラザル場合又ハ會長ガ取締役會ニ出席セザル場
 合ニハ出席取締役ハ其一人ヲ取締役會ニ於ケル會長ニ選任スルコトヲ
 得
 第千五百二十四條 取締役ハ取締役中ヨリ選任シタル支配人又ハ委員會ニ
 自己ノ權限ヲ委任スルコトヲ得、支配人又ハ委員會ハ委任サレタル權
 限ノ執行ニ付テハ取締役ガ課シタル一切ノ命令又ハ規定ニ據ルコトヲ
 要ス
 第千五百二十五條 委員會ニ於ケル問題ハ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決
 ス、可否同數ナルトキハ會長之ヲ採決ス、但權限委任ニ別段ノ規定ア
 ルトキハ此限リニ在ラズ
 第千五百二十六條 取締役ノ一人ノ爲シタル一切ノ行爲ニ對シテハ其後ニ
 於テ其選任ニ付瑕疵アリ又ハ資格ナキコト發見セラル、ト雖モ正當ノ
 選任又ハ資格ヲ有スルモノトシテ之ヲ有効トス
 第千五百二十七條 取締役、會社及第三者間ノ關係ハ委任ニ關スル本法ノ
 規定ニ從フ
 第千五百二十八條 取締役ハ會社ノ業務ノ經營ニ付注意深キ商人ノ考慮ヲ
 以テ爲スコトヲ要ス
 取締役ハ左ニ記載サレタル事項ニ付テハ連帶シテ其責ニ任ズ
 一 株金ノ拂込
 二 法律ニ據ル一切ノ帳簿及文書ノ備付及其完全ナル保管
 三 法律ニ據ル利益配當又ハ利子ノ正當ナル分配

四 總會ノ決議事項ノ正當ナル執行

取締役ハ株主總會ノ承諾アルニ非ザレバ自己又ハ第三者ノ爲ニ其
會社ト同種ノ營業ニシテ且競争ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トス
ル他ノ組合又ハ會社ト無限責任社員ト爲ルコトヲ得ズ
前項ノ規定ハ取締役ノ代理人ニモ之ヲ適用ス
第千六百六十九條 會社ハ取締役ニ對シ取締役ガ會社ニ與ヘタル損害ノ賠
償請求ノ訴ヲ爲スコトヲ得、會社ガ爲サザルトキハ株主之ヲ爲スコト
ヲ得

右請求ノ訴ニ於テ會社ニ對スル債權者又ハ請求人ト爲ルコトヲ得

第千七百十條 取締役ノ行爲ガ總會ノ承認ヲ經タルトキハ其取締役ハ其
行爲ヲ承認シタル株主又ハ會社ニ對シ爾後其行爲ニ對シ責任ニ任ゼズ
前項行爲ヲ承認セザリシ株主ハ其行爲ヲ承認シタル總會後六箇月ヲ經
タルトキハ行爲ニ對シ訴ヲ提起スルコトヲ得ズ

三 株主總會

第千七百一十一條 株主總會ハ會社ノ登記ヨリ六箇月内及其後毎十二箇月
ニ少ナクトモ一回之ヲ開催スルコトヲ要ス

前項總會ハ之ヲ臨時總會ト稱ス

其他ノ株主總會ハ之ヲ臨時總會ト稱ス

第千七百一十二條 取締役ハ必要ト認メタルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ
招集スルコトヲ得

會社ノ損失ガ其資本金ノ二分ノ一ニ對シタル場合ニハ取締役ハ右損失
ヲ株主ニ報告スルタメ直ニ臨時總會ヲ招集スルコトヲ要ス

第千七百一十三條 資本金ノ五分ノ一ヲ下ラザル株式ヲ所有スル株主ヨリ
臨時總會招集請求ノ書面アリタルトキハ之ヲ招集スルコトヲ要ス、其
請求書面ニハ總會招集ノ目的タル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

第千七百一十四條 前條ニヨリ株主ヨリ臨時總會ノ招集請求アリタルトキ
ハ取締役ハ遲滞ナク總會ヲ招集スルコトヲ要ス

招集請求ノ日ヨリ三〇日以内ニ總會ノ招集アラザルトキハ招集請求者又

ハ其他ノ株主ニシテ招集請求ニ要スル規定ノ株式ヲ有スル者ハ其招集
ヲ爲スコトヲ得

第千七百一十五條 總會招集ノ通知ハ總會ノ日ヨリ一週間前ニ少ナクトモ
二回之ヲ當該地方新聞紙ニ公告スルカ又ハ總會ノ日ヨリ一週間前ニ株
主名簿ニ由ル各株主ニ其通知ヲ郵送スルコトヲ要ス

前項ノ通知ニハ總會開催ノ場所、時日及會議ノ目的タル事項ヲ記載ス
ルコトヲ要ス

第千七百一十六條 株主ハ總會ノ總會ニ出席スルコトヲ得

第千七百一十七條 以下記載ノ規定ハ之ヲ總會ニ適用ス、但會社ノ規定ニ
反對ノ規定アル場合ハ此限リニ在ラズ

第千七百一十八條 總會ハ資本金ノ少ナクトモ四分ノ一ヲ代表スル株主ノ
出席アルニ非ラザレバ成立スルコトヲ得ズ

第千七百一十九條 總會ニ於テ規定ノ時刻ヨリ後一時間内ニ前條ニ記載サ
レタル定數ノ出席アラザルトキハ其總會ガ株主ノ招集請求ニ由リシモ
ノナルトキハ之ヲ解散スルコトヲ要ス

總會ガ株主ノ招集請求ニ由リシモノナラザルトキハ一四日以内ニ更ニ總
會ヲ招集スルコトヲ要ス右總會ニハ定數ヲ要セズ

第千七百二十條 取締役會長ヲ株主總會ニ於ケル議定トス

議長ナキ場合又ハ議長ガ總會開始ノ規定時刻ヨリ後一五分内ニ出席セ
ザル場合ニハ出席株主ハ其内ヨリ一人ヲ議長ニ選任スルコトヲ得

第千七百二十一條 議長ハ總會ノ同意ヲ得テ總會ヲ延期スルコトヲ得、但
延期サレタル總會ニ於テハ前總會ニ於テ完了セザリシ以外ノ事項ヲ處
理スルコトヲ得ズ

第千七百二十二條 舉手採決ニアリテハ出席株主又ハ委員代理人各一箇ノ
議決權ヲ有ス、投票採決ニアリテハ各株主ハ自己ノ有スル一株ニツキ
一箇ノ議決權ヲ有ス

第千七百二十三條 株主ノ行フ議決權ニ付定メタル員數ノ株式ノ所有ヲ必
要トスル規定アル場合ニハ其員數ヲ有セザル株主ハ共同シテ員數ヲ作

リ其一人ヲ代理ニ選任シ總會ニ於テ議決權ヲ行フコトヲ得

第千七百二十四條 會社ノ所要スル株金ノ拂込ヲ未ダ了セザル株主ハ議決
權ヲ行フコトヲ得ズ

第千七百二十五條 決議ニツキ特別ノ利害關係ヲ有スル株主ハ其決議ニ對
シ議決權ヲ行フコトヲ得ズ

第千七百二十六條 無記名式ノ株券ヲ有スルモノハ總會前ニ其株券ヲ會社
ニ供託スルニ非ザレバ議決權ヲ行フコトヲ得ズ

第千七百二十七條 株主ハ代理人ニヨリ其議決權ヲ行フコトヲ得、但代理
權ノ授與ハ書面ニ由ルコトヲ要ス

第千七百二十八條 代理人選任ノ書面ニハ左ノ事項ヲ記載シ日附ヲ附シ株
主之レニ署名スルコトヲ要ス

一 株主ノ有スル株式ノ數

二 代理人ノ氏名

三 代理人ヲ選任シタル總會又ハ代理人ヲ選任シタル期間

第千七百二十九條 代理人ガ總會ニ於テ議決權ヲ行ハントスルトキハ代理
人選任ノ書面ヲ其總會開始前又ハ其總會ノ初メニ議長ニ供託スルコト
ヲ要ス

第千七百三十條 總會ニ於ケル決議ハ舉手採決ニ依リ之ヲ決ス、但舉手採
決ノ前又ハ出席二人以上ノ株主ヨリ投票採決ノ請求アルトキハ此限リ
ニ在ラズ

第千七百三十一條 總會ニ於テハ議長ガ決議ニ付舉手採決ノ可決又ハ否決
ヲ宣言シ且其旨ヲ會社ノ議事録ニ記入スルコトヲ以テ其事實ノ確證ト
ス

投票採決ノ請求アル場合ニハ其採決ヲ以テ總會ノ決議ト看做ス

第千七百三十二條 投票採決ノ請求アル場合ニハ其方法ハ議長之ヲ定ム

第千七百三十三條 投票採決タルト舉手採決タルト問ハズ可同數ナル
トキハ議長之ヲ採決ス

第千七百三十四條 決議ガ左ノ方法ニ依リ引續キ二回總會ニ於テ可決サレ

タルトキハ之ヲ特別決議ト看做ス

決議ヲ爲サントスル事項ガ第一次總會招集ノ通知ニ記載サレタルコト
決議ガ第一次總會ニ於テ議決權ノ四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ可決サレ
タルコト

第二次總會ガ第一次總會ノ日ヨリ二週間ヲ下ラズ六週間ヲ超エザル期
間内ニ招集開催サレタルコト

第一次總會ニ於テ可決サレタル決議ノ全文ガ第二次總會招集ノ通知ニ
記載サレタルコト

第一次總會ニ於テ可決サレタル決議ガ第二次總會ニ於テ議決權ノ三分
ノ二ノ多數ヲ以テ可決サレタルコト

第千七百三十五條 總會ノ招集開催又ハ決議ノ可決ガ本章ノ規定又ハ會社
ノ規定ニ反シタル場合ニハ裁判所ハ取締役又ハ株主ノ申請ニ因リ其總
會ニ於ケル決議ノ取消ヲ爲スモノトス、但其申請ハ決議ノ日ヨリ一箇
月内ニ爲スコトヲ要ス

四 貸借對照

第千七百三十六條 貸借對照表ハ少クトモ毎十二ヶ月ニ一回會社ノ會計年
度ヲ構成スル第十二月ノ終リニ於テ之ヲ作成スルコトヲ要ス

貸借對照表ニハ會社ノ資産及負債、利益及損失計算ノ摘要ヲ記載スル
コトヲ要ス

第千七百三十七條 貸借對照表ハ一人以上ノ監査役之ヲ審査シ其日限ヨリ
四ヶ月内ニ總會ノ承認ヲ求ムル爲提出スルコトヲ要ス

前項ノ寫シハ總會ノ少クトモ三日前三株主名簿ニ記載サレタル各人ニ
之ヲ送附スルコトヲ要ス

同寫シハ又無記名式株式ノ所有者ノ閱覽ニ供スル爲メ前項ト同一期間
中之ヲ會社ニ備付クルコトヲ要ス

第千七百三十八條 取締役ハ貸借對照表ヲ提出スルトキニ當該年度中ニ於
ケル會社ノ營業狀況ニ關スル報告ヲ總會ニ附スルコトヲ要ス

第千七百三十九條 何ハニテモ五十「サタン」ヲ超ヘザル手數料ヲ支拂ヒ會

社ヨリ最終ノ貸借對照表ノ寫シヲ受領スルコトヲ得
取締役ハ貸借對照表ガ總會ニ於テ承認サレタル後一ヶ月内ニ其寫シヲ
登記所ニ送附スルコトヲ要ス

五 利益配當及準備金

第一千二百條 利益配當ノ分配ハ各株式ニ付キ拂込マレタル額ノ割合ニ應
ジテ之ヲ爲スコトヲ要ス、但優先株ニツキ別段ノ規定アルトキハ此ノ
限リニ在ラズ

第一千二百一條 利益配當ハ總會ノ決議ニ依ルノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ
取締役ハ會社ガ利益ヲ有シ利益ノ分配ヲ爲スヲ適當ト認メタルトキハ
株主ニ對シテ應ジ之ヲ爲スコトヲ得

利益配當ノ分配ハ利益金以外ノ他ノ種類ノ金額ヨリ之ヲ爲スコトヲ得
ズ、會社ガ損失ヲ有スル場合ニハ其損失ヲ填補シタル後ニ非ザレバ利
益配當ヲ爲スコトヲ得ズ

第一千二百二條 會社ハ利益金ヲ爲ス毎ニ會社ノ得タル利益金額ノ少ナク
トモ二〇分ノ一ヲ準備金トシテ會社ノ規定ニ依リ會社ノ資本金ノ一〇
分ノ一以上ノ金額ニ達スル迄控除備付クルコトヲ要ス

株式ヲ其額面額以上ヲ以テ發行シタル場合ニハ額面ヲ超ユル金額ハ準
備金ガ前項ニ記載サレタル金額ニ達スル迄之ヲ準備金中ニ加フルコト
ヲ要ス

第一千二百三條 前二項ノ規定ニ反シ利益配當ノ分配アリタル場合ニハ會
社ノ債權者ハ分配サレタル金額ヲ會社ニ返還セシムルコトヲ得、但株
主ガ善意ニテ受領シタル利益配當ハ之ヲ返還スルコトヲ要セズ

第一千二百四條 分配セントスル利益配當ノ通知ハ當該地方一新聞紙ニ少
ナクトモ二回公告スルカ又ハ株主名簿ニ記載サレタル株主ニ書面通知
ヲ爲スコトヲ要ス

第一千二百五條 利益配當ニ對シテハ會社ハ利子ノ負擔ヲ爲サズ

第一千二百六條 取締役ハ左ニ記載スル正確ナル帳簿ヲ備付クルコトヲ要
ス

六 帳簿及計算

狀況ヲ正確ニ示スカ否カニ關シ自己ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス

第五款 檢査

第一千二百十五條 所管大臣ハ會社ノ株式五分ノ一以上ヲ有スル株主ノ申
請アルトキハ株式會社ノ業務ヲ取調ベ之ガ報告ヲナサシムル爲檢査役
ヲ任命ス

大臣ハ檢査員ヲ任命スル前ニ申請者ニ對シ檢査費用支拂ニ對スル保證
ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第一千二百十六條 取締役、被備人及會社ノ代理人ハ自己ノ保管又ハ所有
ニカカル一切ノ帳簿及文書ヲ檢査員ニ提出スルノ義務ヲ負フ

檢査員ハ會社ノ業務ニ關シ取締役、被備人及會社ノ代理人ヲ宣誓セシ
メタル上取調ブルコトヲ得

第一千二百十七條 檢査員ハ所管大臣ノ指圖ニ從ヒ筆寫又ハ印刷シタル報
告ヲ爲スコトヲ要ス、所管大臣ハ其寫シヲ會社ノ登記サレタル事務所
及檢査ノ申請ヲ爲シタル株主ニ送達スルコトヲ要ス

第一千二百十八條 申請者ハ檢査ニ要シタル一切ノ費用ヲ支拂フコトヲ要
ス、但シ會社ガ檢査後ノ初メテノ總會ニ於テ其費用ヲ會社資産ヨリ支
拂フコトニ同意シタルトキハ此限リニ在ラズ

第一千二百十九條 所管大臣ハ自己ノ意思ニ依リ檢査員ヲ任命シ會社ノ業
務ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ任命ハ全ク大臣ノ裁量トス

第六款 資本ノ増加及減少
第一千二百二十條 株式會社ハ株主總會ノ特別決議ヲ以テ新株ヲ發行シ其
資本金ヲ増加スルコトヲ得

第一千二百二十一條 新株ハ金錢拂込ヲ以テスル以外ニ金額又ハ一部拂込
ミトシテ之ヲ發行スルコトヲ得ズ、但株主總會ノ特別決議ニ依ルトキ
ハ此限リニ在ラズ

第一千二百二十二條 新株ハ全部之レヲ株主ノ有スル株式ノ割合ニ應ジ會
社ヨリ株主ニ申込ヲ爲スコトヲ要ス、但總會ニ於テ別段ノ決定ヲ爲シ

一 會社ガ受取り又支出シタル金額及受取又ハ支出金ノ理由ニ關スル
説明

二 貸借對照表

第一千二百七條 取締役ハ株主總會及取締役會ノ議事及決議ヲ正當ニ餘事
シ之ヲ會社ノ登記サレタル事務所ニ保管スルコトヲ要ス可決サレタル
決議又ハ議事ヲ揭タル記録ニシテ其總會又ハ取締役會ニ於ケル議長
又ハ其次ノ總會ニ於ケル議長ノ署名シタルモノハ其事實ニ對スル正當
ナル證據ト推定ス、記録サレタル一切ノ決議及議事ハ正當ニ可決サレ
タルモノト推定ス

第四款 監査

第一千二百八條 會社ノ株主ハ監査役タルコトヲ得、但株主タル以上ニ會
社ノ業務ノ利害關係ヲ有スル者ハ監査役タルコトヲ得ズ會社ノ取締
役、代理人、被備人ハ各自其在職中ハ監査役タルコトヲ得ズ

第一千二百九條 監査役ハ毎年定時總會ニ於テ之ヲ選任ス
選任シタル監査役ハ之ヲ再選スルコトヲ得

第一千二百十條 監査役ノ報酬ハ定時總會ニ於テ之ヲ定ム
第一千二百十一條 監査役ニ缺員ヲ主シタル場合ニハ其缺員補充ノ爲取締
役ハ遲滞ナク臨時總會ヲ召集スルコトヲ要ス

第一千二百十二條 前條ノ方法ニ據ル監査役ノ選任アラザル場合ニハ裁判
所ハ五人以上ノ株主ノ申請ニ由リ其年度内ニ於ケル監査役ヲ任命シ其
報酬ヲ定ム

第一千二百十三條 監査役ハ何時ニテモ適當ノ時ニ會社ノ帳簿及計算ヲ調
査シ且右ニ關スル取締役代理人又ハ會社ノ被備人ヲ取調ブルコトヲ得
第一千二百十四條 監査役ハ貸借對照表及計算ニ關スル報告ヲ定時總會ニ
爲スコトヲ要ス

タルトキハ此限リニ在ラズ

前項ノ申込ハ株主ガ享有シ得ベキ株式數及承諾ナキトキハ其後ノ申込
ハ拒絕ト看做サルベキ確定日附ヲ記載シタル通知書面ヲ以テスルコト
ヲ要ス

前項ノ日附後又ハ株主ヨリ申込拒絕ノ旨ノ通知ヲ受取りタル後ハ取締
役ハ其株式申込ヲ一般ヨリ募集ト爲スコトヲ得

第一千二百二十三條 新株ヲ一般ヨリ募集ノ爲ニ用ヒントスル見積書、通
知、廣告又ハ其他ノ勸誘狀ニハ日附ヲ附シテ取締役之ニ署名シ且發行
前ニ之ヲ登記スルコトヲ要ス

前項ノ文書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
一 取締役及監査役ノ氏名、職業及住所
二 定款ノ内容
三 會社ノ資本金、但通常株、優先株及金錢以外ノモノヲ以テ拂込マ
レタル株式ヲ區別スルコト

四 資本金中金錢ヲ以テ拂込マレタルモノ、總金額
五 會社ノ資産及負債ヲ現ハシタル最終ノ貸借對照表ノ摘要
六 新株ノ株式數及金額及新株發行ノ目的
七 一株ニ付拂込ムベキ金額、但株式額面金額ノ四分ノ一ヲ下ルコト
ヲ得ズ

八 新株ノ全部又ハ一部ガ優先株ナルトキハ其優先權ノ性質及範圍
九 拂込ノ全部又ハ一部ヲ金錢以外ノ出資ヲ以テスル新株アレバ其株
數及金額、其拂込済ト認メ得ベキ金額ノ限度及金錢ノ拂込ニ代ヘ
テ出スベキ勞務又ハ財産ノ説明

第一千二百二十四條 株式會社ハ特別決議ノ方法ニ依リ各株式ノ金額ノ低
下又ハ株數ノ減少ニ依リ其資本金ヲ減ズルコトヲ得

第一千二百二十五條 會社ノ資本金ハ其總額ノ四分ノ一以下ニ減ズルコト
ヲ得ズ

第一千二百二十六條 會社ガ其資本金ヲ減セントセバ少ナクトモ七回其旨

ヲ當該地方一新開紙ニ公告シ且知レタル總テノ債權者ニ資本金減少ノ事項ヲ記載シタル通知ヲ爲シ若シ資本金減少ニ異議アラバ通知ノ日ヨリ三ヶ月内ニ之ヲ述ベキ旨ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

三ヶ月内ニ異議ヲ述ブル者アラザリシトキハ異議ナキモノト見做ス

異議ヲ述ベタル者アルトキハ會社ハ之ニ辨濟ヲナシ又ハ辨濟ノ擔保ヲ供スルニ非ザレバ資本金減少ノ手續ヲ爲スコトヲ得ズ

第一千二百二十七條 債權者ガ資本金減少ニ付知ラザリシ結果異議ノ通知ヲ爲サズ且其知ラザリシコトガ自己ノ過失ニ依ルニ非ザリシ場合ニハ株式ノ一部分ノ拂戻シヲ受ケタル株主ハ資本金減少ノ登記アリタル日ヨリ二ヶ年間ハ其拂戻シヲ受ケタル範圍内ニ於テ債權者ニ對シ責任ヲ負フ

第一千二百二十八條 會社ハ資本金ノ増加又ハ減少ヲ承認シタル特別決議ヲ其日附ヨリ一〇日內ニ登記スルコトヲ要ス

第七款 社 債

第一千二百二十九條 社債ハ特別決議ニ依ルニ非ザレバ之ヲ發行スルコトヲ得ズ

第一千二百三十條 社債ノ總額ハ拂込ラ了シタル資本金額ヲ超コルコトヲ得ズ

最終ノ貸借對照表ニ依ル會社ノ財産ガ拂込ラ了シタル資本金額ヨリ少ナルトキハ社債ノ總額ハ其財産ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第一千二百三十一條 各社債ノ金額ハ五〇株ヲ下ルコトヲ得ズ

各社債ハ金錢ヲ以テ拂込ムコトヲ要ス

第一千二百三十二條 社債發行ノ前ニ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 社債ノ總額

二 社債ノ總數

三 一社債ノ金額

四 利率

五 社債償還ノ方法及期間

六 會社ガ前ニ社債發行ヲ爲シタル場合ニハ其償還ヲ未ダ了ハザル額

七 社債發行ノ價額

八 社債拂込ノ方法及期間

九 會社ノ資本金及拂込ラ了シタル株金ノ總額

一〇 最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現在スル財産ノ額

第一千二百三十三條 社債募集ノ爲ニ用ヒントスル見積書、通知、廣告又ハ其他ノ勸誘狀ニハ日附ヲ附シテ取締役之ニ署名シ且發行前之ヲ登記スルコトヲ要ス

前項ノ文書ニハ第一千三百二十二條ニ掲ゲラレタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

第一千二百三十四條 株式ニ關スル第一千百十八條ノ規定及株券ニ關スル第一千二百二十七條乃至第一千三百三十條及第一千三百三十二條乃至第一千三百三十六條ノ規定ハ社債ニ之ヲ準用ス

第一千二百三十五條 各社債券ニハ第一千二百三十二條第一乃至第五ニ掲ゲラレタル事項ノ記載スルコトヲ要ス

第八款 解 散

第一千二百三十六條 會社ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 會社ノ規定ニ定メアレバ其場合

二 存立時期ノ定メアル場合ニハ其時期ノ滿了

三 或ル一定事業ノ定メアル場合ニハ其事業ノ終了

四 解散ヲ爲スベキ特別決議

五 會社ノ破産

第一千二百三十七條 左ノ場合ニハ裁判所ハ會社ニ解散ヲ命ズルコトヲ得

一 創立總會ノ報告ノ提出又ハ創立總會ノ開催ニ懈怠アリタル場合

二 會社ガ登記ノ日附ヨリ一箇年內ニ業務ヲ開始セザル場合又ハ滿一箇年間業務ヲ爲サザル場合

三 會社ノ業務ノ經營ガ損失ノミニシテ將來ニ於ケル利益ノ豫想アラザル場合

四 株主ノ數ガ七人以下ニ減ジタル場合

第一項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ適當ト認メタル時ハ會社ノ解散ニ代フルニ創立總會ノ報告ノ提出又ハ創立總會ノ開催ヲ命ズルコトヲ得

第九款 株式會社ノ合併

第一千二百三十八條 株式會社ハ特別決議ニ依ルニ非ザレバ他ノ株式會社ト合併スルコトヲ得ズ

第一千二百三十九條 會社ガ特別決議ヲ以テ合併ヲ決定シタルトキハ其日附ヨリ一四日內ニ其登記ヲ爲スコトヲ要ス

第一千二百四十條 會社ガ合併セントセバ少クトモ七回其ノ旨ヲ當該地方新聞紙ニ公告シ且知レタル總テノ債權者ニ合併提案ノ書留郵便通知ヲ爲シ若シ合併ニ異議アラバ通知ノ日ヨリ六箇月內ニ之ヲ述ベキ旨ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ期間内ニ異議ヲ述ブル者アラザリシトキハ異議ナキモノト看做ス

異議ヲ述ベタル者アルトキハ會社ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ辨濟ノ擔保ヲ供スルニ非ザレバ合併ノ手續ヲ爲スコトヲ得ズ

第一千二百四十一條 合併ガ成立シタルトキハ合併サレタル各會社ハ一四日內ニ其登記ヲ爲スコトヲ要ス、合併ニ因リ成立シタル會社ハ新會社トシテ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第一千二百四十二條 新會社ノ株式資本ハ合併サレタル各會社ノ株式資本ノ合計ト同額ナルコトヲ要ス

第一千二百四十三條 新會社ハ合併サレタル會社ノ權利ヲ享有シ及義務ヲ負擔ス

第一〇款 通 知

第一千二百四十四條 通知ハ本人ニ交付サレタル場合又ハ株主名簿ニ記載サレタル住所ニ郵便ニ依リ送付サレタル場合ニハ會社ヨリ株主ニ對シ正當ニ送達セラレタルモノト看做ス

第一千二百四十五條 適當ニ宛名サレタル郵便ニ依ル通知ハ郵便ニ依リ通

常ノ場合ニ交付サレバカリシ時ニ送達サレタルモノト看做ス

第一〇款 抹消會社ノ登記簿ヨリノ抹消

第一千二百四十六條 (一)登記吏ニ於テ會社ガ取引ヲ爲サズ又ハ事業ヲ經營セザルコトヲ信ジ得ベキ適當ナル理由アルトキハ會社ニ對シ取引ヲ爲シ又ハ事業ヲ經營シツ、アルカニツキ質問ノ書面ヲ郵送スルコトヲ要ス

(二)登記吏ガ第一項ノ書面ノ送達ヨリ一箇月內ニ回答ヲ受取ラザル場合ニハ其期間ノ滿了ノ後一四日內ニ會社ニ對シ書留郵便ニ依リ前項書面ヲ引用スル書面ヲ送付シ且第一回書面ニ對シ未ダ回答ナク若シ第二回書面ノ日付ヨリ一箇月內ニ回答アラザル場合ニハ登記簿ヨリ會社名ヲ抹消シ會社ハ解散サルベキ旨ヲ告グ且之ヲ當該地方一新開紙ニ公告スルコトヲ要ス

(三)登記吏ガ會社ヨリ會社ガ取引ヲ爲シ又ハ事業ヲ經營シツ、アラザル旨ノ回答ヲ受取ラザル場合ニハ會社ニ對シ書留郵便ヲ送付シ其日附ヨリ三箇月ヲ經過スルトキハ反對理由ノ表示アラザル限り登記簿ヨリ會社名ヲ抹消シ會社ハ解散サルベキ旨ヲ告グ且之ヲ當該地方一新開紙ニ公告スルコトヲ要ス

(四)會社ガ閉鎖ノ場合ニ、登記吏ガ、清算人ナキコト又ハ會社ノ業務ガ完全ニ閉鎖サレタルコトヲ信ジ得ベキ適當ナル理由ヲ有シ且清算人ノ作成スベキ調書ガ、登記吏ガ會社又ハ其知レタル最終ノ營業所ニ於ケル清算人ニ之ヲ要求スル郵便通知ヲ發送シタル後六箇月內ニ作製サレザルトキハ、前號ニ定ムルゴトキ通告ヲ會社ニ通知シ同時ニ當該地方一新開紙ニ之ヲ公告スルコトヲ得

(五)登記吏ハ通知狀ニ記載サレタル期間ノ滿了ノトキニ會社ヨリ豫メ反對理由ノ表示アラザル限り登記簿ヨリ會社ノ名ヲ抹消シ其旨ヲ官報ニ公示スルコトヲ得、官報ニ公示アレバ會社ハ解散サレタルモノトス、但各取締役、業務執行社員及會社ノ株主ノ負擔スル義

務ハ會社ノ解散ナキモノトシテ存續ス
 (六) 會社、株主又會社ノ債權者ガ登記簿ヨリ會社名ノ抹消ヲ理由ナキ
 侵害トスル場合ニ於テハ、裁判所ハ、會社、株主又ハ債權者ノ申
 請アルトキ、及抹消ノトキニ會社ガ取引ヲ爲シ又ハ事業ヲ經營シ
 ツ、アリシコト又ハ會社名ヲ登記簿ニ再録スルノ正當ナルコトヲ
 充分ニ認メタルトキハ、之ガ再録ヲ命ズルコトヲ得、コノ場合ニ
 ハ會社名ハ抹消サレズシテ存續シ居リシモノト看做ス、裁判所又
 ハ前項ノ命令ニ依リ會社及其他總テノ者ヲ恰モ會社ノ名ガ抹消サ
 レザリシトキノ位置ト出來得ル限リ近キ位置ニ置クニ付正當ト認
 ムル命令ヲ發シ又ハ規定ヲ定ムルコトヲ得

第五節 登記サレタル組合、有限責任組合及株式會社ノ清算

第一千二百四十七條 登記サレタル組合、有限責任組合又ハ株式會社ノ破
 産ノ場合ニ於ケル清算ハ出來得ル限リ現行破産法ノ規定ニ據ル
 所管大臣ハ組合及會社ノ清算ニ關スル省令ヲ公布スルコトヲ得
 第一千二百四十八條 本節ニ於テ總會トハ左ノ場合ヲ謂フ
 一 登記サレタル組合及有限責任組合ニアリテハ組合員ノ全部ノ會合
 ニシテ議決權ノ過半数ヲ以テ決ス
 二 株式會社ニアリテハ第一千七百一十一條ニ規定サレタル總會
 第一千二百四十九條 組合又ハ會社ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内
 ニ於テハ尙存續スルモノト看做ス
 第一千二百五十條 清算人ノ職務ハ組合又ハ會社ノ業務ヲ了シ債務ノ履
 行及資産ノ分配ヲ爲スモノトス
 第一千二百五十一條 組合又ハ會社ガ解散サレタルトキハ破産ノ場合ヲ除
 ク外業務執行社員又ハ取締役其清算人トナル、但組合又ハ會社ノ規定
 ニ別段ノ定メアルトキハ此ノ限リニ在ラズ
 前項ノ規定ニ依リ清算人タル者ナキトキハ裁判所ハ檢事又ハ利害關係
 人ノ請求ニ因リ清算人ヲ選任ス

第一千二百五十二條 清算人タル業務執行社員又ハ取締役ハ各從前ト同一
 ノ權限ヲ有ス

第一千二百五十三條 清算人ハ解散ノ日ヨリ一四日以内又ハ清算人ガ裁判所
 ヨリ選任サレタル場合ニハ其選任ノ日ヨリ一四日以内ニ左ノ通り爲スコ
 トヲ要ス

第一 組合又ハ會社ノ解散サレタルコト及債權者ハ清算人ニ對シ其支
 拂ノ請求ヲ爲スベキコトヲ少ナクモ引續キ二回當該地方一新聞
 紙ニ公告スルコト

第二 組合又ハ會社ノ帳簿或ハ文書ニ記載サレタル各債權者ニ對シ第
 一號ト同一ノ通知書ヲ書留郵便ニ依リ送付スルコト

第一千二百五十四條 清算人ハ組合又ハ會社ノ解散及清算人ノ氏名ヲ解散
 ノ日ヨリ二週間内ニ登記スルコトヲ要ス

第一千二百五十五條 清算人ハ遲滞ナク貸借對照表ヲ作りテ監査役ノ檢査
 及承認ヲ受ケ且總會ヲ召集スルコトヲ要ス

第一千二百五十六條 總會ニ於ケル業務ハ左ノ如シ
 一 取締役又ハ業務執行社員ガ清算人タルコトノ確認又ハ之ニ代ルベ
 キ他ノ清算人ノ選任

二 貸借對照表ノ承認
 總會ハ清算人ニ財産目錄ノ作成又ハ組合又ハ會社ノ業務ヲ了了ニ
 付キ總會ガ適當ト認メタル行爲ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第一千二百五十七條 裁判所ノ選任ニ依ラザル清算人ハ組合員ノ全員一致
 ノ決議又ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任シ及他人ヲ選任スルコトヲ
 得
 裁判所ハ清算人ガ裁判所ノ選任ニ依ルト否トニ拘ラズ組合員ノ一人又
 ハ會社ノ拂込資本金ノ二〇分ノ一以上ニ當ル株主ノ請求ニ因リ清算人
 ヲ解任シ及他人ヲ選任スルコトヲ得

第一千二百五十八條 清算人間ニ變更アリタルトキハ清算人ハ其變更ノ日
 ヨリ一四日以内ニ之ガ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第一千二百五十九條 清算人ノ權限ハ左ノ如シ

一 組合又ハ會社ノ名ニ於テ民事及刑事ニ關スル訴訟事件ノ處理及和
 解ヲ爲スコト

二 事件ヲ有利ニ了スル爲ニ必要ナル組合又ハ會社ノ業務ヲ營ムコト

三 組合又ハ會社ノ財産ノ賣却

四 清算ヲ有利ニ了スルニ必要ナル爲其他ノ行爲ヲ爲スコト

第一千二百六十條 清算人ノ權限ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ第三者ニ對抗
 スルコトヲ得ズ

第一千二百六十一條 清算人數人アルトキハ清算ニ關スル行爲ハ總ベテ連
 帶ニ非ザレバ其效力ナシ但清算人ノ選任ノトキハ總會又ハ裁判所ニ於
 テ別段ノ決定ヲ爲シタルトキハ此限リニ在ラズ

第一千二百六十二條 清算人ノ單獨行爲ヲ承認スル總會ノ決議又ハ裁判所
 ノ決定ハ其日附ヨリ一四日以内ニ之ヲ登記スルコトヲ要ス

第一千二百六十三條 清算人ハ清算ニ付必要トシタル總テノ公課、費用及
 支出ハ他ノ債務ニ優先シテ之ヲ支拂フコトヲ要ス

第一千二百六十四條 債權者ガ債權ノ支拂ヲ請求セザル場合ニハ清算人ハ
 履行ニ代ヘ寄託ノ規定ニ依リ其額ヲ寄託スルコトヲ要ス

第一千二百六十五條 清算人ハ組合員又ハ株主ヲシテ其出資又ハ株式ノ拂
 込ヲ未ダ了セザル部分ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス豫メ組合契約又
 ハ會社規定ハ其拂込方後日ナルベキ旨ノ定メアル場合ト雖モ拂込ハ即
 時タルコトヲ要ス

第一千二百六十六條 出資又ハ株式全部ノ拂込アリタル後資産ガ負債ニ對
 シ不充ナルコト明カトナリタル場合ニハ清算人ハ直チニ裁判所ニ組
 合又ハ會社ノ破産ノ申請ヲ爲スコトヲ要ス

第一千二百六十七條 清算人ハ清算ノ狀況ヲ記載シタル業務報告ヲ每三箇
 月ニ登記所ニ寄託スルコトヲ要ス、組合員、株主又ハ債權者ハ無料ニ
 テ右報告ヲ閱覽スルコトヲ得

第一千二百六十八條 清算人ガ一箇年以上繼續スル場合ニハ清算人ハ清算

ノ始マリタルトキヨリ各年ノ終リニ於テ總會ヲ召集シ清算ノ業務報告
 及計算明細書ヲ提出スルコトヲ要ス

第一千二百六十九條 組合又ハ會社ノ財産ハ其組合又ハ會社ノ一切ノ債務
 ノ履行ニ要セザル部分ノミ之ヲ組合員又ハ株主ニ分配スルコトヲ得

第一千二百七十條 組合又ハ會社ノ清算ガ了シタルトキハ清算人ハ清算
 ノ經過及組合又ハ會社ノ財産ノ處理ヲ記載シタル報告ヲ爲シ且總會ヲ
 召集シ右報告ヲ提出スルコトヲ要ス

總會ニ於テ報告ノ承認アリタルトキハ清算人ハ總會ノ議事ヲ總會ノ日
 附ヨリ一四日以内ニ登記スルコトヲ要ス

右登記ヲ了シタルトキハ清算ハ了シタルモノトス

第一千二百七十一條 清算サレタル組合又ハ會社ノ一切ノ帳簿、計算及文
 書ハ前條所定ノ一四日以内ニ之ヲ登記所ニ寄託スルコトヲ要ス、登記所ハ
 清算ノ了了ヨリ一〇年間之ヲ保存スルヲ要ス

利害關係人ハ無料ニテ前項ノ書類ヲ閱覽スルコトヲ得

第一千二百七十二條 組合又ハ會社、組合員、株主、清算人ヲ債務者トス
 ル債權請求ノ訴訟ハ清算終了ノ登記ノ時ヨリ二年ヲ經過シタルトキハ
 之ヲ爲スコトヲ得ズ

第一千二百七十三條 第一千七十二條乃至第一千九十二條及第一千九十五
 條乃至第一千二百七十七條ノ規定ニ於ケル總會ノ場合ニ之ヲ準用ス

佛曆二四七九年外國人登録法 (一九三六年七月五日公布)

第一條 本法ハ佛曆二四七九年外國人登録法ト稱ス

第二條 本法ハ官報公布ノ日ヨリ起算シ九〇日後ニ之ヲ施行ス

第三條 本法ニ於テ
 一 外國人トハ法律上泰國國籍ヲ有セザル人ヲ謂フ
 二 身分證明書トハ係官ガ外國人ニ對シ發給スル證明書ヲ謂フ

第四條 本法施行前泰國領土内ニ居住セル滿十二歳以上ノ外國人ハ本法施行後九〇日以内ニ本人居住地區ノ係官ニ對シ身分證明書ヲ交付ヲ申請スベシ且本人ノ保護下ニ滿十二歳未滿ノ者アルトキハ其人數ヲ申告スルヲ要ス

第五條 本法施行後泰國内ニ入國スル外國人ハ入國許可ノ日ヨリ三〇日以内ニ前條ノ身分證明書ヲ交付ヲ申請スベシ且滿十二歳以下ノ者ヲ帶同スルトキハ其人數ヲ申告スルヲ要ス

第六條 本法施行前泰國領土内ニ在住シ又ハ本法施行後泰國領土内ニ入國セル滿十二歳以下ノ外國人ハ滿十二歳ニ達シタルトキハ其ノ時ヨリ九〇日以内ニ身分證明書ヲ交付ヲ申請スベシ

第七條 泰國國籍ノ女子ガ外國人ト結婚シ泰國國籍ヲ放棄スル場合ニ婚姻ノ日ヨリ三〇日以内ニ本人居住地區ノ係官ニ對シ身分證明書ヲ交付ヲ申請スベシ

第八條 身分證明書ヲ交付ヲ申請スル外國人ハ省令ノ規定セル本人ノ寫眞ヲ係官ニ提出スベシ而シテ係官ハ第十二條ノ規定ニ基キ身分證明書ヲ發給スベシ手数料ハ徵收スルヲ要セス

第九條 本法ハ左記ノ外國人ニ適用セズ 一 外交及領事事務ニヨリ泰國内ニ入國スル者及其ノ家族 二 外國政府ヨリ泰國政府ニ正規ノ通告アリテ同政府ノ公務ニ關シ泰國領土内ニ入國スル者 三 入國法ニヨリ一時在留ノ許可ヲ受ケタル者

第十條 外國人ノ出生ニ就キテハ佛曆二四七九年自治區住民登錄法第十條ノ一、第十八條及第二十條ノ規定ヲ準用ス且ツ生兒ノ父ハ自己ノ身分證明書ヲ提出シ係官ハ生兒ノ父ノ身分證明書内ニ有シ生兒ニ關スル事項ヲ記載ス父方存在セズ又ハ不明ナルトキハ母ガ同様ノ手續ヲナス義務ヲ有シ母ノ身分證明書ニ右事項ヲ記載ス外國人ノ移轉ハ係官ニ身分證明書ヲ提示シ右事項ノ記入ヲ求ム、且佛曆二四七九年自治區住民登錄法第十五條及第十六條ノ規定ヲ準用ス

第十一條 外國人ガ身分證明書ニ記載セル國籍ヲ變更セルトキハ變更ノ日ヨリ三十日以内ニ係官ニ申告シ且ツ身分證明書ヲ提出スベシ 第十二條 外國人ガ身分證明書紛失セルトキハ紛失ノ事實ヲ知レタル日ヨリ七日以内ニ係官ニ申告シ新規ノ身分證明書ヲ交付ヲ申請スベシ此場合一バーツノ手数料ヲ徵收ス

第十三條 外國人ハ本法ノ規定ヲ違反スベシ若シ本人ガ未成年者ナルカ又ハ無能力者又ハ之ニ近キ者ナルトキハ保護者法定代理人、扶養者、後見人ノ何レカガ此ノ義務ヲ代行ス

第十四條 追放令ニヨリ泰國領域外ニ追放セラレ又ハ入國法ニヨリ本國ニ送還セラレル者ノ身分證明書ハ褫奪ス係官ハ右身分證明書ヲ押收ス

第十五條 内務大臣ハ本法ノ施行ヲ管掌シ省令ヲ發布、係官、登記官ノ任命、身分證明書ノ決定、寫眞及證明書ノ有効期間ノ決定並ニ本法施行手續ノ決定ノ權限ヲ有ス

佛曆二四八〇年入國法 (一九三七年九月二〇日公布)

第一條 本法ハ佛曆二四八〇年入國法ト稱ス

第二條 本法ハ官報ニ公布ノ日ヨリ起算シ九〇日後ニ之ヲ施行ス

第三條 法律、省令及其他ノ命令ニシテ本法ニ規定セラレタル條章及本法ノ規定ト抵觸スル條章ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第四條 本法ニ於テ

一 係官ニ係官ノ事務遂行ニ對シ係官ニ便宜ヲ供與スベシ

二 係官ガ検査ノ結果本法ノ規定ニヨリ禁止セラレタル者又ハ禁止ヲナス要アリト疑フ理由ヲ發見セルトキハ係官ハ運輸機關主又ハ其管理者ニ對シ其ノ者ヲ審理ノ爲メ運輸機關又ハ適宜ノ場所ニ監置セシメ又係官ノ命令ニヨリ之ヲ泰國領外ニ送還セシム

第九條 一八時ヨリ六時ニ至ル時間、早晨又ハ休日ニ於ケル運輸機關ノ検査ニ對シテハ運輸機關主又ハ其ノ管理者ハ省令ノ規定セル料率ニヨリ時間外執務料ヲ支拂フコトヲ要ス

第十條 運輸機關ガ泰國領内ニアル間ニ其乗組員ノ増減アルカ又ハ他ノ運輸機關ト間ニ乗組員ノ更迭ヲナスカ或ハ又乗組員ガ泰國ヨリ退去セル場合ハ運輸機關主又ハ其ノ管理者ハ省令ノ規定セル様式ニヨリ係官ニ報告ヲナスベシ

前項ニ述ブル如ク乗組員ガ退去セル場合ハ運輸機關主、管理者又ハ代理人ハ之等ノ者ヲ本法ニヨリ處分スル爲メ係官ニ引渡スベシ

第十一條 左記各項ノ一ニ該當スル外國人ハ泰國領内ニ入國スルヲ禁止ス、泰國政府ノ承認セル政府ニヨリテ發給セラレタル正規ノ旅券ヲ所持セザルモノ

一 自活ノ資力ナク又他人ノ救助ヲキモノ

二 本法ノ規定又ハ本法ノ規定ニヨリテ公布セル省令ニ規定ノ料率ヲ支拂フヲ能ハザルモノ

三 省令ニ規定ノ疾患者

四 不具者、精神病又ハ生業ヲ營ミ得ザル疾病アリト検査醫ノ診斷セルモノ

五 種痘又ハ豫防ワクチン注射ヲシタルコトナク法律ノ規定スル種痘注射ヲ拒絕セルモノ

六 痴呆者又ハ泰國又ハ國民ノ治安ニ對シ危害ヲ及ボス懼アリト認めルモノ

外國人トハ泰國國籍法ニヨリ泰國籍ヲ有セザルモノヲ謂フ運輸機關トハ一地點ヨリ他ノ一地點ニ至ル輸送ヲナス爲メ使用スル各種ノ物件ヲ總括ス

運輸機關主トハ代理人、賃借人又ハ其ノ經營者ヲモ總括ス

運輸機關管理者トハ船長又ハ運輸機關ノ管理ニ對シ責任ヲ負フ者ヲ謂フ

乗組員トハ運輸機關ニ從業スル者ヲ謂フ

乗客トハ運輸機關管理者又ハ乗組員以外ノ者ニシテ運輸機關ニヨリ來住スル者ヲ謂フ

大臣トハ本法ノ事務ヲ管掌スル職責ヲ有スル大臣ヲ謂フ

係官トハ本法實施ノ爲メ大臣ノ任命セル凡テノ係官ヲ謂フ

第五條 係官ハ泰國領内ニ出入スル凡テノ人又ハ運輸機關ヲ検査スル權限ヲ有ス但シ右運輸機關ガ泰國政府又ハ外國政府ノ專用ナル場合ハ此ノ限リニアラズ

第六條 運輸機關又ハ其ノ管理者ハ運輸機關ガ泰國領内ノ港灣又ハ驛ニ出入スルトキハ其ノ日時ヲ右運輸機關ノ港灣又ハ驛ニ出入スル以前ニ係官ノ公示セル時間内ニ届出ヅルコトヲ要ス

運輸機關ガ泰國領内ニ到着スル日時ヲ其到着前ニ届出ヅル能ハザル場合ハ運輸機關主又ハ其ノ管理者ハ右運輸機關ガ泰國領内ニ到着ノ時即時最近ノ入國者取締係官ニ對シ申告ヲナスベシ

第七條 外國ヨリ泰國領内ニ入國セル運輸機關主又ハ其ノ管理者ハ左記各項ヲ履行スル義務ヲ有ス

一 係官ノ許可アル迄ハ乗客又ハ乗組員ヲ運輸機關ヨリ退去セシムベカラズ

二 省令ノ規定ニ從ヒ各種ノ詳細ナル報告ト共ニ正確ナル乗客名簿及乗組員名簿ヲ係官ニ提出スベシ

三 係官ガ運輸機關内ニ乗込ミテ検査ヲ受ケル爲メ係官ノ公示セル地點ニ運輸機關ヲ停止スベシ

第十二條 第十一條第一項ニ規定セル旅券ハ有效期間中ノモノナルヲ要シ且外國駐劄ノ泰國公使館又ハ領事館ニテ査證ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス但シ當該國ト泰國政府トノ間ニ特別ノ協定アル場合ハ此ノ限リニアラズ

第十三條 第十一條第一項ニ規定セル旅券ヲ所持セズ又ハ第十二條ノ規定ニ適合セザル旅券ヲ所持スル外國人ノ場合ニ於テハ係官ハ本人ガ泰國領内ニ入國スルモ差支ナシト認メタル時ハ身柄證明書ヲ發給シテ泰國領内ニ入國ヲ許可スルコトヲ得

第十四條 第十一條第一項、第二條及第十三條ノ規定ハ左記ノ者ニ對シテハ之ヲ適用セズ
一 單ニ泰國領内ノ港灣又ハ驛ニ到着シテ歸還スル運輸機關ノ管理者又ハ乗組員
二 隣接國ニ居住スル外國人ニシテ單ニ一時的ニ國境ヲ越エテ來往スルモノ

第十五條 外國人ガ泰國領内ニ入國セルトキハ係官ヨリ居住證明書ヲ受クベシ
本條ハ左記ノ者ニハ之ヲ適用セズ
一 十二歳未滿ノ小兒
二 有效期間中ノ居住證明書又ハ再入國許可書ヲ有スルモノ
三 外國政府ヨリ泰國政府ニ對シ入國スル旨ヲ通告セル外國人及ビ其ノ家族

四 契約ニヨリ泰國政府ノ官吏トナレル外國人及ソノ家族
五 係官ニ對シ三〇日ヲ越エザル期間内單ニ一時的泰國領内ニ入國スルコトヲ證明シタル外國人
六 單ニ泰國領内ノ港灣又ハ驛ニ到着シテ歸還スル運輸機關ノ管理者又ハ乗組員

第十六條 泰國領内ニ居住スル外國人ガ泰國外ニ旅行セントスルトキハ係官ヨリ再入國許可書又ハ居住證明書ヲ下附ヲ申請スベシ

國セル經路ニヨリ送還スル權限ヲ有ス上述ノ手續ヲ執ル能ハザル場合ハ他ノ便宜ノ運輸機關又ハ經路ニヨリ送還スルコトヲ得此ノ送還ニヨリテ生ジタル費用ハ右外國人ヲ輸送入國セル運輸機關主又ハ其ノ管理者之ヲ負擔ス審理ヲ必要トシ又ハ送還ノ爲ニ待合セテ要スル場合ハ當該外國人ヲ輸送セル運輸機關内又ハ他ノ場所ニ留置シ然レバ上述ノ方法ニヨリ送還スルコトヲ得外國人ノ留置ニ要スル費用ハ右外國人ヲ輸送セル運輸機關主又ハ管理人省令規定ノ料率ニヨリ之ヲ支辨スルヲ要ス

第二十四條 身柄證明書又ハ居住證明書ノ檢査又ハ發給ノタメニスル留置方過度ニ永引クカ又ハ不相當ノ出費ヲ要スルト認メタルトキハ係官ハ外國人ニ保證ヲナサシメ又ハ擔保保證ヲナサシメ且ツ指定ノ時日ト場所ニ於テ係官ニ出頭スベキコトヲ約サシメテ釋放スルコトヲ得

第二十五條 本法ニ違反シ又ハ違反ノ疑アリト認メタルトキハ本人ヲ召喚又ハ逮捕シ本法ノ條章ニ照ラシ審理處分ヲナス權限ヲ有ス
第二十六條 本法實施ノ爲ニ係官ハ四日ヲ越エザル期間外國人ヲ留置スル權限ヲ有ス必要ノ事由アル場合ニ於テハ四日以上ニ之ヲ延長スルコトヲ得ルモ一五日ヲ超過スルコトヲ得ズ係官ハ期間延長ヲ必要トセシ事由ヲ記録スルコトヲ要ス

前項規定ノ期間以上ニ外國人ヲ留置スル必要アルトキハ係官ハ更ニ裁判所ニ對シ留置ノ繼續ヲ請願スルコトヲ得
第二十七條 泰國領外ニ退去ヲ命ズル係官ノ命令ハ文書ニヨリ當該外國人ニ通告ス外國人ハ右命令ニ對シ抗議又ハ減免ノ申請ヲ警務局長ニ提出スルコトヲ得警務局長ハ之ニ對シ審査發令ヲナス

外國人ガ警務局長ノ査定ニ對シ不服アルトキハ大臣ニ上告スルコトヲ得大臣ハ査定ハ最終ノモノトス
抗議書又ハ減免申請書ノ提出又ハ大臣ニ對スル上告ハ命令須知ノ時ヨリ四八時間以内ニ係官ニ提出スベシ

第二十八條 自己ガ外國人ニ非ザルコトヲ抗議スル者ハ本人釋明人トナ

第九五〇

第十七條 再入國許可書又ハ居住證明書ノ交付ヲ受ケタル外國人ガ泰國領内ニ歸還セルトキハ有效期間中ノ再入國許可書又ハ居住證明書ヲ係官ニ提出スベシ右外國人ガ第十一條所定ノ禁止事項ニ該當セザルトキハ泰國領内ニ入國ヲ許可スルコトヲ得

第十八條 身柄證明書又ハ居住證明書又ハ再入國許可書ヲ受領セル外國人ニシテ國家ノ治安ニ對シ危害アリト認ムルトキハ大臣ハ前記證書又ハ許可書ヲ褫奪シ本人ヲ泰國領外ニ退去セシムル權限ヲ有ス
第十九條 第十四條第二項及第十五條ニ列舉セル以外ノ外國人ニシテ泰國領内ニ到着シ未ダ係官ノ檢査ヲ受ケザルモノハ省令ノ規定スル期間ト地點ニ於テ自身出頭係官ニ届出ヲナスヲ要ス

第二十條 大臣ハ泰國領内ニ入國スル外國人各自ガ所持スベキ金額ヲ官報ニ公布スル權限ヲ有ス右布告ニヨリテ規定セル金額ノ所持金ヲ有セザル外國人ハ泰國領内ニ入國スルヲ禁止ス右布告ハ大臣ガ官報ニ公布シテ之ヲ廢止又ハ變更スルコトヲ得
第二十一條 大臣ハ一定ノ期間内ニ泰國領内ニ入國セシムベキ男女ノ總數、外國人ノ國籍又ハ種族ヲ規定シテ官報ニ公布スル權限ヲ有ス右布告ハ大臣ガ官報ニ公布シテ之ヲ廢止又ハ變更スルコトヲ得
第二十二條 第二十條及第二十一條ノ規定ハ左記ノ者ニハ之ヲ適用セズ
一 泰國政府ノ官吏ナル外國人又ハ外國政府ガ正當ノ手續ヲ經テ泰國政府ニ對シ公用ノ爲ニ入國スルモノナルコトヲ通告セル外國人並ニ其家族
二 係官ニ對シ三十日ヲ越エザル一時的ノ泰國領内入國者ナルコトヲ證明セル外國人旅行者又ハ單ニ泰國領内ヲ通過スルモノナルコトヲ係官ニ於テ承認シタルモノ
三 有效ナル居住證明書又ハ再入國許可書ヲ所持スル外國人

第二十三條 泰國領内ニ入國セル外國人ニシテ係官ガ本法ニヨリテ禁止セル部類ノモノナリト認メタルトキハ係官ハ輸送セル運輸機關又ハ入國セル經路ニヨリ送還スル權限ヲ有ス上述ノ手續ヲ執ル能ハザル場合ハ他ノ便宜ノ運輸機關又ハ經路ニヨリ送還スルコトヲ得此ノ送還ニヨリテ生ジタル費用ハ右外國人ヲ輸送入國セル運輸機關主又ハ其ノ管理者之ヲ負擔ス審理ヲ必要トシ又ハ送還ノ爲ニ待合セテ要スル場合ハ當該外國人ヲ輸送セル運輸機關内又ハ他ノ場所ニ留置シ然レバ上述ノ方法ニヨリ送還スルコトヲ得外國人ノ留置ニ要スル費用ハ右外國人ヲ輸送セル運輸機關主又ハ管理人省令規定ノ料率ニヨリ之ヲ支辨スルヲ要ス

第二十九條 外國人登錄法ニヨリ身分證明書ヲ有セザル外國人ハ本法ノ規定ヲ履行セズシテ泰國領内ニ入國セルモノト推定ス
第三十條 特別ノ場合ニ於テハ大臣ハ其ノ認定ニヨリ條件ヲ附シテ或外國人ヲ泰國領内ニ入國ヲ許可スルコトヲ得
大臣ガ入國料又ハ本法ノ或條項ノ實施ヲ免除スル要アリト認メタル地域ニ於テハ大臣ハ官報ニ其旨ヲ公示シテ除外スル權限ヲ有ス
大臣ノ此ノ布告ハ官報ニ公示シテ之ヲ廢止スルコトヲ得

第三十一條 運輸機關ニ關スル公務ヲ有スル政府ノ係官又ハ係官ヨリ許可ヲ得タル者以外ハ何人ト雖モ係官ノ運輸機關内檢査完了前ニ於テ泰國領内ニ入國セル水上運輸機關上ニ乗船シ又ハ之ニ船ヲ接合スルコトヲ禁止ス

第三十二條 係官ガ第十一條第二、三及七項ノ規定ニヨリ泰國領内ニ入國ヲ禁止スベキモノナリト認定セル外國人ニ對シテハ係官ハ其ノ認定ニヨリ引續キ手續ヲ執行スル爲ニ其ノ者ヲ一定ノ場所ニ送致留置スルカ又ハ其ノ者ノ塔乘シ來レル運輸機關ニヨリ送還スル命令ヲ發スル權限ヲ有ス

第三十三條 係官ガ第十一條第四、五及六項ノ規定ニヨリ泰國領内ニ入國ヲ禁止スベキモノナリト認メ又ハ其ノ疑アリト認メタル外國人ニ對シテハ係官ノ裁量ニ從ヒ檢査醫ノ指定セル病院ニ其ノ者ヲ送致留置スルカ又ハ右外國人ノ塔乘セル運輸機關内或ハ適宜ノ場所ニ留置スルカ或ハ又其ノ者ノ塔乘シ來レル運輸機關ニヨリ送還スル權限ヲ有ス

第三十四條 泰國領内ニ入國セル外國人ガ婦人子女ノ覽賞ヲ目的トスルカ又ハ之ニ關聯セル疑アリト思考スルトキハ係官ハ右外國婦人又ハ子女ニ對シ指定セル期間内ニ出頭係官ニ報告ヲナスベキコトヲ命令ス但此ノ期間ハ三〇日ヲ下ラザルコトヲ要ス

第九五二

第九五二

第三十五條 身柄證明書、再入國許可書、居住證明書ノ發給ニ對シテハ省令規定ノ率ニヨリ料金を徴收ス但左記料率ヲ超過スルコトヲ得ズ

- 一 身柄證明書 一〇バーツ以下
- 二 再入國許可書 二〇バーツ以下
- 三 居住證明書 二〇〇バーツ以下

第三十六條 第三十五條ニ列記セル各證書ノ有効期間ハ左ノ如シ

- 一 身柄證明書 發給ノ日ヨリ起算シ壹箇年
- 二 再入國許可書 發給ノ日ヨリ起算シ壹箇年

居住證明書ハ無期限ナリ但シ泰國領外ニ持出サレタルトキハ期限失効セルモノト看做ス居住證明書ノ所持者ガ自己證書ノ期限失効ヲ中斷セントスルトキハ出發前ニ係官ニ證書ヲ提出シ年月日ノ裏書ヲ申請スベシ右ノ者ガ裏書ノ日ヨリ起算シテ壹箇年内ニ歸還シ證明書ヲ提出スルトキハ有效トス

第三十七條 身柄證明書、再入國許可書又ハ居住證明書ガ何等カノ事由ニヨリ紛失毀損シ其ノ代證ノ下附ヲ求ムルトキハ係官ハ審理ノ結果差支ナシト認ムルトキ省令規定ノ料率ニヨリ料金を徴收シテ之ヲ交付ス但シ右料金ハ左記ノ率ヲ超過スルヲ得ズ

- 一 身柄證明書 二〇バーツ以下
- 二 再入國許可書 四バーツ以下
- 三 居住證明書 二〇〇バーツ以下

第三十八條 乗組員ガ脱船ニヨリ又ハ本法ノ規定ヲ遵守セズシテ歸船セザルカ又ハ本人出頭シテ第十條ノ手續キヲナサザルトキハ運輸機關主又ハ管理者ハ連帶シテ入國料ノ倍額ヲ支拂フ責任ヲ有ス

第三十九條 第五條ノ規定ノ援用ニヨリ本法ノ章條ハ外國公使館員、領事館員及其家族ニ之ヲ適用セズ

佛曆二四八〇九月九日裁可同二〇日公布

佛曆二四八〇年 令(一九三七年一月二日公布)
入國法ニ關スル

第一條 入國法ノ規定ヲ遂行スベキ權利義務ヲ有スル係官トハ(一)移民局ノ官吏 (二)移民検査醫 (三)漁業監視船ノ船長又ハ船長代理等、泰國ノ領海内ニ於テ移民監督官トシテノ權利義務ヲ有スルモノ等トス

移民監督官ノ駐在セザル地方ニアリテハ縣及郡當局ハ該地方ニ於ケル移民監督官トシテノ權利及義務ヲ有ス

第二條 運輸機關主又ハ運輸機關管理者ハ入國法第六條ノ規定ニ違ヒ、泰國港灣發着ト同時ニ各ソノ湯合ニ應ジ附屬第一號又ハ第二號書式ニヨリ届出ヲナスベシ

第三條 運輸機關主又ハ運輸機關管理者ハ入國法第七條第二項ノ規定ニヨリ、泰國港灣又ハ指定ノ驛ニ到着ト同時ニ附屬第三號書式ニヨリ係官ニ船客名簿ヲ提出スベシ

船客名簿ハ之ヲ次ノ各種ニ分類ス

- (一) 泰國滯留希望者ニシテ有効中ノ旅券、居住證明書、再入國許可書又ハ身柄證明書ヲ所持スル者ニ對スルモノ
- (二) 同ジク泰國滯留希望者ナルモノニ記載ノ證書ヲ所持セザルカ所持スルモノ正當ナラザルモノニ對スルモノ
- (三) 記載ノ證書ヲ所持スルト否ト問ハズ一時的ノ滞在ノ目的ヲ以テ泰國ニ入國スルカ又ハ單ニ國境ヲ通過スルニ過ギザル者等ニ對スルモノ

以上(一)(二)(三)各項ノ孰レカニ相當スル者ノ家族又ハ同行者ノ分類ハ右ノ者ニ同ジ、若シ別名簿ニ記入スル要アルトキハ其ノ事由ヲ明カニスベシ係官ニ提出スベキ船客名簿ハ原則トシテ泰字タルベキコト但シ運輸機關主又ハ運輸機關管理者ガ泰字ノ名簿ヲ作成スル能ハズ係官ガ他國字タルコトヲ認許シタルトキハコノ限りニ非ズ

第四條 運輸機關主又ハ運輸機關管理者ハ入國法第七條第二項ノ規定ニ違ヒ運輸機關ガ泰國港灣又ハ指定ノ驛ニ到着ト同時ニ附屬第四號書式ヲ超過スルコトヲ得ズ

ニ記載ノ明細ト共ニ係官ニ提出スベシ

第五條 運輸機關主又ハ運輸機關管理者ガ船客ノ爲、運輸機關ヨリノ退去許可ヲ得ントスルトキハ附屬第五號書式ヲ充足スベシ

第六條 乗務員ニ増減アルカ、又ハ他ノ運輸機關トノ間ニ乗務員ノ更迭アルカ又ハ乗務員中泰國ヲ退去セザルモノアルトキハ運輸機關主又ハ運輸機關管理者ハ附屬第六號書式ニヨリ係官ニ申告スベシ

第七條 入國法第九條ノ規定ニヨリ運輸機關主又ハ運輸機關管理者ノ支拂フベキ時間外執務料ハ次ノ通りトス

- (一) 船客ナキカ、船客一〇名以下ノトキ 五バーツ
- (二) 一一名以上三〇名以下ノトキ 一〇バーツ
- (三) 三一名以上五〇名以下ノトキ 二〇バーツ
- (四) 五一名以上一〇〇名以下ノトキ 三〇バーツ

以上一〇〇名又ハ端數ヲ加フル毎ニ一〇バーツヲ増ス

第八條 條例第二十三條ノ規定ニ從ヒ、運輸機關主又ハ運輸機關管理者ノ負擔スベキ外國人留置費用ハ次ノ通り

- (一) 特等又ハ一等船客ハ一日三バーツ
- (二) 二等船客ハ一日二バーツ
- (三) 三等船客及デツキ船客ハ一日一バーツ

第九條 左記ノ疾病アルモノハ入國ヲ禁ズ

- (一) 癩病
- (二) トラホーム
- (三) 結核
- (四) 花柳病

第十條 入國法第十九條ノ規定ニヨリ外國人ニシテ自身出頭係官ニ届出ヲナスベキ者ハ次ノ規約ニ違フベシ

- (一) パンコック及トンプリー區ニアリテハ、休日ヲ除キ到着ノ日ヨリ四八時間以内ニ移民局ノ係官ニ届出ズベシ
- (二) ソノ他ノ郡及縣區ニアリテハ各ソノ他ノ移民係官ニ、移民取扱事務所無キ處ニアリテハ最寄ノ郡當局ニ休日ヲ除キ到着ノ時ヨリ四八時間以内ニ届出ズベシ

邊陲ノ地ニ在リテハ係官ハ制限時間ヲ延長スルコトヲ得ルモ二四時間

ヲ超過スルコトヲ得ズ

第十一條 一時的ノ泰國入國者ハ附屬第七號書式ニヨリソノ旨係官ニ申告スベシ

第十二條 身柄證明書ノ下付ヲ申請セントスル外國人ハ附屬第八號書式ニヨリ半身全面ノ寫眞(縦六吋横四吋)二葉ヲ添附係官ニ申出ズベシ

身柄證明書ハ附屬第九號書式ニヨリ發給セラル

第十三條 居住證明書交付ハ附屬第一〇號書式ニヨリ一件毎ニ前掲同様ノ寫眞二葉ヲ添ヘ申請スベシ

居住證明書ハ附屬第一一號書式ニヨリ發給セラル、尙條例第十六條ノ規定ニヨリ發給セラル、場合ハ泰國退出ノ年月日ヲ該證書ニ裏書サルベキモノトス

第十四條 再入國許可書ノ交付ハ附屬書式第一二號ニヨリ前掲同様ノ寫眞二葉添附ノ上居住地ノ郡當局ニ申請スベシ

再入國許可書ハ附屬書式第一三號ニヨリ發給セラル、モノトス

第十五條 各種證書發給料金ハ左ノ通り

- (一) 身柄證明書 一〇バーツ
- (二) 再入國許可書 二〇バーツ
- (三) 居住證明書 一〇〇バーツ

第十六條 第十七條、原證書ノ紛失、毀損ニヨリ代證ノ再發給料金ハ次ノ通り

- (一) 身柄證明書 二バーツ
- (二) 再入國許可書 四バーツ
- (三) 居住證明書 二〇〇バーツ

代證再發給方ヲ申請セントスルトキハ右何レノ場合ニ於テモ申請書ニ前掲同様ノ寫眞二葉ヲ添附スベキモノトス

第十八條 外國人ニシテ入國法第二十七條ノ規定ニ基キ警務局長又ハ大臣ニ抗議又ハ請願書ヲ提出セントスルモノハ各湯合ニ應ジ附屬第一八號又ハ一九號書式ニヨルベシ

第十九條 入國法第二十八條ノ規定ニヨリ自己ガ外國人ニ非ザルコトヲ抗辯セントスルモノハ、附屬第二〇號書式ニヨリ、提訴スベシ
 入國法第三十條第一節ノ規定ニヨリ或ル外國人ノ泰國内居住ヲ許可スル如キ特殊ノ場合ニ於テハ、警務局長ハ内務大臣ニ代リ入國法執行ノ權限ヲ付與セラレ居ルモノトス
 (南支那及南洋情報「ヨリ」)

泰國入國法改正

佛曆二四八二年(一九三五年)泰國入國法(第二)ガ公布セラレタ。右ニヨリ佛曆二四八〇年(一九三七年)入國法第三十六條ハ次ノ如ク改正セラレタ。
 第三十六條、第三十五條記載ノ諸證書ノ有効期間ハ、添テ通リトス。
 (一) 身柄證明書ハ發給當日ヨリ向フ一箇年
 (二) 再入國許可書ハ右ニ同シ
 (三) 居住證明書ノ有効期間ハ無制限ナルモ、國外ニ帶出シタルトキハ無効トス。居住證明書保有者ガ證書ノ失效ヲ防止セント欲スル場合ハ、當局官憲ニヨリ泰國ヨリ出國シタル年月日ノ裏書ヲ受クルヲ要シ、右保有者ガ裏書ノ日附ヨリ一箇年以内ニ歸還スルトキ、又ハ該期間内ニ於テ泰國内外ヲ旅行スルトキハ有效ナリトス
 (日本タイ協會會報「ヨリ」)

佛曆二四八一年泰國鹽業法

總 則

第一條 本法ハ佛曆二四八一年鹽業法ト稱ス
 第二條 本法ハ官報ニ公告ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 第三條 本法中ニ使用スル用語ノ解釋左ノ如シ
 食鹽トハ海水ヨリ製造セラレタル他ノ物質ヨリ製造セラレタルトシ、問ハズ消費用ニ供セラレ、全テノ種類ノ食鹽ヲ謂フ

長ノ定ムル所ニ依リ監督官又ハ政府ノ指定スル賣捌人ヨリ購入シタル量ヲ超過スベカラズ

第二章 食鹽ノ販賣

第八條 大臣ハ食鹽ノ販賣ヲ許可スル地域ヲ指定スル權限ヲ有ス、當該地域ハ之ヲ「食鹽販賣地域」ト稱ス
 大臣ガ特定地方ニ食鹽販賣地域ヲ指定シタル日ヨリ九〇日ノ期間ヲ經過シタルトキ當該地域内ニ於テ食鹽ヲ販賣セントスル者ハ監督官ノ許可ヲ受ケ、省令施行細則ノ規定スル諸條件ヲ遵守スベシ
 本條ノ規定ニヨリ許可書交付手数料ハ年一バーツヲ超過スルコトヲ得ズ
 本條ニヨリ交付セラレタル許可書ハ交付ノ日ヨリ十二箇月間有効トス
 第九條 食鹽ノ販賣許可ヲ受ケタル小賣人ハ監督官又ハ政府ノ指定スル賣捌人ヨリ食鹽ヲ購入販賣シ其ノ他ノ者ノ食鹽ヲ販賣スルコトヲ得ズ
 第十條 食鹽ノ販賣許可ヲ受ケタル者ハ市價ヲ以テ食鹽ヲ販賣スベシ、但シ局長ガ別ニ之ト異ル價格ヲ指定シタルトキハ局長ノ指定シタル價格ヲ超エテ販賣スル格ヲ得ズ
 第十一條 食鹽販賣地域以外ニ於テ食鹽ヲ販賣セントスル者ハ、本法實施當日ニ於ケル取引地ノ市價ヲ以テ販賣スベシ、但シ局長ガ別ニ之ト異ル價格ヲ指定シタルトキハ局長ノ指定シタル價格ヲ超エテ販賣スルコトヲ得ズ
 第十二條 局長ハ特定ノ者ヲ特定地域内ニ於ケル食鹽賣捌人トシテ指定スル權限ヲ有ス、斯カル場合食鹽ノ販賣許可ヲ受ケタル小賣人ハ前段賣捌人ヨリ食鹽ヲ購入販賣スベシ
 前項ニ規定スル賣捌人ノ食鹽販賣價格ハ局長ノ指定シタル價格ニ依ルベシ

第三章 獎勵金

第十三條 食鹽又ハ鹽製品ヲ外國ニ輸出セントスル者ニ對シテハ、省令施行細則ノ規定ニ依ル基準及ビ方法ニ從ヒ獎勵金ヲ交付スベシ

鹽製品トハ食鹽ヲ含有スル製品ニシテ省令施行細則ニ規定スル一定率以上ノ食鹽ヲ含有スルモノヲ謂フ
 製鹽トハ鹽田又ハ其ノ他ノ物質ヨリ食鹽ヲ析出シテ食鹽ヲ製造スルコトヲ謂ヒ、又ハ天然鹽ヲ含有スル物質ヨリ食鹽ヲ抽出シ又ハ析出スルコトヲ謂フ
 監督官トハ消費稅官吏ニシテ本法施行ノ爲局長ヨリ任命セラレタル者ヲ謂フ
 局長トハ消費稅局長ヲ謂フ
 大臣トハ本法施行監督ノ責任ヲ有スル主務大臣ヲ謂フ

第一章 食鹽ノ製造

第四條 大臣ハ食鹽製造ノ許可ヲ要スル地域ヲ指定スル權限ヲ有ス、當該地域ハ之ヲ製鹽地域ト稱ス
 大臣ガ特定地方ニ製鹽地域ヲ指定シタル日ヨリ九〇日ノ期間ヲ經過シタルトキ該地域内ニ於テ食鹽ヲ製造セントスル者ハ監督官ノ許可ヲ受ケ、省令施行細則ノ規程ニ依リ鹽田トシテ使用スル土地、製鹽法、堆鹽法等ニ關スル諸條件ヲ遵守スベシ
 本條ニヨリ交付セラレタル許可書ハ交付ノ日ヨリ十二箇月間有効トス
 第五條 食鹽製造ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ製造シタル食鹽ヲ監督官又ハ政府ノ指定スル賣捌人ニ販賣シ其ノ他ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ
 購入價格及ビ條件ニ就キ局長ハ定期的ニ之ヲ決定シ告示スベシ
 第六條 何人ト雖モ製鹽地域外ニ鹽ヲ搬出スルコトヲ得ズ
 但シ監督官ノ許可ヲ受ケ省令施行細則ノ規程ニ定メタル條件ヲ遵守スル者ハ此ノ限りニ非ズ
 第七條 大臣ガ特定地方ニ製鹽地域ヲ指定シタル日ヨリ三〇日ノ期間ヲ經過シタルトキ該製鹽地域内ニ於テ鹽製品ヲ製造セントスル者ハ監督官又ハ政府ノ指定シタル賣捌人ヨリ原料鹽ヲ購入スベシ、鹽製品ヲ製鹽地域外ヘ搬出セントスルトキハ監督官ノ許可ヲ受ケ省令施行細則ニ規定スル條件ヲ遵守スベシ、當該鹽製品ニ含有セラレタル食鹽ノ量ハ局

第四章 罰 則

第十四條 第四條第二項、第五條第一項、第六條、第七條、第八條第二項、第九條、第十二條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ五〇〇バーツ以下ノ罰金ニ處ス
 第十五條 第五條第二項(註)、第十條、第十一條、第十二條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ二〇〇バーツ以下ノ罰金又ハ一箇月以下ノ懲役又ハ兩刑ヲ併科セラレベシ
 (註) 罰金ノ處分トシテ是處ニハ右ノ通りあり
 第十六條 本法ニ依リ許可ヲ受ケタル者ニシテ許可ニ關スル條件ヲ遵守セザルトキハ許可書發給監督官ハ一回ニツキ六箇月ヲ超ヘザル期間許可書ノ使用ヲ停止シ又ハ許可取消ノ命令ヲ發スルコトヲ得

第五章 雜 則

第十七條 大藏大臣ハ本法施行監督ノ責任ヲ有シ、本法施行ニ必要ナル省令施行細則ヲ公布シ、手数料ヲ規定シ又本法ノ規定ヲ補足スベキ規定ヲ制定スル權限ヲ有ス
 前項ノ省令ハ官報ニ公告シタル日ヨリ施行サルベシ
佛曆二四八一年鹽業法ニ關スル大藏省令
 佛曆二四八一年鹽業法第四條及ビ第十七條ノ規定ニ依リ大藏大臣ハ製鹽地域ニ關スル大藏省令ヲ次ノ如ク制定ス

第一地域(「サークラ」)

北 「バーンレームフアーバー」ヨリ「ルワンヌバナイ」運河ニ沿ヒ「ナイテム」運河ニ至ル「ナイテム」運河ニ沿ヒ「サークラ」村ヲ通過シ「サークラ」ヨリ「ワット」運河ニ沿ヒ「クローンダレ」區ヲ通過シ、「クローンダレ」區ヨリ「クローンダレ」運河ニ沿ヒ、「クローンダレ」運河ト交叉スル「ブレイクラ」區ニ達ス
 南 海岸ニ接ス(泰國)
 東 「チャオブラヤ」河口ニ接ス
 西 海岸ヨリ「クローンダレ」運河ニ沿ヒ、「クローンダレ」

郡、村、當局ノ何レカニ送附スルヲ要シ、上記係官ハ拾得者ヨリ漂流木ヲ受取リタルトキハ習慣ニ從ヒ、拾得者ニ對シ、先ヅ八カム以上(一カムハ周圍一六・六四種ノ太サ)ノ太サノモノニ對シテハ一本一バーツ五カム乃至七カムノモノニ對シテハ同ジク五〇サタン組筏ノモノハ一本二五サタンノ割合ニテ賞ヲ與ヘ、尙右材木受領ノ日ヨリ一箇年ヲ限リ之ヲ保管ス、但シ、右材長、郡長ハ遠近ニ應ジテ一五日以内ニ右材材ノ數量長サ、太サ、刻印ノ種類等ノ明細表ヲ作成シテ地方廳ニ報告シテ地方廳長ニ於テハ次ノ如ク處理ス可シ

(一) 書面ニヨリ盤谷ニ報告ス
 (二) 附近ノ地方出先官吏ニ明瞭ニ通告ス
 (三) 木材ヲ受領シタル時ヨリ一箇年間告知板ニ公告シ、右期間内ニ確實ナル所有主ヲ發見シタルトキハ所有主ハ事情ヲ具陳シテ請戻ヲ申請シ、係官ハ右ノ者ノ所有刻印ト登錄刻印並右材ノ刻印ヲ照合シ、若シ右材ノ刻印ナキトキハ、所有主ニ於テ十分自己ノ所有ヲ主張スル證據アリ且ツ證人アリテ相違ナシト認メタルトキハ、諸立替手数料並ニ保管料一月一本二五サタン(但シ、一箇月ニ滿タザル場合モ一箇月トス)ヲ徵收ノ上請戻人ニ還附スベキモノトス、十二箇月ノ公告期間ヲ經過スルモ請戻人無キトキハ地方長官ハ刻印ノ有無ヲ問ハズ、右材ヲ賣賣ニ附シ、賣上金中ヨリ立替手数料、拾得者苦力賃、郡材長ノ保管料等ヲ控除シ、殘額ヲ三等分シテ三分ノ一ハ地方官ガ林業保護費ニ充當シ殘三分ノ二ハ

長サ・樹周

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 五カム | 六カム | 七カム | 八カム | 九カム |
| 一〇カム | 一一カム | 一二カム | 一三カム | 一四カム |
| 一五カム | 一六カム | 一七カム | 一八カム | 一九カム |
| 二〇カム | 二一カム | 二二カム | 二三カム | 二四カム |
| 二五カム | 二六カム | 二七カム | 二八カム | 二九カム |
| 三〇カム | 三一カム | 三二カム | 三三カム | 三四カム |
| 三五カム | 三六カム | 三七カム | 三八カム | 三九カム |
| 四〇カム | 四一カム | 四二カム | 四三カム | 四四カム |
| 四五カム | 四六カム | 四七カム | 四八カム | 四九カム |
| 五〇カム | 五一カム | 五二カム | 五三カム | 五四カム |
| 五五カム | 五六カム | 五七カム | 五八カム | 五九カム |
| 六〇カム | 六一カム | 六二カム | 六三カム | 六四カム |
| 六五カム | 六六カム | 六七カム | 六八カム | 六九カム |
| 七〇カム | 七一カム | 七二カム | 七三カム | 七四カム |
| 七五カム | 七六カム | 七七カム | 七八カム | 七九カム |
| 八〇カム | 八一カム | 八二カム | 八三カム | 八四カム |
| 八五カム | 八六カム | 八七カム | 八八カム | 八九カム |
| 九〇カム | 九一カム | 九二カム | 九三カム | 九四カム |
| 九五カム | 九六カム | 九七カム | 九八カム | 九九カム |
| 一〇〇カム | 一〇一カム | 一〇二カム | 一〇三カム | 一〇四カム |
| 一〇五カム | 一〇六カム | 一〇七カム | 一〇八カム | 一〇九カム |
| 一一〇カム | 一一一カム | 一一二カム | 一一三カム | 一一四カム |
| 一一五カム | 一一六カム | 一一七カム | 一一八カム | 一一九カム |
| 一二〇カム | 一二一カム | 一二二カム | 一二三カム | 一二四カム |
| 一二五カム | 一二六カム | 一二七カム | 一二八カム | 一二九カム |
| 一三〇カム | 一三一カム | 一三二カム | 一三三カム | 一三四カム |
| 一三五カム | 一三六カム | 一三七カム | 一三八カム | 一三九カム |
| 一四〇カム | 一四一カム | 一四二カム | 一四三カム | 一四四カム |
| 一四五カム | 一四六カム | 一四七カム | 一四八カム | 一四九カム |
| 一五〇カム | 一五一カム | 一五二カム | 一五三カム | 一五四カム |
| 一五五カム | 一五六カム | 一五七カム | 一五八カム | 一五九カム |
| 一六〇カム | 一六一カム | 一六二カム | 一六三カム | 一六四カム |
| 一六五カム | 一六六カム | 一六七カム | 一六八カム | 一六九カム |
| 一七〇カム | 一七一カム | 一七二カム | 一七三カム | 一七四カム |
| 一七五カム | 一七六カム | 一七七カム | 一七八カム | 一七九カム |
| 一八〇カム | 一八一カム | 一八二カム | 一八三カム | 一八四カム |
| 一八五カム | 一八六カム | 一八七カム | 一八八カム | 一八九カム |
| 一九〇カム | 一九一カム | 一九二カム | 一九三カム | 一九四カム |
| 一九五カム | 一九六カム | 一九七カム | 一九八カム | 一九九カム |
| 二〇〇カム | 二〇一カム | 二〇二カム | 二〇三カム | 二〇四カム |
| 二〇五カム | 二〇六カム | 二〇七カム | 二〇八カム | 二〇九カム |
| 二一〇カム | 二一一カム | 二一二カム | 二一三カム | 二一四カム |
| 二一五カム | 二一六カム | 二一七カム | 二一八カム | 二一九カム |
| 二二〇カム | 二二一カム | 二二二カム | 二二三カム | 二二四カム |
| 二二五カム | 二二六カム | 二二七カム | 二二八カム | 二二九カム |
| 二三〇カム | 二三一カム | 二三二カム | 二三三カム | 二三四カム |
| 二三五カム | 二三六カム | 二三七カム | 二三八カム | 二三九カム |
| 二四〇カム | 二四一カム | 二四二カム | 二四三カム | 二四四カム |
| 二四五カム | 二四六カム | 二四七カム | 二四八カム | 二四九カム |
| 二五〇カム | 二五一カム | 二五二カム | 二五三カム | 二五四カム |
| 二五五カム | 二五六カム | 二五七カム | 二五八カム | 二五九カム |
| 二六〇カム | 二六一カム | 二六二カム | 二六三カム | 二六四カム |
| 二六五カム | 二六六カム | 二六七カム | 二六八カム | 二六九カム |
| 二七〇カム | 二七一カム | 二七二カム | 二七三カム | 二七四カム |
| 二七五カム | 二七六カム | 二七七カム | 二七八カム | 二七九カム |
| 二八〇カム | 二八一カム | 二八二カム | 二八三カム | 二八四カム |
| 二八五カム | 二八六カム | 二八七カム | 二八八カム | 二八九カム |
| 二九〇カム | 二九一カム | 二九二カム | 二九三カム | 二九四カム |
| 二九五カム | 二九六カム | 二九七カム | 二九八カム | 二九九カム |
| 三〇〇カム | 三〇一カム | 三〇二カム | 三〇三カム | 三〇四カム |
| 三〇五カム | 三〇六カム | 三〇七カム | 三〇八カム | 三〇九カム |
| 三一〇カム | 三一六カム | 三一七カム | 三一八カム | 三一九カム |
| 三一五カム | 三一六カム | 三一七カム | 三一八カム | 三一九カム |
| 三二〇カム | 三二一カム | 三二二カム | 三二三カム | 三二四カム |
| 三二五カム | 三二六カム | 三二七カム | 三二八カム | 三二九カム |
| 三三〇カム | 三三一カム | 三三二カム | 三三三カム | 三三四カム |
| 三三五カム | 三三六カム | 三三七カム | 三三八カム | 三三九カム |
| 三四〇カム | 三四一カム | 三四二カム | 三四三カム | 三四四カム |
| 三四五カム | 三四六カム | 三四七カム | 三四八カム | 三四九カム |
| 三五〇カム | 三五一カム | 三五二カム | 三五三カム | 三五四カム |
| 三五五カム | 三五六カム | 三五七カム | 三五八カム | 三五九カム |
| 三六〇カム | 三六一カム | 三六二カム | 三六三カム | 三六四カム |
| 三六五カム | 三六六カム | 三六七カム | 三六八カム | 三六九カム |
| 三七〇カム | 三七一カム | 三七二カム | 三七三カム | 三七四カム |
| 三七五カム | 三七六カム | 三七七カム | 三七八カム | 三七九カム |
| 三八〇カム | 三八一カム | 三八二カム | 三八三カム | 三八四カム |
| 三八五カム | 三八六カム | 三八七カム | 三八八カム | 三八九カム |
| 三九〇カム | 三九一カム | 三九二カム | 三九三カム | 三九四カム |
| 三九五カム | 三九六カム | 三九七カム | 三九八カム | 三九九カム |
| 四〇〇カム | 四〇一カム | 四〇二カム | 四〇三カム | 四〇四カム |
| 四〇五カム | 四〇六カム | 四〇七カム | 四〇八カム | 四〇九カム |
| 四一〇カム | 四一一カム | 四一二カム | 四一三カム | 四一四カム |
| 四一五カム | 四一六カム | 四一七カム | 四一八カム | 四一九カム |
| 四二〇カム | 四二一カム | 四二二カム | 四二三カム | 四二四カム |
| 四二五カム | 四二六カム | 四二七カム | 四二八カム | 四二九カム |
| 四三〇カム | 四三一カム | 四三二カム | 四三三カム | 四三四カム |
| 四三五カム | 四三六カム | 四三七カム | 四三八カム | 四三九カム |
| 四四〇カム | 四四一カム | 四四二カム | 四四三カム | 四四四カム |
| 四四五カム | 四四六カム | 四四七カム | 四四八カム | 四四九カム |
| 四五〇カム | 四五一カム | 四五二カム | 四五三カム | 四五四カム |
| 四五五カム | 四五六カム | 四五七カム | 四五八カム | 四五九カム |
| 四六〇カム | 四六一カム | 四六二カム | 四六三カム | 四六四カム |
| 四六五カム | 四六六カム | 四六七カム | 四六八カム | 四六九カム |
| 四七〇カム | 四七一カム | 四七二カム | 四七三カム | 四七四カム |
| 四七五カム | 四七六カム | 四七七カム | 四七八カム | 四七九カム |
| 四八〇カム | 四八一カム | 四八二カム | 四八三カム | 四八四カム |
| 四八五カム | 四八六カム | 四八七カム | 四八八カム | 四八九カム |
| 四九〇カム | 四九一カム | 四九二カム | 四九三カム | 四九四カム |
| 四九五カム | 四九六カム | 四九七カム | 四九八カム | 四九九カム |
| 五〇〇カム | 五〇一カム | 五〇二カム | 五〇三カム | 五〇四カム |
| 五〇五カム | 五〇六カム | 五〇七カム | 五〇八カム | 五〇九カム |
| 五一〇カム | 五一六カム | 五一七カム | 五一八カム | 五一九カム |
| 五一五カム | 五一六カム | 五一七カム | 五一八カム | 五一九カム |
| 五二〇カム | 五二一カム | 五二二カム | 五二三カム | 五二四カム |
| 五二五カム | 五二六カム | 五二七カム | 五二八カム | 五二九カム |
| 五三〇カム | 五三一カム | 五三二カム | 五三三カム | 五三四カム |
| 五三五カム | 五三六カム | 五三七カム | 五三八カム | 五三九カム |
| 五四〇カム | 五四一カム | 五四二カム | 五四三カム | 五四四カム |
| 五四五カム | 五四六カム | 五四七カム | 五四八カム | 五四九カム |
| 五五〇カム | 五五一カム | 五五二カム | 五五三カム | 五五四カム |
| 五五五カム | 五五六カム | 五五七カム | 五五八カム | 五五九カム |
| 五六〇カム | 五六一カム | 五六二カム | 五六三カム | 五六四カム |
| 五六五カム | 五六六カム | 五六七カム | 五六八カム | 五六九カム |
| 五七〇カム | 五七一カム | 五七二カム | 五七三カム | 五七四カム |
| 五七五カム | 五七六カム | 五七七カム | 五七八カム | 五七九カム |
| 五八〇カム | 五八一カム | 五八二カム | 五八三カム | 五八四カム |
| 五八五カム | 五八六カム | 五八七カム | 五八八カム | 五八九カム |
| 五九〇カム | 五九一カム | 五九二カム | 五九三カム | 五九四カム |
| 五九五カム | 五九六カム | 五九七カム | 五九八カム | 五九九カム |
| 六〇〇カム | 六〇一カム | 六〇二カム | 六〇三カム | 六〇四カム |
| 六〇五カム | 六〇六カム | 六〇七カム | 六〇八カム | 六〇九カム |
| 六一〇カム | 六一六カム | 六一七カム | 六一八カム | 六一九カム |
| 六一五カム | 六一六カム | 六一七カム | 六一八カム | 六一九カム |
| 六二〇カム | 六二一カム | 六二二カム | 六二三カム | 六二四カム |
| 六二五カム | 六二六カム | 六二七カム | 六二八カム | 六二九カム |
| 六三〇カム | 六三一カム | 六三二カム | 六三三カム | 六三四カム |
| 六三五カム | 六三六カム | 六三七カム | 六三八カム | 六三九カム |
| 六四〇カム | 六四一カム | 六四二カム | 六四三カム | 六四四カム |
| 六四五カム | 六四六カム | 六四七カム | 六四八カム | 六四九カム |
| 六五〇カム | 六五一カム | 六五二カム | 六五三カム | 六五四カム |
| 六五五カム | 六五六カム | 六五七カム | 六五八カム | 六五九カム |
| 六六〇カム | 六六一カム | 六六二カム | 六六三カム | 六六四カム |
| 六六五カム | 六六六カム | 六六七カム | 六六八カム | 六六九カム |
| 六七〇カム | 六七一カム | 六七二カム | 六七三カム | 六七四カム |
| 六七五カム | 六七六カム | 六七七カム | 六七八カム | 六七九カム |
| 六八〇カム | 六八一カム | 六八二カム | 六八三カム | 六八四カム |
| 六八五カム | 六八六カム | 六八七カム | 六八八カム | 六八九カム |
| 六九〇カム | 六九一カム | 六九二カム | 六九三カム | 六九四カム |
| 六九五カム | 六九六カム | 六九七カム | 六九八カム | 六九九カム |
| 七〇〇カム | 七〇一カム | 七〇二カム | 七〇三カム | 七〇四カム |
| 七〇五カム | 七〇六カム | 七〇七カム | 七〇八カム | 七〇九カム |
| 七一〇カム | 七一六カム | 七一七カム | 七一八カム | 七一九カム |
| 七一五カム | 七一六カム | 七一七カム | 七一八カム | 七一九カム |
| 七二〇カム | 七二一カム | 七二二カム | 七二三カム | 七二四カム |
| 七二五カム | 七二六カム | 七二七カム | 七二八カム | 七二九カム |
| 七三〇カム | 七三一カム | 七三二カム | 七三三カム | 七三四カム |
| 七三五カム | 七三六カム | 七三七カム | 七三八カム | 七三九カム |
| 七四〇カム | 七四一カム | 七四二カム | 七四三カム | 七四四カム |
| 七四五カム | 七四六カム | 七四七カム | 七四八カム | 七四九カム |
| 七五〇カム | 七五一カム | 七五二カム | 七五三カム | 七五四カム |
| 七五五カム | 七五六カム | 七五七カム | 七五八カム | 七五九カム |
| 七六〇カム | 七六一カム | 七六二カム | 七六三カム | 七六四カム |
| 七六五カム | 七六六カム | 七六七カム | 七六八カム | 七六九カム |
| 七七〇カム | 七七一カム | 七七二カム | 七七三カム | 七七四カム |
| 七七五カム | 七七六カム | 七七七カム | 七七八カム | 七七九カム |
| 七八〇カム | 七八一カム | 七八二カム | 七八三カム | 七八四カム |
| 七八五カム | 七八六カム | 七八七カム | 七八八カム | 七八九カム |
| 七九〇カム | 七八一カム | 七八二カム | 七八三カム | 七八四カム |
| 七九五カム | 七九六カム | 七九七カム | 七九八カム | 七九九カム |
| 八〇〇カム | 八〇一カム | 八〇二カム | 八〇三カム | 八〇四カム |
| 八〇五カム | 八〇六カム | 八〇七カム | 八〇八カム | 八〇九カム |
| 八一〇カム | 八一六カム | 八一七カム | 八一八カム | 八一九カム |
| 八一五カム | 八一六カム | 八一七カム | 八一八カム | 八一九カム |
| 八二〇カム | 八二一カム | 八二二カム | 八二三カム | 八二四カム |
| 八二五カム | 八二六カム | 八二七カム | 八二八カム | 八二九カム |
| 八三〇カム | 八三一カム | 八三二カム | 八三三カム | 八三四カム |
| 八三五カム | 八三六カム | 八三七カム | 八三八カム | 八三九カム |
| 八四〇カム | 八四一カム | 八四二カム | 八四三カム | 八四四カム |
| 八四五カム | 八四六カム | 八四七カム | 八四八カム | 八四九カム |
| 八五〇カム | 八五一カム | 八五二カム | 八五三カム | 八五四カム |
| 八五五カム | 八五六カム | 八五七カム | 八五八カム | 八五九カム |
| 八六〇カム | 八六一カム | 八六二カム | 八六三カム | 八六四カム |
| 八六五カム | 八六六カム | 八六七カム | 八六八カム | 八六九カム |
| 八七〇カム | 八七一カム | 八七二カム | 八七三カム | 八七四カム |
| 八七五カム | 八七六カム | 八七七カム | 八七八カム | 八七九カム |
| 八八〇カム | 八八一カム | 八八二カム | 八八三カム | 八八四カム |
| 八八五カム | 八八六カム | 八八七カム | 八八八カム | 八八九カム |
| 八九〇カム | 八九一カム | 八九二カム | 八九三カム | 八九四カム |
| 八九五カム | 八九六カム | 八九七カム | 八九八カム | 八九九カム |
| 九〇〇カム | 九〇一カム | 九〇二カム | 九〇三カム | 九〇四カム |
| 九〇五カム | 九〇六カム | 九〇七カム | 九〇八カム | 九〇九カム |
| 九一〇カム | 九一六カム | 九一七カム | 九一八カム | 九一九カム |
| 九一五カム | 九一六カム | 九一七カム | 九一八カム | 九一九カム |
| 九二〇カム | 九二一カム | 九二二カム | 九二三カム | 九二四カム |
| 九二五カム | 九二六カム | 九二七カム | 九二八カム | 九二九カム |
| 九三〇カム | 九三一カム | 九三二カム | 九三三カム | 九三四カム |
| 九三五カム | 九三六カム | 九三七カム | 九三八カム | 九三九カム |
| 九四〇カム | 九四一カム | 九四二カム | 九四三カム | 九四四カム |
| 九四五カム | 九四六カム | 九四七カム | 九四八カム | 九四九カム |
| 九五〇カム | 九五六カム | 九五七カム | 九五八カム | 九五九カム |
| 九五五カム | 九五六カム | 九五七カム | 九五八カム | 九五九カム |
| 九六〇カム | 九六一カム | 九六二カム | 九六三カム | 九六四カム |
| 九六五カム | 九六六カム | 九六七カム | 九六八カム | 九六九カム |
| 九七〇カム | 九七一カム | 九七二カム | 九七三カム | 九七四カム |
| 九七五カム | 九七六カム | 九七七カム | 九七八カム | 九七九カム |
| 九八〇カム | 九八一カム | 九八二カム | 九八三カム | 九八四カム |
| 九八五カム | 九八六カム | 九八七カム | 九八八カム | 九八九カム |
| 九九〇カム | 九九一カム | 九九二カム | 九九三カム | 九九四カム |
| 九九五カム | 九九六カム | 九九七カム | 九九八カム | 九九九カム |

盤谷金庫ニ送附ス可キモノトス
 第一〇條 債權者ガ自己ノ債務者ノ刻印アル木材ヲ拾得シタルトキハ直チニ右木材ニ自己ノ刻印ヲ打刻スルコトナク豫メ右木材ヲ管轄ノ村長ニ送附シテ債權書類並ニ自己ノ刻印ヲ地方廳ニ傳達ヲ請ヒ地方廳係官ハ右契約書及雙方ノ刻印ヲ登錄簿ト照合シタル上相違ナシト認メタルトキハ、債權者ニ打刻ヲ許可シテソノ所有ヲ認ムルモノトス、但シ、右ノ所有主ハ第八條ノ規定ニ從ヒ、保管料ヲ納付ス可キモノトス
 本布告ハ第二條、第八條ヲ除キ七月公布ノ法律ニ何等ノ變更修正ヲ加ヘルモノニ非ズ
 佛曆二四三〇年(獨立曆二二四九年)十一月二日公布
 次ニ公布セラレタ法律ハ、盤谷曆一一年(佛曆二、四三五年)三月一日附、國內稅法中ノ一部デ、該法ハ當初七章九三條ヨリ成レルモ、佛曆二四七〇年ノ改正法ニヨリ以下述ベル六箇條及ビ豚ノ屠殺ニ關スル三箇條ヲ殘シ全部廢棄セラレタ
 第一二條 「チーク」丸太又ハ「チーク」挽材ハ其ノ賣手タル所有主又ハ通關者ヨリ下記ノ稅率ニ依リ徵稅ス
 製材シテ角、板、細材トナシタルモノニ就テハ一ヨツク即チ幅五〇釐、厚サ二、〇八釐、長サ三二米、毎ニ一バーツ五〇サダントス
 丸太材ニ就イテハ次ノ率ニ從ヒ課稅ス
 (註)一ワは(二米)、一カムは(周圍一六・六四種ノ太サ)

チーク稅

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一〇カム | 一一カム | 一二カム | 一三カム | 一四カム |
| 一五カム | 一六カム | 一七カム | 一八カム | 一九カム |
| 二〇カム | 二一カム | 二二カム | 二三カム | 二四カム |
| 二五カム | 二六カム | 二七カム | 二八カム | 二九カム |
| 三〇カム | 三一カム | 三二カム | 三三カム | 三四カム |
| 三五カム | 三六カム | 三七カム | 三八カム | 三九カム |
| 四〇カム | 四一カム | 四二カム | 四三カム | 四四カム |
| 四五カム | 四六カム | 四七カム | 四八カム | 四九カム |
| 五〇カム | 五一カム | 五二カム | 五三カム | 五四カム |
| 五五カム | 五六カム | 五七カム | 五八カム | 五九カム |
| 六〇カム | 六一カム | 六二カム | 六三カム | 六四カム |
| 六五カム | 六六カム | 六七カム | 六八カム | 六九カム |
| 七〇カム | 七一カム | 七二カム | 七三カム | 七四カム |
| 七五カム | 七六カム | 七七カム | 七八カム | 七九カム |
| 八〇カム | 八一カム | 八二カム | 八三カム | 八四カム |
| 八五カム | 八六カム | 八七カム | 八八カム | 八九カム |
| 九〇カム | 九一カム | 九二カム | 九三カム | 九四カム |
| 九五カム | 九六カム | 九七カム | 九八カム | 九九カム |
| 一〇〇カム | 一〇一カム | 一〇二カム | 一〇三カム | 一〇四カム |
| 一〇五カム | 一〇六カム | 一〇七カム | 一〇八カム | 一〇九カム |
| 一一〇カム | 一一一カム | 一一二カム | 一一三カム | 一一四カム |
| 一一五カム | 一一六カム | 一一七カム | 一一八カム | 一一九カム |
| 一二〇カム | 一二一カム | 一二二カム | 一二三カム | 一二四カム |
| 一二五カム | 一二六カム | 一二七カム | 一二八カム | 一二九カム |
| 一三〇カム | 一三一カム | 一三二カム | 一三三カム | 一三四カム |
| 一三五カム | 一三六カム | 一三七カム | 一三八カム | 一三九カム |
| 一四〇カム | 一四一カム | 一四二カム | 一四三カム | 一四四カム |
| 一四五カム | 一四六カム | 一四七カム | 一四八カム | 一四九カム |
| 一五〇カム | 一五一カム | 一五二カム | 一五三カム | 一五四カム |
| 一五五カム | 一五六カム | 一五七カム | 一五八カム | 一五九カム |
| 一六〇カム | 一六一カム | 一六二 | | |

佛曆二四三八年一月一七日付所有者ヲ標示スル印標抹消ノ禁止、重複印標ヲ刻セル材ニ對スル取戻要求權ノ審査、調停ニ關スル勅令

第一條 チヤイナート税關又ハ、木材検査所ニ漂着セル木材ニシテ検査ノ結果、刻印ガ重複シ居ルカ又ハ、抹消不明ナルトキハ、税關係官ハ次ニ述ベル方法ニヨリ審査ノ結果、明瞭トナル迄右材木ヲ抑留ス可キモノトス、何等ノ標印ナキ木材ハ之ヲ沒收ス

第二條 税關長ハ毎月一日、第一條ニ依リ抑留シタル木材ノ公告ヲナス、右ノ公告ニハ抑留木材ノ種類ヲ明ニシ、所有主タルコトヲ主張セントスル者ハ公告ノ日ヨリ三箇月内ニ税關長宛請戻要求ノ陳情書ヲ提出ス可キ事ヲ併記ス可シ

尙税關長ハ、速カニ次ノ場所ニ右公告ヲ配付ス可シ
(一) 内務大臣及外國領事官
(二) チエンマイ及ナイン在ノ外國領事館及森林地帯ノ北部泰、即チエソマイ、ラムブーン、ランバン、プレー、ナイン、ナコンサワ、ターク、カムベンベツト、スワンカローク、ウツタラヂツト、ビチャイ、ピサヌロークノ各裁判所

第三條 第二條ニヨリ抑留シタル木材ニシテ三箇月以上ヲ經過セルモノニ付税關長ハ毎年二、八兩月ノ各一日ニ審査裁定ヲ行フ、同一木材ニ付請戻人一名ナルトキハ、審査ノ結果審査官ノ自由裁定ニヨリ請戻人ニ木材ノ請戻ヲ許可スルカ又ハ第四條ニヨリ盤谷ニ送附スルコトヲ得同一木材ニツキ請戻人多數アルトキハ、審査官ハ審査ノ結果、一個人又ハ多數人ニ右木材ヲ與ヘルコトヲ得、全請戻人ガ合意書ヲ作成シタル場合ト雖モ裁定又ハ第四條ニヨリ盤谷送附ハ全ク審査官ノ自由トス

第五條 抑留木材ノ公告アリタル日ヨリ一箇年ヲ經過シテ請戻人ナキ木材ハ沒收セラル
第六條 何人ト雖モ木材ノ抑留ノ故ヲ以テ政府又ハ税關長ヲ相對ニ訴訟ヲ提起スルコトヲ得ズ、尙政府又ハ税關係官ハ抑留木材ノ受ケタル損害ニ對シ責任ヲ負フノ要無キモノトス、但シ係官ガ右木材ヲ管理セザルカ、故意ニ又ハ惡意ニヨリ生ゼシメタル損害ハ此限ニ非ズ
第七條 本法第三條ノ規定ニヨリ抑留木材ノ請戻ヲ受ケルニ先立チ、請戻人ハ規定ノ税金並抑留ノ日ヨリ請戻ニ至ル間ノ保管料(木材一本ニ付一箇月七五サタントス)ヲ税關長ニ完納スベキモノトス
第四條ニ規定ノ裁判所ノ判決ニヨリ請戻ヲ許可セラレタル場合ハ係官ハ税金保管料ノ外、裁判所ガ命ズ可キ粗糞料、盤谷迄ノ輸送料並ニ其他ノ費用ヲ徵收シ、完納ヲ見タル後右木材ヲ正當ナル受領人ニ引渡ス可キモノトス
第八條 木材ニ刻シタル、公印又ハ他人ノ刻印ヲ燒キ又ハ其他ノ方法ヲ以テ抹消、變更シタルモノ、又ハ納税證印又ハ納納證印等ヲ偽造シタルモノハ一箇年以下ノ懲役又ハ千バツ以下ノ罰金又ハ兩者ヲ併科ス
第九條 何人モ自己ガ流ス木材ノ刻印ガ變更又ハ抹消セラレ居ルカ納税證印ガ改變セラレ居ルコトヲ知リタルトキハ税關到着ト同時ニ税關係官ニ報告ス可シ、若シ右ヲ怠リタルトキハ百バツ以下ノ罰金ニ處ス
第一〇條 刻印ノ變更又ハ改作セラレ又ハ未納證刻印ノ變更セラレタル木材ノ所有者ニシテ自己ノ所有ヲ立證スルニ足ル證據ナキモノハ五〇〇バツ以下ノ罰金ニ處ス、但シ右ノ者ガ命令ニ從ヒ右ノ木材ヲ所定ノ場所ニ置キタルコトヲ立證シタル場合ハ罰金ニ非ズ、後者ノ場合本條ヲ行爲シタルコトヲ立證シタル場合ハ罰金ニ非ズ、後者ノ場合本條ニヨリ罪ハ指圖人ニ有ルモノトス
第一一條 本法ハ内務大臣之ヲ管轄ス、佛曆二四三八年一月一七日公布次イテ五年ヲ經タル盤谷曆一一六年(西曆一八九七年、佛曆二四四〇年)ニハ森林保護法ガ公布セラレタ

制定主旨

チークハ泰國財源ノ主要部分ヲ構成スルモノニシテ、之ガ保護ニハ萬全ヲ期スルノ要アリ

然ルニ近時タク、カムベンベツト、ビチャイ等ノ地方ニ於テハ伐採可能年齢ニ達セザル若木ニ卷枯伐採ヲ行フ者多ク斯クノ如キ行爲ハ將來嚴重ニ取締ヲ爲ス要アリ、但シ既ニ卷枯伐採ヲシタルモノハ撤出ヲ禁止スルハ酷ニ失シ、民衆ノ蒙ル迷惑モ多カル可シト察セラル因ツテ茲ニ本法ヲ制定シテ林業ノ保護ヲ圖ルモノナリ

第一條 爾今、何人モ地上三ソク(一五〇種)ノ樹周、五カムヲ超エザルチーク若木ヲ卷枯シ、又ハ伐採ス可カラズ

第二條 既ニ卷枯ヲ行ヒタルチークニ就キテハ規定ノ大イサニ達セザルモノト雖モ、納税ノ要ナクシテ家屋建築用又ハ寺院等ニ獻納スルコトヲ許可ス

第三條 第一條所定ノチーク若木ハ何人モ營利ノ目的ヲ以テ販賣交易ス可カラズ但シ、税ヲ完納シタルモノハコノ限ニ非ズ、一ピカトニ達セザルモノハ二バツトス

第四條 徵稅官ハ林業地ノブローラーチヤカーンムアントス
徵稅官ハ徵稅ヲ了シタル時ハ、徵稅終了ヲ證スル刻印ヲ打刻ス、但シ納稅者ノ希望スルトキハ、税關ニ於テ納稅スベキ契約書ヲ作成セシムルコトヲ得

第五條 盤谷曆一一七四年四月一ヨリ以降、一ピカトニ達セザルチークハ納稅ヲ了ヘズシテ、何處ノ税關ニモ、輸送ス可カラズ

第六條 若木ニシテ規定ノ大イサニ達セザルモノ、又ハ本法公布前ニ卷枯ヲ了ヘザルモノニ對シ、故意ニ卷枯又ハ伐採ヲ行ヒ、販賣シ、又ハ販賣セントシテ税關ニ搬入シ、又ハ搬入セントシタル者ハ、三箇月以下ノ懲役又ハ四〇〇バツ以下ノ罰金又ハ兩者ヲ併課ス、盤谷曆一一六九年九月九日公布
佛曆二四四一年標印盜刻禁止規定

佛曆二四五六年森林保護法

第一條 本法ハ佛曆二四五六年森林保護ニ關スル勅令ト稱ス

第二條 本法ハ官報ニ公告ノ日ヨリ其效力ヲ發ス

第三條 本法中ニ使用ノ用語ハ他ニ特殊用法ナキ限り次ノ意味ニ從フ
(一) 大臣トハ山林局ヲ管轄スル大臣ヲ謂フ
(二) 林野トハ、家屋ノ建築、栽培等ノ爲ニ地券ノ下付セラレタ土地以外ノ土地ヲ謂フ
(三) 木材トハチーク、草、叢等ヲ除ク喬木、叢木、攀緣木等ノ總テヲ包含ス
(四) 本法ニ謂フ林産物トハ、種々ナル木材、薪、炭材、カツチ、樹脂、樹油、樹皮、ラツク、蜂蜜、蜜蠟、葉、花、果實、其他ノ植物(一年生ノモノヲモ含ム)ヨリ生ズル有價物、竹類、藤、攀緣植物等全部ヲ包含ス

第四條 大臣ハ森林保護規定ヲ制定スル事又得。右規定ハ裁可ヲ經、官報ニ公告ノ上ハ、不法ノ一部トシテ適用スルコトヲ得

第五條 森林保護ノ目的ヲ以テ大臣ハ次ノ如キ規定ヲ制定スルコトヲ

- (一) 森林ノ伐採、點炬火、卷枯、枝拂、製材、打割等ノ許可、不許可、又ハ制限、並場所ノ選定又ハ林産物採取禁止地域ノ選定
- (二) ノ行爲ヲ許可スル場合、ソノ方法及ビソノ監督方法
- (三) ノ行爲ヲ許可ス可キ木材ノ種類及ビ大イサ、地方別ニヨル國庫納付割(但シ從價ノ百分ノ一〇ヲ超ユルコトヲ得ズ)及ビ納稅場所賦納用又ハ家屋工場ノ建築、漁撈等自家用ニ供スル木材、及林産物ニ對スル國稅々率ノ低下乃至免除
- (四) 林産物ノ採取方法、カツチノ製法、樹脂樹油ノ製造方法、燒炭方法
- (五) 山火事ヲ引起ス虞アル點炬火方法ノ制限乃至禁止
- (六) 森林中ニ田畠ヲ作ルノ許否
- (七) 第六條 上述ノ規定ニハ違反毎ニ懲役六箇月以下、罰金五〇〇バーツ以下又ハ兩者ヲ併科スルノ罰則ヲ設クルコトヲ得
- 第七條 大臣ハ適當ト認ムルトコロニ從ヒ、右規定ノ適用ノ可否、適用範圍及期限ヲ定メルコトヲ得
- 第八條 省令ニヨリ木材ノ種類、大サヲ決定シタルトキハ、大臣ハ適當ト認ムルトコロニ從ヒ之ヲ變更シ、増補シ又ハ改廢スルコトヲ得、但シ、官報ニ公告スルヲ要ス
- 第九條 木材又ハ林産物ニ對スル國庫納付割、稅率又ハ手數料ヲ規定シタルトキハ大臣ハ適當ト認ムルトコロニ從ヒ、裁可ヲ經テ官報ニ公告ノ上地方別ニ之ヲ増減スルコトヲ得。但シ、其ノ率ハ價格ノ百分ノ一〇ヲ超ユルコトヲ得ズ

本法ニヨリ國庫納付割ノ定メラレタル木材、其他ノ林産物ハ、(註)佛曆二四三六年(整谷曆一二年)制定ノ納稅及輸出稅ヲ免除セラル可キモノトス

(註) 右法律は佛曆二四七〇年の改正法によつて廢棄せられたリ

森林保護規定

- 佛曆二四五六年森林保護法第四條規定ニ從ヒ、今般次ノ如キ法律ノ制定ヲ見タリ
- 第一條 本法施行ノ區域並ニ時期ハ官報ニ公告ス
- 第二條 官報ニ本法適用ノ縣名公告セラレタルトキハ、サムハデーサー(ビバーン(地方長官)ハ審査ノ上、適用地區ト認メタル郡、村、區ノ民衆ニ告知シ、公告ノ日ヨリ三箇月以上ノ期間ヲ置キテ其ノ效力ヲ發生セシム
- 第三條 本法適用ノ便宜上、木材ヲ分チテ要免許種目ト無免許種目トニトシ、後者ニ屬スル種目ハ何人モ自由ニ之ヲ伐採、利用シ得ルモ、(燒拂、開墾等特別ノ取締規定ニ從フヲ要スルモノヲ意味セズ)前者ニ屬スル種目ハ本法ニ從ヒ、豫メ許可ヲ受クルニ非ザレバ何人モ卷枯シ切付、伐採、搬率、製材等ノ行爲ヲ爲ス可カラズ
- 第四條 要免許種目ヲ分チテ第一種珍稀木、第二種高價木、第三種ハ第一種及ビ第二種ニ屬セザルモノノ三種トス
- 大臣ハ右種目ニ屬スル木材ノ種類、大サ、及地方別ニ依ル國庫納付割ヲ規定シ、官報ニ公告ス可キモノトス
- 第五條 係官ハ何人ニ對シテモ第一種ニ屬スル木材ヲ卷枯シ、又ハ伐採許可ヲ與ヘルコトヲ得ズ、但シ地方長官又ハ縣山林局長ガ、試驗的ニ又ハ特別ニ、許可シタルトキハ此限ニ非ズ
- 第六條 第二種及第三種ニ屬スル木材ヲ營利ノ目的ヲ以テ伐採、搬出セントスル者ハ豫メ、許可ヲ受ケ、國庫納付金ヲ納付シタル後ニ非ザレバ伐採、搬率等ノ行爲ヲナスコトヲ得ズ、賦納用又ハ家屋ノ建築、漁撈等自家用ニ供シ營利ノ目的トセザルモノハ、豫メ許可ヲ受ケル要アルモノ國庫納付金ヲ納付スルノ要ナシ
- 第七條 右國庫納付金ヲ要セザル本付ニシテ第二種ニ屬スルモノニ就イテハ一月ニツキ年四本ヲ超過スルコトヲ得ズ、但右ノ許可ニ就イテハ

地方長官ハ大臣ノ許可ヲ得テ適當ト認ムルトコロニ從ヒ、木材ノ種類及ビ數量ヲ變更スルコトヲ得

- 第八條 第二種及第三種木材ノ伐採、搬出許可書ノ發給係官ハ林務官トス。林務官ノ駐在セザル地方ニ於イテハ、郡長ハ林務官ノ事務ヲ代行ス
- 第九條 營利ノ目的トセザル第三種木材ノ伐採搬出ハ各地ノ郡長之ガ許可書ヲ交付スルコトヲ得
- 第一〇條 有稅木材、無稅木材、薪炭用材ニ對スル許可書ノ形式ハ夫々、附屬書式一、二、三ニ依ル可キモノトス
- 第一一條 木材及薪炭材ニ對スル國庫納付割ハ大臣ノ規定シタル率ニ從ヒテ徵收シ製材加工シタルモノハ然ラザルモノノ二倍トス
- 第一二條 伐採許可書ノ發給ト同時ニ一本ニツキ吾「サタン」ノ割合ニテ國庫納付割ヲ豫納シ、伐採了シテ許可書ニ規定ノ地點ニ搬出シタルトキ、木材量ヲ立方米ニ換算シテ國庫納付額ヲ決シ、豫納金ニ不足ヲ生ジタル場合ハ更ニ許可申請人ヨリ増徴スルモノトス、但シ、右豫納額ニ就イテハ地方長官ハ適當ト認ムルトコロニ從ヒ之ヲ低減シ又ハ廢止スルコトヲ得。但シ薪炭用材ノ伐採許可申請ニハ豫納金ヲ要セズ
- 第一三條 米作ハ從來米作地タリシ所ニ限り之ヲ許可シ、林野、又ハ原野ヲ開墾シテ米作地トスベカラズ
- 第一四條 要免許種目ニ屬スル木材ハ地上一米五〇釐ノ箇所ヲ規定ノ測定器ニテ樹周ヲ測リ、省令規定ノ最少限度ノ大キサニ達セザルモノハ伐採スルコトヲ得ズ
- 第一五條 被免許者ニシテ許可書ニ背反シ、又ハ許可書裏面ノ條項ニ違反シタルトキハ、係官ハ豫納金ヲ返戻セズシテ許可書ヲ沒收シ、第一六條ノ規定ニヨリ處罰セラル可キモノトス
- 第一六條 本法ノ規定ニ違反シタルモノハ、反則毎ニ五〇〇バーツ以下又ハ六箇月以下ノ懲役又ハ兩刑ヲ併セ科ス
- 第一七條 本法ニヨリ規定セラレタル三種別要免許木材名表中ノ一部又

ハ全部ニ本法ヲ適用スルヤ、否ヤ及ソノ適用地區ニ就イテハ、地方長官ハ大臣ノ命令ヨリ之ヲ規定シテ一般ニ公告スベキモノトス、

林産業採取規定 (佛曆二四六五年)

- パターニニ縣ニ於ルタキヤン樹脂ノ採取ニ就テ
- 佛曆二四五六年森林保護法第四條、第五條、及第三條第四項ノ規定ニ從ヒ、今般タキヤン樹脂採取ニ關シ左ノ通り取締規定ノ制定ヲ見タリ
- (兼者註 本法ニタキヤン樹脂ニテ、チエンカル又ハベナツクノ方正シ、本樹ハ海抜二〇呎以下ノ傾斜地ニ於イテ生育スル常緑林ヲ高サ二〇〇呎周圍一〇呎乃至二呎ニ達ス)
- 第一條 本法ヲ或ル縣、郡ニ適用セントスルトキハ縣知事ハ實施ニ先立ち三箇月以上ノ猶豫期間ヲ置キ、地方ノ民衆ニ公告ス可シ
- 第二條 本法ノ適用ヲ見タル地方ニ於イテハ何人モタキヤン樹脂ニ對シ他ノ方法ヲ以テ穿孔、切付、點炬火等ノ行爲ヲナス可カラズ、但シ、免許書發給係官ヨリ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限りニ非ズ
- 第三條 タキヤン樹脂採取許可書發給手數料ハ一本ニ五サタントシ、免許書發給係官ガ許可申請人ヨリ徵收ス可キモノトス、右手數料ヲ納付シタル者ニ對シ許可書ヲ交付シ、採脂ニ從事セシム、右許可書ノ有効期間ハ發給當日ヨリ向フ一箇年以内トス
- 第四條 タキヤン樹脂ニ對スル國庫納付割ハ林務局之ヲ定メ、通關者ヨリ從價百分ノ一〇ノ割合ニテ通關手續人ヨリ徵收ス可キモノトス
- 第五條 樹脂ヲ採取シ得ルタキヤン樹脂ハ許可書發給係官ガ免許書ノ裏面ニアル刻印ト同一ノ刻印ヲ打刻シタル樹ニ限リ、右ノ刻印ナキモノハハ許可書ニアルモノト符合セザル樹木ニ採脂作業ヲ施ス可カラズ
- 第六條 地上一米五〇釐ノ樹周二〇〇釐ニ達セザルタキヤン若木ニ切付、點炬火ヲナスコトヲ禁ズ
- 第七條 樹脂採取ノ目的ヲ以テスルタキヤン樹脂ノ切付及ビ點炬火ハ上

述ノ通り樹周二〇〇糎以上ノモノニシテ、切付ヲ行ヒ得ル箇所ハ地上六米以下ノ幹ニ限ル

第八條 切付點炬火ハ、第一回切付ハ幅一〇糎深サ五糎ヲ超ユルコトヲ得ズ、尙切傷ノ間隔モ三九糎ヲ下ルコトヲ得ズ、尙切付ニ際シ樹木ヲ損傷セザルヤウ注意スルヲ要ス

第九條 切付點炬火採脂作業ヲナシ得ル時期ハ許可書發給係官ガ、許可書中ニ記載シタルトコロニ從フ

第一〇條 切付點炬火又ハ樹脂採取作業ヲ被免許人自ラ之ヲ行ヒ得ズ雇人ヲ以テ行ハシムルトキハ是等雇人ハ豫メ許可書發給係官ヨリ證明書ノ交付ヲ受ケ、然ル後業務ニ從事シ得ルモノトス

第一一條 被免許者ガ、許可書又ハ本法ノ規定ニ違反シタルトキハ係官ハ何時ニテモ許可書ヲ沒收シ、違反者ハ第一二條ノ規定ニヨリ處罰セラル可キモノトス

第一二條 本法ニ違反シタルモノハ、百バーツ以下ノ罰金又ハ一箇月以下ノ懲役又ハ兩者ヲ併セ科ス

林産物採取規定 (佛曆二四六五年)

ヤーン油採取ニ就テ

佛曆二四六五年森林保護法第三條第四項、第四條及第五條ノ規定ニ從ヒ、ヤーン油(グルヂヤン油トモ言フ)採取ニ關スル規定ノ制定ヲ見タリ

第一條 本法適用ノ地域及其時期ハ其都度必ズ官報ニ公告ス

第二條 第一條ニヨリ本法ヲ或地域ニ適用スルニ至リタルトキハ、地方長官ハ實施ニ先立ち民衆ニ告知シ、三箇月以上ヲ經テソノ效力ヲ發生セシム

第三條 本法ノ適用ヲ見タル地方ニ對シテハ、盤谷曆一二年一二月三〇

日付ナコンシタムマラト、スラト、チャンタブリーニ適用ノ採油公告及ビ同一二九年四月一日付ラチャブリーニ施行ノ二公告ヲ廢止ス

第四條 本法規定ノ適用ヲ見タル地方ニ於テハ、何人モヤング樹ヨリ樹油採取ノ目的ヲ以テ規定以外ノ方法ニヨリ穿孔、切付、點炬火等ノ行爲アル可カラズ、但シ、本法ノ規定ニ從ヒ係官ヨリ許可ヲ受ケタルトキハ此限リニ非ズ

第五條 本法ニヨリ許可書ノ發給ハ、林務官、郡長、又ハ地方長官ヨリ權限ヲ委任セラレタル係官之ニ當ル

第六條 ヤング樹油ノ採取許可手数料ハ一本六サタントシ、許可書發給係官ガ許可申請人ヨリ之ヲ徵收ス、ヤング油ニ對スル國庫納付割ハ從價ノ百分ノ一〇トシ通關者ヨリ之ヲ徵收ス、係官ハ許可書發給手数料ヲ納付シタル者ニ對シ許可書ヲ交付シ、ヤーン樹ヨリノ採油ヲ許可ス、許可書ノ有效期間ハ發給ノ日ヨリ向フ一箇年トス

第七條 地上一五〇糎ノ樹周二〇〇糎ニ達セザルヤーン若木ヨリ採油スルコトヲ禁ズ

第八條 採油可能ノ樹齡ニ達シタルヤーン樹ヘノ切付及點炬火ハ次ノ規定ニ從フ

イ 二〇〇乃至二五〇糎ノ太サノモノニ在リテハ一孔又ハ一孔切付以下

ロ 三〇〇糎以上ノモノハ三孔又ハ三孔切付以下

第九條 前條ニヨリ切付ハ深サ三〇糎ヲ超ユルコトヲ得ズ、尙點炬火モ適度ニ之ヲ爲シ、樹木ヲ損傷ス可カラズ

第一〇條 被免許者ニシテ許可書規定又ハ本法ニ違反シタルトキハ、係官ハ何時ニテモ右許可書ヲ沒收シ、違反者ハ第一一條ノ規定ニ從ヒ處罰セラルベキモノトス

第一一條 本法ノ規定ニ違反シタル者ハ違反一回ニツキ百バーツ以下又ハ懲役一箇月以下又ハ兩者ヲ併セ科ス

ヤーン採油許可書

縣 名

何縣、何郡、何村、何番地居住ノ何某ニ對シテグルヂヤン油ノ採取ヲ許可スルコト左ノ通り

許可樹木番號 自第何號 至第何號

何本

許可刻印ノ種類

樹木所在地 何縣何郡何村何番地

採油許可年限 自何年月日—至何年月日

被免許者ハ關係法規及裏面ノ規定ヲ守ル可キコトヲ誓ヒ、手数料トシテ一本六サタンノ割合ニ金何バーツ何サタン也ヲ納付セリ

年 月 日

營林所 名

發給者 氏 名

裏面 注意書

- (一) 本許可書ハ何人モ他人ニ讓渡スベカラズ、但シ、豫メ本許可書發給係官ヨリ文書ニヨリ許可ヲ得タルトキハ此限リニ非ズ
- (二) 被免許者又ハソノ代理人ハ本許可書ニヨリ行爲セントスルトキハ必ズ本許可書ヲ携行シ、被備者ハ常ニ當局ノ發給ニ係ル證明書ヲ所持シ、林務官、郡長、村長、ノ要求アリタル時ハ直チニ提示スルヲ要ス
- (三) 本許可書ガ有效期間ヲ失ヒタルトキハ一箇月以内ニ本許可書發給係官ニ返戻ス可シ

(附録) 日泰交通略史

(備考) 日付を漢字にて記したるは日本曆日にして、數字にて記したるは西洋曆日である。例へば四・九は四月九日にして、九・一は九月一二日を意味す。

皇 紀 西曆

三六(慶長七)

一六〇三

太泥にて葡萄牙人使節日本人二百人に上る。徳川家康太泥國林隠崎に返輪を送る(七・五)

三六(〃)

〇

太泥渡航朱印狀二通下付

三六(〃)

九

泰渡航朱印狀泰在住奥右衛門、島津忠恒等に四通下付。加藤清正の臣、市河治兵衛泰に移住す。

三六(〃)

九

太泥渡航朱印狀、今屋宗忠、大黒屋助左衛門、檜皮屋孫兵衛に三通下付

三六(〃)

一〇

太泥渡航朱印狀、尼崎屋又二郎、六條仁兵衛に三通下付

三六(〃)

一一

泰國重臣、島津家久に書を送る(四・)

三六(〃)

一〇

徳川家康、泰に書輪を送る(九・二一)

三六(〃)

一〇

泰渡航朱印狀、有馬晴信、木屋彌三右衛門、今屋宗忠、長崎惣右衛門等に四通下付。徳川家康、太泥國王に返書を送り、日本人の暴掠せしものを罰せんことを約す(七・)

三六(〃)

一一

泰渡航朱印狀、大賀九郎左衛門、木屋彌三右衛門、島津忠恒、後藤宗印等に四通下付

三六(〃)

一〇

泰渡航朱印狀、田邊屋又左衛門に下附。本多正純書を泰國王に送る(一〇・一〇)

三六(〃)

一〇

龜井茲矩の船泰に渡航す(一・)

三六(〃)

一〇

本多正純書輪を泰國王に送る。泰渡航朱印狀、加藤清正、伊藤新九郎、トマス、島津忠恒、木屋彌三右衛門、龜井茲矩等に六通下付。龜井茲矩、鍛冶屋彌右衛門を泰に遣し握浮哪純廣に

三六(〃)

一〇

日本人長藏、太泥よりバタバアに渡航し總督より營業自由の免許を受く(七・)

三六(〃)

一〇

泰國使來朝、握雅大庫は長崎奉行本多正純に、國王は徳川秀忠に書輪を送る(四・七)

三六(〃)

一〇

各返書あり(九・)

三六(〃)

一〇

山田長政も土井利勝、本多正純に書を送る(四・一)

三六(〃)

一〇

各返書あり(九・)

三六(〃)

一〇

日本人握浮哪長政、英商館長の願により拘禁英人及日本人の釋放に斡旋す(九・)

三六(〃)

一〇

此春日本人區燒失しオランダ商館類焼す(九・)

三六(〃)

一〇

木屋彌三右衛門等泰渡航朱印狀を受く(九・二七)

三六(〃)

一〇

泰國使來朝、國王は將軍秀忠に書輪を送り、東埔寨・泰國間の紛争に日本人の援助せざらん事を乞ひ、握雅大庫は酒井忠世、土井利勝、板倉重宗に書輪を送る(四・)

三六(〃)

一〇

夫々返書す(八・)

三六(〃)

一〇

日本船三隻泰に渡航す

三六(〃)

一〇

西班牙船アユーチャにて長政等日本人に掠奪される。アダムスの遺子等泰に渡航す。日本人握浮哪、朱印狀を得て泰に歸航す(一・)

三六(〃)

一〇

小濱民部船、泰に渡航す。山田長政握浮哪に昇爵す。日本握浮哪船、泰に歸航す(一〇・)

三六(〃)

一〇

日本船三隻、泰に渡航す。アユーチャにて西班牙船日本人作右衛門船を燒沈す(九・)

三六(〃)

一〇

山田長政、東印度總督クーンに書輪を送る(三・)

三六(〃)

一〇

山田長政酒井忠世の家臣、關主税に書を送る(三・三)

三六(〃)

一〇

泰新王、書輪を將軍家光に送る(四・一五)

三六(〃)

一〇

握雅大庫酒井忠世、板倉重宗に書を送る(四・一五)

三六(〃)

一〇

東印度總督クーン返書を書を送る(四・一五)

三六(〃)

一〇

書を送る(八・一四)

三六(〃)

一〇

日本人握浮哪純廣、龜井茲矩に書を送り、鉛、鐵砲の献上、新造船の事を報ず(三・三)

三六(〃)

一〇

本多正純返書を握雅大庫に送る(七・)

三六(〃)

一〇

徳川家康、泰國王に書輪を送る(九・)

三六(〃)

一〇

泰渡航朱印狀を木屋彌三右衛門、龜井茲矩、江島嘉左衛門に三通下付

三六(〃)

一〇

龜井茲矩、太泥國王に書を送る(八・二二)

三六(〃)

一〇

泰渡航朱印狀を細川忠興に下附。日本人再度太泥の町を燒く

三六(〃)

一〇

在泰日本人二百八十人反亂を企て追放されんとす(三・)

三六(〃)

一〇

泰渡航朱印狀、木屋彌三右衛門、ヤン・ヨーステンに三通下附。日本船泰にて鹿皮十二萬枚を買入る

三六(〃)

一〇

泰渡航朱印狀、長谷川忠兵衛、マノエル、ヤン・ヨーステン三通下附

三六(〃)

一〇

泰渡航朱印狀、木屋彌三右衛門、アダムス、唐人ベツケイに三通下附

三六(〃)

一〇

泰渡航朱印狀、長谷川權六、唐人三官スベツクス、高尾次右衛門等に四通下附。ウキリアム・アダムス日本人握浮哪城井久右衛門に贈物す(九・)

三六(〃)

一〇

握雅大庫、在泰日本人吉兵衛を日本に遣し刀甲を求む

三六(〃) 一五 一六〇三

三六(〃) 一七 一六〇三

三六(〃) 一八 一六〇三

三六(〃) 一九 一六〇四

三六(〃) 二〇 一六〇五

三六(〃) 二一 一六〇六

三六(〃) 二二 一六〇七

三六(〃) 二三 一六〇八

三六(〃) 二四 一六〇九

三六(〃) 二五 一六〇九

三六(〃) 二六 一六〇八

三六(〃) 二七 一六〇七

三六(〃) 二八 一六〇六

三六(〃) 二九 一六〇五

三六(〃) 三〇 一六〇四

三六(〃) 三一 一六〇三

三六(〃) 三二 一六〇二

三六(〃) 三三 一六〇一

三六(〃) 三四 一六〇〇

三六(〃) 三五 一五九九

三六(〃) 三六 一五九八

三六(〃) 三七 一五九七

三六(〃) 三八 一五九六

三六(〃) 三九 一五九五

三六(〃) 四〇 一五九四

三六(〃) 四一 一五九三

三六(〃) 四二 一五九二

三六(〃) 四三 一五九一

三六(〃) 四四 一五九〇

三六(〃) 四五 一五八九

三六(〃) 四六 一五八八

三六(〃) 四七 一五八七

三六(〃) 四八 一五八六

三六(〃) 四九 一五八五

三六(〃) 五〇 一五八四

三六(〃) 五一 一五八三

三六(〃) 五二 一五八二

三六(〃) 五三 一五八一

三六(〃) 五四 一五八〇

三六(〃) 五五 一五七九

三六(〃) 五六 一五七八

三六(〃) 五七 一五七七

三六(〃) 五八 一五七六

三六(〃) 五九 一五七五

三六(〃) 六〇 一五七四

三六(〃) 六一 一五七三

三六(〃) 六二 一五七二

三六(〃) 六三 一五七一

(附録) 日泰交通略史

(備考) 日付を漢字にて記したるは日本曆日にして、數字にて記したるは西洋曆日である。例へば四・九は四月九日にして、九・一は九月一二日を意味す。

皇 紀 西曆

三六(慶長七)

一六〇三

太泥にて葡萄牙人使節日本人二百人に上る。徳川家康太泥國林隠崎に返輪を送る(七・五)

三六(〃)

〇

太泥渡航朱印狀二通下付

三六(〃)

九

泰渡航朱印狀泰在住奥右衛門、島津忠恒等に四通下付。加藤清正の臣、市河治兵衛泰に移住す。

三六(〃)

九

太泥渡航朱印狀、今屋宗忠、大黒屋助左衛門、檜皮屋孫兵衛に三通下付

三六(〃)

一〇

太泥の町日本人に燒拂はる。太泥渡航朱印狀、尼崎屋又二郎、六條仁兵衛に三通下付

三六(〃)

一一

泰國重臣、島津家久に書を送る(四・)

三六(〃)

一〇

徳川家康、泰に書輪を送る(九・二一)

三六(〃)

一〇

泰渡航朱印狀、有馬晴信、木屋彌三右衛門、今屋宗忠、長崎惣右衛門等に四通下付。徳川家康、太泥國王に返書を送り、日本人の暴掠せしものを罰せんことを約す(七・)

三六(〃)

一一

泰渡航朱印狀、大賀九郎左衛門、木屋彌三右衛門、島津忠恒、後藤宗印等に四通下付

三六(〃)

一〇

泰渡航朱印狀、田邊屋又左衛門に下附。本多正純書を泰國王に送る(一〇・一〇)

三六(〃)

一〇

龜井茲矩の船泰に渡航す(一・)

三六(〃)

一〇

本多正純書輪を泰國王に送る。泰渡航朱印狀、加藤清正、伊藤新九郎、トマス、島津忠恒、木屋彌三右衛門、龜井茲矩等に六通下付。龜井茲矩、鍛冶屋彌右衛門を泰に遣し握浮哪純廣に

三六(〃)

一〇

日本人長藏、太泥よりバタバアに渡航し總督より營業自由の免許を受く(七・)

三六(〃)

一〇

泰國使來朝、握雅大庫は長崎奉行本多正純に、國王は徳川秀忠に書輪を送る(四・七)

三六(〃)

一〇

各返書あり(九・)

三六(〃)

一〇

山田長政も土井利勝、本多正純に書を送る(四・一)

三六(〃)

一〇

各返書あり(九・)

三六(〃)

一〇

日本人握浮哪長政、英商館長の願により拘禁英人及日本人の釋放に斡旋す(九・)

三六(〃)

一〇

此春日本人區燒失しオランダ商館類焼す(九・)

三六(〃)

一〇

木屋彌三右衛門等泰渡航朱印狀を受く(九・二七)

三六(〃)

一〇

泰國使來朝、國王は將軍秀忠に書輪を送り、東埔寨・泰國間の紛争に日本人の援助せざらん事を乞ひ、握雅大庫は酒井忠世、土井利勝、板倉重宗に書輪を送る(四・)

三六(〃)

一〇

夫々返書す(八・)

三六(〃)

一〇

日本船三隻泰に渡航す

三六(〃)

一〇

西班牙船アユーチャにて長政等日本人に掠奪される。アダムスの遺子等泰に渡航す。日本人握浮哪、朱印狀を得て泰に歸航す(一・)

三六(〃)

一〇

小濱民部船、泰に渡航す。山田長政握浮哪に昇爵す。日本握浮哪船、泰に歸航す(一〇・)

三六(〃)

一〇

日本船三隻、泰に渡航す。アユーチャにて西班牙船日本人作右衛門船を燒沈す(九・)

三九五(一) 三 一六五 泰國王の遣使船、日本にて拒絶されて歸航の途
暴風に遭ひ廣南に寄航す
三九六(一) 三 一六六 前年、日本にて拒絶されし國王の使節船、再び
日本に行き拒絶され、臺灣まで引返す(9-1)。
日本人の海外渡航及び歸國禁止令發布さる(鎖
國令)(五・一九) 東埔葉王子、日本人百人を従
へて泰に亡命す(11-18)
日本人支那金を泰に輸入す
在泰木村半左衛門長崎の親戚辻萬右衛門に音信
を通ず(9-14)
此夏泰國王の使節日本將軍宛の書翰贈物を携へ
て出帆す。在泰久左衛門、軍兵衛和蘭商館長の
依頼により皮革を買集む(11-24)。在泰日本人
船二隻に鹿皮八萬枚を積んで交趾に出帆す(11-
21)
三九八(一) 一五 一六六 蘭支人海外在住日本人の貨物、書翰、傳言の取
次を長崎奉行より禁ぜらる(10・二三)
三九九(一) 一六 一六六 日本人長木村喜太郎、錫を買ふ爲に商船を六昆
に派遣す(11-13)
四〇〇(一) 一七 一六六 日本人町の長木村喜太郎別名半左衛門國王の大
船を購入す(9-9)。半左衛門、六昆より錫を泰に
輸入す(9-9)。泰國王使節船を日本に派遣す(暴
風雨の爲、六月三日澎湖島に着く)(4-13)。泰
國王、日本町の長、半左衛門、善右衛門兩人に
蘇木を贈る(4-13)。國王の命により半左衛門、
船を交趾に派す(蘭船に拿捕されて臺灣に曳航
され(9-1))。多数の日本人アエーチャの蘭商館
の皮革の手入れ及び荷造に備はる(9-1、八二五)
木谷久左衛門、父母の年忌供養に泰より土産を
故郷に送る
三二(慶安門) 一六五 木村半左衛門、日本の故舊に音信を通ず(7-19)。
此年半左衛門、王廷に運動して蘭人の皮革輸出

三三四(一) 三 一六五 獨占權廢棄に努む
泰國王、新造船を日本に派遣せんとし蘭人航
海士を求む
三三五(明曆元) 一六五 國王、蘭人より鹿皮輸出の特許權を解放し、日
本人等蘭商館に鹿皮を賣す
三三六(一) 三 一六六 泰船、長崎に着く、國使渡來す(7-9)。泰國王
崩御して、繼承の内亂起り、日本人兵を率ゐて
王宮に入る(8-8)。在泰日本人英人に鯨皮を賣
る
三三八(萬治元) 一六六 在泰日本人商船に蘭航海士を備ひ東京に向ふ
三三九(一) 三 一六六 泰大使、和田理左衛門の船に便乗して東京に向
ふ(五月一日東京につく)(9-8)
三三二(寛文元) 一六二 泰國書を持てる大使二名再び和田理左衛門船に
便乗して東京に向ふ(11-13)。堺の人中村彦左
衛門、泰より佛畫を送る
三三三(一) 三 一六二 泰國王船日本に向ひ女島沖にて難破す
三三三(一) 三 一六二 泰國王船日本に向ふ(6-13)
三三四(一) 四 一六四 此頃在泰日本人の主なるもの、木村半左衛門、
北島八兵衛、徳永長三郎、石橋加兵衛、三宅次
兵衛、野中市右衛門、吉原太兵衛、石津伴左衛
門、次郎兵衛。泰國王船、和蘭商館長のパスを
持つて長崎に來船す(9-9)
三三七(一) 七 一六七 日本人アエーチャに教會堂を建てんことを熱望
す
三三二(一) 一 一六二 泰國王船日本に向ひ出帆す
三三三(一) 一 一六二 同船、日本より歸着す(9-13)
三三四(延寶三) 一六四 泰國王及び王妃夫婦を日本に派遣す。在泰英
商館長日本將軍への贈物を託す(9-1)。蘭人、
日本人町にて錫の買付をす、日本人錫を六昆及
びタナサリに再輸出す
三三八(一) 六 一六六 泰國王船、長崎に來航し、日本金を盛に購入し
出帆後直ちに難破し支那船を購入して歸國す
(9-3)

明治以降の日泰交通略史

三三九(一) 七 一六九 泰國王船長崎に來航す、船長支那人病死す(11-
13)
三三〇(一) 八 一六〇 泰國王、船を日本に派遣す(4-13)。王妃、船を
日本に派遣す(6-11) 國王及王妃共同にて船を
日本に派遣す(5-26)
三三二(天和元) 一六〇 飢饉の爲、長崎にて來航船より泰米を買ふ(8-
26)
三三三(一) 三 一六二 泰宰相コンスタンチン・フアルコン、日本系婦
人と結婚す(9-1)。英國東印度會社泰國王に書
翰を日本に傳送せんことを乞ふ(11-13)
三三三(一) 三 一六三 泰船五隻、日本銅一萬箱を積みて日本より歸國
す
三三四(一) 三 一六三 泰船三隻日本に向ひ暴風雨に遭ひ難破す
三三五(貞享三) 一六五 泰國王船一隻日本より歸航す(9-11)。同じく國
王船一隻日本より歸國す(9-18)。同じく國王船
一隻日本に向ひ出帆す(9-19)
三三七(一) 四 一六七 泰昭不耶大庫、支那船に托し書を長崎奉行に送
る(四・一) 日本町未だアエーチャの南郊にあ
り(9-21)
三三六(元祿元) 一六八 日本人ロブリーの教會堂の壁畫を描く。宰相コ
ンスタンチン・フアルコン處刑され、未亡人難
を日本人町に避く(9-10)
三三〇(一) 三 一六〇 獨逸人ケムベル、アエーチャに着く、日本人半
右衛門之に同伴す、彼は諸國語に通ず(9-6)
三三五(一) 四 一六二 泰船二隻長崎に來着す(11-30)
三三五(一) 六 一六三 泰船難破船の廣東人男女十八人を救ひて長崎に
入港す(八・一)
三三五(一) 七 一六四 宋居勝船廣東漂着長門人十二人を送還し長崎に
着す(七・一)
三三〇(一) 一三 一六〇 泰國王、日本銅をバタバアに轉賣す
(以上は岩生成一氏「近世初期日泰交通史年表稿」に據る)

三三五(明治八) 一六五 當時工部省四等出仕であつた大島圭介氏澳太利
公使と同行して一月十八日東京出發泰事情視察
の途に上つた。他に大藏省四等出仕川路寛堂氏
が加はり、横濱から佛蘭西汽船に乗り、香港か
らは澳太利軍艦に乗つてマニラ經由盤谷に着い
たのが、同年二月十日であつた。二十四日には
外務大臣に面會し、三月一日澳太利公使に伴は
れて國王に謁見し、七日には再び國王に謁見を仰
付けられ、種々懇篤なる御下問に接した。歸路は
新嘉坡經由で、東京に歸着したのが同年四月十
七日であつた。
東伏見宮殿下(當時小松宮殿下と申上ぐ)が英國
よりの歸途親しく泰を訪問せられた。
泰外務大臣テラウオン殿下使節として來朝、
九月二十六日、日泰修交宣言書の調印を終へ、
翌二十一年一月二十三日同宣言書の批准を了
す。
内國勸業博覽會の視察を兼ねてバヌランシー殿
下來朝
泰文部省の依頼に依り畫工一名、彫刻師二名を
送る
新嘉坡駐在齋藤領事盤谷に派遣され、政府及外
交團を歴訪
稻垣萬次郎氏辦理公使に任せられて、盤谷に公
使館を開設、同年政尾博士法律顧問として渡泰
し、泰の司法制度改革に功勞あり、司法省内に
重きをなしたが、滯泰十六年、大正二年に歸朝
した。
日泰修交通商航海條約の調印を見(二月二十五

日、在留邦人は領事裁判権の下に保護されることとなる

泰王室より佛骨分與の儀があつて、その奉迎使節が派遣せられた。其の後日泰寺を愛知縣下に建立、その用材は泰より寄贈せられ、三十五年ラーマ六世(皇太子時代)來朝の節は日泰佛骨奉安殿の前に手づから記念松樹を植えられた。此の頃在留邦人中泰東北地方の養蠶業を視察し、泰蠶業改良の必要を時の公使の手を経て泰政府に建白したことがあり、之が動機となつて其後泰政府は我國より數名の技術員を招聘して、蠶業局を創設、一時は非常な努力が傾注せられ、備聘邦人も數十名に達した。然るに其後全廢の悲運に遭ひ、農務省に重きをなしてゐた邦人も大正元年には遂に全く姿を消して了つた。

ラーマ六世の戴冠式には、伏見宮博恭王殿下御名代の宮として伊吹、淀の二處を率ゐて御參席三月、大阪商船のジャワ・盤谷線開始(大正十五年三月廢止)

三月五日、臺灣銀行支店を開設、因に同行は大正十三年に至つて之を閉鎖した。日泰改正通商條約が成立(十一月)、之に依て領事裁判権の撤廢と同時に、爾後邦人は泰國內地居住及財産權享有等に關する自由を得ることとなつた。

貴族院議員藤山雷太氏訪泰、各方面と交驛ラーマ七世の戴冠式に駐泰公使林久治郎氏特派公使に任命されて參列。九月、大阪商船西貢・盤谷線開始。十二月、駐日領事館の創設、大阪の安住伊三郎氏を初代名譽領事に任命。文部大臣ターニール親王教育視察の爲來朝

三五〇〇〇〇〇〇

二五七二〇〇

二五七六〇〇

二五七九〇〇

二五八四〇〇

二五八五〇〇

二五八六〇〇

三五七(昭和二)

三五八(〃)

三五九(〃)

二五九(〃)

二五九(〃)

二五九(〃)

二五九(〃)

二五九(〃)

二五九(〃)

二五九(〃)

二五九(〃)

一月、安住名譽領事夫妻の領事就任答禮の往訪。七月、大倉喜七郎男訪泰、泰王室は國賓に准ずる待遇を與へ、殊に國王は佛像一體を同氏に托して日泰寺へ寄贈、大倉男の肝入りで、秩父宮殿下を總裁に仰ぎ、近衛公を會長とする日泰タイ協會(舊暹羅協會)が東京に成立。大阪に日泰貿易協會成立。十月、衛生局長シャコール殿下御來朝。七月、ルアン・サナー氏を團長とする泰少年團一行二十一名が日本少年團の招待に依て來朝、各地少年團と交驛し、到る處で熱誠な歓迎を受けた。殊に山梨縣笛吹川に於ける合同野營には、秩父宮殿下の臺臨を得て感激を深くした。尙、同少年團は米を運ぶ牛車の模型を御土産として寄贈、現に皇室博物館に陳列されてゐる。十月、陸軍參謀長アロンコット殿下大演習參觀の爲御來朝。十一月、カンベンベツチ殿下鐵道交通狀況視察の爲來朝。泰少年團全國大會に日本少年團代表を招待、二荒伯を團長として全國より優秀健兒二十一名を選抜派遣、一月三日より同十三日迄滞在、國王の特別なる御優遇を受け、國を擧げての歡待に接し、殊に歸國に際しては同國の古利ナコン・パトナムのムラバトムチエデイより佛舍利の分與を受け、現に東京震災記念堂に奉安してある。ラーマ七世米國御渡航の途次非公式に御立寄り朝野の深甚の歓迎を受けられた。無任所大臣クーン・サマハーン氏一行六名我が國諸制度視察の爲來朝。二月、滿洲國獨立に關する國際聯盟總會に於て

泰代表は敢然棄權を宣告して日本に對する理解を示すと共に自主的外交を發揚して世界的に非常なセンセーションを起した。同年、ラーマ七世の御從弟サンタナカラ・ボアラ・アルン殿下會計學專攻の目的にて大阪商大に御入學、實に外國王族の本邦留學の嚆矢である。同年末、内地産米保護の爲止むを得ず泰米其他の外米輸入に對して許可制が採用されることとなつた。少年團日本聯盟練習船和通丸南洋巡航の途次盤谷に寄航、泰朝野の非常な歡待を受けた。泰官立法政大學の招聘を受け、九州帝大助教伊藤兆司氏農業經濟を講ずる爲渡泰、因に同氏は昭和十一年四月任期満了して離泰。東京に於ける第二回汎太平洋佛敎青年大會を機會に日本商工會議所並に日本タイ協會の共同招待に應じて、同大會參列を兼ねてブラヤー・スリテイカーン氏を首班とする日本産業視察團一行來朝。横濱復興記念大博覽會には泰物産紹介の爲文藝局建築技師を特派し、會場内に泰館を特設、各種米、木材、皮革類、七寶器其他二百餘品を陳列して多大の注目を惹いた。四月、泰音樂舞踊學校生徒から成る舞踊團一行二五名が來朝、各地巡歴公演を行ひ泰藝術の紹介並に日泰親善に貢献するところが多かつた。四月、泰訪日議員團ネート・ブンウイワツタナ氏一行十八名が來朝、各地の熱誠なる歓迎を受け、熱心な視察見學を行つた。四月、泰少年團より寄贈の牝象二頭到着、一頭は上野動物園へ、一頭は大阪動物園に飼育されることとなつた。六月、名古屋市に日泰協會成立、會長伊藤次郎左衛門、名譽會長ブラー・ミトラカム・ラクサ公使。六月、泰國人の日本留學乃至視察旅行者激増して日本語

學習希望者増加せるに鑑み、泰日本人會の事業として盤谷に日本人小學校教師に依る日本語講習會を開くこととなつた。九月、經濟參議たりしブラ・サラサス氏家族同伴日本の經濟・財政・産業各部門に亘つて長期研究調査の爲來朝。九月、泰鐵道局貨車計三〇〇輛我國注文に決定、三井物産に落札した。十一月、日泰兩國相互の理解、親善の目的とする日泰協會が盤谷に成立、同四月正式登録を了した。當時領事の斡旋に依り昭和八年頃より日泰人有志が毎月一回會食・會談を行つて日泰親善・相互理解に資してゐたが、第二回汎太平洋佛敎青年大會に參列したのが、第二回汎太平洋佛敎青年大會に參列した泰首席代表ブラヤー・スリテイカーン氏等の熱心な斡旋盡力に依り愈々熱して正式成立を見るに至つたものである。十一月、臺灣總督府の招待に依り泰字紙シ・クルン社記者其他一行四名が選抜されて來臺、博覽會見物と同時に臺灣各地を視察見學。十一月、日泰兩國に於ける諸制度、諸組織に關する視察・研究・調査及各種資料の蒐集を目的として、池田成彬氏後援の下に東京に泰寮開設。十二月末、ルアン・プラヂット氏來朝、各方面を視察、翌一月七日には、天皇陛下に拜謁仰付けられ、勲一等旭日大綬章を拜授。三原博士棉作可能性調査の爲渡泰し、次いで泰農務省の備聘を受け、同國棉作指導の任に當ることとなつた。二月、泰鐵道局機關車八臺三井物産に落札。二月、名古屋日泰協會招致の第一回留學生三名來朝。三月、泰政府派遣留學生十一名來朝。三月、安川雄之助氏を團長とする經濟使節一行十四名が訪泰、攝政宮殿下に拜謁を賜つた外、朝野各方面と公式、非公式の懇談並に交驛を遂げ、日